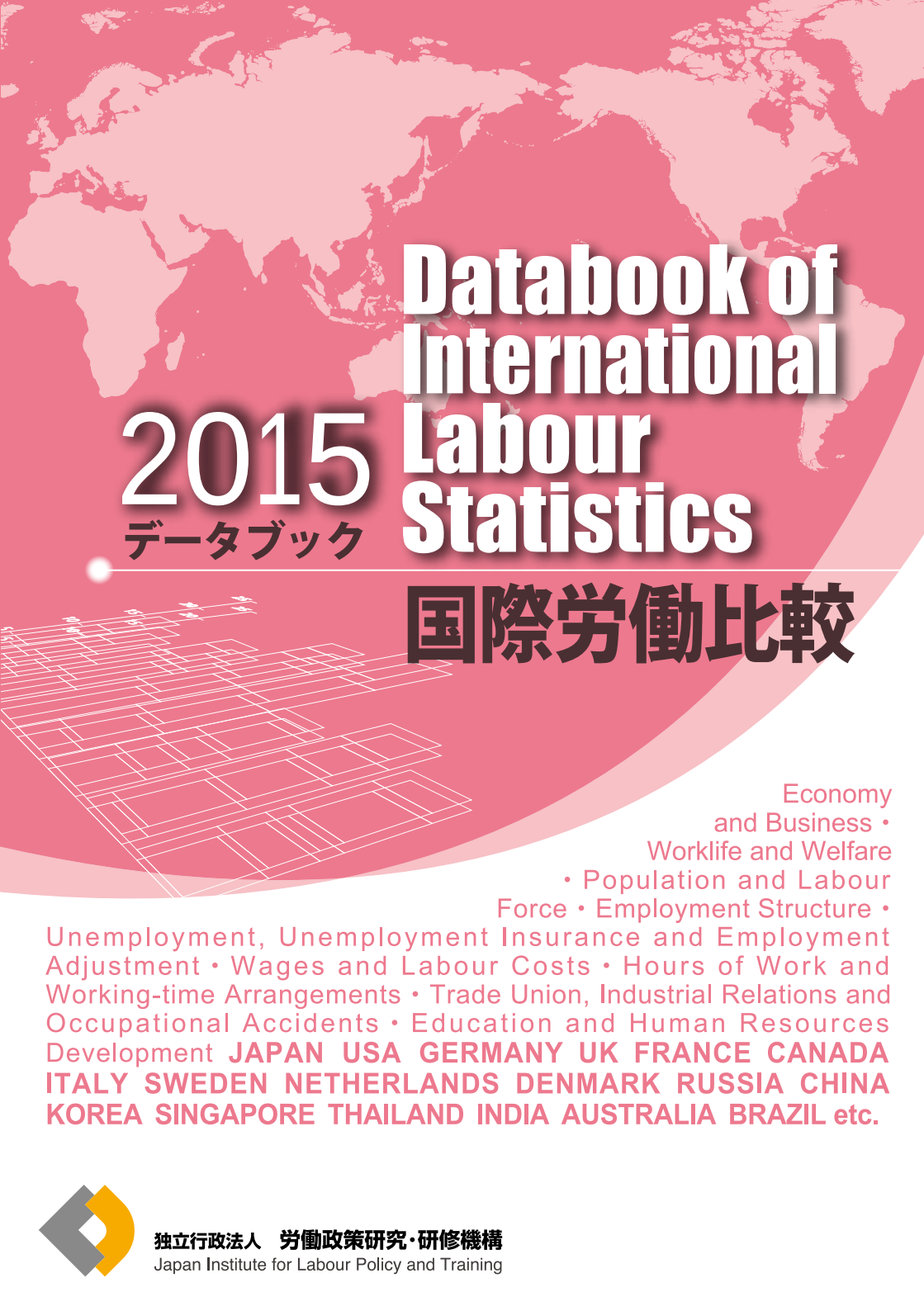




Databook of International Labour Statistics

2015
データブック

国際労働比較

Economy
and Business •
Worklife and Welfare

• Population and Labour
Force • Employment Structure •

Unemployment, Unemployment Insurance and Employment
Adjustment • Wages and Labour Costs • Hours of Work and
Working-time Arrangements • Trade Union, Industrial Relations and
Occupational Accidents • Education and Human Resources
Development **JAPAN USA GERMANY UK FRANCE CANADA
ITALY SWEDEN NETHERLANDS DENMARK RUSSIA CHINA
KOREA SINGAPORE THAILAND INDIA AUSTRALIA BRAZIL etc.**



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
Japan Institute for Labour Policy and Training

●データブック●
国際労働比較

Databook of International Labour Statistics

2015

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
Japan Institute for Labour Policy and Training

は し が き

2014 年の世界経済は、過剰債務や高失業率といった世界金融危機の遺産的問題がいまだ継続し、多くの国で潜在成長率の低下がみられました。先進国では、アメリカとイギリスが危機から抜け出し、ある程度の成長率を達成する一方、日本では消費増税に伴う駆け込み需要の反動による影響が長期化し、ユーロ圏でも投資と輸出の低迷によりほぼ全域で成長が停滞しました。新興国では、中国が高い成長率を維持し、インドも相対的な不調から回復する一方、ロシアではウクライナ危機や原油価格の下落により成長見通しは不透明感が増しました。

いくつかの先進諸国では、プラス成長を続けながらも失業率の大きな改善がみられないなど、かつてのように景気回復が雇用情勢の改善にダイレクトに繋がりにくい状況となっています。特に若年者の就労環境は多くの国で厳しさを増しています。一方で、先進国を中心として高齢化に伴う労働力不足の懸念が高まる中、非正規雇用の増加は、格差拡大などの問題を深刻化させています。

本書は、こうした世界の経済情勢、雇用情勢を踏まえ、政策課題の共通化がますます進展している労働問題、雇用問題について、日本と諸外国の実態がわかりやすく理解できるよう編集した「国際比較統計集」です。本書は年刊として、すでに15年にわたり発行を続けてまいりました。この間、OECD（経済協力開発機構）やILO（国際労働機関）等の国際機関の努力により、各国の労働統計は精緻な国際比較が可能なように一段と整備が進められています。本書を編集するに当たっては、こうした成果を可能な限り反映させるべく努力しております。今後とも一層の改善に努めてまいりますので、利用者の皆様のご意見等をお寄せいただければ幸甚に存じます。

平成27年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
国際研究部長 天瀬 光二

凡 例

- 数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数値と内訳を足し上げたものと一致しない場合がある。
- 数値の表記の仕方は、以下の通り。
 - 0.0 表記単位（この場合は、小数点以下第1位）未満の数値であることを示す。
 - － 該当数値がないことを示す。
 - （ブランク）数値が不詳、不明であることを示す。
 - | 調査内容や定義の変更等による、前後数値の非接続を示す。
- 統計数値の原資料の作成機関及び公表資料名は、「資料出所」として脚注に明記している。原資料がデータベースの場合には、データをダウンロードした時期を記載した。なお、統計数値には原資料に基づいて当機構で作成したものも含まれている。
- 対象国は、原則として欧米主要国、東アジア等の主な国及び地域としている。
- 欧州諸国及びOECD諸国は、他に注がない場合は以下の国々を指す。

(EU-15) オーストリア*, ベルギー*, デンマーク, フィンランド*, フランス*, ドイツ*, ギリシャ*, アイルランド*, イタリア*, ルクセンブルク*, オランダ*, ポルトガル*, スペイン*, スウェーデン, イギリス

(EU-21) EU-15に以下6か国を加えたもの。
チェコ, ハンガリー, ポーランド, スロバキア*, スロベニア*, エストニア*

(ユーロ圏) *印の諸国にキプロス, マルタを加えた17か国(2013年12月現在)

(OECD諸国) EU-21に以下を加えたもの。(2014年2月現在, 34か国)
カナダ, アイスランド, ノルウェー, スイス, トルコ, アメリカ, 日本, オーストラリア, ニュージーランド, メキシコ, 韓国, チリ, イスラエル
- 表頭および表側のアルファベットは、下記の国・地域名の略号である。

AUS	Australia	AUT	Austria	BEL	Belgium	BRA	Brazil
CAN	Canada	CHE	Switzerland	CHN	China	CZE	Czech Republic
DEU	Germany	DNK	Denmark	ESP	Spain	FIN	Finland
FRA	France	GBR	Great Britain	GRC	Greece	HKG	Hong Kong
HUN	Hungary	IDN	Indonesia	IND	India	IRL	Ireland
ISL	Iceland	ISR	Israel	ITA	Italy	JPN	Japan
KHM	Cambodia	KOR	Korea, Republic of	LKA	Sri Lanka	LUX	Luxembourg
MEX	Mexico	MYS	Malaysia	NLD	Netherlands	NOR	Norway
NZL	New Zealand	PHL	Philippines	POL	Poland	PRT	Portugal
RUS	Russian Federation	SGP	Singapore	SWE	Sweden	THA	Thailand
TUR	Turkey	TWN	Taiwan	USA	United States	VNM	Vietnam

目 次

1. 経済・経営

1-1	一人当たりの国民所得	21
1-2	経済活動別国内総生産（構成比）	22
1-3	物価水準（GDPベース）	23
1-4	労働生産性水準（GDPベース）	24
第1-1表	名目国内総生産	25
第1-2表	名目・実質国内総生産（GDP）成長率	26
第1-3表	一人当たりの国民所得	27
第1-4表	雇用者報酬	28
第1-5表	経済活動別国内総生産	29
第1-6表	国内総生産の構成（支出側、名目）	31
第1-7表	国内総生産の構成（生産側、名目）	32
第1-8表	国民貯蓄率	33
第1-9表	鉱工業生産指数	34
第1-10表	経常収支・貿易収支	35
第1-11表	対内直接投資額（フロー）	36
第1-12表	対外直接投資額（フロー）	37
第1-13表	為替レート	38
第1-14表	生産者物価指数	39
第1-15表	消費者物価指数	40
第1-16表	購買力平価	41
第1-17表	物価水準（GDPベース）	41
第1-18表	内外価格差及び購買力平価	42
第1-19表	労働生産性水準	43
第1-20表	労働分配率	44
第1-21表	時間当たり労働生産性上昇率（産業計、対前年比）	44
第1-22表	単位労働費用（産業計）	45

2. 人口・労働力人口

2-1	世界、大陸及び主要地域の人口（中位推計）	49
2-2	人口増加率	50
2-3	老年人口比率（65歳以上人口）	51
2-4	65歳以上男性の労働力率	52

2-5	年齢階級別女性労働力率	53
2-6	就業率	54
第2-1表	総人口	55
	(参考表) 日本の将来推計人口	55
第2-2表	人口増加率	56
第2-3表	若年人口 (15歳未満人口)	57
第2-4表	生産年齢人口 (15～64歳人口)	58
第2-5表	老年人口 (65歳以上人口)	59
第2-6表	性別・年齢階級別人口構成	60
第2-7表	出生率・死亡率	63
第2-8表	平均寿命	64
	(参考表) 完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命	64
第2-9表	合計特殊出生率	65
第2-10表	労働力人口	66
第2-11表	性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率	67
第2-12表	就業率 (15～64歳)	76
第2-13表	性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率	78
第2-14表	外国人人口 (ストック)	82
第2-15表	就労目的の入国が許可された外国人労働者 (インフロー)	83
第2-16表	外国人労働力人口 (ストック)	84

3. 就業構造

3-1	就業者の産業別構成比	87
3-2	就業者の職業別構成比	88
3-3	就業者及び管理職に占める女性の割合	89
3-4	就業者の従業上の地位別構成比	90
3-5	就業者に占める短時間労働者の割合	91
第3-1表	産業別就業者数	92
第3-2表	就業者の産業別構成比	99
第3-3表	産業別雇用者数	100
第3-4表	性別・職業別就業者数	107
第3-5表	就業者の職業別構成比	115
第3-6表	従業上の地位別就業者数	116
第3-7表	就業者に占める短時間労働者の割合	117
第3-8表	短時間労働者に占める女性の割合	119
第3-9表	テンポラリー労働者の割合	120

第3-10表	性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合	121
第3-11表	労働者に占める派遣労働者の割合	122
第3-12表	従業員の勤続年数	123
第3-13表	青少年（18～24歳）の転職に対する考え方	124
第3-14表	望ましい退職年齢	125
第3-15表	雇用創出率・雇用消失率	126
第3-16表	公共職業安定業務	127
第3-17表	労働者派遣事業	129
第3-18表	年齢に関する法制度等（定年等関係）	133

4. 失業・失業保険・雇用調整

4-1	ILO定義失業率	137
4-2	失業率（各国公表値）	138
4-3	長期失業者の割合	139
第4-1表	調整失業率	140
第4-2表	失業率（各国公表値）	141
第4-3表	年齢階級別失業者数・構成比	142
第4-4表	年齢階級別失業率	145
第4-5表	長期失業者の割合	146
第4-6表	失業期間別構成比	147
第4-7表	失業者の定義	148
第4-8表	失業保険制度	150
	（参考表）補足的な失業扶助制度	154
第4-9表	失業給付受給者数	156
第4-10表	雇用調整速度	157
第4-11表	雇用調整助成金・再就職支援制度	158
第4-12表	高齢者の就労促進施策	161
第4-13表	解雇法制	164

5. 賃金・労働費用

5-1	時間当たり賃金（製造業）	169
5-2	労働費用（製造業）	170
5-3	年齢階級別賃金格差	171
5-4	勤続年数別賃金格差（産業計）	172
第5-1表	時間当たり賃金（製造業）	173
第5-2表	賃金（製造業）	174

第5-3表	産業別賃金	176
第5-4表	時間当たり実収賃金指数（製造業）	177
第5-5表	フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準	177
第5-6表	労働費用（製造業）	178
第5-7表	労働費用でみた国際競争力	179
第5-8表	労働費用費目別構成（製造業）	179
第5-9表	生産労働者の時間当たり労働費用（製造業）	180
第5-10表	男女間賃金・勤続年数格差	181
第5-11表	フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差	181
第5-12表	年齢階級別賃金格差	182
第5-13表	勤続年数別賃金格差	183
第5-14表	規模間賃金格差（産業計）	185
第5-15表	所得のジニ係数	185
第5-16表	五分位階級所得割合	186
第5-17表	相対的貧困率 （参考表）日本の相対的貧困率	187
第5-18表	最低賃金制度	188
第5-19表	最低賃金額の推移	194

6. 労働時間・労働時間制度

6-1	一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）	197
6-2	年間休日数	198
第6-1表	一人当たり平均年間総実労働時間	199
第6-2表	週労働時間（製造業）	201
第6-3表	長時間労働者の割合	202
第6-4表	年間休日数	203
第6-5表	法定祝日	204
第6-6表	労働時間・有給休暇制度	205

7. 労働組合・労使関係・労働災害

7-1	労働組合組織率の推移	215
7-2	労働争議による労働損失日数	216
第7-1表	労働組合員数・組織率（各国公式統計）	217
第7-2表	労働組合組織率（ILOデータベース）	218
第7-3表	労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数	219
第7-4表	労災被災者数・労働損失日数	221

第7-5表	労働災害の度数率	223
-------	----------------	-----

8. 教育・職業能力開発

8-1	高等教育への進学率（大学型高等教育機関）	227
第8-1表	高等教育への進学率	228
第8-2-1表	日本の学校系統図	230
第8-2-2表	アメリカの学校系統図	231
第8-2-3表	イギリスの学校系統図	232
第8-2-4表	ドイツの学校系統図	233
第8-2-5表	フランスの学校系統図	234
第8-2-6表	中国の学校系統図	235
第8-2-7表	韓国の学校系統図	236
第8-3表	仕事に関連した非公式教育訓練の受講率	237
第8-4表	若年のキャリア形成及び就職支援	238
第8-5表	困難な状況にある者に対する施策	245

9. 勤労者生活・福祉

9-1	家計消費支出の構成	251
第9-1表	家計・対家計民間非営利団体（NPISH）の受取と支払の構成	252
第9-2-1表	国民一人当たり目的別国内家計最終消費支出	253
第9-2-2表	国内家計最終消費支出の構成比	254
第9-3-1表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）	255
第9-3-2表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世帯）	256
第9-3-3表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世帯）	257
第9-3-4表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ、全世帯）	258
第9-4表	家計・対家計非営利団体（NPISH）の金融資産総額	259
第9-5表	国民負担率（対国民所得比）	259
第9-6表	公的社会支出（対GDP比）及びその内訳	260
第9-7表	GDPに占める労働市場政策への支出	261
第9-8表	公的年金等制度	262
第9-9表	企業年金等制度	264
第9-10表	社会保障負担料率	266
第9-11表	公的扶助制度	267
第9-12表	育児休業制度	269
第9-13表	育児に対する経済的支援（児童手当等）	272
第9-14表	保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置	274

第9-15表	障害者雇用対策	275
第9-16表	一日当たり生活時間配分	277
第9-17表	生活・社会・文化水準	278
第9-18-1表	生活時間（正規雇用者）	279
第9-18-2表	生活時間（非正規雇用者）	280
第9-18-3表	生活時間（正規雇用者・非正規雇用者計）	281
第9-19表	ジェンダー不平等指標（GII）	282

参考

労働統計機関一覧	285
----------------	-----

TABLE OF CONTENTS

1. Economy and Business

Table 1-1	Nominal GDP	25
Table 1-2	Nominal and real GDP growth rates	26
Table 1-3	National income per capita	27
Table 1-4	Compensation of employees	28
Table 1-5	GDP by economic activity	29
Table 1-6	GDP by expenditure approach	31
Table 1-7	GDP by production approach	32
Table 1-8	National savings rates	33
Table 1-9	Industrial production indices	34
Table 1-10	Current account and trade balance	35
Table 1-11	FDI Inward flows	36
Table 1-12	FDI Outward flows	37
Table 1-13	Exchange rates	38
Table 1-14	Producer price indices	39
Table 1-15	Consumer price indices	40
Table 1-16	Purchasing power parities (PPPs)	41
Table 1-17	Comparative price levels	41
Table 1-18	Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs)	42
Table 1-19	Labour productivity levels	43
Table 1-20	Labour share	44
Table 1-21	Average annual labour productivity growth rates, total economy	44
Table 1-22	Unit labour costs, total economy	45

2. Population and Labour force

Table 2-1	Total population	55
	Reference table: Population prospects of Japan	55
Table 2-2	Population growth rates	56
Table 2-3	Youth population, 0-14 years old	57
Table 2-4	Working age population, 15-64 years old	58
Table 2-5	Elderly population, 65 years old or over	59
Table 2-6	Population by sex and age group	60
Table 2-7	Crude birth rates and crude death rates	63
Table 2-8	Life expectancy at birth by sex	64
	Reference table: Japan's average life expectancy	64
Table 2-9	Total fertility rates	65

Table 2-10	Labour force	66
Table 2-11	Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group	67
Table 2-12	Employment/population ratios, 15-64 years old	76
Table 2-13	Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group	78
Table 2-14	Stock of foreign population	82
Table 2-15	Inflow of foreign workers	83
Table 2-16	Stock of foreign labour force	84

3. Employment Structure

Table 3-1	Total employment by economic activity	92
Table 3-2	Sectoral composition of employment	99
Table 3-3	Employees by economic activity	100
Table 3-4	Total employment by occupation and sex	107
Table 3-5	Occupational composition of employment	115
Table 3-6	Employment by professional status	116
Table 3-7	Part-time employment as a proportion of total employment	117
Table 3-8	Women's share in part-time employment	119
Table 3-9	Temporary employment as a proportion of total employment	120
Table 3-10	Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group	121
Table 3-11	Temporary agency workers as a proportion of total workforce	122
Table 3-12	Length of service of employees by sex and age group	123
Table 3-13	Youth's views on job changes, 18-24 years old	124
Table 3-14	The appropriate age for men and women to retire	125
Table 3-15	Job creation rates, job destruction rates	126
Table 3-16	Public employment security services	127
Table 3-17	Temporary employment agency services	129
Table 3-18	Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age	133

4. Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

Table 4-1	Harmonised unemployment rates.....	140
Table 4-2	Unemployment rates (officially published national sources).....	141
Table 4-3	Unemployment by age group	142
Table 4-4	Unemployment rates by age group.....	145
Table 4-5	Incidence of long-term unemployment among total unemployment.....	146
Table 4-6	Incidence of unemployment by duration	147
Table 4-7	Definitions of unemployed	148
Table 4-8	Unemployment insurance schemes	150
	Reference table: Supplemental unemployment assistance schemes	154
Table 4-9	Number of persons receiving unemployment benefit.....	156
Table 4-10	Employment adjustment speed.....	157
Table 4-11	Reemployment support programs, employment adjustment subsidies ..	158
Table 4-12	Measure to promote the employment for older persons	161
Table 4-13	Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal	164

5. Wages and Labour Costs

Table 5-1	Hourly wages, manufacturing	173
Table 5-2	Wages, manufacturing	174
Table 5-3	Wages by economic activity	176
Table 5-4	Annual hourly earnings indices, manufacturing	177
Table 5-5	Earnings gap between full-time and part-time workers.....	177
Table 5-6	Labour costs, manufacturing	178
Table 5-7	Competitive positions: relative unit labour costs	179
Table 5-8	Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing..	179
Table 5-9	Indices of hourly compensation costs in manufacturing	180
Table 5-10	Gender wage and job tenure gap	181
Table 5-11	Gender wage gap in median earnings of full-time employees	181
Table 5-12	Wage gap by age group	182
Table 5-13	Wage gap by length of service.....	183
Table 5-14	Wage gap by establishment size in all industries	185
Table 5-15	Gini coefficients of income inequality	185
Table 5-16	Income share by quintiles	186
Table 5-17	Percentage of people with an income below 50% of median income ..	187
	Reference table: Japan's relative poverty rates	187
Table 5-18	Minimum wage-fixing mechanisms	188
Table 5-19	Changes in the minimum wage.....	194

6. Hours of Work and Working-time Arrangements

Table 6-1	Average annual hours actually worked per person in employment	199
Table 6-2	Hours of work per week, manufacturing	201
Table 6-3	Proportion of workers working long hours by gender	202
Table 6-4	Number of annual holidays	203
Table 6-5	Legal holidays	204
Table 6-6	Working-time and paid leave arrangement	205

7. Trade Union, Industrial Relations and Occupational Accidents

Table 7-1	Trade union membership and density rates (national official statistics) ..	217
Table 7-2	Union density rates according to the ILO Union Database	218
Table 7-3	Number of labour disputes, workers involved and days not worked	219
Table 7-4	Number of workers injured due to occupational accidents and days lost	221
Table 7-5	Incidence rates of occupational accidents	223

8. Education and Human Resources Development

Table 8-1	Entry rates into tertiary education	228
Table 8-2-1	School system, Japan	230
Table 8-2-2	School system, USA	231
Table 8-2-3	School system, UK	232
Table 8-2-4	School system, Germany	233
Table 8-2-5	School system, France	234
Table 8-2-6	School system, China	235
Table 8-2-7	School system, Republic of Korea	236
Table 8-3	Participation rates in non-formal job-related education and training	237
Table 8-4	Career development and job-search assistance for youth	238
Table 8-5	Measures to tackle the employment challenges	245

9. Worklife and Welfare

Table 9-1	Composition of households and NPISH, resources side/uses side	252
Table 9-2-1	Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose	253
Table 9-2-2	Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose	254
Table 9-3-1	Household income and expenditure by age of household reference person (Japan)	255
Table 9-3-2	Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households)	256

Table 9-3-3	Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households)	257
Table 9-3-4	Household income and expenditure by age of household reference person (Germany, all households)	258
Table 9-4	Financial assets of households and NPISHs	259
Table 9-5	Tax and social security burden as a percentage of national income ...	259
Table 9-6	Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP	260
Table 9-7	Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP	261
Table 9-8	Public pension schemes	262
Table 9-9	Corporate pension schemes	264
Table 9-10	Employer-employee social security rates	266
Table 9-11	Public assistance systems	267
Table 9-12	Childcare leave schemes	269
Table 9-13	Financial support for childcare, including child benefits	272
Table 9-14	Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children)	274
Table 9-15	Employment measures for the disabled	275
Table 9-16	Main structure of daily average time use	277
Table 9-17	Indicators of national power and social infrastructure	278
Table 9-18-1	Workday/Holiday time use (regular employees)	279
Table 9-18-2	Workday/Holiday time use (non-regular employees)	280
Table 9-18-3	Workday/Holiday time use (employees)	281
Table 9-19	Gender Inequality Index	282

国際比較上の留意点

国際比較をするにあたっては、以下の4点に留意する必要がある。

1. 統計の定義の違い

各国の公表数値は、国によって統計上の定義、調査方法が異なるため、当該公表数値を直接比較できない場合がある。

賃金を例にとってみると、諸外国の賃金統計は時間当たり賃金で公表されることが多いが、日本は月間給与総額（月額賃金）で公表されているため、これをまず時間当たりに換算する必要がある。さらに賃金の中身についても定期の賃金なのか、特別給与を含むのかなどの吟味が必要である。また、諸外国では、実際に働いていない有給休暇その他の不就業時間も含んだ支払労働時間当たりで表示されているため、諸外国の時間当たり賃金は日本に比して相対的に低めに算定されることになるので、これも実労働時間当たりで換算する必要がある。

2. 財・サービスの質の違い

各国の物価水準を比較する場合、財の質の違いが問題となる。例えば自動車の場合、各国で生産されている自動車の仕様は異なる場合がある。仕様の異なる自動車の価格は一律とはならないことは言うまでもない。

国によって個々の財の品質が異なれば、財を集計した物価水準にもその影響が生じることになる。賃金に関しても同様である。各国の平均的な賃金水準に影響する要因は、各国の労働者の年齢構成や教育水準、産業構造など様々である。それらが国によって異なれば賃金に格差が生じるのは当然である。本書においてもこうした労働者の属性の差は、極力調整して比較しているが、いくつかの要因を同時に調整した賃金の比較は、単純な方法では困難である。

3. 制度の違い

「制度」には大きく分けて、①政府による法的な規制、②法的な規制ではないが、個人や企業間で一定の期間にわたって常態化され、社会の中で定着し存続している行動様式、すなわち、慣行——とがある。

両者は、統計数字に影響を与える場合がある。前者については、最低賃金制度を例にとると、国によって最低賃金水準が異なれば、統計上の賃金水準への影響も各国によって異なるはずである。また、労働時間についても、各国の所定外労働時間の法定割増賃金率の差が影響してくることもある。例えば、景気が拡大した場合、割増率の低い日本の企業は残業を利用しやすいのに対して、割増率の高いアメリカの企業は雇用の増加で対応する傾

向がある。したがって、景気の拡大期は、アメリカの労働者と比べると日本の労働者の労働時間が長くなることになる。

後者については、ある取引慣行が長期にわたって存続しているのは取引当事者双方にとって好都合であるため、法の強制力がある訳ではない。しかし、例えば、雇用慣行など慣行の違いは統計数字に影響を及ぼす場合もある。先に例示した日米の景気拡大期の労働時間の違いには、雇用慣行の違いも影響している。具体的には、アメリカでは解雇が容易なため、不況時には解雇（レイオフ）を行い、景気拡大期には雇用の増加で対応する傾向が強い。我が国では、戦後、大企業を中心に、いわゆる終身雇用慣行と称される長期慣行が形成され、アメリカと比較して解雇が困難であるため、不況時には人員削減を避け、逆に景気拡大期には雇用増ではなく、残業の増加で対応する傾向が強い。

こうした意味で、制度の違いは、国によって選択されている経済メカニズムの違いを反映したものともみることができる。

制度の違いといった場合、以上の2つをみていく必要がある。

4. 金額の水準比較の困難さ

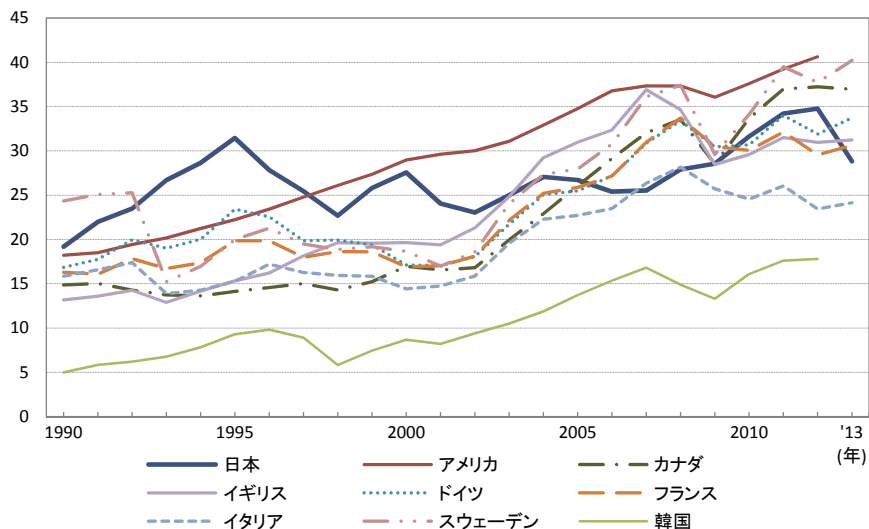
所得や財・サービスの価格を同一通貨建てで比較する場合、為替レートや購買力平価を用いて換算することになる。為替レートの場合、浮動性（ボラティリティー）があり、ファンダメンタルズと比較したレートの過大評価・過少評価の問題が常に存在することが指摘されている一方、購買力平価については、OECD等が推計を行っているが、基準年のとり方、どのような財を対象とするか（バスケットの違い）、国による財品質の違い——といった問題があり、それらにどのような数字を使用するかによって計算結果が異なってくるため、唯一完全な推計方法が確立されているとはいえない。購買力平価にはこうした恣意性が伴う。したがって、本書において各国間で金額を比較するにあたっては、原則として為替レートを使用している。

1. 經濟・經營

Economy and Business

1-1 一人当たりの国民所得

(1,000 USドル)



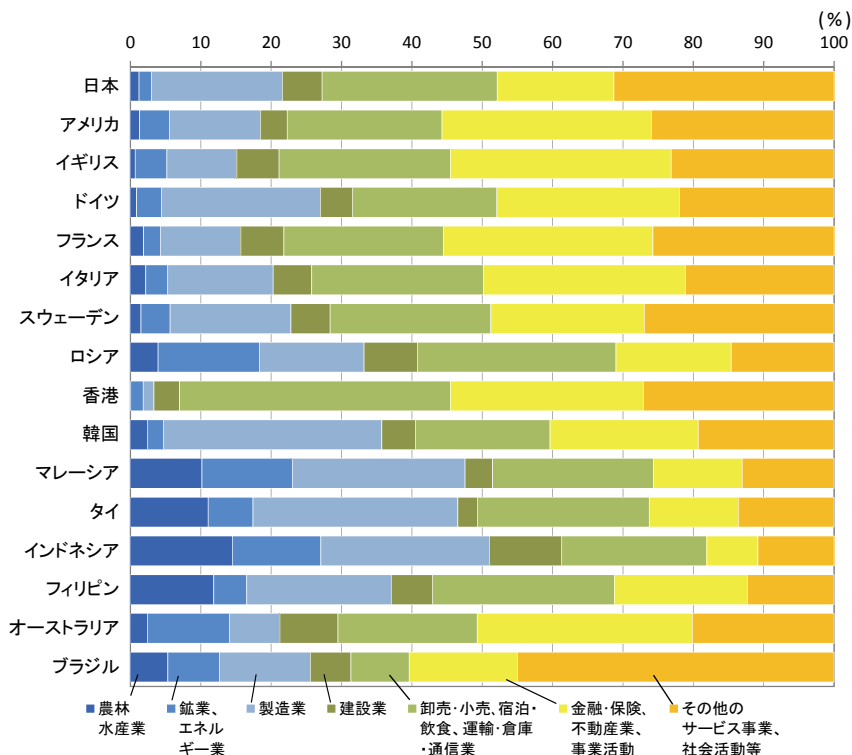
▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第1-3表 一人当たりの国民所得」(p.27)を参照。

国民所得(要素価格表示)とは、給与等の「雇用者報酬」、利子、配当、賃貸料等の「財産所得」及び企業の収入である「企業所得」の合計であり、その国民所得を人口で割ったものが一人当たりの国民所得である。上のグラフの数値は、国際比較できるようにアメリカドルに換算しているため、各国の経済成長の伸びだけでなく、対アメリカドル為替レートによっても変化することに注意しなければならない。

日本は、1980年代に主要先進国のなかで相対的に高い実質経済成長率を維持していたことと、プラザ合意(1985年)後の急激な円高のため、ドル換算された国民所得は急上昇した。1990年代前半も、実質成長率は比較的低い水準にとどまったものの、為替レートが円高に推移したことから、ドル建ての一人当たり国民所得は増加を続け、1980年代半ばから1990年代半ばにかけては主要先進諸国のなかで最高水準で推移した。日本と主要国の実質成長率は、2001～2005年の平均で、日本1.2%、アメリカ2.5%、イギリス3.0%、ドイツ0.6%、2006～2010年の平均で、日本0.4%、アメリカ0.8%、イギリス0.6%、ドイツ1.3%となっている(「第1-2表 名目・実質国内総生産(GDP)成長率」(p.26)を参照)。一人当たりの国民所得は1998～2003年はアメリカに次ぐ水準で推移したが、2007年及び2008年は、上記9か国のなかで、韓国に次ぐ下位の水準となった。2010～2012年は円高の影響によりアメリカ、スウェーデン、カナダに次ぐ第4位の水準に回復した。

1 経済・経営

1-2 経済活動別国内総生産（構成比、2012年）

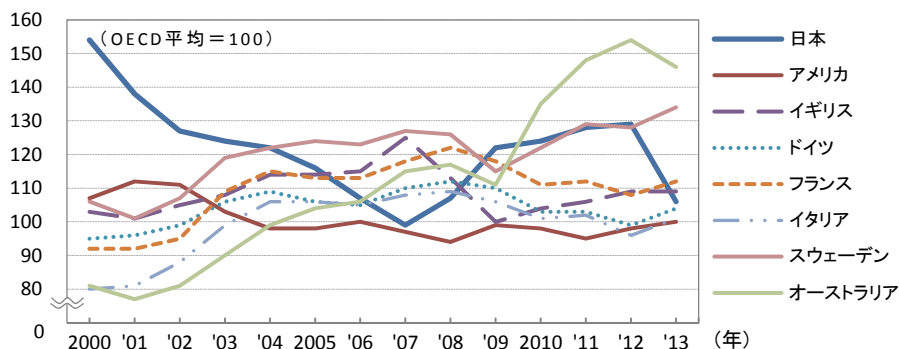


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-5表 経済活動別国内総生産」（p.29）を参照。

グラフは、国内総生産（総付加価値、生産者価格表示）における経済活動を構成別に色分けしたものである。この構成比によって、各国における産業構成比が把握できる。

産業構造の変化を長期的にみると、所得の上昇によって、第1次産業から第2次産業、さらに第3次産業へと変化することが知られている（ペティー・クラークの法則）。実際、主要先進国の産業構成は、第3次産業の割合が高くなっている。そうしたなかで、主要先進国のうち日本、ドイツ、韓国などは、相対的に製造業の割合が高いという特徴がある。また、日本は、その他のサービス事業、社会活動等の割合が、先進国のなかでは高い。他方、発展途上国のうちインドネシア、フィリピンなどをみると、農林水産業、製造業の割合が高い。

1-3 物価水準（GDPベース）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-17表 物価水準（GDPベース）」(p.41)を参照。

各国の物価水準は、ある一定の財・サービスを購入する際に必要とされる金額により示される。わかり易い例でいえば、例えば、ハンバーガー1個の値段の違いを見れば、ハンバーガーを基準とした物価水準の比較ができる。国内であれば使用される通貨は同一であり、販売されている商品・サービスも同一なので、容易に地域間の物価水準の比較ができるが、国際比較を行う場合は、各国で使用される通貨が異なることや、商品・サービスも全く同一とは限らないので比較は容易ではない。物価水準の国際比較を行う場合には、比較を行う商品・サービス等の対象及びウェイトを調整したものをみていく必要がある。

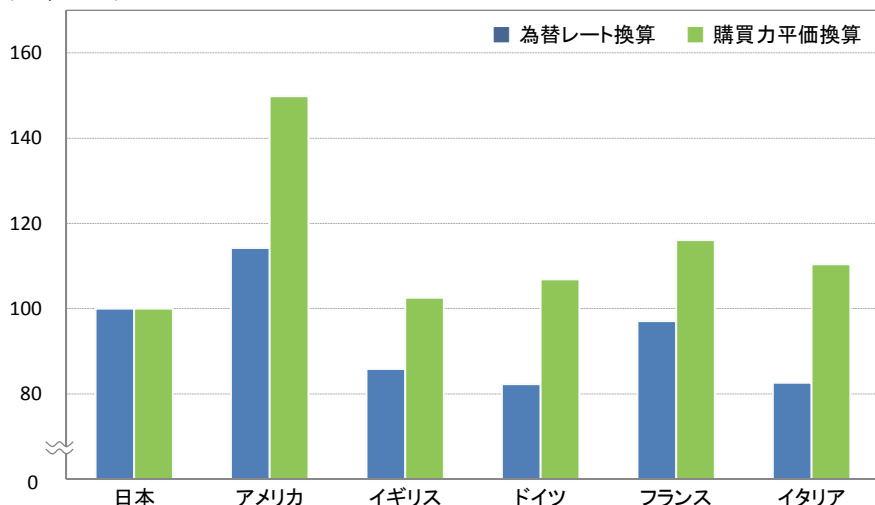
上のグラフは、OECDが国内総生産（GDP）の国際比較を行う際に使用する商品・サービス価格とそのウェイト等を使用して算出された物価水準（GDPベースの物価水準）の国際比較を示したものである。我が国の物価水準は、2000年代前半までスウェーデンを除く主要国より高い水準にあったが、その後低下傾向で推移した後、2007年に上昇に転じ、2009年にはフランスを抜いて最高水準となった。2011年及び2012年はオーストラリアに次ぐ高水準であったが、2013年はオーストラリア、スウェーデン、カナダ、ニュージーランド、フランス、イギリスを下回る水準に低下した。

なお、ここで使用した物価水準は、基準時点（2005年）のGDP購買力平価を為替レートで除して算出されたものである。購買力平価と為替レートの比の意味するところは、上述のハンバーガーを例にとると、ハンバーガー1個が日本で100円、米国で1ドルの場合、為替レートが1ドル80円であれば、日本のハンバーガーは1.25(=100/80)ドルと、アメリカに比べて割高であり、1ドル120円であれば日本のハンバーガーは約0.83(=100/120)ドルと割安となることからわかるように、この比が大きいほど米国に比べ日本の物価が相対的に高い状況を示す指標となる。つまり、両国の物価が一定の下で円高(安)になったときにはこの値は大き(小)くなり、日本の物価は割高(安)となる。この指標を、OECD34か国の平均が100となる指数で示したものがグラフに示されている。

1 経済・経営

1-4 労働生産性水準（GDPベース、2012年）

（日本=100）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-19表 労働生産性水準」(p.43)を参照。

本書で使用した労働生産性は、為替レート及び購買力平価で換算した国内総生産(GDP)を就業者数で除したものであり、上のグラフは、日本を100とした指数を示したものである。

日本の購買力平価換算での労働生産性水準は、上記6か国中、最も低い水準にとどまっている。一般に労働生産性は、産業構造、就業者一人当たり資本ストック(建物・機械等)、技術水準等に依存する。日本では、一部輸出産業の労働生産性は比較的高水準であるものの、低生産性部門の割合が高いこと等がアメリカやフランスなどと比較してGDPベースの生産性が低い要因であると考えられる。

なお、労働生産性の国際比較を行う際に留意すべき点はいくつかある。労働生産性とは、一定期間の付加価値を労働投入量で除して算出するものであり、一国の労働生産性は、GDPを労働投入量で除して算出する。ここで、労働投入量を「労働者数」とするか、「労働者数×労働時間」とするか等によって、同じ労働生産性とはいってもその数字の持つ意味は異なったものとなることに留意が必要である。さらに、サービス業の労働生産性の国際比較においては、サービスの質などは考慮されない点にも留意する必要がある。

第1-1表 名目国内総生産

Table 1-1: Nominal GDP

		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013
日本(10億円)	JPN	509,860	503,903	471,139	482,384	471,311	475,110	480,128
アメリカ(10億USドル)	USA	10,285	13,094	14,419	14,964	15,518	16,163	16,768
カナダ(10億カナダドル)	CAN	1,098	1,411	1,567	1,663	1,760	1,820	1,881
イギリス(10億ポンド)	GBR	1,024	1,327	1,482	1,558	1,618	1,655	1,713
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	2,114	2,298	2,457	2,576	2,699	2,750	2,809
フランス(10億ユーロ)	FRA	1,485	1,772	1,939	1,998	2,059	2,091	2,114
イタリア(10億ユーロ)	ITA	1,240	1,490	1,574	1,606	1,639	1,628	1,619
スウェーデン(10億クロナ)	SWE	2,380	2,907	3,289	3,520	3,657	3,685	3,776
ユーロ圏 ¹⁾ (10億ユーロ)	EUR	6,783	8,145	8,921	9,168	9,424	9,483	9,577
ロシア(10億ルーブル)	RUS	*7,298	21,610	38,807	46,309	55,967	62,218	66,755
中国(10億元)	CHN	9,875	18,742	34,878	40,282	47,262	52,940	58,667
香港(10億香港ドル)	HKG	1,338	1,412	1,659	1,776	1,934	2,037	2,125
韓国(1兆ウォン)	KOR	635	920	1,152	1,265	1,333	1,377	1,428
シンガポール(10億SGドル)	SGP	165	212	280	322	345	359	373
マレーシア(10億リンギット)	MYS	356	544	713	797	885	942	987
タイ(10億バーツ)	THA	4,923	7,093	9,042	10,105	10,540	11,375	11,899
インドネシア(1兆ルピア)	IDN	1,390	2,774	5,606	6,447	7,419	8,229	9,084
フィリピン(10億ペソ)	PHL	3,581	5,678	8,026	9,003	9,708	10,567	11,548
インド(10億ルピー)	IND	21,774	36,934	64,778	77,841	90,097	101,133	113,551
オーストラリア(10億AUDドル)	AUS	706	998	1,296	1,407	1,486	1,521	*1,576
ニュージーランド(10億NZドル)	NZL	118	162	190	199	207	212	227
ブラジル(10億レアル)	BRA	1,179	2,147	3,239	3,770	4,143	4,392	4,845
(USDドル換算/in U.S. dollars)		(10億USDドル/billion U.S. dollars)						
日本	JPN	4,731	4,572	5,035	5,495	5,906	5,954	4,920
アメリカ	USA	10,285	13,094	14,419	14,964	15,518	16,163	16,768
カナダ	CAN	739	1,164	1,371	1,614	1,779	1,821	1,827
イギリス	GBR	1,549	2,412	2,309	2,408	2,592	2,615	2,678
ドイツ	DEU	1,947	2,858	3,413	3,412	3,752	3,533	3,730
フランス	FRA	1,368	2,204	2,694	2,647	2,863	2,687	2,806
イタリア	ITA	1,142	1,853	2,186	2,127	2,278	2,092	2,149
スウェーデン	SWE	260	389	430	488	563	544	580
ユーロ圏 ¹⁾	EUR	6,250	10,129	12,394	12,142	13,100	12,184	12,716
ロシア	RUS	*259	764	1,223	1,525	1,905	2,017	2,097
中国	CHN	1,193	2,287	5,106	5,950	7,314	8,387	9,469
香港	HKG	172	182	214	229	249	263	274
韓国	KOR	562	898	902	1,095	1,202	1,223	1,305
シンガポール	SGP	96	127	192	236	274	287	298
マレーシア	MYS	94	144	202	248	289	305	313
タイ	THA	123	176	264	319	346	366	387
インドネシア	IDN	165	286	539	709	846	878	870
フィリピン	PHL	81	103	168	200	224	250	272
インド	IND	477	834	1,365	1,709	1,880	1,859	1,877
オーストラリア	AUS	409	762	1,011	1,290	1,533	1,575	*1,521
ニュージーランド	NZL	54	114	119	143	164	171	186
ブラジル	BRA	645	882	1,622	2,143	2,475	2,248	2,246

* …OECD推計値/Estimated value

資料出所 日本:内閣府(2014.12)「2013年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2014年12月現在その他の国: IMF (2014.10) *World Economic Outlook, October 2014*

(注) 1) 単一通貨(ユーロ)参加国を対象。2013年12月現在, 17か国が参加。

1 経済・経営

第1-2表 名目・実質国内総生産（GDP）成長率

Table 1-2: Nominal and real GDP growth rates

		'01-'05	'06-'10	2000	2005	2009	2010	2011	2012	2013年	(%)
(名目/nominal)											
日本	JPN	-0.2	-0.8	1.0	0.0	-6.0	2.4	-2.3	0.8	1.1	
アメリカ	USA	5.0	2.7	6.5	6.7	-2.0	3.8	3.7	4.2	3.7	
カナダ	CAN	5.1	3.4	9.6	6.5	-4.8	6.1	5.8	3.4	3.4	
イギリス	GBR	5.3	3.3	6.3	5.7	-2.4	5.1	3.8	2.3	3.5	
ドイツ	DEU	1.7	2.4	2.5	1.3	-4.0	4.9	4.8	1.9	2.2	
フランス	FRA	3.6	2.5	5.5	3.6	-2.8	3.1	3.0	1.5	1.1	
イタリア	ITA	3.8	1.5	5.7	2.9	-3.6	2.0	2.1	-0.7	-0.6	
スウェーデン	SWE	4.1	4.0	6.4	3.6	-2.9	7.0	3.9	0.8	2.5	
ユーロ圏 ¹⁾	EUR	3.7	2.4	5.2	3.6	-3.5	2.8	2.8	0.6	1.0	
ロシア	RUS	24.3	17.1	* 51.5	26.9	-6.0	19.3	20.9	11.2	7.3	
中国	CHN	13.7	16.6	8.4	16.4	10.4	15.5	17.3	12.0	10.8	
香港	HKG	1.2	4.8	4.0	7.2	-2.8	7.1	8.9	5.3	4.3	
韓国	KOR	7.7	6.6	9.9	5.0	4.3	9.9	5.3	3.4	3.7	
シンガポール	SGP	5.3	8.9	13.0	9.9	2.9	15.2	6.9	4.0	4.0	
マレーシア	MYS	9.0	8.3	18.5	14.7	-7.4	11.8	11.0	6.4	4.8	
タイ	THA	7.6	7.4	6.2	9.3	-0.4	11.8	4.3	7.9	4.6	
インドネシア	IDN	14.9	18.4	26.4	20.8	13.3	15.0	15.1	10.9	10.4	
フィリピン	PHL	9.7	9.7	10.4	10.9	4.0	12.2	7.8	8.8	9.3	
インド	IND	11.2	16.1	7.6	13.9	15.1	20.2	15.7	12.2	12.3	
オーストラリア	AUS	7.2	7.1	6.7	8.2	3.0	8.5	5.6	2.4	* 3.6	
ニュージーランド	NZL	6.4	4.3	5.7	5.5	2.6	4.6	4.2	2.0	7.0	
ブラジル	BRA	12.7	12.0	10.7	10.6	6.8	16.4	9.9	6.0	10.3	
(実質/real) ²⁾											
日本	JPN	1.2	0.4	2.3	1.3	-5.5	4.7	-0.5	1.8	1.6	
アメリカ	USA	2.5	0.8	4.1	3.3	-2.8	2.5	1.6	2.3	2.2	
カナダ	CAN	2.5	1.3	5.1	3.2	-2.7	3.4	2.5	1.7	2.0	
イギリス	GBR	3.0	0.6	3.8	2.8	-4.3	1.9	1.6	0.7	1.7	
ドイツ	DEU	0.6	1.3	3.0	0.7	-5.6	4.1	3.6	0.4	0.1	
フランス	FRA	1.7	0.8	3.9	1.6	-2.9	2.0	2.1	0.3	0.3	
イタリア	ITA	1.0	-0.3	3.7	0.9	-5.5	1.7	0.6	-2.3	-1.9	
スウェーデン	SWE	2.6	1.7	4.7	2.8	-5.2	6.0	2.7	-0.3	1.5	
ユーロ圏 ¹⁾	EUR	1.5	0.9	3.8	1.7	-4.4	2.0	1.6	-0.7	-0.4	
ロシア	RUS	6.1	3.7	* 10.0	6.4	-7.8	4.5	4.3	3.4	1.3	
中国	CHN	9.8	11.2	8.4	11.3	9.2	10.4	9.3	7.7	7.7	
香港	HKG	4.3	4.0	8.0	7.4	-2.5	6.8	4.8	1.6	2.9	
韓国	KOR	4.7	4.1	8.8	3.9	0.7	6.5	3.7	2.3	3.0	
シンガポール	SGP	4.9	6.9	8.9	7.5	-0.6	15.2	6.1	2.5	3.9	
マレーシア	MYS	4.7	4.5	8.7	5.0	-1.5	7.4	5.2	5.6	4.7	
タイ	THA	5.1	3.6	4.8	4.6	-2.3	7.8	0.1	6.5	2.9	
インドネシア	IDN	4.7	5.7	4.2	5.7	4.6	6.2	6.5	6.3	5.8	
フィリピン	PHL	4.6	5.0	4.4	4.8	1.1	7.6	3.7	6.8	7.2	
インド	IND	6.7	8.3	3.8	9.3	8.5	10.3	6.6	4.7	5.0	
オーストラリア	AUS	3.5	2.7	1.9	3.0	2.0	2.2	3.6	2.6	*2.4	
ニュージーランド	NZL	3.9	1.3	2.3	3.2	2.2	0.7	2.3	2.5	2.5	
ブラジル	BRA	2.8	4.5	4.3	3.2	-0.3	7.5	2.7	1.0	2.5	

* …OECD推計値/Estimated value

資料出所 日本:内閣府(2014.12)「2013年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2014年12月現在

その他の国:IMF(2014.10) *World Economic Outlook, October 2014*

(注) 1) 単一通貨(ユーロ)参加国を対象。2013年12月現在, 17か国が参加。

第1-3表 一人当たりの国民所得¹⁾

Table 1-3: National income per capita

		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013
日本(1,000円)	JPN	2,970	2,944	2,672	2,776	2,730	2,774	2,813
アメリカ(USドル)	USA	28,969	34,770	36,048	37,593	39,227	40,622	—
カナダ(カナダドル)	CAN	25,208	31,589	32,614	34,692	36,607	37,210	38,063
イギリス(ポンド)	GBR	12,983	17,034	18,267	19,146	19,660	19,592	19,980
ドイツ(ユーロ)	DEU	18,593	20,491	21,929	23,181	24,470	24,835	25,398
フランス(ユーロ)	FRA	18,369	20,821	21,947	22,699	23,125	23,003	23,062
イタリア(ユーロ)	ITA	15,667	18,273	18,519	18,548	18,735	18,248	18,194
スウェーデン(1,000クローナ)	SWE	171	209	226	246	256	256	262
ロシア ²⁾ (1,000ルーブル)	RUS	36	108	201	238	284	313	450
中国 ²⁾ (元)	CHN	7,654	13,930	25,186	29,398	34,241	37,632	—
香港 ²⁾ (1,000HKドル)	HKG	197	206	244	257	280	289	300
韓国(1,000ウォン)	KOR	*9,823	*14,054	*16,977	18,587	19,513	20,060	—
シンガポール ²⁾ (SGPドル)	SGP	40,468	42,152	52,103	62,269	65,016	65,413	66,773
マレーシア ²⁾ (リンギット)	MYS	13,983	20,107	25,140	27,267	29,996	30,958	31,944
タイ(1,000バーツ)	THA	57	82	104	115	120	128	—
インドネシア ³⁾ (1,000ルピア)	IDN	5,310	11,139	21,600	24,695	28,020	30,684	33,413
フィリピン(ペソ)	PHL	38,831	56,749	98,002	99,239	104,604	111,373	—
インド(ルピー)	IND	16,304	26,603	45,440	53,216	60,545	—	—
オーストラリア ³⁾ (AUDドル)	AUS	25,454	33,744	41,185	44,493	47,305	47,379	*55,198
ニュージーランド ³⁾ (NZドル)	NZL	20,966	26,458	30,446	31,364	32,619	32,894	*41,069
ブラジル ²⁾ (レアル)	BRA	6,572	11,205	16,411	18,964	20,641	21,763	23,723
(USドル換算 / in U.S. dollars)								
日本	JPN	27,561	26,710	28,551	31,619	34,205	34,769	28,827
アメリカ	USA	28,969	34,770	36,048	37,593	39,227	40,622	—
カナダ	CAN	16,974	26,069	28,531	33,676	36,995	37,240	36,962
イギリス	GBR	19,643	30,970	28,457	29,584	31,500	30,949	31,236
ドイツ	DEU	17,130	25,482	30,464	30,702	34,016	31,910	33,722
フランス	FRA	16,924	25,893	30,489	30,063	32,147	29,555	30,620
イタリア	ITA	14,434	22,725	25,726	24,565	26,045	23,447	24,157
スウェーデン	SWE	18,659	27,965	29,593	34,134	39,499	37,736	40,212
ロシア ²⁾	RUS	1,275	3,816	6,324	7,852	9,669	10,140	14,119
中国 ²⁾	CHN	925	1,700	3,687	4,342	5,299	5,962	—
香港 ²⁾	HKG	25,317	26,466	31,464	33,120	35,976	37,272	38,743
韓国	KOR	*8,686	*13,724	*13,295	16,078	17,606	17,807	—
シンガポール ²⁾	SGP	23,474	25,326	35,822	45,669	51,691	52,344	53,363
マレーシア ²⁾	MYS	3,680	5,309	7,133	8,465	9,803	10,023	10,138
タイ	THA	1,429	2,049	3,041	3,620	3,945	4,128	—
インドネシア ³⁾	IDN	631	1,148	2,079	2,717	3,195	3,269	3,194
フィリピン	PHL	879	1,030	2,055	2,200	2,415	2,637	—
インド	IND	363	603	939	1,164	1,297	—	—
オーストラリア ³⁾	AUS	14,757	25,769	32,121	40,814	48,795	49,057	*53,288
ニュージーランド ³⁾	NZL	9,525	18,629	19,019	22,599	25,769	26,650	*33,680
ブラジル ²⁾	BRA	3,593	4,603	8,208	10,780	12,339	11,143	10,999

* … OECD推計値/Estimated value

資料出所 日本:内閣府(2014.12)「2013年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2014年12月現在その他:UN data(<http://data.un.org/>)2014年12月現在人口・為替レート:IMF Database(<http://elibrary-data.imf.org/>)“IFS”2014年8月現在

(注) 1) 本表では要素費用表示の国民所得を指し、市場価格表示の国民所得より、純間接税(=生産・輸入品に課される税-補助金)を差し引いたものを使用。

2) ロシア(2013年)・中国・香港・シンガポール・マレーシア・ブラジルは、一人当たりの国民総所得(GNI)。固定資本減耗と純間接税を含む。

3) インドネシア・オーストラリア(2013年)・ニュージーランド(2013年)は、市場価格表示による一人当たりの国民所得(NNI)。純間接税を含む。

第1-4表 雇用者報酬

Table 1-4: Compensation of employees

		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013
日本(10億円)	JPN	269,053	253,983	243,310	243,606	245,201	245,946	247,978
アメリカ(10億USDドル)	USA	5,863	7,098	7,796	7,969	8,277	8,615	8,854
カナダ(10億カナダドル)	CAN	547	694	813	839	884	923	957
イギリス(10億ポンド)	GBR	535	688	792	817	828	849	878
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	1,121	1,146	1,246	1,282	1,337	1,388	1,426
フランス(10億ユーロ)	FRA	752	903	1,013	1,040	1,069	1,091	1,104
イタリア(10億ユーロ)	ITA	458	569	635	642	651	651	648
スウェーデン(10億クローナ)	SWE	1,071	1,309	1,552	1,601	1,693	1,760	1,809
ロシア ¹⁾ (10億ルーブル)	RUS	2,937	9,474	20,412	22,996	27,763	31,462	34,628
中国(10億元)	CHN	5,228	9,302	16,647	19,004	22,146	—	—
香港(10億香港ドル)	HKG	663	673	820	881	961	1,027	—
韓国(10億ウォン)	KOR	260,585	401,450	500,935	536,350	570,367	599,309	—
シンガポール(100万SPドル)	SGP	69,105	83,939	117,592	128,351	139,025	145,999	—
タイ(10億バーツ)	THA	1,541	2,348	3,045	3,237	3,404	3,763	—
フィリピン(10億ペソ)	PHL	859	1,508	1,934	2,058	2,129	2,347	—
インド ²⁾ (10億ルピー)	IND	6,604	10,143	19,623	23,103	26,487	—	—
オーストラリア(10億AUDドル)	AUS	347	477	614	666	715	741	—
ニュージーランド(10億NZドル)	NZL	48	70	86	89	—	—	—
ブラジル(10億レアル)	BRA	477	861	1,413	—	—	—	—
USDドル換算/in U.S.dollars		(10億ドル/billion U.S. dollars)						
日本	JPN	2,497	2,304	2,600	2,775	3,072	3,082	2,541
アメリカ	USA	5,863	7,098	7,796	7,969	8,277	8,615	8,854
カナダ	CAN	368	573	711	815	893	924	929
イギリス	GBR	810	1,251	1,234	1,262	1,326	1,342	1,372
ドイツ	DEU	1,032	1,425	1,730	1,698	1,858	1,783	1,894
フランス	FRA	692	1,123	1,407	1,378	1,486	1,401	1,466
イタリア	ITA	422	708	882	851	906	836	860
スウェーデン	SWE	117	175	203	222	261	260	278
ロシア ¹⁾	RUS	104	335	643	757	945	1,020	1,088
中国	CHN	632	1,135	2,437	2,807	3,427	—	—
香港	HKG	85	87	106	113	123	132	—
韓国	KOR	230	392	392	464	515	532	—
シンガポール	SGP	40	50	81	94	111	117	—
タイ	THA	38	58	89	102	112	121	—
フィリピン	PHL	19	27	41	46	49	56	—
インド ²⁾	IND	147	230	405	505	568	—	—
オーストラリア	AUS	201	364	479	611	737	767	—
ニュージーランド	NZL	22	49	54	64	—	—	—
ブラジル	BRA	261	354	707	—	—	—	—

資料出所 日本:内閣府(2014.12)「2013年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2014年12月現在その他:UN data(<http://data.un.org/>)2014年12月現在為替レート:The World Bank (2014.7) *World Development Indicators 2014*

(注) 1) 2000年はOECDによる推計値。

2) 4月から3月の会計年度。

第1-5表 経済活動別国内総生産（2012年）

Table 1-5: GDP by economic activity, 2012

			実額/at current prices, (%)				
			経済活動計 ^{1)a)}	農林 水産業 ^{b)}	鉱業、 エネルギー業 ^{c)}	製造業 ^{d)}	
日本(千億円)	(2013)	JPN	4,765 (100)	58 (1.2)	87 (1.8)	883 (18.5)	
"	(2012)	JPN	4,727 (100)	57 (1.2)	83 (1.8)	879 (18.6)	
"	(2011)	JPN	4,690 (100)	54 (1.2)	89 (1.9)	873 (18.6)	
アメリカ(100億USドル)		USA	1,518 (100)	20 (1.3)	64 (4.2)	197 (13.0)	
カナダ(10億CADドル) ²⁾		CAN	1,558 (100)	25 (1.6)	162 (10.4)	169 (10.8)	
イギリス(10億ポンド)		GBR	1,476 (100)	10 (0.7)	66 (4.5)	147 (10.0)	
ドイツ(10億ユーロ)		DEU	2,470 (100)	22 (0.9)	87 (3.5)	559 (22.6)	
フランス(10億ユーロ)		FRA	1,878 (100)	35 (1.9)	45 (2.4)	215 (11.4)	
イタリア(10億ユーロ)		ITA	1,463 (100)	32 (2.2)	46 (3.1)	219 (15.0)	
スウェーデン(10億クローナ)		SWE	3,254 (100)	48 (1.5)	135 (4.1)	559 (17.2)	
ロシア(100億ルーブル)		RUS	5,302 (100)	208 (3.9)	764 (14.4)	789 (14.9)	
中国(100億元)		CHN	5,195 (100)	524 (10.1)	1,997	(38.4)	
香港(10億HKドル)		HKG	2,013 (100)	1.0 (0.1)	35 (1.8)	31 (1.5)	
韓国(1兆ウォン)		KOR	1,251 (100)	31 (2.5)	28 (2.3)	388 (31.0)	
シンガポール(1億SGPドル) ³⁾		SGP	2,859 (100)	1.0 (0.0)	44 (1.5)	635 (22.2)	
マレーシア(1億リンギット)		MYS	9,311 (100)	946 (10.2)	1,200 (12.9)	2,281 (24.5)	
タイ(100億バーツ)		THA	1,222 (100)	135 (11.1)	78 (6.4)	356 (29.1)	
インドネシア(1兆ルピア)		IDN	8,229 (100)	1,193 (14.5)	1,033 (12.6)	1,973 (24.0)	
フィリピン(10億ペソ)		PHL	10,565 (100)	1,251 (11.8)	496 (4.7)	2,171 (20.5)	
インド(100億ルピー) ⁴⁾		IND	8,497 (100)	1,479 (17.4)	359 (4.2)	1,239 (14.6)	
オーストラリア(10億AUDドル) ⁵⁾		AUS	1,423 (100)	34 (2.4)	167 (11.7)	101 (7.1)	
ニュージーランド(1億NZドル) ²⁾⁵⁾		NZL	1,360 (100)	74 (5.5)	46 (3.4)	199 (14.6)	
ブラジル(10億レアル)		BRA	3,725 (100)	198 (5.3)	274 (7.3)	482 (13.0)	

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting and forestry, fishing; c) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; d) Manufacturing;

資料出所 日本:内閣府(2014.12)「2013年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2014年12月現在

その他の国:UN Data(<http://data.un.org/>)2014年12月現在

(注) 1) 粗付加価値のGDP(注記がない限り, 名目価格)。

2) 固定基準年方式による価格。

3) 鉱業は農林水産業の項目に含まれる。2010年の数値。

4) 2011年度の数値。

5) 2012年度の数値。

第1-5表 経済活動別国内総生産（2012年）（続き）

Table 1-5: GDP by economic activity, 2012 (cont.)

			実額/at current prices, (%)			
			建設業 ^{e)}	卸売・小売、宿 泊・飲食、運輸・ 倉庫・通信業 ^{f)}	金融・保険、 不動産業、 事業活動 ^{g)}	その他の サービス事業、 社会活動等 ^{h)}
日本(千億円)	(2013)	JPN	279 (5.9)	1,190 (25.0)	777 (16.3)	1,491 (31.3)
"	(2012)	JPN	268 (5.7)	1,176 (24.9)	784 (16.6)	1,479 (31.3)
"	(2011)	JPN	265 (5.6)	1,159 (24.7)	792 (16.9)	1,459 (31.1)
アメリカ(100億USDドル)		USA	57 (3.8)	334 (22.0)	452 (29.8)	394 (25.9)
カナダ(10億CADドル) ²⁾		CAN	113 (7.2)	318 (20.4)	431 (27.7)	341 (21.9)
イギリス(10億ポンド)		GBR	89 (6.0)	360 (24.4)	463 (31.4)	342 (23.1)
ドイツ(10億ユーロ)		DEU	112 (4.5)	507 (20.5)	640 (25.9)	543 (22.0)
フランス(10億ユーロ)		FRA	115 (6.1)	427 (22.7)	559 (29.7)	484 (25.7)
イタリア(10億ユーロ)		ITA	80 (5.5)	357 (24.4)	420 (28.7)	309 (21.2)
スウェーデン(10億クローナ)		SWE	181 (5.6)	743 (22.8)	711 (21.9)	876 (26.9)
ロシア(100億ルーブル)		RUS	401 (7.6)	1,496 (28.2)	868 (16.4)	776 (14.6)
中国(100億元)		CHN	355 (6.8)	845 (16.3)	581 (11.2)	893 (17.2)
香港(10億HKドル)		HKG	73 (3.6)	775 (38.5)	552 (27.4)	546 (27.1)
韓国(1兆ウォン)		KOR	60 (4.8)	239 (19.1)	264 (21.1)	242 (19.3)
シンガポール(1億SGPドル) ³⁾		SGP	130 (4.5)	883 (30.9)	742 (25.9)	425 (14.9)
マレーシア(1億リンギット)		MYS	364 (3.9)	2,130 (22.9)	1,174 (12.6)	1,216 (13.1)
タイ(100億バーツ)		THA	34 (2.8)	299 (24.4)	155 (12.7)	166 (13.5)
インドネシア(1兆ルピア)		IDN	844 (10.3)	1,698 (20.6)	599 (7.3)	890 (10.8)
フィリピン(10億ペソ)		PHL	618 (5.9)	2,732 (25.9)	2,000 (18.9)	1,297 (12.3)
インド(100億ルピー) ⁴⁾		IND	691 (8.1)	2,123 (25.0)	1,413 (16.6)	1,193 (14.0)
オーストラリア(10億AUDドル) ⁵⁾		AUS	118 (8.3)	281 (19.8)	435 (30.6)	286 (20.1)
ニュージーランド(1億NZドル) ²⁾⁵⁾		NZL	76 (5.6)	361 (26.5)	381 (28.1)	223 (16.4)
ブラジル(10億レアル)		BRA	213 (5.7)	309 (8.3)	573 (15.4)	1,676 (45.0)

e) Construction; f) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communications; g) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; h) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

第1-6表 国内総生産の構成（支出側、名目、2013年）

Table 1-6: GDP by expenditure approach, 2013 (at current prices)

		国内 総生産 ^{a)}	政府 最終消費 支出 ^{b)}	民間 最終消費 支出 ^{c)}	在庫品の 増減及び 評価減 ^{d)}	総固定 資本 形成 ^{e)}	財貨・サービス	
							輸出 ^{f)}	輸入 ^{g)}
(実額/at current prices)								
日本(10億円)	JPN	480,128	98,774	293,550	-2,880	104,319	77,547	91,181
アメリカ(10億USDドル)	USA	16,768	2,548	11,484	74	3,170	2,262	2,770
カナダ(10億カナダドル)	CAN	1,881	408	1,049	11	446	566	598
イギリス(10億ポンド)	GBR	1,713	347	1,111	10	282	511	543
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	2,809	541	1,572	-22	556	1,280	1,117
フランス(10億ユーロ)	FRA	2,114	510	1,170	-2	467	598	629
イタリア(10億ユーロ)	ITA	1,619	315	979	-1	289	462	425
スウェーデン(10億クローナ)	SWE	3,775	988	1,761	1	834	1,660	1,470
ロシア(10億ルーブル)	RUS	66,755	13,047	34,675	1,313	13,764	18,937	15,014
中国(10億元)	CHN	58,667	7,998	21,219	1,128	26,908	14,932	13,517
韓国(1兆ウォン)	KOR	1,428	213	729	-10	424	770	698
マレーシア(10億リンギット)	MYS	984	133	504	-6	265	816	729
タイ ¹⁾ (10億バーツ)	THA	12,221	1,993	6,516	189	3,318	8,562	8,481
インドネシア ²⁾ (1兆ルピア)	IDN	9,084	827	5,071	180	2,876	2,157	2,338
フィリピン ¹⁾ (10億ペソ)	PHL	10,565	1,113	7,838	-97	2,048	3,254	3,591
インド ^{1) 2)} (10億ルピー)	IND	89,749	10,427	50,562	4,324	27,491	21,436	27,225
オーストラリア ³⁾ (10億AUDドル)	AUS	1,576	278	879	-5	429	320	324
ニュージーランド(10億NZドル)	NZL	227	42	131	2	47	67	63
ブラジル(10億レアル)	BRA	4,838	1,065	3,022	-17	889	608	729
(対GDP比/per GDP)								
日本	JPN	100.0	20.6	61.1	-0.6	21.7	16.2	19.0
アメリカ	USA	100.0	15.2	68.5	0.4	18.9	13.5	16.5
カナダ	CAN	100.0	21.7	55.8	0.6	23.7	30.1	31.8
イギリス	GBR	100.0	20.2	64.8	0.6	16.4	29.8	31.7
ドイツ	DEU	100.0	19.3	55.9	-0.8	19.8	45.6	39.8
フランス	FRA	100.0	24.1	55.3	-0.1	22.1	28.3	29.8
イタリア	ITA	100.0	19.4	60.5	0.0	17.8	28.6	26.3
スウェーデン	SWE	100.0	26.2	46.7	0.0	22.1	44.0	38.9
ロシア	RUS	100.0	19.5	51.9	2.0	20.6	28.4	22.5
中国	CHN	100.0	13.6	36.2	1.9	45.9	25.5	23.0
韓国	KOR	100.0	14.9	51.0	-0.7	29.7	53.9	48.9
マレーシア	MYS	100.0	13.5	51.2	-0.6	26.9	82.9	74.0
タイ	THA	100.0	16.3	53.3	1.5	27.1	70.1	69.4
インドネシア	IDN	100.0	9.1	55.8	2.0	31.7	23.7	25.7
フィリピン	PHL	100.0	10.5	74.2	-0.9	19.4	30.8	34.0
インド	IND	100.0	11.6	56.3	4.8	30.6	23.9	30.3
オーストラリア	AUS	100.0	17.7	55.8	-0.3	27.2	20.3	20.6
ニュージーランド	NZL	100.0	18.7	58.0	1.0	20.6	29.7	27.8
ブラジル	BRA	100.0	22.0	62.5	-0.4	18.4	12.6	15.1

a) Gross Domestic Product; b) Government final consumption expenditure; c) Household and NPISH's final consumption expenditure; d) Changes in inventories and acquisitions less disposals of valuables; e) Gross fixed capital formation; f) Exports of goods and services; g) Less : Imports of goods and services.

資料出所 日本：内閣府(2014.12)「2013年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア、中国：OECD Database“National Accounts”2014年12月現在

その他：UN data(<http://data.un.org/>)2014年12月現在

(注) 1) タイ・フィリピンは2012年、インドは2011年の数値。

2) 民間最終消費支出は、対家計非営利団体(NPISH)を除く。

3) OECDによる推計値。

第1-7表 国内総生産の構成（生産側、名目、2013年）

Table 1-7: GDP by production approach, 2013 (at current prices)

		国内 総生産 ^{a)}	雇用者 報酬 ^{b)}	営業余剰・混 合所得(純) ^{c)}	固定資本 減耗 ^{d)}	純間接 税 ^{e)}
(実額/Real amount)						
日本(10億円)	JPN	480,128	247,847	92,213	101,871	38,260
アメリカ ²⁾ (10億USDドル)	USA	16,163	8,615	4,141	2,543	1,074
カナダ(10億カナダドル)	CAN	1,881	957	409	324	190
イギリス(10億ポンド)	GBR	1,713	878	394	228	211
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	2,809	1,426	602	502	279
フランス(10億ユーロ)	FRA	2,114	1,104	342	383	285
イタリア(10億ユーロ)	ITA	1,619	648	464	298	208
スウェーデン(10億クローナ)	SWE	3,775	1,808	570	629	768
ロシア ²⁾ (10億ルーブル)	RUS	62,218	31,462	15,413	3,018	12,325
韓国 ²⁾ (1兆ウォン)	KOR	1,377	599	370	267	141
シンガポール ³⁾ (100万SGPドル)	SGP	372,814	154,064	(190,281)	—	30,461
タイ ^{2) 3)} (10億バーツ)	THA	12,221	3,763	(7,163)	—	1,295
フィリピン ²⁾ (100万ペソ)	PHL	10,565	2,347	1,128	4,955	1,128
インド ⁴⁾ (10億ルピー)	IND	89,749	26,487	48,217	8,767	6,279
オーストラリア ²⁾ (10億AUDドル)	AUS	1,521	741	387	243	150
ニュージーランド ⁵⁾ (10億NZドル)	NZL	199	89	59	28	24
ブラジル ⁶⁾ (10億レアル)	BRA	2,794	1,413	1,076	260	45
(構成比/per GDP)						
						(%)
日本	JPN	100.0	51.6	19.2	21.2	8.0
アメリカ ²⁾	USA	100.0	53.3	25.6	15.7	6.6
カナダ	CAN	100.0	50.9	21.7	17.2	10.1
イギリス	GBR	100.0	51.2	23.0	13.3	12.3
ドイツ	DEU	100.0	50.8	21.4	17.9	9.9
フランス	FRA	100.0	52.3	16.2	18.1	13.5
イタリア	ITA	100.0	40.0	28.7	18.4	12.9
スウェーデン	SWE	100.0	47.9	15.1	16.7	20.3
ロシア ²⁾	RUS	100.0	50.6	24.8	4.9	19.8
韓国 ²⁾	KOR	100.0	43.5	26.8	19.4	10.3
シンガポール ³⁾	SGP	100.0	41.3	(51.0)	—	8.2
タイ ^{2) 3)}	THA	100.0	30.8	(58.6)	—	10.6
フィリピン ²⁾	PHL	100.0	22.2	10.7	46.9	10.7
インド ⁴⁾	IND	100.0	29.5	53.7	9.8	7.0
オーストラリア ²⁾	AUS	100.0	48.7	25.4	16.0	9.9
ニュージーランド ⁵⁾	NZL	100.0	44.5	29.4	14.1	12.0
ブラジル ⁶⁾	BRA	100.0	50.6	38.5	9.3	1.6

a) Gross Domestic Product; b) Compensation of employees; c) Operating surplus and mixed income(net); d) Consumption of fixed capital; e) Taxes on production and imports, less Subsidies;

資料出所 日本:内閣府(2014.12)「2013年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database“National Accounts” 2014年12月現在

シンガポール:シンガポール統計局(2014.7) *Yearbook of Statistics Singapore 2014*

その他:UN data(<http://data.un.org/>) 2015年1月現在

(注) 1) 純間接税は、生産・輸入品に課される税一補助金。

2) 2012年の数値。

3) 括弧内の数値は、営業余剰・混合所得(総)。

4) 2011年度の数値。

5) 2010年の数値。

6) 2009年の数値。

第1-8表 国民貯蓄率¹⁾

Table 1-8: National savings rates

		(%)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	8.9	7.0	8.2	5.1	-0.7	2.2	0.9	1.0	0.7
アメリカ	USA	6.7	3.2	2.0	-0.7	-2.5	-1.0	0.1	0.9	—
カナダ	CAN	10.6	11.8	10.8	10.0	1.1	3.4	5.1	4.8	4.6
イギリス	GBR	4.9	3.9	3.1	1.4	-1.8	0.5	1.8	-0.5	-0.9
ドイツ	DEU	6.6	7.7	13.0	11.5	7.0	9.1	11.0	10.2	9.6
フランス	FRA	10.0	7.0	7.8	6.7	2.3	3.0	3.8	2.7	2.4
イタリア	ITA	6.7	5.4	5.9	3.2	0.2	-0.6	-0.5	-0.2	0.4
スウェーデン	SWE	12.4	14.3	18.7	18.0	10.7	14.0	14.8	13.8	16.0
ロシア	RUS	31.3	27.6	28.7	27.5	16.9	23.2	27.0	24.5	—
香港 ²⁾	HKG	32.0	33.1	33.6	34.4	31.1	30.5	29.2	26.7	25.3
韓国	KOR	20.5	20.0	18.6	18.4	17.9	20.3	19.3	18.4	—
シンガポール ²⁾	SGP	44.9	45.0	50.2	46.6	45.6	49.7	49.1	47.3	46.8
マレーシア ²⁾	MYS	40.0	39.8	40.6	40.7	35.0	36.4	36.6	33.8	—
タイ	THA	16.5	15.2	20.4	18.0	16.5	17.4	17.2	16.3	—
フィリピン	PHL	16.2	18.9	19.1	19.4	31.7	25.9	24.1	22.4	—
インド ³⁾	IND	15.3	25.5	29.1	23.6	25.3	26.3	22.7	—	—
オーストラリア	AUS	5.6	7.1	7.8	10.2	7.7	10.1	11.7	10.2	—
ニュージーランド	NZL	6.0	3.9	4.1	-0.4	3.3	2.7	3.2	3.0	—
ブラジル ²⁾	BRA	14.3	17.8	18.4	19.2	16.2	17.8	17.5	14.9	14.2

資料出所 日本:内閣府(2014.12)「2013年度国民経済計算確報」

日本及びスウェーデンを除くOECD諸国: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2014年12月現在その他: UN data (<http://data.un.org/>) 2014年12月現在

(注) 1) 国民貯蓄率 = (純貯蓄 / 純国民可処分所得) × 100

2) 国民貯蓄率 = (粗貯蓄 / 粗国民可処分所得) × 100

3) 年度の値。

第1-9表 鉱工業生産指数

Table 1-9: Industrial production indices

指数(2010年=100) index, Y2010=100		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	104.3	106.1	113.8	110.1	87.0	100.0	97.1	97.7	96.9
アメリカ	USA	101.6	105.4	110.4	106.7	95.5	100.0	103.4	107.3	110.4
カナダ	CAN	110.4	111.7	110.1	106.9	95.3	100.0	103.7	104.8	106.1
イギリス	GBR	114.2	110.0	110.7	107.5	97.2	100.0	98.8	96.4	96.0
ドイツ	DEU	88.9	95.0	107.1	108.1	89.3	100.0	107.9	106.7	107.7
フランス	FRA	113.1	112.2	114.0	110.7	95.1	100.0	102.2	99.5	98.7
イタリア	ITA	117.0	112.4	118.8	115.0	93.5	100.0	100.3	94.2	91.4
オランダ	NLD	89.7	93.7	99.5	100.2	93.0	100.0	99.5	99.5	99.6
デンマーク	DNK	110.4	116.3	116.8	115.1	98.3	100.0	101.8	101.9	102.7
スウェーデン	SWE	98.7	107.3	114.5	111.4	91.4	100.0	105.9	103.7	99.5
ロシア	RUS	69.2	91.5	103.8	104.4	93.2	100.0	105.0	108.5	109.0
韓国	KOR	53.4	71.8	83.3	86.1	86.0	100.0	105.9	106.8	107.8
シンガポール ¹⁾	SGP	57.7	70.9	84.0	80.4	77.1	100.0	107.6	107.9	109.8
マレーシア	MYS	73.2	93.4	100.2	100.9	93.3	100.0	101.2	99.6	102.9
インドネシア ¹⁾	IDN	74.3	88.3	91.7	94.5	95.6	100.0	104.1	108.3	—
フィリピン ¹⁾	PHL	66.2	96.1	94.3	98.5	85.5	100.0	102.1	109.3	115.3
インド	IND	49.4	65.9	80.2	83.6	89.1	100.0	104.8	105.5	106.2
オーストラリア ²⁾	AUS	91.7	95.9	96.9	98.9	97.1	100.0	97.7	100.8	103.0
ニュージーランド ¹⁾	NZL	92.1	103.4	105.9	102.5	96.7	100.0	98.6	99.0	104.8
ブラジル ²⁾	BRA	74.7	87.2	94.7	97.3	90.5	100.0	100.5	97.8	100.0
対前年比(%) percentage change		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	5.4	1.4	2.8	-3.2	-21.0	15.0	-2.9	0.7	-0.9
アメリカ	USA	4.0	3.4	2.5	-3.4	-10.5	4.7	3.4	3.8	2.9
カナダ	CAN	8.6	2.0	-0.8	-2.9	-10.8	4.9	3.7	1.1	1.2
イギリス	GBR	1.8	-0.8	0.4	-2.9	-9.5	2.8	-1.2	-2.4	-0.5
ドイツ	DEU	5.6	3.3	6.6	0.9	-17.4	11.9	7.9	-1.1	0.9
フランス	FRA	3.0	-0.1	1.1	-2.9	-14.1	5.2	2.2	-2.6	-0.9
イタリア	ITA	3.1	-1.8	2.5	-3.2	-18.7	6.9	0.3	-6.1	-3.0
オランダ	NLD	5.4	0.3	4.0	0.8	-7.3	7.6	-0.5	0.0	0.1
デンマーク	DNK	6.6	3.1	-2.4	-1.5	-14.6	1.8	1.8	0.0	0.9
スウェーデン	SWE	5.7	2.5	3.5	-2.6	-18.0	9.4	5.9	-2.1	-4.1
ロシア	RUS	8.8	5.0	6.8	0.6	-10.7	7.3	5.0	3.3	0.4
韓国	KOR	16.9	6.3	6.9	3.4	-0.1	16.3	5.9	0.9	0.9
シンガポール ¹⁾	SGP	15.4	9.5	5.9	-4.2	-4.2	29.7	7.6	0.3	1.7
マレーシア	MYS	19.1	4.1	2.2	0.7	-7.5	7.2	1.2	-1.5	3.3
インドネシア ¹⁾	IDN	11.7	1.3	5.6	3.0	1.2	4.6	4.1	4.1	—
フィリピン ¹⁾	PHL	13.7	10.2	-3.4	4.4	-13.2	17.0	2.1	7.1	5.5
インド	IND	7.4	7.9	10.3	4.2	6.6	12.2	4.8	0.7	0.6
オーストラリア ²⁾	AUS	5.1	1.1	1.4	1.8	-1.6	2.7	-2.2	3.5	1.9
ニュージーランド ¹⁾	NZL	3.6	0.2	3.9	-3.2	-5.7	3.4	-1.4	0.5	5.8
ブラジル ²⁾	BRA	6.6	3.2	5.6	2.8	-7.0	10.5	0.5	-2.7	2.2

資料出所 IMF Database (<http://elibrary-data.imf.org/>) “IFS”2014年8月現在

(注) 1) 製造業のみ。

2) 季節調整値。

第1-10表 経常収支・貿易収支

Table 1-10: Current account and trade balance

(100万USDドル/million U.S. dollars)

経常収支 Current account		2005年	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	170,123	145,678	217,550	126,236	59,098	34,068
アメリカ	USA	-745,445	-380,793	-443,932	-459,348	-460,742	-400,253
カナダ	CAN	21,910	-40,341	-56,626	-49,083	-62,256	-58,584
イギリス	GBR	-59,406	-37,050	-75,229	-32,765	-94,270	-114,210
ドイツ	DEU	133,770	201,525	195,389	227,121	252,282	256,022
フランス	FRA	-10,260	-35,439	-33,734	-49,217	-41,292	-40,227
イタリア	ITA	-29,744	-39,304	-70,093	-65,800	-5,529	20,879
オランダ	NLD	46,618	41,575	57,760	75,399	73,596	87,089
デンマーク	DNK	11,104	10,767	18,183	19,875	18,750	23,911
スウェーデン	SWE	26,423	25,192	29,402	32,841	31,358	34,541
ロシア	RUS	84,389	50,384	67,452	97,274	71,282	34,141
中国	CHN	132,378	243,257	237,810	136,097	215,392	182,807
韓国	KOR	12,655	33,593	28,850	18,656	50,835	79,884
シンガポール	SGP	27,868	32,360	55,943	62,594	50,150	54,555
マレーシア	MYS	19,980	31,801	26,998	33,508	18,638	11,732
タイ	THA	-7,647	21,891	9,946	8,916	-1,431	-2,678
インドネシア	IDN	278	10,628	5,144	1,685	-24,418	-29,129
フィリピン	PHL	1,990	8,448	7,179	5,643	6,949	10,393
インド	IND	-10,284	-26,186	-54,516	-62,518	-91,471	-49,226
オーストラリア	AUS	-43,343	-48,898	-44,714	-44,525	-68,008	-49,558
ニュージーランド	NZL	-8,025	-3,010	-3,433	-4,805	-6,916	-5,932
ブラジル	BRA	13,985	-24,306	-47,273	-52,480	-54,246	-81,063
貿易収支 Trade balance		2005年	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	106,964	58,092	108,524	-4,474	-53,484	-89,648
アメリカ	USA	-782,805	-509,696	-648,678	-740,644	-742,093	-701,667
カナダ	CAN	50,572	-6,158	-9,367	585	-12,028	-7,028
イギリス	GBR	-124,726	-128,558	-152,449	-160,649	-171,724	-168,731
ドイツ	DEU	196,106	198,013	213,743	227,027	253,189	279,470
フランス	FRA	-19,674	-49,919	-63,332	-93,520	-70,302	-56,452
イタリア	ITA	543	4,411	-24,374	-20,145	24,708	48,092
オランダ	NLD	45,082	48,068	53,159	58,548	55,502	66,404
デンマーク	DNK	7,333	8,982	9,125	10,143	8,502	8,839
スウェーデン	SWE	20,221	18,246	19,140	20,243	20,516	21,712
ロシア	RUS	116,185	113,231	146,995	196,854	191,663	181,939
中国	CHN	119,660	235,179	245,539	236,050	297,746	351,766
韓国	KOR	32,313	47,814	47,915	29,090	49,406	80,569
シンガポール	SGP	47,744	47,580	62,840	69,545	63,416	67,792
マレーシア	MYS	32,982	40,731	42,301	49,549	40,719	32,494
タイ	THA	3,392	32,607	29,667	16,991	6,031	6,436
インドネシア	IDN	17,611	32,287	31,003	33,825	8,680	5,833
フィリピン	PHL	-12,146	-13,860	-16,859	-20,428	-18,926	-17,702
インド	IND	-32,289	-79,950	-93,353	-120,174	-151,929	-114,651
オーストラリア	AUS	-14,265	-7,475	11,335	22,481	-12,187	4,390
ニュージーランド	NZL	-3,043	956	2,003	2,214	54	1,055
ブラジル	BRA	44,890	25,271	20,147	29,807	19,431	2,553

資料出所 The World Bank (2014.12) "World Development Indicators, Time series"

1 経済・経営

第1-11表 対内直接投資額（フロー）

Table 1-11: FDI Inward flows

		(100万ドル/million U.S. dollars)							
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	31,557	45,781	128,020	74,699	56,263	107,599	122,549	135,749
アメリカ	USA	142,626	15,369	308,296	287,901	277,779	386,724	366,940	338,302
カナダ	CAN	44,678	27,538	79,277	39,601	34,723	52,148	55,446	42,636
イギリス	GBR	235,398	80,009	183,153	39,287	39,416	106,673	34,955	19,440
ドイツ	DEU	56,557	75,893	72,758	69,639	126,310	80,971	79,607	57,550
フランス	FRA	177,449	114,978	155,047	107,136	64,575	59,552	37,195	-2,555
イタリア	ITA	6,686	39,362	67,000	21,275	32,655	53,629	7,980	31,663
オランダ	NLD	75,634	123,072	68,334	34,471	68,341	39,502	267	37,432
ベルギー	BEL		32,658	221,023	7,525	24,535	96,785	-17,443	-26,372
ルクセンブルク	LUX	86,362	9,932	14,809	1,522	21,226	7,750	3,063	21,626
スウェーデン	SWE	40,907	27,712	30,363	26,202	20,349	29,861	28,952	33,281
スペイン	ESP	58,213	41,829	74,717	13,070	37,844	41,164	-3,982	26,035
ロシア	RUS	3,177	17,880	55,663	43,281	52,616	66,851	48,822	94,907
中国	CHN	916	12,261	55,910	56,530	68,811	74,654	87,804	101,000
香港	HKG	70,005	33,905	57,099	57,940	98,414	95,885	88,118	91,530
台湾	TWN	6,701	6,028	10,287	5,877	11,574	12,766	13,137	14,344
韓国	KOR	4,842	8,330	19,633	17,436	28,280	29,705	30,632	29,172
シンガポール	SGP	6,650	11,588	6,806	26,239	33,377	23,492	13,462	26,967
マレーシア	MYS	2,026	3,076	14,965	7,784	13,399	15,249	17,115	13,600
タイ	THA	-20	529	4,057	4,172	4,467	6,620	12,869	6,620
インドネシア	IDN	150	3,065	5,900	2,249	2,664	7,713	5,422	3,676
フィリピン	PHL	125	794	1,970	1,897	2,712	2,350	4,173	3,642
インド	IND	514	2,985	21,147	16,031	15,933	12,456	8,486	1,679
オーストラリア	AUS	4,032	-32,349	30,661	11,933	19,607	8,702	6,212	6,364
ニュージーランド	NZL	610	-1,290	401	-1,034	448	2,525	-510	691
ブラジル	BRA	2,282	2,517	20,457	-10,084	11,588	-1,029	-2,821	-3,496
メキシコ	MEX	363	6,474	1,157	9,604	15,050	12,636	22,470	12,938

資料出所 UNCTADstat (<http://unctadstat.unctad.org/>) 2014年8月現在

第1-12表 対外直接投資額（フロー）

Table 1-12: FDI Outward flows

		(100万ドル/million U.S. dollars)							
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	31,557	45,781	128,020	74,699	56,263	107,599	122,549	135,749
アメリカ	USA	142,626	15,369	308,296	287,901	277,779	386,724	366,940	338,302
カナダ	CAN	44,678	27,538	79,277	39,601	34,723	52,148	55,446	42,636
イギリス	GBR	235,398	80,009	183,153	39,287	39,416	106,673	34,955	19,440
ドイツ	DEU	56,557	75,893	72,758	69,639	126,310	80,971	79,607	57,550
フランス	FRA	177,449	114,978	155,047	107,136	64,575	59,552	37,195	-2,555
イタリア	ITA	6,686	39,362	67,000	21,275	32,655	53,629	7,980	31,663
オランダ	NLD	75,634	123,072	68,334	34,471	68,341	39,502	267	37,432
ベルギー	BEL		32,658	221,023	7,525	24,535	96,785	-17,443	-26,372
ルクセンブルク	LUX	86,362	9,932	14,809	1,522	21,226	7,750	3,063	21,626
スウェーデン	SWE	40,907	27,712	30,363	26,202	20,349	29,861	28,952	33,281
スペイン	ESP	58,213	41,829	74,717	13,070	37,844	41,164	-3,982	26,035
ロシア	RUS	3,177	17,880	55,663	43,281	52,616	66,851	48,822	94,907
中国	CHN	916	12,261	55,910	56,530	68,811	74,654	87,804	101,000
香港	HKG	70,005	33,905	57,099	57,940	98,414	95,885	88,118	91,530
台湾	TWN	6,701	6,028	10,287	5,877	11,574	12,766	13,137	14,344
韓国	KOR	4,842	8,330	19,633	17,436	28,280	29,705	30,632	29,172
シンガポール	SGP	6,650	11,588	6,806	26,239	33,377	23,492	13,462	26,967
マレーシア	MYS	2,026	3,076	14,965	7,784	13,399	15,249	17,115	13,600
タイ	THA	-20	529	4,057	4,172	4,467	6,620	12,869	6,620
インドネシア	IDN	150	3,065	5,900	2,249	2,664	7,713	5,422	3,676
フィリピン	PHL	125	794	1,970	1,897	2,712	2,350	4,173	3,642
インド	IND	514	2,985	21,147	16,031	15,933	12,456	8,486	1,679
オーストラリア	AUS	4,032	-32,349	30,661	11,933	19,607	8,702	6,212	6,364
ニュージーランド	NZL	610	-1,290	401	-1,034	448	2,525	-510	691
ブラジル	BRA	2,282	2,517	20,457	-10,084	11,588	-1,029	-2,821	-3,496
メキシコ	MEX	363	6,474	1,157	9,604	15,050	12,636	22,470	12,938

資料出所 UNCTADstat (<http://unctadstat.unctad.org/>) 2014年8月現在

1 経済・経営

第1-13表 為替レート

Table 1-13: Exchange rates

		(対USDドル当たり/per U.S. dollar)							
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	107.77	110.22	103.36	93.57	87.78	79.81	79.79	97.60
		(円 Yen)							
カナダ	CAN	1.4851	1.2118	1.0670	1.1431	1.0302	0.9895	0.9992	1.0298
		(カナダドル Canadian dollars)							
イギリス	GBR	0.6609	0.5500	0.5440	0.6419	0.6472	0.6241	0.6330	0.6397
		(ポンド Pounds)							
ユーロ圏	Euro Area	1.0854	0.8041	0.6827	0.7198	0.7550	0.7194	0.7783	0.7532
		(ユーロ Euros)							
デンマーク	DNK	8.0831	5.9969	5.0981	5.3609	5.6241	5.3687	5.7925	5.6163
		(デンマーククローネ Danish krone)							
スウェーデン	SWE	9.1622	7.4731	6.5911	7.6538	7.2075	6.4935	6.7750	6.5140
		(スウェーデンクローナ Swedish krona)							
ロシア	RUS	28.129	28.284	24.853	31.740	30.368	29.382	30.840	31.837
		(ルーブル Rubles)							
中国	CHN	8.2785	8.1943	6.9487	6.8314	6.7703	6.4615	6.3123	6.1958
		(元 Yuan)							
香港	HKG	7.7912	7.7773	7.7868	7.7518	7.7692	7.7840	7.7564	7.7560
		(香港ドル Hong Kong dollars)							
韓国	KOR	1,131	1,024	1,102	1,277	1,156	1,108	1,126	1,095
		(ウォン Won)							
シンガポール	SGP	1.7240	1.6644	1.4149	1.4545	1.3635	1.2578	1.2497	1.2513
		(シンガポールドル Singapore dollars)							
マレーシア	MYS	3.8000	3.7871	3.3358	3.5245	3.2211	3.0600	3.0888	3.1509
		(リンギット Ringgit)							
タイ	THA	40.112	40.220	33.313	34.286	31.686	30.492	31.083	30.726
		(バーツ Baht)							
インドネシア	IDN	8,422	9,705	9,699	10,390	9,090	8,770	9,387	10,461
		(ルピア Rupiah)							
フィリピン	PHL	44.192	55.085	44.323	47.680	45.110	43.313	42.229	42.446
		(フィリピンペソ Philippine Pesos)							
インド	IND	44.942	44.100	43.505	48.405	45.726	46.670	53.437	58.598
		(ルピー Rupees)							
ベトナム	VNM	14,168	15,859	16,302	17,065	18,613	20,510	20,828	20,933
		(ドン Dong)							
カンボジア	KHM	3,841	4,093	4,054	4,139	4,185	4,059	4,033	4,027
		(リエル Riel)							
オーストラリア	AUS	1.7248	1.3095	1.1922	1.2822	1.0902	0.9695	0.9658	1.0358
		(オーストラリアドル Australian dollars)							
ニュージーランド	NZL	2.2011	1.4203	1.4227	1.6009	1.3878	1.2658	1.2343	1.2194
		(ニュージーランドドル New Zealand dollars)							
ブラジル	BRA	1.8294	2.4344	1.8338	1.9994	1.7592	1.6728	1.9531	2.1573
		(レアル Reals)							
メキシコ	MEX	9.456	10.898	11.130	13.513	12.636	12.423	13.169	12.772
		(メキシコペソ Mexican Pesos)							

資料出所 The World Bank (2014.7) *World Development Indicators 2014*

(注) この為替レートは、年平均レートである。

第1-14表 生産者物価指数
Table 1-14: Producer price indices

指数(2010年=100) index, Y2010=100		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ¹⁾	JPN	99.5	97.2	101.1	105.7	100.1	100.0	101.5	100.6	101.8
アメリカ	USA	71.8	85.2	93.5	102.6	93.6	100.0	108.8	109.4	110.1
カナダ ²⁾	CAN	90.0	94.2	97.8	102.1	98.5	100.0	106.9	108.1	108.6
イギリス	GBR	84.3	87.0	90.8	96.9	97.4	100.0	104.7	106.9	108.4
ドイツ	DEU	82.6	91.2	97.5	102.8	98.5	100.0	105.3	107.0	106.9
フランス	FRA	87.0	93.2	98.1	102.8	97.0	100.0	104.6	107.0	107.0
イタリア	ITA	80.5	88.9	97.2	101.9	97.1	100.0	104.7	108.5	107.3
スウェーデン	SWE	78.4	86.4	94.4	99.6	98.6	100.0	102.8	102.4	99.7
ロシア ²⁾	RUS	27.3	61.7	79.1	96.0	89.1	100.0	117.7	125.7	129.9
中国	CHN	80.3	88.2	93.7	100.2	94.8	100.0	106.0	104.2	102.2
韓国	KOR	79.1	86.9	88.9	96.5	96.3	100.0	106.7	107.5	105.7
シンガポール ³⁾	SGP	85.9	97.9	103.1	110.9	95.5	100.0	108.4	109.0	106.0
マレーシア	MYS	69.0	82.4	92.7	102.2	94.7	100.0	109.0	109.0	106.9
タイ	THA	60.6	76.5	84.5	95.0	91.4	100.0	105.5	106.5	106.8
インドネシア ⁴⁾	IDN	38.8	58.8	76.5	97.1	95.4	100.0	107.4	112.9	—
フィリピン ⁵⁾	PHL	59.6	92.9	102.5	106.7	105.2	100.0	100.9	100.4	92.8
インド ⁴⁾	IND	59.1	74.7	82.1	89.2	91.3	100.0	108.9	117.7	125.1
オーストラリア	AUS	75.9	86.7	95.8	103.8	98.1	100.0	103.4	103.6	104.7
ニュージーランド	NZL	73.6	82.4	89.7	98.7	96.3	100.0	104.0	104.4	106.8
ブラジル	BRA	40.1	78.3	83.4	94.8	94.6	100.0	109.4	115.9	122.7
対前年比(%) percentage change		2001～ 2005	2006～ 2010	2000	2005	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ¹⁾	JPN	-0.5	0.6	0.0	1.7	-5.3	-0.1	1.5	-0.9	1.3
アメリカ	USA	3.5	3.5	5.8	7.3	-8.8	6.8	8.8	0.6	0.6
カナダ ²⁾	CAN	0.9	1.2	4.3	1.6	-3.5	1.5	6.9	1.1	0.4
イギリス	GBR	0.6	2.8	1.4	1.9	0.5	2.7	4.7	2.1	1.3
ドイツ	DEU	2.0	1.9	3.3	4.3	-4.2	1.5	5.3	1.6	-0.1
フランス	FRA	1.4	1.5	4.4	3.1	-5.6	3.1	4.6	2.3	0.0
イタリア	ITA	2.0	2.4	6.0	4.0	-4.7	3.0	4.7	3.6	-1.1
スウェーデン	SWE	2.0	3.0	8.9	5.2	-1.0	1.4	2.8	-0.3	-2.6
ロシア ²⁾	RUS	17.8	10.6	46.9	20.6	-7.2	12.2	17.7	6.8	3.3
中国	CHN	2.0	2.6	2.8	4.9	-5.4	5.5	6.0	-1.7	-1.9
韓国	KOR	1.9	2.9	2.0	2.1	-0.2	3.8	6.7	0.7	-1.6
シンガポール ³⁾	SGP	2.7	0.7	10.1	9.7	-13.9	4.7	8.4	0.5	-2.7
マレーシア	MYS	3.6	4.1	3.1	6.9	-7.3	5.6	9.0	0.0	-1.9
タイ	THA	4.8	5.7	3.9	9.1	-3.8	9.4	5.5	1.0	0.3
インドネシア ⁴⁾	IDN	8.8	11.6	12.5	16.4	-1.8	4.9	7.4	5.1	—
フィリピン ⁵⁾	PHL	9.4	1.6	12.5	9.1	-1.4	-5.0	0.9	-0.5	-7.6
インド ⁴⁾	IND	4.8	6.0	6.6	4.7	2.4	9.6	8.9	8.1	6.3
オーストラリア	AUS	2.7	3.0	7.1	6.0	-5.4	1.9	3.4	0.2	1.1
ニュージーランド	NZL	2.3	4.0	8.3	5.4	-2.4	3.9	4.0	0.4	2.3
ブラジル	BRA	14.6	5.1	18.1	5.6	-0.2	5.7	9.4	5.9	5.9

資料出所 IMF Database (<http://elibrary-data.imf.org/>) “IFS”2014年8月現在

ロシア・中国: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2014年8月現在

(注) 指数を作成するための方法は、国によって異なる。

- 1) 企業物価指数。
- 2) 工業製品物価指数。
- 3) 国内供給品物価指数。
- 4) 卸売物価指数。
- 5) 主要製造業生産者物価指数。

第1-15表 消費者物価指数

Table 1-15: Consumer price indices

指数(2010年=100) index, Y2010=100		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	102.7	100.4	100.7	102.1	100.7	100.0	99.7	99.7	100.0
アメリカ	USA	79.0	89.6	95.1	98.7	98.4	100.0	103.2	105.3	106.8
カナダ	CAN	81.9	91.9	95.7	98.0	98.3	100.0	102.9	104.5	105.5
イギリス	GBR	81.3	87.3	91.5	94.8	96.8	100.0	104.5	107.4	110.2
ドイツ	DEU	85.7	92.5	96.1	98.6	98.9	100.0	102.1	104.1	105.7
フランス	FRA	84.4	92.7	95.7	98.4	98.5	100.0	102.1	104.1	105.0
イタリア	ITA	80.7	91.0	94.6	97.8	98.5	100.0	102.7	105.9	107.2
スウェーデン	SWE	86.2	92.7	96.0	99.3	98.9	100.0	103.0	103.9	103.8
ロシア	RUS	30.8	61.4	73.5	83.8	93.6	100.0	108.4	113.9	121.6
中国	CHN	80.9	86.6	92.0	97.5	96.8	100.0	105.5	108.2	111.1
韓国	KOR	73.1	86.1	90.3	94.5	97.1	100.0	104.0	106.3	107.7
シンガポール	SGP	85.3	88.0	90.8	96.7	97.3	100.0	105.3	110.0	112.6
マレーシア	MYS	80.5	87.7	92.7	97.7	98.3	100.0	103.2	104.9	107.1
タイ	THA	77.3	86.6	92.6	97.7	96.8	100.0	103.8	106.9	109.3
インドネシア	IDN	44.0	68.7	82.7	90.7	95.1	100.0	105.4	109.9	116.9
フィリピン	PHL	63.7	78.7	85.4	92.4	96.3	100.0	104.6	108.0	111.2
インド	IND	54.2	65.8	74.3	80.5	89.3	100.0	108.9	119.0	132.0
オーストラリア	AUS	74.4	86.4	91.5	95.5	97.2	100.0	103.4	105.2	107.8
ニュージーランド	NZL	77.6	87.0	92.1	95.7	97.7	100.0	104.4	105.4	106.7
ブラジル	BRA	52.5	79.6	85.9	90.8	95.2	100.0	106.6	112.4	119.4
対前年比(%) percentage change		2001~ 2005	2006~ 2010	2000	2005	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	-0.4	-0.1	-0.7	-0.3	-1.3	-0.7	-0.3	0.0	0.4
アメリカ	USA	2.6	2.2	3.4	3.4	-0.4	1.6	3.2	2.1	1.5
カナダ	CAN	2.3	1.7	2.7	2.2	0.3	1.8	2.9	1.5	0.9
イギリス	GBR	1.4	2.7	0.8	2.0	2.2	3.3	4.5	2.8	2.6
ドイツ	DEU	1.5	1.6	1.5	1.5	0.3	1.1	2.1	2.0	1.5
フランス	FRA	1.9	1.5	1.7	1.7	0.1	1.5	2.1	2.0	0.9
イタリア	ITA	2.4	1.9	2.5	2.0	0.8	1.5	2.7	3.0	1.2
スウェーデン	SWE	1.5	1.5	1.0	0.5	-0.5	1.2	3.0	0.9	0.0
ロシア	RUS	14.9	10.3	20.8	12.7	11.7	6.9	8.4	5.1	6.8
中国	CHN	1.4	3.0	0.4	1.8	-0.7	3.3	5.4	2.6	2.6
韓国	KOR	3.3	3.0	2.3	2.8	2.8	3.0	4.0	2.2	1.3
シンガポール	SGP	0.6	2.6	1.4	0.4	0.6	2.8	5.3	4.5	2.4
マレーシア	MYS	1.7	2.7	1.5	3.0	0.6	1.7	3.2	1.7	2.1
タイ	THA	2.3	3.0	1.6	4.5	-0.8	3.3	3.8	3.0	2.2
インドネシア	IDN	9.3	7.8	3.7	10.5	4.8	5.1	5.4	4.3	6.4
フィリピン	PHL	4.3	4.9	4.0	6.5	4.2	3.8	4.6	3.2	3.0
インド	IND	4.0	8.7	4.0	4.2	10.9	12.0	8.9	9.3	10.9
オーストラリア	AUS	3.0	3.0	4.5	2.7	1.8	2.8	3.4	1.8	2.4
ニュージーランド	NZL	2.3	2.8	3.0	3.0	2.1	2.3	4.4	0.9	1.3
ブラジル	BRA	8.7	4.7	7.0	6.9	4.9	5.0	6.6	5.4	6.2

資料出所 IMF Database (<http://elibrary-data.imf.org/>) “IFS”2014年8月現在中国: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2014年8月現在

第1-16表 購買力平価

Table 1-16: Purchasing power parities (PPPs)

(各国通貨/USドル)(National currency per US dollar)

		消費購買 力平価*	GDP購買力平価 PPPs for GDP							
		2013年	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	112.3	155.0	129.6	116.8	115.4	111.6	107.5	105.2	103.4
アメリカ	USA	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
カナダ	CAN	1.293	1.231	1.214	1.234	1.203	1.223	1.240	1.249	1.237
イギリス	GBR	0.781	0.635	0.636	0.651	0.653	0.691	0.698	0.703	0.695
ドイツ	DEU	0.823	0.966	0.867	0.812	0.806	0.796	0.779	0.792	0.784
フランス	FRA	0.884	0.938	0.923	0.882	0.858	0.857	0.845	0.858	0.845
イタリア	ITA	0.837	0.816	0.867	0.789	0.776	0.780	0.768	0.769	0.760
スウェーデン	SWE	9.099	9.124	9.378	8.773	8.882	8.994	8.820	8.874	8.719
ロシア ¹⁾	RUS	17.351	7.302	12.736	14.341	14.034	15.833	17.346	18.488	—
中国 ¹⁾	CHN	3.717	2.743	2.857	3.189	3.145	3.316	3.506	3.508	—
韓国	KOR	915.2	745.6	788.9	785.7	822.2	841.7	854.6	865.7	858.2
インド ¹⁾	IND	16.04	10.13	11.05	12.52	13.18	14.19	15.11	15.91	—
オーストラリア	AUS	1.540	1.311	1.388	1.479	1.442	1.506	1.511	1.527	1.510
ニュージーランド ²⁾	NZL	1.570	1.440	1.535	1.491	1.459	1.503	1.486	1.483	1.455

* PPPs for actual individual consumption in 2013

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “PPPs and exchange rates” 2014年8月現在

(注) 1) 消費購買力平価は2012年の数値。

第1-17表 物価水準 (GDPベース)

Table 1-17: Comparative price levels

(OECD ave.=100)

		消費物価水準 Price levels for expenditure	GDP物価水準 ¹⁾ Purchasing Power Parities for GDP: Comparative Price Levels									
			2011年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	128	154	116	99	107	122	124	128	129	106	
アメリカ	USA	95	107	98	97	94	99	98	95	98	100	
カナダ	CAN	119	89	99	109	109	104	116	119	122	120	
イギリス	GBR	106	103	114	125	113	100	104	106	109	109	
ドイツ	DEU	103	95	106	110	112	110	103	103	99	104	
フランス	FRA	112	92	113	118	122	118	111	112	108	112	
イタリア	ITA	102	80	106	108	109	106	101	102	96	101	
スウェーデン	SWE	129	106	124	127	126	115	122	129	128	134	
韓国	KOR	73	70	76	80	67	64	71	73	75	78	
オーストラリア	AUS	148	81	104	115	117	111	135	148	154	146	
ニュージーランド	NZL	112	70	106	107	99	90	106	112	117	119	

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2014年9月現在

(注) OECD加盟国平均を100としたときの数値。

1) GDP購買力平価を為替レートで除したもの。

1 経済・経営

第1-18表 内外価格差及び購買力平価

Table 1-18: Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs)

内外価格差 ¹⁾ / comparative price levels		(倍/times)				
		2008年度/FY	2009	2010	2011	2012
アメリカ	USA	1.30	1.42	1.51	1.63	1.66
ドイツ	DEU	1.11	1.25	1.35	1.38	1.51
中国	CHN	3.74	3.53	3.61	3.51	3.23
台湾	TWN	2.37	2.56	2.62	2.71	2.66
韓国	KOR	2.03	2.45	2.43	2.38	2.40

購買力平価/PPPs		(円/各国通貨 ²⁾ (yen/national currency)				
		2008年度/FY	2009	2010	2011	2012
アメリカ	USA	139.92	132.47	129.23	126.90	130.12
ドイツ	DEU	177.64	166.91	148.98	151.62	148.50
中国	CHN	58.83	48.30	45.75	42.50	40.15
台湾	TWN	8.16	7.28	7.02	7.22	7.00
韓国	KOR	0.201	0.185	0.176	0.171	0.166

資料出所 経済産業省(2013.6)「2012年度産業向け財・サービスの内外価格調査」

(注) 1) 各国=1としたときの日本の価格の倍率。

2) 各国通貨は、アメリカ=USDドル、ドイツ=ユーロ、中国=元、台湾=NTドル、韓国=ウォン。

調査対象品目: 工業製品等179品目、産業向けサービス43品目。(各年度7-9月調査)

為替レート: 各年度7-9月における平均為替レート。

用語解説: 内外価格差とは、同一製品、または同等のスペックを持つ製品の日本での価格と海外での価格の差をいう。価格差の拡大は、国内価格の上昇、競争力の低下を示している。

購買力平価とは、同一製品、または同等のスペックを持つ製品の日本での価格(円)と海外での価格(現地通貨)との比率をいう。

算出方法:

$$\text{購買力平価} = \frac{\text{日本での価格(円)}}{\text{海外での価格(現地通貨)}}$$

$$\text{内外価格差} = \frac{\text{購買力平価(円/現地通貨)}}{\text{為替レート(円/現地通貨)}}$$

第1-19表 労働生産性水準¹⁾ (2012年)
Table 1-19: Labour productivity levels, 2012

(日本/Japan =100)						
為替レート換算 at current exchange rates	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA
国民経済生産性 ^{a)}	100.0	114.3	85.9	82.3	97.1	82.6
農林水産業 ^{b)}	100.0	389.6	184.5	178.6	252.3	192.5
鉱業・エネルギー業 ^{c)}	100.0	122.1	136.1	99.4	95.0	97.1
製造業 ^{d)}	100.0	124.7	84.9	90.1	93.1	64.5
建設業 ^{e)}	100.0	99.8	118.3	93.1	124.2	90.9
卸売・小売、宿泊・飲食、 運輸・倉庫・通信業 ^{f)}	100.0	92.5	70.9	68.1	88.4	76.7
金融・不動産業、 事業活動 ^{g)}	100.0	56.9	36.1	34.3	42.7	43.2
その他のサービス業、 社会活動等 ^{2)h)}	100.0	105.8	80.3	74.6	91.9	76.2
換算レート (JPN = 1)		79.79 円/ドル (Yen/US\$)	126.04 円/ポンド (Yen/£)	102.52 円/ユーロ (Yen/Euro)	102.52 円/ユーロ (Yen/Euro)	102.52 円/ユーロ (Yen/Euro)
購買力平価換算 at PPP rates						
国民経済生産性 ^{a)}	100.0	149.8	102.6	106.9	116.1	110.4
農林水産業 ^{b)}	100.0	510.8	220.4	232.0	301.7	257.3
鉱業・エネルギー業 ^{c)}	100.0	160.2	162.5	129.2	113.6	129.8
製造業 ^{d)}	100.0	163.5	101.4	117.0	111.4	86.2
建設業 ^{e)}	100.0	130.8	141.3	121.0	148.6	121.4
卸売・小売、宿泊・飲食、 運輸・倉庫・通信業 ^{f)}	100.0	121.3	84.7	88.5	105.8	102.5
金融・不動産業、 事業活動 ^{g)}	100.0	74.5	43.1	44.5	51.1	57.7
その他のサービス業、 社会活動等 ^{2)h)}	100.0	138.7	95.9	97.0	109.9	101.9
換算レート (JPN = 1)		104.63 円/ドル (Yen/US\$)	150.52 円/ポンド (Yen/£)	133.18 円/ユーロ (Yen/Euro)	122.60 円/ユーロ (Yen/Euro)	137.02 円/ユーロ (Yen/Euro)

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting and forestry, fishing; c) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; d) Manufacturing; e) Construction; f) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communication; g) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; h) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

資料出所 日本:内閣府(2013.12)「平成24年度国民経済計算確報」

その他の国, 為替, 購買力平価:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2014年12月現在

(注) 1) 労働生産性水準は, 為替レートとGDPベースの購買力平価(OECD試算)により算出。

国民経済生産性＝粗付加価値の国内総生産／総就業者数

経済活動別労働生産性＝経済活動別国内総生産／経済活動別就業者数

2) 公共事業・防衛, 教育, 医療・福祉, その他のサービス業及び分類不能な経済活動を含む。

第1-20表 労働分配率

Table 1-20: Labour share

		(%)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	72.1	67.9	66.7	69.6	71.5	68.9	70.5	69.7	69.3
アメリカ	USA	71.1	68.5	69.7	70.7	69.9	67.9	67.0	66.8	—
カナダ	CAN	70.7	68.1	68.9	68.4	73.9	70.9	70.0	71.2	71.5
イギリス	GBR	69.9	67.0	69.1	68.6	70.3	68.7	67.4	69.1	69.6
ドイツ	DEU	72.2	66.7	63.5	65.3	68.3	66.6	65.9	67.5	67.9
フランス	FRA	69.1	70.6	69.6	70.2	73.4	72.5	72.7	74.2	74.5
イタリア	ITA	51.3	53.1	53.9	55.5	56.9	57.2	57.3	58.6	58.4
スウェーデン	SWE	70.6	69.4	66.2	68.1	73.6	69.3	69.8	72.4	72.1
ロシア	RUS	55.8	61.0	63.3	65.5	70.8	67.1	68.1	70.3	—
中国 ¹⁾	CHN	53.3	50.7	47.9	47.5	48.9	47.5	47.3	—	—
香港 ¹⁾	HKG	49.2	47.4	45.8	44.4	48.0	48.6	48.3	49.7	—
韓国	KOR	57.7	60.7	61.6	61.5	61.3	59.6	60.0	61.0	—
シンガポール ¹⁾	SGP	43.6	44.3	42.3	42.5	45.5	40.6	41.2	42.1	—
タイ	THA	43.1	43.5	41.5	41.6	44.1	42.5	42.5	43.9	—
フィリピン	PHL	28.5	31.0	31.0	30.0	21.5	22.2	21.4	21.8	—
インド	IND	38.9	33.8	32.5	35.1	36.3	36.0	35.8	—	—
オーストラリア	AUS	70.7	68.9	69.3	66.1	67.6	66.9	66.5	67.8	—
ニュージーランド	NZL	59.5	63.7	65.6	69.5	65.1	64.6	—	—	—
ブラジル ¹⁾	BRA	41.6	41.3	42.2	42.8	44.5	—	—	—	—

資料出所 日本:内閣府(2014.12)「2013年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2014年12月現在その他:UN data(<http://data.un.org/>)2014年12月現在

(注) 労働分配率=雇用者報酬/要素費用表示の国民所得×100

1) =雇用者報酬/総国民所得×100

第1-21表 時間当たり労働生産性上昇率(産業計、対前年比)

Table 1-21: Average annual labour productivity growth rates, total economy

		(%)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	2.4	1.3	1.7	0.2	-0.9	3.9	0.0	0.4	1.4
アメリカ	USA	2.8	2.0	1.0	0.8	2.9	2.8	0.2	0.5	0.4
カナダ	CAN	2.9	2.4	0.0	-0.1	0.9	1.5	1.0	0.0	1.1
イギリス	GBR	3.4	0.6	1.6	0.1	-2.4	1.5	1.2	-1.3	-0.1
ドイツ	DEU	2.6	1.5	1.5	0.2	-2.6	2.5	2.0	0.6	0.4
フランス	FRA	3.7	1.3	-0.2	-0.7	-0.6	1.6	1.2	0.7	0.5
イタリア	ITA	2.8	0.6	-0.1	-0.7	-2.2	2.3	0.5	-0.8	0.1
オランダ	NLD	3.4	2.6	1.3	0.4	-1.9	1.8	0.7	-1.3	0.9
ベルギー	BEL	0.7	0.9	1.0	-0.4	-1.3	1.4	-0.5	-0.3	0.3
デンマーク	DNK	2.3	1.5	0.2	-1.5	-1.9	4.8	-0.1	0.5	-0.1
スウェーデン	SWE	3.6	2.6	0.3	-1.8	-2.4	3.3	0.7	-0.2	1.0
フィンランド	FIN	4.3	1.8	3.1	-1.1	-4.7	3.3	1.6	-1.6	0.7
ノルウェー	NOR	4.0	1.1	-1.8	-3.4	0.4	0.4	-0.5	0.9	0.0
スペイン	ESP	0.5	0.4	1.2	0.4	2.5	2.3	1.6	2.5	1.7
韓国	KOR	3.7	4.3	6.0	5.0	1.6	7.2	6.6	-2.9	5.5
オーストラリア	AUS	1.7	0.7	0.7	0.6	1.9	-0.3	2.1	3.3	1.4
ニュージーランド	NZL	0.9	1.1	2.7	-1.8	4.6	-1.0	1.2	3.1	-0.9

資料出所 OECD Database(http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=PDB_GR)2015年2月現在

(注) OECD Databaseでは、労働生産性を就業1時間当たりの国内総生産(GDP)と定義している。就業1時間当たりGDPは、GDP総額を就業者の年間総労働時間で除した数値である。本表は、就業1時間当たりGDPの対前年上昇率をあらわしている。

第1-22表 単位労働費用（産業計）

Table 1-22: Unit labour costs, total economy

		(USDルベース, 各国の2005年=100) (U.S.dollar basis, Year: 2005=100)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	114.3	100.0	95.2	96.1	96.5	91.8	92.6	91.3	—
アメリカ	USA	93.7	100.0	106.3	108.5	107.5	107.0	109.2	111.0	111.3
カナダ	CAN	90.7	100.0	107.6	110.6	113.4	112.9	115.2	118.0	—
イギリス	GBR	89.6	100.0	107.2	109.5	114.5	116.6	116.3	118.8	120.5
ドイツ	DEU	99.4	100.0	96.8	99.2	106.0	104.4	104.9	108.1	110.5
フランス	FRA	90.9	100.0	103.4	106.2	109.8	110.8	111.7	113.7	115.0
イタリア	ITA	84.6	100.0	104.2	107.8	113.3	113.4	113.9	116.3	117.9
オランダ	NLD	90.8	100.0	102.5	105.7	111.1	109.9	111.0	115.0	117.1
ベルギー	BEL	93.2	100.0	105.0	109.6	114.1	113.6	117.2	121.5	124.2
デンマーク	DNK	89.2	100.0	106.9	112.7	118.4	117.4	117.8	119.9	122.0
スウェーデン	SWE	93.6	100.0	104.2	109.2	115.5	112.3	115.2	119.9	121.4
フィンランド	FIN	94.9	100.0	101.1	106.7	115.9	114.0	116.1	122.0	123.7
ノルウェー	NOR	88.0	100.0	114.8	125.8	131.5	134.4	141.1	145.8	152.9
スペイン	ESP	86.0	100.0	107.7	114.0	115.8	113.9	112.8	109.5	109.2
韓国	KOR	—	100.0	101.5	103.1	103.4	102.1	104.7	107.2	—
オーストラリア	AUS	87.7	100.0	109.6	112.3	113.6	120.8	123.2	—	—
ニュージーランド	NZL	86.4	100.0	108.1	116.0	113.6	116.2	—	—	—
対前年比率 Average annual rates of change		(USDルベース, %) (U.S.dollar basis, %)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	-2.8	-1.0	-2.8	1.0	0.4	-4.9	0.9	-1.5	—
アメリカ	USA	3.7	1.7	3.2	2.1	-1.0	-0.4	2.0	1.7	0.3
カナダ	CAN	2.6	2.3	3.6	2.7	2.5	-0.5	2.0	2.4	—
イギリス	GBR	3.0	1.8	3.4	2.2	4.6	1.8	-0.3	2.2	1.4
ドイツ	DEU	0.6	-0.4	-0.8	2.5	6.9	-1.5	0.5	3.1	2.2
フランス	FRA	1.4	2.0	1.5	2.7	3.5	0.9	0.8	1.8	1.2
イタリア	ITA	-0.4	2.7	2.3	3.4	5.1	0.1	0.5	2.1	1.4
オランダ	NLD	3.2	-0.1	2.2	3.1	5.1	-1.1	1.0	3.7	1.8
ベルギー	BEL	0.4	1.2	2.3	4.3	4.1	-0.4	3.1	3.7	2.2
デンマーク	DNK	0.6	1.9	4.9	5.4	5.1	-0.9	0.4	1.8	1.7
スウェーデン	SWE	4.3	0.8	4.2	4.9	5.7	-2.8	2.6	4.1	1.2
フィンランド	FIN	0.1	2.1	0.2	5.5	8.6	-1.6	1.8	5.1	1.4
ノルウェー	NOR	2.0	3.2	7.7	9.6	4.5	2.2	5.0	3.3	4.9
スペイン	ESP	2.4	3.4	4.2	5.9	1.6	-1.6	-1.0	-2.9	-0.3
韓国	KOR	—	2.9	1.1	1.6	0.3	-1.3	2.5	2.5	—
オーストラリア	AUS	2.5	3.1	4.8	2.5	1.2	6.3	2.0	—	—
ニュージーランド	NZL	2.5	4.0	4.1	7.3	-2.2	2.4	—	—	—

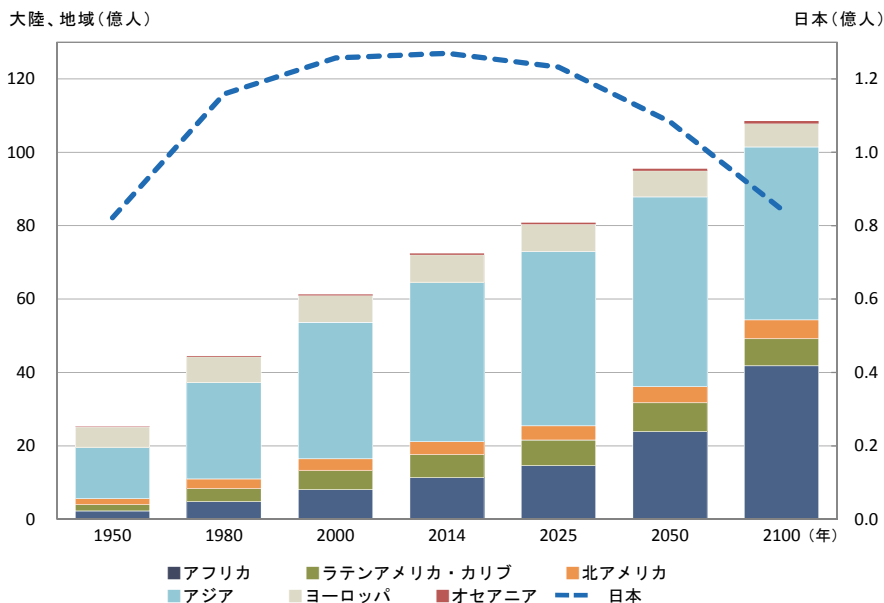
資料出所 OECD Database (http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=PDB_GR) 2015年2月現在

単位労働費用 = 人時間当たり労働費用 / 人時間当たり産出額

2. 人口・労働力人口

Population and Labour Force

2-1 世界、大陸及び主要地域の人口（中位推計）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-1表 総人口」(p.55)を参照。

20世紀初頭に約15億人であった世界人口は、1950年以降飛躍的に増加し、1974年以降は増加率が低下したものの、2000年には61億人に達し、2011年後半に70億人を超えた。

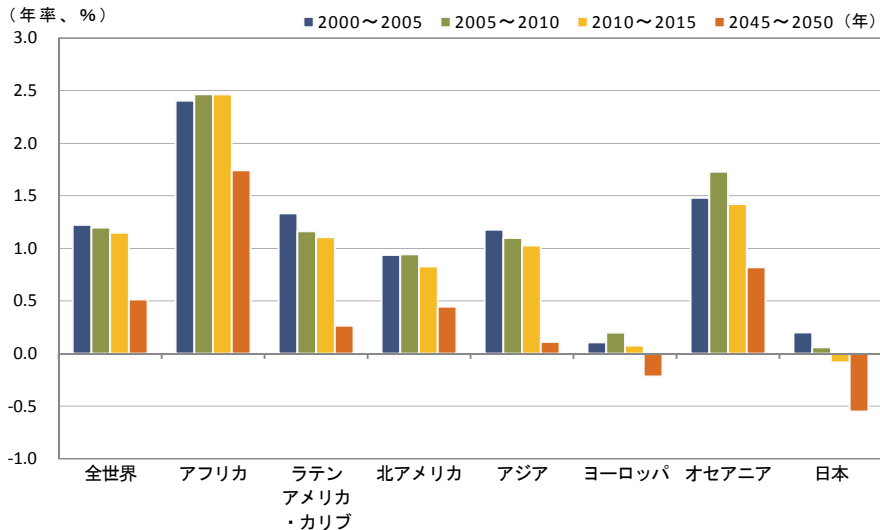
国連が隔年ベースで公表する『世界人口予測』の2012年改訂版(本書の資料出所)によると、2013年半ばに72億人であった世界人口は、中位推計で2025年に81億人、2050年に96億人に増加し、2100年には109億人に達する見通しである。

人口増加の大半は発展途上地域で発生し、2013年の59億人から2050年には82億人に増加し、2100年には96億人に達すると予測されている。これは主に15～59歳（16億人）及び60歳以上（19.9億人）の人口増加によるもので、15歳以下の人口はほとんど増えない。同じ期間の先進地域の人口は、2013年は12.5億人、2100年は12.8億人とほぼ同水準で推移する。しかし、発展途上地域から先進地域への移民規模が、予測されている2013～2050年は年平均240万人、2050～2100年は年平均100万人の水準を下回れば、さらに減少する見通しである。

2013～2050年の間の人口増加は、主にアフリカの出生率の高い国々に加えて、インド、インドネシア、パキスタン、フィリピン及びアメリカなどの人口規模の大きい国に集中している。

2 人口・労働力人口

2-2 人口増加率



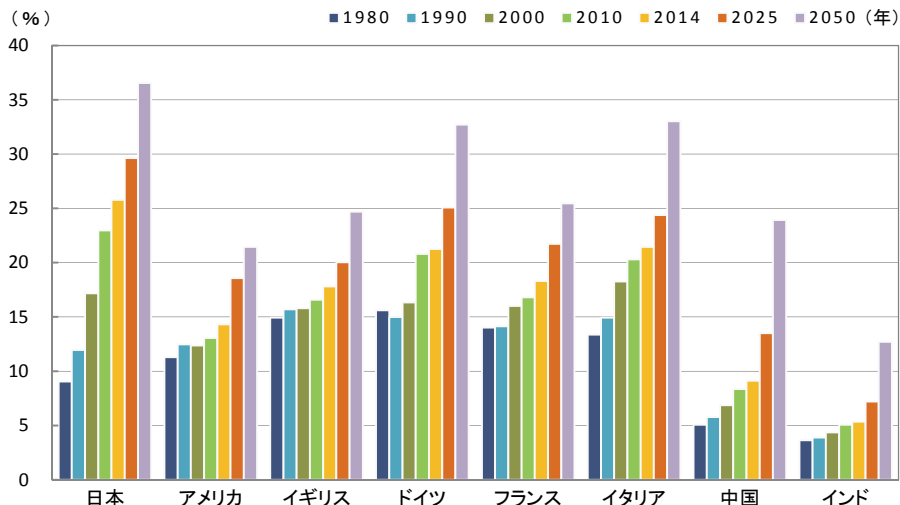
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-2表 人口増加率」(p.56)を参照。

国連の『2012年版世界人口予測』によると、全世界の人口は、2005年の65億人から2010年に69億人、2025年に81億人、2050年には96億人に達し、2010年からの40年間に約27億人増加すると予測(中位推計)されている。

世界の人口増加率は寿命の伸長に伴って上昇し、1965～1970年には年率2.07%のピークに達した。その後、人口増加の速度は、主に先進地域における出生率の低下によって減速した。2005～2010年は1.20%に低下し、2045～2050年には0.51%まで落ち込むと予測されている。

上のグラフをみると、ヨーロッパ地域及び日本の2005～2010年の人口増加率はそれぞれ0.2%、0.06%の低水準となっており、その後も徐々に減少して、2045～2050年にはそれぞれ-0.22%、-0.55%に低下する見通しである。他方、アジア地域及びラテンアメリカ・カリブ地域の増加率は低下するものの、2015年までは1%程度で推移する予測となっている。しかし、これらの地域の少子化のスピードが先進地域よりも急速であることから、2045～2050年までに増加率はそれぞれ0.11%、0.27%に低下すると予測される。今後2050年までの間の人口増加率が最も高い地域はアフリカ地域で、2025年までは年率2%、2045年以降も年率1%を上回る水準で推移する見通しである。

2-3 老年人口比率（65歳以上人口）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-5表 老年人口(65歳以上人口)」(p.59)を参照。

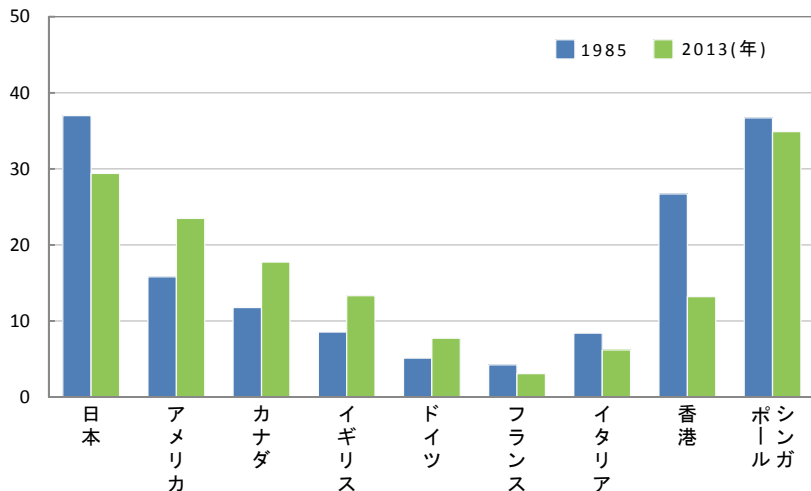
出生率の低下と平均寿命の伸長によって高齢化が進展し、総人口に占める65歳以上の人口の割合（老年人口比率）が増加している。国連の『2012年版世界人口予測』によると、全世界の老年人口比率は、2015年の8.2%から2050年には15.6%に増加すると予測されている。とりわけ先進地域における高齢化の進展が顕著で、老年人口比率は2015年の17.5%から2050年には25.8%へと増加する。とりわけ日本の高齢化は急速で、2010年に23.0%であった老年人口比率が、2050年には36.6%に達する見通しである。2010年、2025年、2050年のいずれの推計でも欧米先進諸国を上回っており、極めて老年人口比率の高い国になると予測されている。

他方、現在は比較的生産率が高い発展途上地域でも、今後、高齢化が急速に進展すると予測されており、2015年は6.3%に過ぎない老年人口比率が、2050年には14.0%に達する見通しである。上のグラフからも、中国やインドの高齢化が先進諸国より急速であることがわかる。

2 人口・労働力人口

2-4 65歳以上男性の労働力率

(%)



▶ グラフの具体的な数値は下部(参考)欄、資料出所については、「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.67)を参照。

65歳以上男性の労働力率は、北米、EU諸国では概して低く、日本、シンガポールなどのアジア地域は欧米諸国より高い水準にある。経済発展の度合いだけではなく、地域性・国民性の違いなども反映したものといえるだろう。

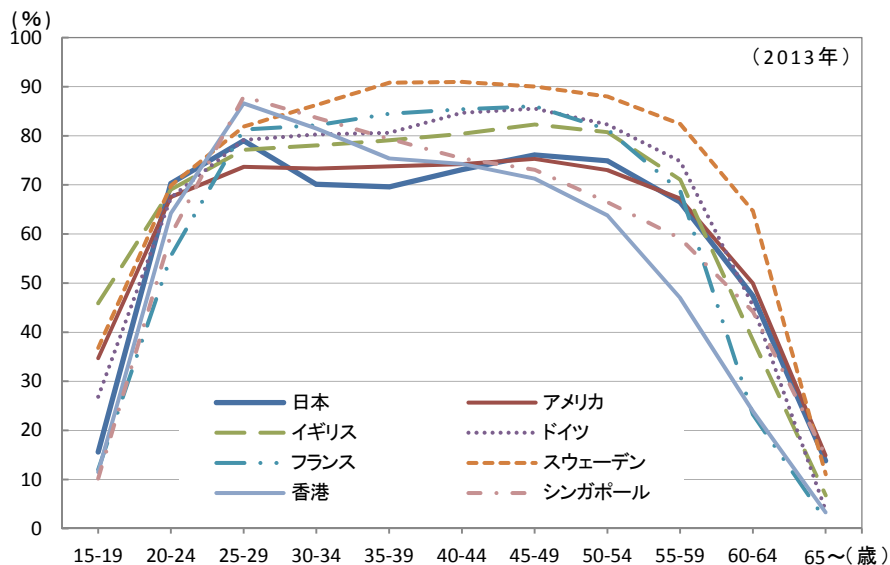
EU諸国では、経済不況や若年失業者の増加により、1980年代に早期退職制度が定着したことも高齢者の労働力率が低い一因である。しかし、近年は、高齢化の進展により、社会保障制度の担い手を確保する必要性から、高齢者の雇用促進が政策課題となっている。日本の場合、他国と異なる点として、引退すべきであると考えられている年齢が高いことが挙げられる。高齢者の労働意欲は高く、これが高齢者の労働力率を引き上げているひとつの要因となっている。

(参考) 65歳以上男性の労働力率(%)

	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	香港	シンガポール
1985(年)	37.0	15.8	11.8	8.5	5.1	4.2	8.4	26.7	36.7
2013	29.4	23.5	17.7	13.3	7.7	3.1	6.2	13.2	34.9

注：香港、シンガポールの1985年の数値は65～69歳が対象。

2-5 年齢階級別女性労働力率（2013年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.67)を参照。

女性の年齢階級別労働力率をみると、日本では20歳代後半から30歳代にかけて比率が落ち込むいわゆるM字カーブを描いていることが特徴的である。結婚・出産・育児等のために労働市場からいったん退出し、その後育児が落ち着いた後に再び労働市場に復帰するという女性労働者の就労行動の特徴が、M字カーブに反映されている。これはアメリカやヨーロッパでも1970年代にはみられた現象だが、今日ではほとんどみられなくなり、台形型となっている。しかしながら、日本においても時系列でみれば、M字カーブの底の位置の上昇と底にあたる年齢の高齢化が観察される。晩婚・非婚化の進行や共働きの増加などが要因であろう。特に25-29歳における労働力率の上昇が顕著であり、1975年に42.6%であったものが、2013年には79.0%に上昇している。それ以外の年齢階層の労働力率も全般的に上昇傾向にある。

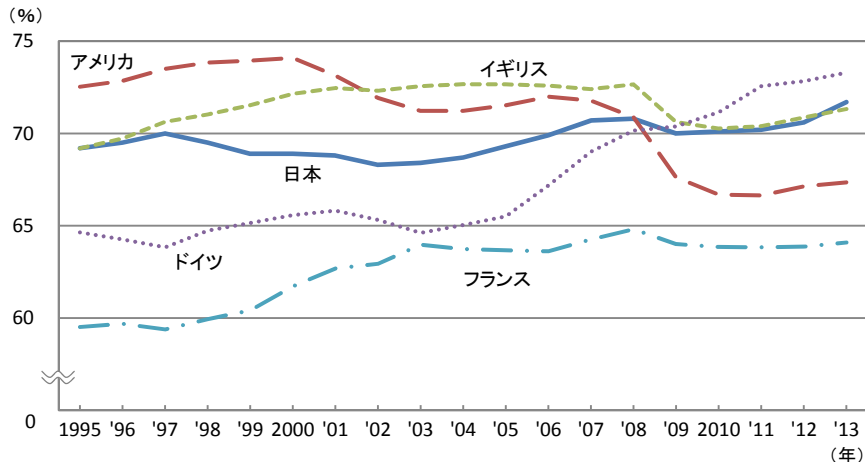
(参考) 日本の女性労働力率(%)

	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65~(歳)
1975(年)	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3
2013	15.6	70.3	79.0	70.1	69.6	73.1	76.1	74.9	66.5	47.4	13.8

資料出所 総務省統計局「労働力調査(長期時系列)」

2 人口・労働力人口

2-6 就業率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-12表 就業率(15～64歳)」(p.76)を参照。

就業率とは、生産年齢人口(本書では15～64歳とする)に占める就業者の割合である。経済成長の促進、高齢化への対応、社会的統合の強化等を背景にEUは、就業率の向上——具体的には、2020年までにEU全体で75% (20～64歳)に引上げる——を戦略目標に掲げている(2013年時点で68.4%)。就業率の向上と失業率の低下は同義のように思われるが、必ずしもそうではなく、失業率は労働力人口に占める失業者の割合であり、失業者が求職活動を止め、非労働力化すると低下する。「2-4 65歳以上男性の労働力率(p. 52)」で言及したとおり、EU諸国では高齢者の早期退職を促すことで失業率の引き下げが図られていたが、就業率という観点からはこうした政策は意味がないことになる。他方、就業意欲を促進する政策を採ると、労働供給を増やすため、失業率に関しては悪化を招く可能性もあるが、就業率の向上につながる。このように、就業率を重視する政策上の意味は、労働需要の確保のみならず、仕事と家庭の両立を可能とする環境作りなど、労働供給面の対策を通じて、就業促進を図っていく点にある。

上のグラフをみると、2013年の日本の就業率は男女計で71.7%と、ドイツ(73.3%)を下回るが、イギリス(71.3%)、アメリカ(67.4%)、フランス(64.1%)を上回る水準である。しかし、男女別にみると、日本の男性の就業率は80.8%と、最高水準であるものの、女性は62.4%と低水準である。日本の女性就業率は向上する余地があり、中途採用機会の拡大、仕事と家庭の両立支援、短時間正社員制度の普及などを通じた構造的な問題の解決が求められている。高齢者、とりわけ男性高齢者の就業率が高いことも日本の大きな特徴として挙げられる(「第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率(p. 78)」参照)。

第2-1表 総人口

Table 2-1: Total population

		1950年	1980	2000	2014	2025	2050	2100
		(百万人/millions)						
全世界	World	2,526	4,449	6,128	7,244	8,083	9,551	10,854
アフリカ	Africa	229	478	808	1,138	1,468	2,393	4,185
ラテンアメリカ・カリブ								
	Latin America, and the Caribbean	168	364	526	623	691	782	736
北アメリカ	Northern America	172	255	315	358	390	446	513
アジア	Asia	1,396	2,634	3,717	4,342	4,749	5,164	4,712
ヨーロッパ	Europe	549	695	729	743	741	709	639
オセアニア	Oceania	13	23	31	39	45	57	70
		(万人/ten thousands)						
日本	JPN	8,220	11,591	12,571	12,700	12,326	10,833	8,447
アメリカ	USA	15,781	23,018	28,459	32,258	35,063	40,085	46,207
カナダ	CAN	1,374	2,451	3,070	3,552	3,918	4,523	5,088
イギリス	GBR	5,062	5,630	5,895	6,349	6,721	7,313	7,718
ドイツ	DEU	7,009	7,917	8,351	8,265	8,087	7,257	5,690
フランス	FRA	4,183	5,394	5,921	6,464	6,797	7,321	7,906
イタリア	ITA	4,637	5,622	5,699	6,107	6,133	6,001	5,460
スウェーデン	SWE	701	831	887	963	1,038	1,193	1,447
ロシア	RUS	10,280	13,854	14,676	14,247	13,697	12,090	10,188
中国	CHN	54,378	98,402	128,043	139,378	144,898	138,498	108,563
香港	HKG	197	505	684	726	774	800	688
韓国	KOR	1,921	3,745	4,598	4,951	5,160	5,103	4,055
シンガポール	SGP	102	241	392	552	633	706	604
マレーシア	MYS	611	1,383	2,342	3,019	3,496	4,211	4,240
タイ	THA	2,061	4,737	6,234	6,722	6,790	6,174	4,054
インドネシア	IDN	7,259	14,549	20,894	25,281	28,201	32,138	31,530
フィリピン	PHL	1,858	4,740	7,765	10,010	11,922	15,712	18,770
インド	IND	37,633	69,897	104,226	126,740	141,874	162,005	154,683
ベトナム	VNM	2,495	5,490	8,089	9,255	9,981	10,370	8,012
オーストラリア	AUS	818	1,471	1,926	2,363	2,692	3,374	4,150
ニュージーランド	NZL	191	315	386	455	502	578	619
ブラジル	BRA	5,397	12,174	17,450	20,203	21,752	23,112	19,453

資料出所 UN (2013.6) *World Population Prospects: The 2012 Revision*

(注) 国連による推計。2014年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

参考表 日本の将来推計人口

Reference table: Population prospects of Japan

						(千人/thousands)
2010年	2011	2012	2013	2014	2015	2020
128,057	127,753	127,498	127,247	126,949	126,597	124,100
2025年	2030	2035	2040	2045	2050	2055
120,659	116,618	112,124	107,276	102,210	97,076	91,933

資料出所 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2012年1月中位推計)

2 人口・労働力人口

第2-2表 人口増加率

Table 2-2: Population growth rates

		(年率/annual percentage change: %)								
		1950～ 1955年	1990～ 1995	1995～ 2000	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2020～ 2025	2045～ 2050
全世界	World	1.79	1.52	1.30	1.22	1.20	1.15	1.04	0.93	0.51
アフリカ	Africa	2.09	2.57	2.41	2.40	2.47	2.46	2.36	2.24	1.74
ラテンアメリカ・カリブ										
	Latin America, and the Caribbean	2.71	1.77	1.58	1.33	1.16	1.11	0.98	0.86	0.27
北アメリカ										
	Northern America	1.69	1.05	1.17	0.94	0.94	0.83	0.79	0.74	0.45
アジア	Asia	1.94	1.61	1.30	1.18	1.10	1.03	0.88	0.72	0.11
ヨーロッパ	Europe	0.99	0.18	-0.02	0.11	0.20	0.08	0.01	-0.07	-0.22
オセアニア	Oceania	2.23	1.49	1.44	1.48	1.73	1.42	1.33	1.23	0.82
日本	JPN	1.45	0.36	0.20	0.20	0.06	-0.08	-0.23	-0.34	-0.55
アメリカ	USA	1.60	1.04	1.20	0.93	0.92	0.81	0.78	0.73	0.44
カナダ	CAN	2.71	1.15	0.94	0.99	1.13	1.00	0.95	0.82	0.49
イギリス	GBR	0.22	0.27	0.33	0.45	0.58	0.57	0.54	0.49	0.28
ドイツ	DEU	0.44	0.65	0.09	0.08	-0.20	-0.11	-0.17	-0.25	-0.54
フランス	FRA	0.72	0.41	0.41	0.74	0.57	0.55	0.48	0.42	0.22
イタリア	ITA	0.75	0.05	0.01	0.58	0.62	0.21	0.08	-0.02	-0.16
スウェーデン	SWE	0.70	0.62	0.10	0.35	0.77	0.65	0.69	0.68	0.59
ロシア	RUS	1.64	0.06	-0.25	-0.39	-0.04	-0.21	-0.30	-0.44	-0.50
中国	CHN	2.00	1.20	0.68	0.58	0.62	0.61	0.44	0.22	-0.42
香港	HKG	4.65	1.18	2.13	0.18	0.44	0.74	0.64	0.51	-0.02
韓国	KOR	1.94	0.77	0.58	0.45	0.60	0.53	0.41	0.33	-0.29
シンガポール	SGP	4.90	2.88	2.36	2.75	2.44	2.02	1.50	0.89	0.19
マレーシア	MYS	2.77	2.59	2.45	1.97	1.80	1.61	1.39	1.24	0.51
タイ	THA	2.76	0.83	1.11	1.01	0.26	0.30	0.14	0.01	-0.66
インドネシア	IDN	1.73	1.66	1.47	1.44	1.39	1.21	1.04	0.91	0.26
フィリピン	PHL	3.54	2.33	2.19	2.00	1.70	1.71	1.62	1.54	0.85
インド	IND	1.66	1.91	1.73	1.57	1.35	1.24	1.08	0.94	0.29
ベトナム	VNM	2.54	1.96	1.24	0.98	0.94	0.95	0.77	0.56	-0.12
オーストラリア	AUS	2.39	1.17	1.22	1.27	1.76	1.31	1.23	1.13	0.81
ニュージーランド	NZL	2.26	1.57	0.97	1.38	1.10	1.02	0.93	0.84	0.43
ブラジル	BRA	3.06	1.57	1.50	1.29	0.95	0.85	0.72	0.60	0.02

資料出所 UN(2013.6) *World Population Prospects: The 2012 Revision*

(注) 国連による推計。2010年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-3表 若年人口（15歳未満人口）
Table 2-3: Youth population, 0-14 years old

(1) 実数/De facto population aged 0-14		(万人/ten thousands)						
		1980年	1990	2000	2010	2014	2025	2050
日本	JPN	2,731	2,239	1,838	1,692	1,647	1,532	1,357
アメリカ	USA	5,202	5,518	6,076	6,195	6,282	6,660	7,276
カナダ	CAN	558	573	588	562	585	665	745
イギリス	GBR	1,183	1,089	1,120	1,090	1,116	1,176	1,216
ドイツ	DEU	1,466	1,294	1,304	1,113	1,076	1,060	916
フランス	FRA	1,204	1,128	1,122	1,160	1,174	1,203	1,243
イタリア	ITA	1,250	936	816	850	858	833	835
スウェーデン	SWE	163	154	164	155	165	189	215
ロシア	RUS	3,001	3,401	2,671	2,143	2,299	2,346	2,064
中国	CHN	34,834	34,146	32,773	24,671	25,228	25,122	20,419
香港	HKG	128	125	118	86	85	103	91
韓国	KOR	1,270	1,101	964	787	718	713	612
シンガポール	SGP	65	65	84	88	87	92	83
マレーシア	MYS	539	676	780	783	776	813	732
タイ	THA	1,866	1,710	1,507	1,284	1,197	981	770
インドネシア	IDN	5,975	6,505	6,406	7,179	7,195	6,648	6,069
フィリピン	PHL	2,043	2,536	2,990	3,297	3,382	3,618	3,791
インド	IND	27,459	32,584	35,666	36,376	36,433	35,755	31,658
ベトナム	VNM	2,247	2,578	2,554	2,092	2,090	1,940	1,506
オーストラリア	AUS	371	377	399	424	452	519	605
ニュージーランド	NZL	86	79	88	89	92	96	98
ブラジル	BRA	4,632	5,280	5,165	4,976	4,774	4,280	3,525

(2) 対全人口比率/Proportion aged 0-14 among the total population		(%)						
		1980年	1990	2000	2010	2014	2025	2050
日本	JPN	23.6	18.3	14.6	13.3	13.0	12.4	12.5
アメリカ	USA	22.6	21.7	21.4	19.8	19.5	19.0	18.2
カナダ	CAN	22.8	20.7	19.2	16.5	16.5	17.0	16.5
イギリス	GBR	21.0	19.0	19.0	17.6	17.6	17.5	16.6
ドイツ	DEU	18.5	16.1	15.6	13.4	13.0	13.1	12.6
フランス	FRA	22.3	19.8	18.9	18.4	18.2	17.7	17.0
イタリア	ITA	22.2	16.5	14.3	14.0	14.1	13.6	13.9
スウェーデン	SWE	19.6	17.9	18.4	16.5	17.1	18.2	18.0
ロシア	RUS	21.7	23.0	18.2	14.9	16.1	17.1	17.1
中国	CHN	35.4	29.3	25.6	18.1	18.1	17.3	14.7
香港	HKG	25.4	21.5	17.3	12.1	11.7	13.3	11.4
韓国	KOR	33.9	25.6	21.0	16.2	14.5	13.8	12.0
シンガポール	SGP	27.1	21.5	21.5	17.3	15.7	14.6	11.8
マレーシア	MYS	39.0	37.1	33.3	27.7	25.7	23.3	17.4
タイ	THA	39.4	30.2	24.2	19.3	17.8	14.5	12.5
インドネシア	IDN	41.1	36.4	30.7	29.8	28.5	23.6	18.9
フィリピン	PHL	43.1	40.9	38.5	35.3	33.8	30.3	24.1
インド	IND	39.3	37.5	34.2	30.2	28.7	25.2	19.5
ベトナム	VNM	40.9	37.4	31.6	23.5	22.6	19.4	14.5
オーストラリア	AUS	25.3	22.0	20.7	18.9	19.1	19.3	17.9
ニュージーランド	NZL	27.2	23.3	22.7	20.5	20.1	19.2	17.0
ブラジル	BRA	38.0	35.3	29.6	25.5	23.6	19.7	15.3

資料出所 UN(2013.6) *World Population Prospects: The 2012 Revision*

(注) 国連による推計。2014年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-4表 生産年齢人口（15～64歳人口）

Table 2-4: Working age population, 15-64 years old

(1) 実数/De facto population aged 15-64		(万人/ten thousands)						
		1980年	1990	2000	2010	2014	2025	2050
日本	JPN	7,812	8,525	8,573	8,119	7,778	7,141	5,516
アメリカ	USA	15,217	16,759	18,864	20,951	21,360	21,891	24,212
カナダ	CAN	1,663	1,882	2,096	2,367	2,414	2,455	2,660
イギリス	GBR	3,607	3,734	3,844	4,087	4,102	4,198	4,291
ドイツ	DEU	5,216	5,548	5,684	5,461	5,433	4,999	3,966
フランス	FRA	3,434	3,753	3,851	4,100	4,107	4,117	4,215
イタリア	ITA	3,621	3,899	3,842	3,973	3,939	3,805	3,184
スウェーデン	SWE	533	550	571	613	609	628	706
ロシア	RUS	9,437	9,900	10,183	10,337	10,082	9,066	7,548
中国	CHN	58,572	75,664	86,473	99,957	101,427	100,216	84,947
香港	HKG	347	405	490	528	536	498	425
韓国	KOR	2,330	2,982	3,297	3,522	3,611	3,446	2,711
シンガポール	SGP	165	220	279	374	406	431	419
マレーシア	MYS	794	1,080	1,472	1,908	2,075	2,394	2,784
タイ	THA	2,694	3,694	4,317	4,768	4,850	4,713	3,529
インドネシア	IDN	8,051	10,679	13,513	15,683	16,742	19,390	20,996
フィリピン	PHL	2,544	3,464	4,524	5,700	6,229	7,636	10,458
インド	IND	39,896	50,925	64,012	78,076	83,519	95,894	109,772
ベトナム	VNM	2,951	3,920	5,015	6,231	6,549	7,000	6,472
オーストラリア	AUS	958	1,143	1,288	1,515	1,565	1,693	2,025
ニュージーランド	NZL	198	223	253	291	298	315	347
ブラジル	BRA	7,030	9,016	11,328	13,196	13,862	14,998	14,386

(2) 対全人口比率/Proportion aged 15-64 among the total population		(%)						
		1980年	1990	2000	2010	2014	2025	2050
日本	JPN	67.4	69.7	68.2	63.8	61.2	57.9	50.9
アメリカ	USA	66.1	65.8	66.3	67.1	66.2	62.4	60.4
カナダ	CAN	67.8	68.1	68.3	69.4	68.0	62.7	58.8
イギリス	GBR	64.1	65.3	65.2	65.9	64.6	62.5	58.7
ドイツ	DEU	65.9	68.9	68.1	65.8	65.7	61.8	54.7
フランス	FRA	63.7	66.0	65.0	64.8	63.5	60.6	57.6
イタリア	ITA	64.4	68.6	67.4	65.7	64.5	62.0	53.1
スウェーデン	SWE	64.1	64.3	64.3	65.3	63.2	60.5	59.2
ロシア	RUS	68.1	66.8	69.4	72.0	70.8	66.2	62.4
中国	CHN	59.5	64.9	67.5	73.5	72.8	69.2	61.3
香港	HKG	68.7	69.8	71.7	75.0	73.8	64.3	53.1
韓国	KOR	62.2	69.4	71.7	72.7	72.9	66.8	53.1
シンガポール	SGP	68.2	72.9	71.2	73.6	73.6	68.1	59.3
マレーシア	MYS	57.4	59.3	62.8	67.5	68.8	68.5	66.1
タイ	THA	56.9	65.3	69.3	71.8	72.1	69.4	57.2
インドネシア	IDN	55.3	59.8	64.7	65.2	66.2	68.8	65.3
フィリピン	PHL	53.7	55.9	58.3	61.0	62.2	64.0	66.6
インド	IND	57.1	58.6	61.4	64.8	65.9	67.6	67.8
ベトナム	VNM	53.8	56.9	62.0	70.0	70.8	70.1	62.4
オーストラリア	AUS	65.1	66.9	66.9	67.6	66.2	62.9	60.0
ニュージーランド	NZL	63.1	65.7	65.5	66.5	65.6	62.8	60.0
ブラジル	BRA	57.7	60.3	64.9	67.6	68.6	69.0	62.2

資料出所 UN (2013.6) *World Population Prospects: The 2012 Revision*

(注) 国連による推計。2014年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-5表 老年人口（65歳以上人口）

Table 2-5: Elderly population, 65 years old or over

(1) 実数/De facto population aged 65 or over		(万人/ten thousands)						
		1980年	1990	2000	2010	2014	2025	2050
日本	JPN	1,049	1,461	2,160	2,924	3,275	3,653	3,959
アメリカ	USA	2,598	3,173	3,519	4,079	4,616	6,512	8,598
カナダ	CAN	230	311	385	483	554	799	1,117
イギリス	GBR	840	898	932	1,030	1,131	1,347	1,806
ドイツ	DEU	1,235	1,206	1,364	1,727	1,757	2,028	2,374
フランス	FRA	756	803	948	1,063	1,184	1,477	1,864
イタリア	ITA	751	849	1,041	1,228	1,310	1,495	1,982
スウェーデン	SWE	135	152	153	171	190	221	272
ロシア	RUS	1,416	1,515	1,822	1,881	1,865	2,285	2,478
中国	CHN	4,995	6,732	8,796	11,355	12,723	19,560	33,131
香港	HKG	30	50	75	91	105	173	284
韓国	KOR	145	214	337	537	623	1,001	1,780
シンガポール	SGP	11	17	29	46	59	110	204
マレーシア	MYS	50	66	90	137	168	288	696
タイ	THA	177	254	410	589	676	1,096	1,875
インドネシア	IDN	524	679	975	1,206	1,344	2,162	5,072
フィリピン	PHL	152	195	251	347	398	669	1,463
インド	IND	2,542	3,380	4,548	6,110	6,788	10,225	20,575
ベトナム	VNM	292	393	519	582	616	1,041	2,391
オーストラリア	AUS	141	190	239	301	346	480	744
ニュージーランド	NZL	31	38	45	57	65	91	133
ブラジル	BRA	512	668	958	1,349	1,568	2,474	5,201

(2) 対全人口比率/Proportion aged 65 or over among the total population		(%)						
		1980年	1990	2000	2010	2014	2025	2050
日本	JPN	9.0	11.9	17.2	23.0	25.8	29.6	36.6
アメリカ	USA	11.3	12.5	12.4	13.1	14.3	18.6	21.4
カナダ	CAN	9.4	11.2	12.6	14.2	15.6	20.4	24.7
イギリス	GBR	14.9	15.7	15.8	16.6	17.8	20.0	24.7
ドイツ	DEU	15.6	15.0	16.3	20.8	21.3	25.1	32.7
フランス	FRA	14.0	14.1	16.0	16.8	18.3	21.7	25.5
イタリア	ITA	13.4	14.9	18.3	20.3	21.5	24.4	33.0
スウェーデン	SWE	16.3	17.8	17.3	18.2	19.7	21.3	22.8
ロシア	RUS	10.2	10.2	12.4	13.1	13.1	16.7	20.5
中国	CHN	5.1	5.8	6.9	8.4	9.1	13.5	23.9
香港	HKG	5.9	8.7	11.0	12.9	14.5	22.4	35.5
韓国	KOR	3.9	5.0	7.3	11.1	12.6	19.4	34.9
シンガポール	SGP	4.7	5.6	7.3	9.0	10.7	17.3	28.9
マレーシア	MYS	3.6	3.6	3.8	4.8	5.6	8.3	16.5
タイ	THA	3.7	4.5	6.6	8.9	10.1	16.1	30.4
インドネシア	IDN	3.6	3.8	4.7	5.0	5.3	7.7	15.8
フィリピン	PHL	3.2	3.1	3.2	3.7	4.0	5.6	9.3
インド	IND	3.6	3.9	4.4	5.1	5.4	7.2	12.7
ベトナム	VNM	5.3	5.7	6.4	6.5	6.7	10.4	23.1
オーストラリア	AUS	9.6	11.1	12.4	13.4	14.7	17.8	22.0
ニュージーランド	NZL	9.8	11.1	11.8	13.0	14.3	18.1	23.0
ブラジル	BRA	4.2	4.5	5.5	6.9	7.8	11.4	22.5

資料出所 UN(2013.6) *World Population Prospects: The 2012 Revision*

(注) 国連による推計。2014年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

2 人口・労働力人口

第2-6表 性別・年齢階級別人口構成（2014年）

Table 2-6: Population by sex and age group, 2014

年齢階級 Age group	日本 JPN		アメリカ USA		カナダ CAN		イギリス GBR	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	61,761	65,239	158,783	163,800	17,632	17,893	31,304	32,185
0～4歳/Age	2,755	2,612	10,712	10,239	1,033	980	1,998	1,904
5～9	2,783	2,644	10,608	10,180	992	940	1,953	1,861
10～14	2,906	2,768	10,754	10,324	978	925	1,760	1,681
15～19	3,068	2,923	11,081	10,606	1,069	1,025	1,891	1,806
20～24	3,177	3,033	11,576	11,065	1,214	1,166	2,085	1,979
25～29	3,571	3,402	11,276	10,931	1,267	1,215	2,212	2,122
30～34	3,876	3,722	10,829	10,734	1,241	1,224	2,143	2,073
35～39	4,378	4,266	10,232	10,272	1,174	1,176	1,970	1,968
40～44	4,878	4,781	10,187	10,340	1,179	1,166	2,145	2,193
45～49	4,230	4,194	10,595	10,816	1,263	1,247	2,314	2,366
50～54	3,879	3,880	11,092	11,507	1,404	1,396	2,179	2,262
55～59	3,797	3,872	10,546	11,132	1,255	1,277	1,874	1,936
60～64	4,328	4,525	8,997	9,788	1,067	1,115	1,710	1,794
65～69	4,513	4,886	7,252	8,147	878	933	1,703	1,824
70～74	3,489	4,042	5,015	5,882	615	679	1,226	1,373
75～79	2,723	3,448	3,521	4,397	432	516	958	1,148
80～84	1,946	2,898	2,404	3,374	312	418	647	885
85～89	1,044	1,982	1,427	2,445	178	295	361	601
90～94	332	990	545	1,188	66	149	146	312
95～	88	371	134	432	15	47	32	95

年齢階級 Age group	ドイツ DEU		フランス FRA		イタリア ITA		スウェーデン SWE	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	40,588	42,064	31,310	33,331	29,687	31,384	4,801	4,831
0～4歳/Age	1,799	1,703	2,026	1,934	1,472	1,389	297	281
5～9	1,794	1,704	1,988	1,909	1,472	1,394	288	273
10～14	1,924	1,831	1,987	1,894	1,467	1,387	263	250
15～19	2,105	2,001	2,011	1,911	1,500	1,417	272	259
20～24	2,318	2,213	2,034	1,951	1,602	1,518	347	331
25～29	2,621	2,529	2,075	2,049	1,679	1,624	320	307
30～34	2,591	2,540	1,988	2,004	1,854	1,834	301	287
35～39	2,436	2,389	1,879	1,894	2,182	2,156	303	293
40～44	2,783	2,690	2,245	2,263	2,460	2,446	329	320
45～49	3,634	3,462	2,186	2,221	2,464	2,475	337	326
50～54	3,539	3,450	2,099	2,225	2,268	2,326	310	302
55～59	2,900	2,948	1,932	2,115	1,924	2,022	288	284
60～64	2,484	2,698	1,909	2,076	1,753	1,886	283	285
65～69	2,007	2,129	1,698	1,893	1,685	1,861	298	305
70～74	2,164	2,452	1,047	1,262	1,322	1,559	228	239
75～79	1,869	2,350	921	1,239	1,180	1,530	149	175
80～84	947	1,414	702	1,133	785	1,209	100	139
85～89	505	996	398	827	432	844	59	102
90～94	147	495	161	447	163	424	25	55
95～	20	72	22	85	23	83	5	16

(千人/thousands)

年齢階級 Age group	ロシア RUS		中国 CHN		香港 HKG		韓国 KOR	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	65,691	76,777	722,536	671,248	3,397	3,862	24,615	24,897
0～4歳/Age	4,304	4,081	48,958	42,035	171	160	1,221	1,146
5～9	4,010	3,820	45,129	38,432	125	116	1,153	1,082
10～14	3,472	3,306	41,798	35,930	143	134	1,340	1,238
15～19	3,492	3,339	46,081	40,231	199	187	1,739	1,585
20～24	4,941	4,787	60,452	54,093	234	226	1,822	1,612
25～29	6,392	6,326	68,223	62,984	235	256	1,715	1,547
30～34	5,823	5,902	51,293	48,484	237	316	1,899	1,829
35～39	5,161	5,444	49,557	47,152	235	330	1,960	1,911
40～44	4,669	5,004	61,706	58,956	243	337	2,108	2,084
45～49	4,188	4,702	60,513	57,075	264	346	2,080	2,076
50～54	5,047	6,003	49,197	46,694	304	352	2,015	2,027
55～59	4,618	6,034	40,169	37,356	291	302	1,750	1,805
60～64	3,660	5,293	38,031	36,027	228	235	1,232	1,309
65～69	2,159	3,456	23,712	23,550	165	166	947	1,063
70～74	1,308	2,715	16,283	16,450	109	106	717	916
75～79	1,476	3,388	11,628	12,605	99	108	520	777
80～84	588	1,665	6,511	8,051	68	92	263	511
85～89	331	1,193	2,510	3,672	34	55	97	257
90～94	41	262	676	1,234	10	23	32	96
95～	9	59	108	239	4	12	6	24

年齢階級 Age group	シンガポール SGP		マレーシア MYS		タイ THA		インドネシア IDN	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	2,724	2,793	14,660	15,527	32,908	34,315	127,163	125,649
0～4歳/Age	146	138	1,314	1,262	1,835	1,737	11,917	11,396
5～9	139	134	1,207	1,270	2,065	1,976	12,803	12,106
10～14	158	151	1,311	1,395	2,214	2,140	12,217	11,511
15～19	192	184	1,357	1,435	2,264	2,210	11,385	10,774
20～24	210	205	1,419	1,493	2,315	2,308	10,237	10,014
25～29	194	196	1,399	1,502	2,354	2,369	9,786	9,958
30～34	200	216	1,250	1,402	2,542	2,565	10,479	10,502
35～39	210	227	977	1,094	2,732	2,803	9,696	9,582
40～44	219	229	922	975	2,749	2,868	9,053	8,857
45～49	213	216	854	883	2,684	2,846	7,933	7,834
50～54	221	218	738	809	2,439	2,630	6,590	6,612
55～59	198	197	617	662	2,090	2,318	5,329	5,236
60～64	157	159	467	501	1,615	1,798	3,763	3,804
65～69	112	118	345	365	1,097	1,249	2,421	2,826
70～74	61	70	213	225	771	939	1,735	2,046
75～79	48	59	151	152	577	761	1,034	1,419
80～84	27	40	79	67	336	465	477	698
85～89	12	23	31	27	164	232	254	377
90～94	5	10	9	9	51	78	49	87
95～	1	4	2	1	13	23	6	12

2 人口・労働力人口

第2-6表 性別・年齢階級別人口構成（2014年）（続き）

Table 2-6: Population by sex and age group, 2014 (cont.)

年齢階級 Age group	フィリピン PHL		インド IND		ベトナム VNM		オーストラリア AUS	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	50,131	49,966	655,206	612,196	45,739	46,809	11,757	11,873
0～4歳/Age	5,904	5,617	64,188	57,789	3,717	3,364	814	771
5～9	5,713	5,448	63,481	57,062	3,720	3,402	767	728
10～14	5,698	5,441	64,072	57,738	3,450	3,243	736	701
15～19	5,239	5,014	62,173	56,225	3,706	3,498	769	736
20～24	4,778	4,600	60,228	54,871	4,655	4,466	828	790
25～29	4,282	4,170	56,878	52,629	4,369	4,291	893	850
30～34	3,663	3,626	51,806	48,128	3,936	3,933	860	847
35～39	3,166	3,178	46,351	43,372	3,532	3,569	790	797
40～44	2,729	2,770	40,685	38,228	3,281	3,304	815	832
45～49	2,383	2,456	36,372	34,374	2,967	3,000	776	791
50～54	2,023	2,134	31,224	29,778	2,638	2,777	774	793
55～59	1,636	1,795	26,213	25,331	2,114	2,371	702	726
60～64	1,231	1,420	20,222	20,100	1,396	1,688	630	651
65～69	739	897	12,666	13,865	728	1,031	556	571
70～74	483	658	8,792	10,176	537	826	395	417
75～79	276	423	5,415	6,763	430	754	288	327
80～84	134	219	2,753	3,576	316	637	194	247
85～89	40	77	1,170	1,516	156	371	116	177
90～94	11	21	394	517	68	196	47	92
95～	2	3	123	158	23	87	10	28

年齢階級 Age group	ニュージーランド NZL		ブラジル BRA	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	2,235	2,316	99,312	102,721
0～4歳/Age	162	153	7,527	7,216
5～9	159	151	7,955	7,641
10～14	148	142	8,868	8,532
15～19	156	150	8,691	8,408
20～24	167	161	8,277	8,105
25～29	161	157	8,617	8,547
30～34	141	147	8,618	8,688
35～39	133	146	7,540	7,860
40～44	147	162	6,597	7,018
45～49	150	164	6,139	6,592
50～54	156	165	5,635	6,155
55～59	136	142	4,509	5,041
60～64	119	124	3,526	4,051
65～69	105	110	2,525	3,012
70～74	74	80	1,727	2,176
75～79	55	64	1,221	1,646
80～84	35	45	704	1,024
85～89	22	33	398	618
90～94	7	15	164	266
95～	2	5	75	124

資料出所 UN(2013.6) *World Population Prospects: The 2012 Revision*

(注) 国連による推計。出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-7表 出生率・死亡率

Table 2-7: Crude birth rates and crude death rates

出生率/Crude birth rates		(千人当たり/per 1,000 population)							
		1950～ 1955年	1970～ 1975	1990～ 1995	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2045～ 2050
日本	JPN	23.8	19.0	9.9	8.9	8.7	8.4	8.1	8.1
アメリカ	USA	24.4	15.6	15.6	14.2	14.0	13.2	13.1	12.2
カナダ	CAN	27.4	15.6	13.7	10.5	11.1	11.2	11.3	10.9
イギリス	GBR	15.4	13.6	13.2	11.4	12.5	12.2	12.0	11.2
ドイツ	DEU	15.6	11.4	9.9	8.8	8.4	8.5	8.6	8.2
フランス	FRA	19.1	16.1	12.9	12.8	12.7	12.3	12.1	11.4
イタリア	ITA	18.2	16.3	9.7	9.2	9.5	9.2	8.8	9.1
スウェーデン	SWE	15.4	13.5	13.6	10.8	11.9	11.9	12.2	12.2
ロシア	RUS	26.9	15.5	10.8	9.8	11.3	11.8	11.3	11.0
中国	CHN	42.2	31.1	18.9	12.4	13.1	13.4	12.2	9.6
香港	HKG	39.0	20.4	12.0	8.5	8.9	9.4	9.1	7.9
韓国	KOR	35.8	30.3	16.0	10.2	9.6	9.6	9.4	7.8
シンガポール	SGP	46.5	22.1	17.6	11.3	10.1	9.9	9.9	7.6
マレーシア	MYS	42.7	31.4	27.5	20.1	17.8	17.7	17.3	11.6
タイ	THA	42.4	34.7	18.1	13.6	11.8	10.4	9.4	7.6
インドネシア	IDN	42.7	38.3	24.5	21.5	21.0	18.9	17.3	12.5
フィリピン	PHL	48.6	38.3	31.9	28.8	25.8	24.6	23.5	16.6
インド	IND	43.8	37.2	29.2	24.6	22.0	20.7	19.0	13.1
ベトナム	VNM	40.0	35.6	26.7	17.0	17.0	15.6	14.0	9.4
オーストラリア	AUS	23.0	19.1	14.7	12.7	13.4	13.2	12.9	11.8
ニュージーランド	NZL	25.6	21.0	16.6	14.2	14.9	13.8	13.3	11.3
ブラジル	BRA	44.0	33.7	22.6	19.8	16.4	15.1	14.0	9.9

死亡率/Crude death rates		(千人当たり/per 1,000 population)							
		1950～ 1955年	1970～ 1975	1990～ 1995	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2045～ 2050
日本	JPN	9.4	6.6	7.0	7.9	8.8	9.8	10.7	14.1
アメリカ	USA	9.6	9.4	8.7	8.5	8.2	8.3	8.4	10.3
カナダ	CAN	8.6	7.3	7.1	7.2	7.3	7.5	7.8	10.5
イギリス	GBR	11.8	11.9	11.2	10.2	9.5	9.4	9.3	10.7
ドイツ	DEU	10.9	12.3	11.3	10.3	10.4	10.9	11.5	14.8
フランス	FRA	12.8	10.7	9.3	8.9	8.6	8.9	9.1	10.6
イタリア	ITA	9.9	9.9	9.8	9.7	9.7	10.1	10.5	12.6
スウェーデン	SWE	9.8	10.4	11.0	10.4	9.9	9.6	9.4	9.7
ロシア	RUS	11.0	9.4	13.2	16.0	14.9	15.5	15.6	16.7
中国	CHN	22.1	7.9	6.8	6.2	6.6	7.2	7.5	13.5
香港	HKG	7.6	4.5	5.4	5.5	5.8	6.2	6.7	11.8
韓国	KOR	16.4	7.8	5.5	5.3	5.1	5.6	6.2	11.5
シンガポール	SGP	9.0	5.3	4.2	4.5	4.5	4.7	5.1	10.0
マレーシア	MYS	14.4	6.7	4.7	4.4	4.6	4.7	4.9	7.7
タイ	THA	14.9	9.2	6.0	7.0	7.1	7.7	8.3	14.5
インドネシア	IDN	25.2	13.0	7.5	6.7	6.4	6.3	6.3	9.5
フィリピン	PHL	13.3	8.5	6.5	6.1	6.0	6.0	6.1	7.6
インド	IND	27.1	15.2	10.2	8.6	8.1	7.9	8.0	10.0
ベトナム	VNM	14.6	12.4	6.0	5.4	5.5	5.7	5.9	10.2
オーストラリア	AUS	9.3	8.3	7.0	6.7	6.5	6.6	6.7	8.2
ニュージーランド	NZL	9.2	8.3	7.6	7.1	6.9	7.0	7.2	9.6
ブラジル	BRA	15.3	9.9	6.8	6.4	6.3	6.5	6.7	9.5

資料出所 UN(2013.6) *World Population Prospects: The 2012 Revision*

(注) 国連による推計。2010年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

2 人口・労働力人口

第2-8表 平均寿命

Table 2-8: Life expectancy at birth by sex

		(歳/years old)								
		1990～1995年			2000～2005			2010～2015		
		平均 Ave.	男 Male	女 Female	平均 Ave.	男 Male	女 Female	平均 Ave.	男 Male	女 Female
日本	JPN	79.4	76.3	82.4	81.8	78.3	85.2	83.5	80.0	86.9
アメリカ	USA	75.6	72.2	79.0	77.1	74.5	79.7	78.9	76.4	81.2
カナダ	CAN	77.7	74.6	80.8	79.7	77.2	82.1	81.4	79.3	83.5
イギリス	GBR	76.2	73.4	78.8	78.4	76.0	80.6	80.4	78.5	82.4
ドイツ	DEU	75.9	72.5	79.0	78.6	75.6	81.4	80.7	78.2	83.1
フランス	FRA	77.3	73.1	81.4	79.5	75.8	83.1	81.7	78.2	85.1
イタリア	ITA	77.4	74.0	80.7	80.2	77.2	83.0	82.3	79.5	84.9
スウェーデン	SWE	78.1	75.3	80.8	80.1	77.8	82.3	81.7	79.7	83.8
ロシア	RUS	66.6	60.6	72.8	65.0	58.6	72.0	67.9	61.7	74.3
中国	CHN	70.0	68.4	71.6	73.4	72.2	74.7	75.2	74.0	76.6
香港	HKG	78.2	75.3	81.2	81.3	78.5	84.3	83.3	80.3	86.4
韓国	KOR	72.9	68.7	77.0	77.4	73.8	80.8	81.4	77.9	84.6
シンガポール	SGP	77.0	74.8	79.2	79.2	76.7	81.8	82.2	79.7	84.6
マレーシア	MYS	71.3	69.5	73.3	73.3	71.3	75.4	74.9	72.7	77.3
タイ	THA	70.4	67.1	73.9	71.5	67.9	75.1	74.3	71.0	77.7
インドネシア	IDN	64.5	62.6	66.5	68.1	66.1	70.1	70.7	68.7	72.8
フィリピン	PHL	65.6	62.8	68.5	67.1	64.0	70.5	68.6	65.3	72.2
インド	IND	59.3	58.6	60.0	63.1	61.8	64.5	66.3	64.6	68.1
ベトナム	VNM	71.5	66.9	76.0	74.4	69.6	79.1	75.9	71.2	80.4
オーストラリア	AUS	77.6	74.6	80.6	80.4	77.9	82.9	82.4	80.2	84.7
ニュージーランド	NZL	76.3	73.4	79.1	79.0	76.7	81.3	81.0	79.1	82.9
ブラジル	BRA	67.5	63.7	71.5	71.0	67.3	74.9	73.8	70.2	77.5

資料出所 UN(2013.6) *World Population Prospects: The 2012 Revision*

(注) 国連による推計。2010年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

参考表 完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命

Reference table: Japan's average life expectancy

		(歳/years old)								
		完全生命表/Complete life table				簡易生命表/Abridged life table				
		1995年	2000	2005	2010	2007	2008	2009	2011	2012
男性/Male		76.38	77.72	78.56	79.55	79.19	79.29	79.59	79.44	79.94
女性/Female		82.85	84.60	85.52	86.30	85.99	86.05	86.44	85.90	86.41

資料出所 厚生労働省(2014.7)「平成25年簡易生命表」

(注) 完全生命表は、国勢調査による日本人人口(確定数)や人口動態統計(確定数)をもとに5年ごとに作成しており、簡易生命表は、推計人口による日本人人口や人口動態統計月報年計(概数)をもとに毎年作成している。平均寿命は、推計時における死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、0歳の者が平均してあと何年生きられるかという期待値を平均余命指標(生命関数)によって表したもの。

第2-9表 合計特殊出生率¹⁾

Table 2-9: Total fertility rates

		1950～ 1955年	1990～ 1995	1995～ 2000	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2020～ 2025	2045～ 2050
日本	JPN	3.00	1.48	1.37	1.30	1.34	1.41	1.48	1.54	1.72
アメリカ	USA	3.33	2.03	2.00	2.04	2.06	1.97	1.98	1.98	1.99
カナダ	CAN	3.65	1.69	1.56	1.52	1.63	1.66	1.70	1.74	1.83
イギリス	GBR	2.18	1.78	1.74	1.66	1.88	1.89	1.89	1.89	1.90
ドイツ	DEU	2.13	1.30	1.35	1.35	1.36	1.42	1.46	1.50	1.64
フランス	FRA	2.75	1.72	1.76	1.88	1.97	1.98	1.98	1.98	1.99
イタリア	ITA	2.36	1.28	1.22	1.25	1.39	1.48	1.55	1.61	1.79
スウェーデン	SWE	2.24	2.01	1.56	1.67	1.89	1.92	1.94	1.95	1.98
ロシア	RUS	2.85	1.55	1.25	1.30	1.44	1.53	1.60	1.66	1.81
中国	CHN	6.11	2.05	1.56	1.55	1.63	1.66	1.69	1.72	1.81
香港	HKG	4.44	1.24	0.87	0.96	1.03	1.13	1.21	1.29	1.55
韓国	KOR	5.05	1.70	1.51	1.22	1.23	1.32	1.39	1.46	1.68
シンガポール	SGP	6.61	1.73	1.57	1.35	1.26	1.28	1.31	1.33	1.40
マレーシア	MYS	6.23	3.42	3.18	2.45	2.07	1.98	1.91	1.85	1.76
タイ	THA	6.14	1.99	1.77	1.60	1.49	1.41	1.36	1.38	1.61
インドネシア	IDN	5.49	2.90	2.55	2.48	2.50	2.35	2.22	2.12	1.87
フィリピン	PHL	7.42	4.14	3.90	3.70	3.27	3.07	2.89	2.74	2.20
インド	IND	5.90	3.67	3.30	3.00	2.66	2.50	2.37	2.25	1.92
ベトナム	VNM	5.40	3.23	2.18	1.93	1.89	1.75	1.67	1.62	1.68
オーストラリア	AUS	3.18	1.86	1.78	1.75	1.89	1.88	1.87	1.87	1.86
ニュージーランド	NZL	3.69	2.07	1.95	1.95	2.14	2.05	1.99	1.94	1.83
ブラジル	BRA	6.15	2.60	2.45	2.25	1.90	1.82	1.75	1.71	1.71

資料出所 UN (2013.6) *World Population Prospects: The 2012 Revision*

(注) 国連による中位推計値。

1) 合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に生むと推計される平均子供数であり、その算出方法は女性(15～49歳)の年齢別出生率の総和によって求められる。

		1990年	1995	2000	2005	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	1.54	1.42	1.36	1.26	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43
アメリカ	USA	2.08	1.98	2.06	2.06	2.00	1.93	1.89	1.88	1.87
カナダ	CAN	1.83	1.64	1.49	1.54	1.67	1.63	1.61	—	—
イギリス	GBR	1.83	1.71	1.64	1.76	1.89	1.92	1.91	1.92	—
ドイツ	DEU	1.45	1.25	1.38	1.34	1.36	1.39	1.36	1.38	—
フランス	FRA	1.78	1.71	1.89	1.94	2.00	2.03	2.01	2.01	—
イタリア	ITA	1.33	1.19	1.26	1.34	1.45	1.46	1.44	1.43	—
オランダ	NLD	1.62	1.53	1.72	1.71	1.79	1.79	1.76	1.72	—
ベルギー	BEL	1.62	1.56	1.67	1.76	1.84	1.86	1.81	1.79	—
デンマーク	DNK	1.67	1.80	1.77	1.80	1.84	1.87	1.75	1.73	—
スウェーデン	SWE	2.13	1.73	1.54	1.77	1.94	1.98	1.90	1.91	—
香港	HKG	1.27	1.30	1.03	0.96	1.06	1.13	1.20	1.29	1.12
韓国	KOR	1.57	1.63	1.47	1.08	1.15	1.23	1.24	1.30	1.19
シンガポール	SGP	1.83	1.67	1.60	1.26	1.22	1.15	1.20	1.29	1.19
オーストラリア	AUS	1.90	1.82	1.76	1.85	1.97	1.95	1.92	1.93	1.88

資料出所 日本:厚生労働省(2015.1)「平成26年人口動態統計の年間推計」

アメリカ:Centers for Disease Control and Prevention (2014.5) *National Vital Statistics Reports*

カナダ:カナダ統計局 (<http://www.statcan.gc.ca/>) 2015年1月現在

欧州:Eurostat Database (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>) 2015年1月現在

カナダ・ドイツ(1995年以前):国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2014年版」

香港:香港統計局 (<http://www.censtatd.gov.hk/hkstat/>) 2014年10月現在

韓国:韓国統計庁 (<http://kosis.kr/>) 2015年1月現在

シンガポール:シンガポール統計局 (2014.10) *Yearbook of Statistics Singapore 2014*

オーストラリア:Australian Bureau of Statistics (2014.11) *Births, Australia 2013*

2 人口・労働力人口

第2-10表 労働力人口

Table 2-10: Labour force

		(千人/thousands)							
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ¹⁾	JPN	67,660	66,510	66,740	66,500	66,320	65,910	65,550	65,770
(65歳/years old~)		4,930	5,040	5,660	5,790	5,850	5,830	6,090	6,500
アメリカ		142,583	149,321	154,285	154,140	153,886	153,615	154,973	155,388
(65~)	USA	4,312	5,278	6,243	6,535	6,717	7,111	7,727	8,115
カナダ		15,842	17,293	18,204	18,329	18,525	18,700	18,876	19,079
(65~)	CAN	215	320	431	462	518	556	613	663
イギリス		28,742	30,057	31,090	31,214	31,353	31,630	31,933	32,183
(65~)	GBR	469	589	710	750	842	899	953	1,037
ドイツ		39,531	41,040	41,780	41,809	41,783	42,286	42,374	42,709
(65~)	DEU	363	521	645	672	670	766	830	921
フランス		26,057	27,384	27,950	28,207	28,309	28,344	28,557	28,572
(65~)	FRA	95	109	136	133	152	197	238	246
イタリア		23,720	24,448	25,097	24,970	24,972	25,075	25,642	25,533
(65~)	ITA	336	351	400	379	380	389	426	443
スウェーデン		4,505	4,707	4,900	4,909	4,948	5,016	5,060	5,115
(65~74)	SWE	77	77	103	111	124	132	153	155
EU-15		173,855	183,865	190,277	190,825	191,222	192,160	193,543	193,845
(65~)		2,049	2,471	2,917	2,984	3,125	3,313	3,589	3,770
ロシア		72,770	73,581	75,700	75,694	75,478	75,779	75,676	75,529
(65~72)	RUS	1,106	1,264	1,173	1,036	840	841	824	863
香港		3,383	3,538	3,649	3,660	3,631	3,703	3,785	3,859
(65~)	HKG	44	45	43	46	49	55	65	77
韓国		22,134	23,743	24,349	24,395	24,749	25,099	25,501	25,873
(65~)	KOR	1,007	1,361	1,541	1,565	1,587	1,661	1,821	1,927
シンガポール ²⁾		2,192	1,881	1,928	1,986	2,047	2,080	2,120	2,139
(65~)	SGP	25	46	52	60	62	31	34	100
タイ		33,972	36,843	38,345	38,427	38,643	39,623	39,843	39,467
(60/65~)	THA	1,928	2,604	2,811	1,483	1,476	1,534	1,602	1,622
インドネシア		95,651	105,802	111,947	113,833	116,528	117,370	118,053	118,193
(60~)	IDN	7,590	8,388	8,430	8,590	8,955	8,611	8,608	8,751
フィリピン		30,908	35,494	36,805	37,892	38,893	40,006	40,426	41,022
(65~)	PHL	1,471	1,484	1,435	1,470	1,525	1,525	1,524	1,540
オーストラリア		9,498	10,404	11,206	11,442	11,628	11,815	11,972	12,152
(65~)	AUS	143	193	263	295	322	346	386	404
ニュージーランド		1,918	2,167	2,283	2,306	2,333	2,370	2,381	2,412
(65~)	NZL	33	55	78	83	92	105	115	124
ブラジル ³⁾		82,702	94,578	99,087	100,828	—	100,440	101,536	102,517
(65~)	BRA	2,586	2,960	3,398	3,400	—	3,164	3,390	3,475

資料出所 日本:総務省(2014.1)「労働力調査(長期時系列)」

OECD諸国及びロシア、ブラジル:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2015年2月現在

その他の国:ILOSTAT(<http://www.ilo.org/ilostat/>)2014年10月現在, 各国資料

(注) 各国の労働力人口の定義, 調査対象については第2-11表(p.67~75)の注に準ずる。

上段: 原則15歳以上。アメリカ, イギリスは16歳以上, イタリアの2009年以降は16歳以上, スウェーデンの2008年以前は16~74歳迄, 2009年以降は15~74歳迄, タイの2000年は13歳以上を対象。

下段: 原則65歳以上。タイの2008年以前は60歳以上を対象。

1) 2011年は東日本大震災の影響による欠損データを補完推計した値。

2) 2005年の欄は2006年の値。

3) 2000年の欄は2001年の値。2003年以前は北西部農村地域の6州を除く。

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2013年）
Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2013

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
日本 ¹⁾									JPN
15-19	6,050	3,100	2,950	940	480	460	15.5	15.5	15.6
20-24	6,220	3,190	3,030	4,290	2,160	2,130	69.0	67.7	70.3
25-29	6,910	3,520	3,380	5,970	3,300	2,670	86.4	93.8	79.0
30-34	7,660	3,890	3,780	6,370	3,720	2,650	83.2	95.6	70.1
35-39	9,130	4,630	4,500	7,600	4,470	3,130	83.2	96.5	69.6
40-44	9,620	4,860	4,760	8,150	4,680	3,480	84.7	96.3	73.1
45-49	8,350	4,200	4,150	7,200	4,040	3,160	86.2	96.2	76.1
50-54	7,720	3,860	3,860	6,570	3,680	2,890	85.1	95.3	74.9
55-59	7,770	3,860	3,910	6,180	3,580	2,600	79.5	92.7	66.5
60-64	9,770	4,790	4,980	6,000	3,640	2,360	61.4	76.0	47.4
65-69	8,610	4,140	4,470	3,430	2,100	1,330	39.8	50.7	29.8
70-74	7,520	3,500	4,020	1,780	1,100	680	23.7	31.4	16.9
75～	15,550	5,960	9,590	1,290	790	490	8.3	13.3	5.1
15-64	79,190	39,890	39,300	59,260	33,730	25,540	74.8	84.6	65.0
65～	31,680	13,600	18,080	6,500	4,000	2,500	20.5	29.4	13.8
計(15～)	110,880	53,490	57,380	65,770	37,730	28,040	59.3	70.5	48.9
アメリカ ²⁾									USA
16-19	16,788	8,539	8,249	5,785	2,923	2,862	34.5	34.2	34.7
20-24	22,052	11,038	11,014	15,596	8,156	7,440	70.7	73.9	67.6
25-29	20,876	10,341	10,535	16,821	9,062	7,759	80.6	87.6	73.6
30-34	20,672	10,170	10,502	16,926	9,226	7,700	81.9	90.7	73.3
35-39	19,149	9,383	9,766	15,730	8,525	7,205	82.1	90.9	73.8
40-44	20,464	10,021	10,443	16,832	9,080	7,752	82.3	90.6	74.2
45-49	20,904	10,233	10,671	16,963	8,929	8,034	81.1	87.3	75.3
50-54	22,341	10,891	11,450	17,503	9,142	8,361	78.3	83.9	73.0
55-59	20,977	10,128	10,849	15,193	7,902	7,291	72.4	78.0	67.2
60-64	18,044	8,622	9,422	9,924	5,215	4,709	55.0	60.5	50.0
65-69	14,440	6,820	7,620	4,642	2,539	2,103	32.1	37.2	27.6
70-74	10,484	4,827	5,657	2,013	1,118	895	19.2	23.2	15.8
75～	18,488	7,542	10,946	1,460	849	611	7.9	11.3	5.6
16-64	202,267	99,366	102,901	147,273	78,160	69,113	72.8	78.7	67.2
65～	43,412	19,189	24,223	8,115	4,506	3,609	18.7	23.5	14.9
計(16～)	245,679	118,555	127,124	155,388	82,666	72,722	63.2	69.7	57.2

資料出所 日本:総務省統計局(2014.5)「労働力調査(基本集計)」

OECD諸国及びロシア、ブラジル:OECD database (<http://stats.oecd.org/>) 2015年2月現在、
その他:各国注を参照。

(注) 注記がない限り、15歳以上の人口を対象。

1) 国内居住者を対象とし、外国の外交官、在留米軍などは除く。自衛隊及び収監施設の収容者は含む。

2) 16歳以上を対象。軍人、施設人口、外国の外交官、海外居住の米国人は含まない。プエルトリコ、グアム、アメリカ領ヴァージン諸島、アメリカ領サモアを除く。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2013年)(続き)
Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2013 (cont.)

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
カナダ ³⁾									CAN
15-19	2,062	1,056	1,006	1,020	506	514	49.4	47.9	51.0
20-24	2,387	1,220	1,167	1,818	946	873	76.2	77.5	74.8
25-29	2,396	1,213	1,183	2,033	1,072	961	84.9	88.4	81.2
30-34	2,395	1,193	1,202	2,087	1,104	983	87.2	92.6	81.8
35-39	2,247	1,129	1,117	1,977	1,048	929	88.0	92.8	83.2
40-44	2,343	1,159	1,184	2,074	1,075	1,000	88.5	92.7	84.5
45-49	2,467	1,216	1,251	2,137	1,091	1,046	86.6	89.8	83.6
50-54	2,760	1,399	1,361	2,341	1,236	1,105	84.8	88.4	81.2
55-59	2,452	1,211	1,241	1,815	948	866	74.0	78.3	69.8
60-64	2,075	1,013	1,062	1,113	608	505	53.7	60.0	47.5
65-69	1,709	828	882	436	262	174	25.5	31.7	19.8
70-74	1,236	582	654	151	98	53	12.2	16.9	8.0
75~	2,145	917	1,228	76	53	23	3.5	5.7	1.9
15-64	23,583	11,809	11,774	18,416	9,635	8,781	78.1	81.6	74.6
65~	5,091	2,327	2,764	663	413	250	13.0	17.7	9.1
計(15~)	28,673	14,136	14,537	19,079	10,048	9,032	66.5	71.1	62.1
イギリス ⁴⁾									GBR
15-19	2,964	1,514	1,451	1,335	669	666	45.0	44.2	45.9
20-24	4,257	2,157	2,100	3,122	1,671	1,451	73.3	77.5	69.1
25-29	4,554	2,317	2,237	3,861	2,134	1,726	84.8	92.1	77.2
30-34	4,160	2,102	2,058	3,588	1,982	1,606	86.3	94.3	78.1
35-39	3,845	1,917	1,929	3,307	1,782	1,526	86.0	93.0	79.1
40-44	4,415	2,182	2,233	3,817	2,021	1,796	86.5	92.6	80.4
45-49	4,636	2,281	2,354	4,028	2,090	1,938	86.9	91.6	82.3
50-54	4,262	2,091	2,171	3,609	1,855	1,753	84.7	88.7	80.7
55-59	3,681	1,809	1,872	2,803	1,473	1,330	76.2	81.4	71.1
60-64	3,474	1,686	1,788	1,676	989	687	48.2	58.7	38.4
65-69	3,385	1,632	1,753	702	423	279	20.7	25.9	15.9
70-74	2,496	1,179	1,318	216	136	79	8.6	11.6	6.0
75~	4,741	2,024	2,717	119	85	34	2.5	4.2	1.3
15-64	40,248	20,057	20,191	31,147	16,667	14,479	77.4	83.1	71.7
65~	10,622	4,835	5,788	1,037	644	393	9.8	13.3	6.8
計(15~)	50,871	24,891	25,979	32,183	17,311	14,872	63.3	69.5	57.2

3) フルタイムの軍人, 施設人口を除く。

4) 16歳以上を対象。職業軍人を含み, 徴集兵を除く。

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
ドイツ ⁵⁾									DEU
15-19	4,091	2,114	1,977	1,188	657	531	29.0	31.1	26.9
20-24	4,758	2,456	2,302	3,312	1,759	1,553	69.6	71.6	67.5
25-29	4,996	2,539	2,457	4,154	2,209	1,945	83.1	87.0	79.2
30-34	5,062	2,551	2,511	4,410	2,394	2,016	87.1	93.8	80.3
35-39	4,734	2,380	2,354	4,159	2,261	1,898	87.9	95.0	80.6
40-44	5,916	3,025	2,891	5,324	2,875	2,449	90.0	95.0	84.7
45-49	6,886	3,503	3,383	6,179	3,285	2,894	89.7	93.8	85.5
50-54	6,570	3,304	3,266	5,710	3,021	2,689	86.9	91.4	82.3
55-59	5,702	2,807	2,895	4,575	2,409	2,166	80.2	85.8	74.8
60-64	5,212	2,527	2,685	2,777	1,558	1,219	53.3	61.7	45.4
65-69	4,071	1,965	2,106	520	321	199	12.8	16.3	9.4
70-74	4,940	2,320	2,620	274	174	100	5.5	7.5	3.8
75～	7,858	3,210	4,648	127	84	43	1.6	2.6	0.9
15-64	53,927	27,206	26,721	41,788	22,428	19,360	77.5	82.4	72.5
65～	16,869	7,495	9,374	921	579	342	5.5	7.7	3.6
計(15～)	70,796	34,701	36,095	42,709	23,007	19,702	60.3	66.3	54.6
フランス ⁶⁾									FRA
15-19	3,643	1,850	1,794	539	323	216	14.8	17.5	12.0
20-24	3,661	1,821	1,839	2,205	1,183	1,023	60.3	64.9	55.6
25-29	3,742	1,831	1,912	3,237	1,683	1,554	86.5	91.9	81.3
30-34	3,924	1,926	1,998	3,470	1,828	1,642	88.4	94.9	82.2
35-39	3,949	1,962	1,987	3,545	1,866	1,679	89.8	95.1	84.5
40-44	4,377	2,165	2,213	3,933	2,043	1,890	89.8	94.4	85.4
45-49	4,328	2,134	2,194	3,875	1,988	1,887	89.6	93.2	86.0
50-54	4,215	2,060	2,155	3,616	1,863	1,753	85.8	90.5	81.3
55-59	4,012	1,928	2,084	2,930	1,496	1,433	73.0	77.6	68.8
60-64	3,946	1,887	2,059	976	498	478	24.7	26.4	23.2
65-69	3,216	1,523	1,693	186	109	77	5.8	7.2	4.5
70-74	2,277	1,045	1,232	41	24	17	1.8	2.3	1.4
75～	5,258	2,060	3,197	18	9	9	0.4	0.4	0.3
15-64	39,797	19,562	20,235	28,326	14,771	13,555	71.2	75.5	67.0
65～	10,751	4,629	6,122	246	143	103	2.3	3.1	1.7
計(15～)	50,548	24,191	26,357	28,572	14,914	13,658	56.5	61.7	51.8

5) 国内居住者を対象。軍人を含む。

6) 大都市圏の民間居住者を対象(海外領土、軍人を除く)。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2013年)(続き)
Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2013 (cont.)

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
イタリア ⁷⁾									ITA
15-19	2,303	1,187	1,116	209	125	83	9.1	10.5	7.5
20-24	3,151	1,609	1,542	1,430	826	604	45.4	51.3	39.2
25-29	3,355	1,688	1,666	2,273	1,264	1,009	67.8	74.9	60.6
30-34	3,830	1,924	1,905	2,978	1,688	1,290	77.8	87.7	67.7
35-39	4,583	2,299	2,284	3,707	2,094	1,613	80.9	91.1	70.6
40-44	4,905	2,449	2,456	3,913	2,246	1,667	79.8	91.7	67.9
45-49	4,958	2,460	2,498	3,904	2,247	1,657	78.7	91.3	66.3
50-54	4,364	2,142	2,222	3,276	1,906	1,371	75.1	89.0	61.7
55-59	3,853	1,873	1,979	2,402	1,417	985	62.3	75.6	49.8
60-64	3,658	1,765	1,893	998	644	354	27.3	36.5	18.7
65-69	3,302	1,573	1,729	273	201	72	8.3	12.8	4.2
70-74	3,069	1,414	1,656	115	88	27	3.7	6.2	1.6
75～	6,255	2,432	3,823	55	46	9	0.9	1.9	0.2
15-64	38,959	19,397	19,562	25,090	14,457	10,634	64.4	74.5	54.4
65～	12,626	5,418	7,208	443	335	107	3.5	6.2	1.5
計(15～)	51,585	24,815	26,770	25,533	14,792	10,741	49.5	59.6	40.1
スウェーデン ⁸⁾									SWE
15-19	551	284	267	180	82	98	32.7	28.9	36.8
20-24	669	343	327	483	255	228	72.1	74.3	69.9
25-29	620	317	303	530	282	248	85.5	88.9	81.9
30-34	596	305	291	538	287	251	90.3	94.1	86.3
35-39	612	311	301	572	299	273	93.6	96.2	90.8
40-44	640	324	316	598	311	288	93.4	95.8	91.0
45-49	680	346	334	628	327	301	92.3	94.5	90.1
50-54	595	301	294	536	277	259	89.9	91.8	88.0
55-59	576	290	287	495	259	236	86.0	89.5	82.4
60-64	577	288	289	400	213	187	69.4	74.0	64.7
65-69	602	298	304	115	71	44	19.1	23.7	14.6
70-74	438	213	225	40	26	14	9.2	12.1	6.4
15-64	6,117	3,109	3,008	4,960	2,591	2,370	81.1	83.3	78.8
65-74	1,040	512	528	155	97	59	14.9	18.9	11.1
計(15-74)	7,157	3,620	3,536	5,115	2,687	2,428	71.5	74.2	68.7

7) 16歳以上を対象。軍人を含む。

8) 市民権を持つ15歳から74歳までの国内に居住するすべての人を対象とし、軍人、徴集兵も含む。労働力人口には国内に人口の登録をし、海外で雇用されている者も含む。

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
EU-15									
15-19	19,421	9,938	9,483	5,016	2,675	2,341	25.8	26.9	24.7
20-24	23,232	11,794	11,437	14,821	7,924	6,897	63.8	67.2	60.3
25-29	24,632	12,393	12,239	20,401	10,862	9,539	82.8	87.6	77.9
30-34	26,014	13,042	12,972	22,532	12,156	10,376	86.6	93.2	80.0
35-39	26,796	13,446	13,350	23,403	12,626	10,778	87.3	93.9	80.7
40-44	29,533	14,830	14,703	25,748	13,864	11,885	87.2	93.5	80.8
45-49	30,686	15,343	15,343	26,536	14,184	12,352	86.5	92.4	80.5
50-54	28,615	14,171	14,444	23,723	12,719	11,005	82.9	89.8	76.2
55-59	25,440	12,450	12,990	18,436	9,984	8,452	72.5	80.2	65.1
60-64	23,795	11,536	12,259	9,459	5,455	4,004	39.8	47.3	32.7
65-69	20,848	9,977	10,871	2,391	1,509	882	11.5	15.1	8.1
70-74	18,125	8,423	9,702	907	599	308	5.0	7.1	3.2
75～	33,635	13,556	20,079	472	329	143	1.4	2.4	0.7
15-64	258,164	128,944	129,221	190,075	102,448	87,628	73.6	79.5	67.8
65～	72,607	31,956	40,651	3,770	2,437	1,334	5.2	7.6	3.3
計(15～)	330,771	160,899	169,872	193,845	104,884	88,961	58.6	65.2	52.4
ロシア ⁹⁾									RUS
15-19	7,632	3,895	3,736	687	402	285	9.0	10.3	7.6
20-24	11,597	5,897	5,700	6,971	3,913	3,058	60.1	66.4	53.6
25-29	12,328	6,195	6,132	10,767	5,867	4,901	87.3	94.7	79.9
30-34	11,115	5,521	5,594	9,913	5,248	4,665	89.2	95.1	83.4
35-39	10,383	5,068	5,314	9,501	4,798	4,703	91.5	94.7	88.5
40-44	9,339	4,533	4,805	8,625	4,267	4,357	92.4	94.1	90.7
45-49	10,024	4,740	5,283	9,167	4,385	4,782	91.5	92.5	90.5
50-54	11,562	5,305	6,257	9,902	4,668	5,234	85.6	88.0	83.7
55-59	10,221	4,437	5,784	6,534	3,432	3,102	63.9	77.4	53.6
60-64	8,380	3,467	4,914	2,599	1,343	1,256	31.0	38.8	25.6
65-72	7,642	2,764	4,878	863	396	467	11.3	14.3	9.6
15-64	102,580	49,059	53,521	74,666	38,324	36,342	72.8	78.1	67.9
計(15-72)	110,222	51,823	58,399	75,529	38,720	36,809	68.5	74.7	63.0

9) 定住人口。15歳から72歳までを対象。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2013年)(続き)
Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2013 (cont.)

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
香港 ¹⁰⁾									HKG
15-19	404	208	196	45	23	23	11.2	11.0	11.5
20-24	457	226	231	289	141	148	63.4	62.5	64.2
25-29	518	222	296	462	207	256	89.7	93.8	86.6
30-34	575	232	343	502	223	279	87.7	96.9	81.5
35-39	561	230	331	469	220	249	84.1	96.8	75.4
40-44	579	240	339	479	228	251	83.2	95.9	74.3
45-49	609	271	338	497	256	240	81.9	95.2	71.3
50-54	655	314	341	503	286	217	77.2	91.9	63.8
55-59	569	281	288	362	227	135	63.9	81.3	47.0
60-64	443	220	223	174	121	53	39.5	55.4	23.9
65~	1,022	476	546	77	60	17	8.0	13.2	3.3
15-64	5,369	2,443	2,926	3,782	1,933	1,850	70.4	79.1	63.2
計(15~)	6,390	2,919	3,471	3,859	1,992	1,866	61.2	69.1	54.5
韓国 ¹¹⁾									KOR
15-19	3,263	1,677	1,585	250	111	139	7.7	6.6	8.7
20-24	2,957	1,357	1,600	1,407	572	836	47.6	42.2	52.2
25-29	3,328	1,720	1,608	2,467	1,312	1,155	74.1	76.3	71.8
30-34	3,974	2,023	1,951	3,006	1,866	1,140	75.6	92.2	58.4
35-39	3,864	1,959	1,905	2,904	1,846	1,058	75.1	94.2	55.5
40-44	4,340	2,193	2,146	3,435	2,064	1,371	79.2	94.1	63.9
45-49	4,130	2,092	2,037	3,342	1,957	1,386	80.9	93.5	68.0
50-54	4,218	2,114	2,104	3,274	1,928	1,347	77.6	91.2	64.0
55-59	3,448	1,717	1,732	2,438	1,468	970	70.7	85.5	56.0
60-64	2,430	1,178	1,253	1,423	860	563	58.5	73.0	45.0
65-69	1,969	909	1,060	875	525	350	44.4	57.8	33.0
70-74	1,797	773	1,024	618	337	281	34.4	43.6	27.4
75~	2,378	871	1,507	435	225	210	18.3	25.8	13.9
15-64	35,951	18,030	17,921	23,946	13,984	9,962	66.6	77.6	55.6
65~	6,144	2,553	3,591	1,927	1,087	840	31.4	42.6	23.4
計(15~)	42,095	20,583	21,512	25,873	15,071	10,802	61.5	73.2	50.2

10) 香港統計局(2014.11)「香港統計年刊2014」による。国内居住者(施設人口を除く)。

11) 国内居住者(軍人及び四人を除く)。

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
シンガポール ¹²⁾									SGP
15-19	255	130	125	31	18	13	11.8	13.2	10.2
20-24	267	134	133	157	84	73	61.7	63.2	59.9
25-29	256	124	132	210	102	107	88.5	89.0	88.0
30-34	297	141	156	249	126	123	90.1	97.2	83.7
35-39	306	147	158	262	138	124	88.0	97.5	79.4
40-44	313	153	160	266	143	123	85.7	97.1	75.4
45-49	316	158	158	266	150	117	84.5	96.1	73.1
50-54	313	158	155	255	147	108	80.0	94.0	66.5
55-59	281	141	140	205	122	84	73.2	87.6	59.1
60-64	222	110	112	137	87	50	59.7	75.0	44.2
65-69	146	71	75	61	39	22	40.2	53.4	27.9
70～	259	110	148	39	26	12	14.4	22.9	8.0
15-64	2,825	1,397	1,429	2,039	1,118	922	72.2	80.0	64.5
65～	404	181	224	100	66	34	23.8	34.9	14.8
計(15～)	3,230	1,577	1,527	2,139	1,183	956	66.7	75.8	58.1
タイ ¹³⁾									THA
15-19	4,947	2,535	2,413	1,126	784	342	22.8	30.9	14.2
20-24	5,252	2,681	2,571	3,528	2,077	1,451	67.2	77.5	56.4
25-29	5,232	2,662	2,571	4,540	2,496	2,044	86.8	93.8	79.5
30-34	5,310	2,680	2,630	4,696	2,547	2,149	88.4	95.0	81.7
35-39	5,391	2,671	2,720	4,857	2,558	2,299	90.1	95.8	84.5
40-44	5,372	2,597	2,775	4,876	2,503	2,373	90.8	96.4	85.5
45-49	5,555	2,669	2,886	4,951	2,573	2,378	89.1	96.4	82.4
50-54	4,785	2,286	2,499	4,063	2,166	1,897	84.9	94.8	75.9
55-59	4,246	2,030	2,216	3,375	1,831	1,544	79.5	90.2	69.6
60-64	3,036	1,388	1,648	1,832	1,030	803	60.4	74.2	48.7
65～	5,965	2,557	3,409	1,622	973	649	27.2	38.0	19.0
15-64	49,125	24,198	24,928	37,846	20,565	17,280	77.0	85.0	69.3
計(15～)	55,091	26,754	28,336	39,467	21,538	17,929	71.6	80.5	63.3
インドネシア ¹⁴⁾									IDN
15-19	24,488	12,683	11,805	8,046	4,861	3,186	33.4	39.2	27.1
20-24	18,790	9,242	9,549	12,569	7,538	5,031	67.7	83.1	52.9
25-29	18,999	9,523	9,477	14,946	9,523	5,423	75.0	95.1	54.8
30-34	22,107	10,984	11,123	17,512	11,237	6,275	75.4	97.2	53.9
35-39	18,278	9,002	9,275	13,946	8,717	5,230	77.2	97.8	57.3
40-44	18,852	9,651	9,201	14,934	9,375	5,559	80.1	98.0	61.3
45-49	15,115	7,542	7,573	11,498	6,973	4,525	80.8	97.7	64.0
50-54	13,270	6,672	6,598	9,910	6,069	3,840	79.3	96.0	62.3
55-59	9,709	4,898	4,811	6,081	3,792	2,289	71.3	88.3	54.0
60～	20,359	9,578	10,781	8,751	5,622	3,129	43.0	58.7	29.0
計(15～)	179,967	89,775	90,192	118,193	73,705	44,487	66.8	83.4	50.3

12) 資料出所:シンガポール労働省(2014.6) *Singapore Yearbook of Manpower Statistics*, シンガポール統計局(2014.1) *Labour Force in Singapore 2013*, 同(2014.7) *Yearbook of Statistics Singapore 2014*. 国籍保有者及び永住権保有者を対象。2013年6月の数値。

13) 資料出所:ILOSTAT(<http://www.ilo.org/ilostat/>)2014年10月現在。第3四半期の数値。

14) 資料出所:ILOSTAT(<http://www.ilo.org/ilostat/>)2014年10月現在。8月の数値。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2013年)(続き)
Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2013 (cont.)

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
フィリピン ¹⁵⁾									PHL
15-19	10,824	5,492	5,332	3,277	2,109	1,168	30.3	38.4	21.9
20-24	8,461	4,320	4,141	5,467	3,355	2,112	64.6	77.7	51.0
25-34	14,769	7,389	7,380	10,962	6,880	4,082	74.2	93.1	55.3
35-44	11,473	5,749	5,724	9,050	5,492	3,558	78.9	95.5	62.2
45-54	8,806	4,394	4,412	6,965	4,085	2,881	79.1	92.9	65.3
55-64	5,565	2,727	2,837	3,760	2,159	1,601	67.6	79.2	56.4
65～	4,272	1,901	2,371	1,540	887	653	36.0	46.6	27.5
15-64	59,898	30,072	29,826	39,482	24,081	15,402	65.9	80.1	51.6
計(15～)	64,173	31,974	32,199	41,022	24,968	16,055	63.9	78.1	49.9
オーストラリア ¹⁶⁾									AUS
15-19	1,465	752	713	788	389	399	53.8	51.7	55.9
20-24	1,629	827	802	1,280	675	605	78.6	81.6	75.4
25-29	1,716	863	853	1,426	775	651	83.1	89.8	76.3
30-34	1,649	825	824	1,359	762	596	82.4	92.4	72.4
35-39	1,547	769	778	1,270	703	567	82.1	91.4	72.9
40-44	1,656	819	837	1,390	742	648	83.9	90.6	77.4
45-49	1,527	756	771	1,283	675	608	84.0	89.3	78.9
50-54	1,546	764	782	1,268	666	602	82.0	87.2	77.0
55-59	1,394	688	706	1,017	556	461	73.0	80.8	65.3
60-64	1,242	615	627	667	384	283	53.7	62.5	45.1
65-69	1,081	537	544	286	179	107	26.4	33.3	19.6
70～	2,261	1,013	1,248	118	82	36	5.2	8.1	2.9
15-64	15,372	7,679	7,693	11,749	6,328	5,420	76.4	82.4	70.5
65～	3,342	1,550	1,792	404	261	143	12.1	16.9	8.0
計(15～)	18,714	9,229	9,485	12,152	6,589	5,563	64.9	71.4	58.6

15) 資料出所: 労働雇用統計局(2014.10) *Gender Statistics on Labor and Employment 2014*

16) 国内居住の定住人口。軍人を除く。

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
ニュージーランド ¹⁷⁾									NZL
15-19	304	156	149	133	68	65	43.6	43.6	43.6
20-24	330	171	159	245	133	112	74.3	77.8	70.4
25-29	303	152	151	251	139	113	82.8	90.9	74.7
30-34	285	138	146	236	129	108	83.0	93.0	73.6
35-39	272	129	143	227	121	106	83.4	93.3	74.5
40-44	309	147	163	264	134	130	85.6	91.5	80.2
45-49	307	148	160	267	136	131	86.9	91.7	82.4
50-54	310	150	160	272	136	135	87.5	90.7	84.6
55-59	269	131	138	225	115	109	83.4	87.9	79.2
60-64	238	116	122	169	89	79	70.8	76.6	65.3
65-69	203	99	104	82	48	34	40.2	48.4	32.4
70-74	153	74	80	31	19	11	20.1	26.4	14.3
75~	244	109	135	11	8	3	4.6	7.3	2.4
15-64	2,928	1,439	1,489	2,288	1,199	1,089	78.2	83.3	73.2
65~	600	282	318	124	75	48	20.6	26.7	15.2
計(15~)	3,528	1,720	1,807	2,412	1,274	1,138	68.4	74.1	63.0
ブラジル ¹⁸⁾									BRA
15-19	17,517	8,961	8,556	7,157	4,273	2,884	40.9	47.7	33.7
20-24	15,830	7,856	7,974	11,868	6,661	5,207	75.0	84.8	65.3
25-29	15,662	7,623	8,039	12,779	7,027	5,752	81.6	92.2	71.6
30-34	16,649	8,033	8,617	13,815	7,545	6,270	83.0	93.9	72.8
35-39	15,095	7,247	7,848	12,621	6,870	5,752	83.6	94.8	73.3
40-44	13,916	6,627	7,290	11,431	6,205	5,226	82.1	93.6	71.7
45-49	13,287	6,366	6,922	10,461	5,794	4,666	78.7	91.0	67.4
50-54	12,069	5,688	6,381	8,712	4,932	3,780	72.2	86.7	59.2
55-59	10,291	4,802	5,489	6,334	3,778	2,556	61.6	78.7	46.6
60-64	8,390	3,880	4,510	3,863	2,452	1,411	46.0	63.2	31.3
65-69	6,275	2,915	3,361	1,873	1,251	622	29.8	42.9	18.5
70~	11,614	4,892	6,722	1,602	1,081	522	13.8	22.1	7.8
15-64	138,707	67,082	71,626	99,042	55,537	43,505	71.4	82.8	60.7
65~	17,889	7,807	10,082	3,475	2,331	1,144	19.4	29.9	11.3
計(15~)	156,597	74,889	81,708	102,517	57,868	44,649	65.5	77.3	54.6

17) 軍人, 施設人口を除く。

18) 国内居住者(施設人口を除く)。

2 人口・労働力人口

第2-12表 就業率（15～64歳）

Table 2-12: Employment/population ratios, 15-64 years old

(男女計/Total)		(%)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ¹⁾	JPN	68.9	69.3	70.7	70.8	70.0	70.1	70.2	70.6	71.7
アメリカ ²⁾	USA	74.1	71.5	71.8	70.9	67.6	66.7	66.6	67.1	67.4
カナダ	CAN	70.9	72.4	73.5	73.6	71.5	71.5	72.0	72.2	72.5
イギリス ³⁾	GBR	72.2	72.7	72.4	72.7	70.6	70.3	70.4	70.9	71.3
ドイツ	DEU	65.6	65.5	69.0	70.2	70.4	71.2	72.6	72.8	73.3
フランス	FRA	61.7	63.7	64.3	64.8	64.0	63.9	63.8	63.9	64.1
イタリア ⁴⁾	ITA	53.9	57.5	58.7	58.7	58.3	57.7	57.8	57.6	56.4
オランダ	NLD	72.1	71.5	74.4	75.9	75.6	74.7	74.9	75.1	74.3
ベルギー	BEL	60.9	61.1	62.0	62.4	61.6	62.0	61.9	61.8	61.8
ルクセンブルク	LUX	62.7	63.6	64.2	63.4	65.2	65.2	64.6	65.8	65.7
デンマーク	DNK	76.4	75.9	77.0	77.9	75.3	73.3	73.1	72.6	72.5
スウェーデン ⁵⁾	SWE	74.3	74.0	74.2	74.3	72.2	72.1	73.6	73.8	74.4
フィンランド	FIN	67.5	68.5	70.5	71.3	68.4	68.3	69.2	69.5	68.5
ノルウェー ⁶⁾	NOR	77.9	75.2	76.9	78.1	76.5	75.4	75.3	75.8	75.5
EU-15 ⁷⁾		63.6	65.5	67.1	67.4	66.1	65.8	65.9	65.6	65.4
ロシア	RUS	63.3	66.3	68.5	68.6	66.9	67.3	68.0	69.0	68.8
韓国	KOR	61.5	63.7	63.9	63.8	62.9	63.3	63.9	64.2	64.4
オーストラリア	AUS	69.1	71.5	72.8	73.2	72.1	72.4	72.7	72.4	72.0
ニュージーランド	NZL	70.4	74.3	75.2	74.7	72.9	72.3	72.6	72.1	73.1

(男性/Male)		(%)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ¹⁾	JPN	81.0	80.4	81.7	81.6	80.2	80.0	80.1	80.3	80.8
アメリカ ²⁾	USA	80.6	77.6	77.8	76.4	72.0	71.1	71.4	72.3	72.6
カナダ	CAN	76.2	76.6	77.1	77.2	73.9	74.2	75.0	75.2	75.4
イギリス ³⁾	GBR	78.9	78.8	78.6	78.6	75.7	75.3	75.5	76.1	76.1
ドイツ	DEU	72.9	71.4	74.7	75.9	75.5	76.1	77.4	77.6	77.7
フランス	FRA	68.8	69.2	69.1	69.5	68.3	68.1	68.1	67.9	67.9
イタリア ⁴⁾	ITA	68.2	69.7	70.7	70.3	69.7	68.7	68.5	67.5	65.8
オランダ	NLD	81.2	78.7	81.1	82.4	81.5	80.0	79.8	79.7	78.7
ベルギー	BEL	69.8	68.3	68.7	68.6	67.2	67.4	67.1	66.9	66.4
ルクセンブルク	LUX	75.0	73.3	72.3	71.5	73.2	73.1	72.1	72.5	72.1
デンマーク	DNK	80.7	79.8	80.8	81.6	78.0	75.6	75.9	75.2	75.0
スウェーデン ⁵⁾	SWE	76.3	76.2	76.5	76.7	74.2	74.5	75.8	75.6	76.3
フィンランド	FIN	70.5	70.5	72.4	73.4	68.9	69.7	70.9	70.9	69.2
ノルウェー ⁶⁾	NOR	81.7	78.3	79.7	80.6	78.4	77.4	77.2	77.7	77.4
EU-15 ⁷⁾		73.0	73.2	74.4	74.4	72.3	71.7	71.7	71.0	70.5
ロシア	RUS	67.6	69.8	72.0	72.8	70.6	71.6	72.4	73.6	73.6
韓国	KOR	73.1	75.0	74.7	74.4	73.6	73.9	74.5	74.9	74.9
オーストラリア	AUS	76.9	78.5	79.5	79.7	77.8	78.6	78.7	78.1	77.6
ニュージーランド	NZL	77.9	81.3	81.9	80.9	78.6	78.2	78.2	77.5	78.5

(女性/Female)		(%)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ¹⁾	JPN	56.7	58.1	59.5	59.8	59.8	60.1	60.2	60.7	62.4
アメリカ ²⁾	USA	67.8	65.6	65.9	65.5	63.4	62.4	62.0	62.2	62.3
カナダ	CAN	65.6	68.2	69.9	70.1	69.0	68.8	68.9	69.2	69.6
イギリス ³⁾	GBR	65.6	66.6	66.3	66.8	65.6	65.3	65.3	65.7	66.6
ドイツ	DEU	58.1	59.6	63.2	64.3	65.2	66.1	67.7	68.0	68.8
フランス	FRA	54.8	58.4	59.6	60.2	59.8	59.7	59.7	59.9	60.4
イタリア ⁴⁾	ITA	39.6	45.3	46.6	47.2	47.0	46.8	47.2	47.8	47.2
オランダ	NLD	62.7	64.1	67.5	69.3	69.6	69.4	69.9	70.4	69.9
ベルギー	BEL	51.9	53.8	55.3	56.2	56.0	56.5	56.7	56.8	57.2
ルクセンブルク	LUX	50.0	53.7	56.1	55.1	57.0	57.2	56.9	59.0	59.1
デンマーク	DNK	72.1	71.9	73.2	74.1	72.7	71.1	70.4	70.0	70.0
スウェーデン ⁵⁾	SWE	72.2	71.8	71.8	71.9	70.2	69.7	71.3	71.8	72.5
フィンランド	FIN	64.5	66.5	68.5	69.0	67.9	66.9	67.5	68.2	67.8
ノルウェー ⁶⁾	NOR	74.0	72.0	74.0	75.4	74.4	73.3	73.4	73.8	73.5
EU-15 ⁷⁾		54.3	57.8	59.6	60.3	59.9	59.8	60.1	60.1	60.3
ロシア	RUS	59.3	63.1	65.3	64.7	63.4	63.3	64.0	64.7	64.4
韓国	KOR	50.0	52.5	53.2	53.2	52.2	52.6	53.1	53.5	53.9
オーストラリア	AUS	61.3	64.6	66.1	66.7	66.3	66.1	66.7	66.6	66.4
ニュージーランド	NZL	63.2	67.6	68.7	68.7	67.4	66.7	67.2	67.0	67.9

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics” 2014年9月現在

日本: 総務省統計局 (2014.8) 「労働力調査 (長期時系列, 2005年国勢調査基準)」

(注) 1) 2011年は東日本大震災の影響による欠損データを補完推計した値。

2) 16～64歳の値。

3) 16～64歳の値。

4) 2009年より最低年齢が15歳から16歳へ引き上げ。

5) 2007年より最低年齢が16歳から15歳へ引き下げ。

6) 2006年より最低年齢が16歳から15歳へ引き下げ。

7) EU-15は、凡例5(p.4)を参照のこと。

2 人口・労働力人口

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率（2013年）

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group, 2013

年齢階級 Age group	人口（千人） Population (thousands)			就業者数（千人） Total employment (thousands)			就業率（%） Employment/population ratios		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
日本									JPN
15—19	6,050	3,100	2,950	880	440	440	14.5	14.2	14.9
20—24	6,220	3,190	3,030	3,990	1,990	2,000	64.1	62.4	66.0
25—29	6,910	3,520	3,380	5,600	3,070	2,530	81.0	87.2	74.9
30—34	7,660	3,890	3,780	6,090	3,550	2,540	79.5	91.3	67.2
35—39	9,130	4,630	4,500	7,310	4,300	3,010	80.1	92.9	66.9
40—44	9,620	4,860	4,760	7,850	4,510	3,340	81.6	92.8	70.2
45—49	8,350	4,200	4,150	6,960	3,900	3,060	83.4	92.9	73.7
50—54	7,720	3,860	3,860	6,360	3,560	2,810	82.4	92.2	72.8
55—59	7,770	3,860	3,910	5,970	3,440	2,530	76.8	89.1	64.7
60—64	9,770	4,790	4,980	5,750	3,460	2,290	58.9	72.2	46.0
65—69	8,610	4,140	4,470	3,330	2,020	1,310	38.7	48.8	29.3
70—74	7,520	3,500	4,020	1,750	1,080	670	23.3	30.9	16.7
75～	15,550	5,960	9,590	1,280	790	490	8.2	13.3	5.1
15—64	79,190	39,890	39,300	56,760	32,220	24,540	71.7	80.8	62.4
65～	31,680	13,600	18,080	6,360	3,890	2,470	20.1	28.6	13.7
計(15～)	110,880	53,490	57,380	63,110	36,100	27,010	56.9	67.5	47.1
アメリカ									USA
16—19	16,788	8,539	8,249	4,458	2,177	2,281	26.6	25.5	27.7
20—24	22,052	11,038	11,014	13,599	7,013	6,586	61.7	63.5	59.8
25—29	20,876	10,341	10,535	15,456	8,283	7,173	74.0	80.1	68.1
30—34	20,672	10,170	10,502	15,785	8,623	7,162	76.4	84.8	68.2
35—39	19,149	9,383	9,766	14,752	8,014	6,738	77.0	85.4	69.0
40—44	20,464	10,021	10,443	15,897	8,576	7,321	77.7	85.6	70.1
45—49	20,904	10,233	10,671	16,003	8,421	7,582	76.6	82.3	71.1
50—54	22,341	10,891	11,450	16,520	8,612	7,908	73.9	79.1	69.1
55—59	20,977	10,128	10,849	14,381	7,455	6,926	68.6	73.6	63.8
60—64	18,044	8,622	9,422	9,395	4,921	4,474	52.1	57.1	47.5
65—69	14,440	6,820	7,620	4,378	2,388	1,990	30.3	35.0	26.1
70—74	10,484	4,827	5,657	1,907	1,052	855	18.2	21.8	15.1
75～	18,488	7,542	10,946	1,397	817	580	7.6	10.8	5.3
16—64	202,267	99,366	102,901	136,246	72,095	64,151	67.4	72.6	62.3
65～	43,412	19,189	24,223	7,682	4,257	3,425	17.7	22.2	14.1
計(16～)	245,679	118,555	127,124	143,928	76,352	67,576	58.6	64.4	53.2
カナダ									CAN
15—19	2,062	1,056	1,006	822	399	423	39.9	37.8	42.1
20—24	2,387	1,220	1,167	1,628	834	794	68.2	68.4	68.0
25—29	2,396	1,213	1,183	1,880	985	896	78.5	81.2	75.7
30—34	2,395	1,193	1,202	1,959	1,032	927	81.8	86.5	77.1
35—39	2,247	1,129	1,117	1,875	994	880	83.4	88.0	78.8
40—44	2,343	1,159	1,184	1,964	1,017	948	83.8	87.7	80.1
45—49	2,467	1,216	1,251	2,018	1,030	988	81.8	84.7	79.0
50—54	2,760	1,399	1,361	2,210	1,163	1,047	80.1	83.1	76.9
55—59	2,452	1,211	1,241	1,703	885	818	69.5	73.1	65.9
60—64	2,075	1,013	1,062	1,036	564	473	50.0	55.6	44.6
65—69	1,709	828	882	416	248	168	24.4	30.0	19.1
70—74	1,236	582	654	145	95	50	11.8	16.3	7.7
75～	2,145	917	1,228	73	51	22	3.4	5.5	1.8
15—64	23,583	11,809	11,774	17,097	8,902	8,194	72.5	75.4	69.6
65～	5,091	2,327	2,764	634	393	241	12.5	16.9	8.7
計(15～)	28,673	14,136	14,537	17,731	9,296	8,435	61.8	65.8	58.0

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			就業者数 (千人) Total employment (thousands)			就業率 (%) Employment/population ratios		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
イギリス									GBR
16-19	2,964	1,514	1,451	946	439	507	31.9	29.0	35.0
20-24	4,257	2,157	2,100	2,579	1,357	1,222	60.6	62.9	58.2
25-29	4,554	2,317	2,237	3,533	1,934	1,599	77.6	83.5	71.5
30-34	4,160	2,102	2,058	3,387	1,868	1,518	81.4	88.9	73.8
35-39	3,845	1,917	1,929	3,137	1,698	1,439	81.6	88.6	74.6
40-44	4,415	2,182	2,233	3,612	1,925	1,687	81.8	88.2	75.6
45-49	4,636	2,281	2,354	3,821	1,973	1,848	82.4	86.5	78.5
50-54	4,262	2,091	2,171	3,424	1,745	1,679	80.3	83.5	77.3
55-59	3,681	1,809	1,872	2,668	1,393	1,275	72.5	77.0	68.1
60-64	3,474	1,686	1,788	1,601	935	666	46.1	55.5	37.3
65-69	3,385	1,632	1,753	689	412	277	20.4	25.3	15.8
70-74	2,496	1,179	1,318	210	131	79	8.4	11.1	6.0
75~	4,741	2,024	2,717	113	79	34	2.4	3.9	1.3
16-64	40,248	20,057	20,191	28,709	15,268	13,441	71.3	76.1	66.6
65~	10,622	4,835	5,788	1,013	623	390	9.5	12.9	6.7
計(16~)	50,871	24,891	25,979	29,721	15,890	13,831	58.4	63.8	53.2
ドイツ									DEU
15-19	4,091	2,114	1,977	1,087	599	488	26.6	28.3	24.7
20-24	4,758	2,456	2,302	3,057	1,610	1,447	64.2	65.6	62.9
25-29	4,996	2,539	2,457	3,875	2,044	1,831	77.6	80.5	74.5
30-34	5,062	2,551	2,511	4,157	2,248	1,909	82.1	88.1	76.0
35-39	4,734	2,380	2,354	3,957	2,148	1,809	83.6	90.3	76.8
40-44	5,916	3,025	2,891	5,095	2,748	2,347	86.1	90.8	81.2
45-49	6,886	3,503	3,383	5,925	3,149	2,776	86.0	89.9	82.1
50-54	6,570	3,304	3,266	5,447	2,874	2,573	82.9	87.0	78.8
55-59	5,702	2,807	2,895	4,328	2,266	2,062	75.9	80.7	71.2
60-64	5,212	2,527	2,685	2,601	1,456	1,145	49.9	57.6	42.6
65-69	4,071	1,965	2,106	513	317	196	12.6	16.1	9.3
70-74	4,940	2,320	2,620	273	174	99	5.5	7.5	3.8
75~	7,858	3,210	4,648	127	84	43	1.6	2.6	0.9
15-64	53,927	27,206	26,721	39,529	21,142	18,387	73.3	77.7	68.8
65~	16,869	7,495	9,374	913	575	338	5.4	7.7	3.6
計(15~)	70,796	34,701	36,095	40,442	21,717	18,725	57.1	62.6	51.9
フランス									FRA
15-19	3,643	1,850	1,794	367	227	140	10.1	12.3	7.8
20-24	3,661	1,821	1,839	1,721	923	799	47.0	50.7	43.4
25-29	3,742	1,831	1,912	2,792	1,448	1,345	74.6	79.1	70.3
30-34	3,924	1,926	1,998	3,126	1,636	1,489	79.7	85.0	74.5
35-39	3,949	1,962	1,987	3,254	1,718	1,536	82.4	87.6	77.3
40-44	4,377	2,165	2,213	3,640	1,893	1,747	83.2	87.5	78.9
45-49	4,328	2,134	2,194	3,589	1,845	1,743	82.9	86.5	79.5
50-54	4,215	2,060	2,155	3,387	1,748	1,639	80.4	84.9	76.0
55-59	4,012	1,928	2,084	2,712	1,377	1,335	67.6	71.4	64.1
60-64	3,946	1,887	2,059	920	468	453	23.3	24.8	22.0
65-69	3,216	1,523	1,693	180	106	74	5.6	6.9	4.4
70-74	2,277	1,045	1,232	39	24	15	1.7	2.3	1.2
75~	5,258	2,060	3,197	18	9	9	0.4	0.4	0.3
15-64	39,797	19,562	20,235	25,508	13,283	12,225	64.1	67.9	60.4
65~	10,751	4,629	6,122	237	139	98	2.2	3.0	1.6
計(15~)	50,548	24,191	26,357	25,745	13,422	12,323	50.9	55.5	46.8

2 人口・労働力人口

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率（2013年）（続き）
Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios
by sex and age group, 2013 (cont.)

年齢階級 Age group	人口（千人） Population (thousands)			就業者数（千人） Total employment (thousands)			就業率（%） Employment/population ratios		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
イタリア									ITA
15-19	2,303	1,187	1,116	76	49	27	3.3	4.1	2.4
20-24	3,151	1,609	1,542	907	531	376	28.8	33.0	24.4
25-29	3,355	1,688	1,666	1,771	1,008	763	52.8	59.7	45.8
30-34	3,830	1,924	1,905	2,553	1,461	1,092	66.7	75.9	57.3
35-39	4,583	2,299	2,284	3,319	1,899	1,420	72.4	82.6	62.2
40-44	4,905	2,449	2,456	3,549	2,063	1,485	72.3	84.2	60.5
45-49	4,958	2,460	2,498	3,565	2,063	1,502	71.9	83.9	60.1
50-54	4,364	2,142	2,222	3,038	1,762	1,277	69.6	82.3	57.4
55-59	3,853	1,873	1,979	2,261	1,320	941	58.7	70.4	47.5
60-64	3,658	1,765	1,893	947	604	342	25.9	34.2	18.1
65-69	3,302	1,573	1,729	266	196	70	8.1	12.5	4.0
70-74	3,069	1,414	1,656	114	87	26	3.7	6.2	1.6
75～	6,255	2,432	3,823	55	46	9	0.9	1.9	0.2
15-64	38,959	19,397	19,562	21,985	12,760	9,225	56.4	65.8	47.2
65～	12,626	5,418	7,208	435	330	105	3.4	6.1	1.5
計(15～)	51,585	24,815	26,770	22,420	13,090	9,330	43.5	52.8	34.9
オランダ									NLD
15-19	986	504	482	517	261	256	52.4	51.8	53.0
20-24	1,053	532	521	754	380	375	71.6	71.4	71.9
25-29	1,031	519	512	843	426	416	81.7	82.0	81.3
30-34	1,008	505	503	846	445	402	84.0	88.1	79.8
35-39	1,020	509	511	853	445	408	83.6	87.5	79.8
40-44	1,245	623	622	1,031	542	490	82.8	86.9	78.8
45-49	1,281	645	636	1,060	567	493	82.7	87.8	77.6
50-54	1,235	619	616	986	532	454	79.9	85.9	73.8
55-59	1,114	557	558	801	450	352	71.9	80.8	63.1
60-64	1,039	519	520	492	305	187	47.4	58.8	36.0
65-69	955	473	482	125	90	35	13.1	19.1	7.2
70-74	669	322	347	37	28	9	5.5	8.8	2.5
75～	1,115	457	658	19	15	4	1.7	3.2	0.6
15-64	11,013	5,533	5,481	8,184	4,352	3,833	74.3	78.7	69.9
65～	2,739	1,252	1,487	180	133	47	6.6	10.6	3.2
計(15～)	13,753	6,785	6,968	8,365	4,485	3,880	60.8	66.1	55.7
スウェーデン									SWE
15-19	551	284	267	114	50	64	20.7	17.5	24.1
20-24	669	343	327	393	203	189	58.7	59.4	58.0
25-29	620	317	303	481	255	225	77.5	80.5	74.4
30-34	596	305	291	501	269	232	84.1	88.2	79.8
35-39	612	311	301	540	283	258	88.3	90.9	85.7
40-44	640	324	316	567	294	273	88.6	90.8	86.4
45-49	680	346	334	597	311	286	87.7	89.9	85.5
50-54	595	301	294	510	263	247	85.6	87.2	83.9
55-59	576	290	287	471	244	227	81.7	84.4	79.0
60-64	577	288	289	380	200	179	65.8	69.6	62.0
65-69	602	298	304	113	70	43	18.7	23.3	14.2
70-74	438	213	225	39	25	14	9.0	11.9	6.2
75～	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15-64	6,117	3,109	3,008	4,553	2,373	2,180	74.4	76.3	72.5
65-74	1,040	512	528	152	95	57	14.6	18.6	10.8
計(15-74)	7,157	3,620	3,536	4,705	2,468	2,237	65.7	68.2	63.3

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			就業者数 (千人) Total employment (thousands)			就業率 (%) Employment/population ratios		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
韓国									KOR
15-19	3,263	1,677	1,585	224	99	125	6.9	5.9	7.9
20-24	2,957	1,357	1,600	1,278	518	761	43.2	38.1	47.5
25-29	3,328	1,720	1,608	2,291	1,197	1,094	68.8	69.6	68.0
30-34	3,974	2,023	1,951	2,896	1,789	1,106	72.9	88.4	56.7
35-39	3,864	1,959	1,905	2,840	1,804	1,036	73.5	92.1	54.4
40-44	4,340	2,193	2,146	3,362	2,020	1,343	77.5	92.1	62.6
45-49	4,130	2,092	2,037	3,282	1,923	1,359	79.5	91.9	66.7
50-54	4,218	2,114	2,104	3,218	1,892	1,327	76.3	89.5	63.1
55-59	3,448	1,717	1,732	2,388	1,431	957	69.2	83.4	55.2
60-64	2,430	1,178	1,253	1,390	832	558	57.2	70.7	44.5
65-69	1,969	909	1,060	862	516	346	43.8	56.8	32.6
70-74	1,797	773	1,024	608	332	276	33.8	42.9	26.9
75~	2,378	871	1,507	429	222	208	18.1	25.4	13.8
15-64	35,951	18,030	17,921	23,168	13,504	9,665	64.4	74.9	53.9
65~	6,144	2,553	3,591	1,898	1,069	829	30.9	41.9	23.1
計(15~)	42,095	20,583	21,512	25,067	14,573	10,494	59.5	70.8	48.8
オーストラリア									AUS
15-19	1,465	752	713	659	321	338	45.0	42.6	47.4
20-24	1,629	827	802	1,157	605	552	71.0	73.1	68.8
25-29	1,716	863	853	1,340	727	613	78.1	84.3	71.8
30-34	1,649	825	824	1,295	729	567	78.5	88.3	68.8
35-39	1,547	769	778	1,212	672	540	78.4	87.4	69.4
40-44	1,656	819	837	1,332	714	618	80.4	87.2	73.8
45-49	1,527	756	771	1,231	649	582	80.6	85.9	75.5
50-54	1,546	764	782	1,221	640	581	79.0	83.8	74.3
55-59	1,394	688	706	980	534	447	70.3	77.5	63.3
60-64	1,242	615	627	639	366	274	51.5	59.5	43.7
65-69	1,081	537	544	281	176	105	26.0	32.7	19.4
70~	2,261	1,013	1,248	117	81	36	5.2	8.0	2.9
15-64	15,372	7,679	7,693	11,068	5,957	5,111	72.0	77.6	66.4
65~	3,342	1,550	1,792	398	257	141	11.9	16.6	7.9
計(15~)	18,714	9,229	9,485	11,465	6,214	5,252	61.3	67.3	55.4
ニュージーランド									NZL
15-19	304	156	149	100	51	49	33.0	33.0	32.9
20-24	330	171	159	218	118	99	65.9	69.3	62.3
25-29	303	152	151	233	131	102	76.9	86.2	67.6
30-34	285	138	146	225	123	101	78.9	89.1	69.3
35-39	272	129	143	216	116	100	79.4	89.7	70.0
40-44	309	147	163	254	130	124	82.0	88.7	76.0
45-49	307	148	160	256	130	126	83.3	88.2	78.8
50-54	310	150	160	262	132	130	84.4	87.6	81.3
55-59	269	131	138	216	112	105	80.2	84.9	75.7
60-64	238	116	122	162	85	77	67.9	73.0	63.0
65-69	203	99	104	80	47	34	39.6	47.2	32.2
70-74	153	74	80	30	19	11	19.8	26.0	14.1
75~	244	109	135	11	8	3	4.6	7.2	2.4
15-64	2,928	1,439	1,489	2,141	1,129	1,012	73.1	78.5	67.9
65~	600	282	318	122	74	48	20.3	26.2	15.1
計(15~)	3,528	1,720	1,807	2,262	1,203	1,060	64.1	69.9	58.6

資料出所 日本:総務省統計局(2014.1)「労働力調査(基本集計)」

その他:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) "LFS by sex and age" 2014年9月現在

2 人口・労働力人口

第2-14表 外国人人口（ストック）

Table 2-14: Stock of foreign population

		(千人/thousands)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
(外国人人口/foreign population)										
日本 ¹⁾	JPN	1,594	1,907	2,069	2,145	2,126	2,087	2,047	2,034	2,066
ドイツ ²⁾	DEU	7,297	6,756	6,745	6,728	6,695	6,754	6,931	7,214	7,634
フランス ³⁾	FRA	—	3,501	3,571	3,603	3,659	3,705	3,774	—	—
イギリス ⁴⁾	GBR	2,342	3,035	3,824	4,186	4,348	4,524	4,785	4,788	4,941
アメリカ ⁵⁾	USA	17,758	21,160	22,359	21,836	21,101	21,317	21,057	21,359	—
韓国 ⁶⁾	KOR	244	485	765	854	871	919	982	933	986
シンガポール ⁷⁾	SGP	755	798	1,006	1,197	1,254	1,305	1,394	1,494	1,554

		(%)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
(外国人人口割合/% of total population)										
日本	JPN	1.3	1.5	1.6	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6
ドイツ	DEU	8.9	8.2	8.2	8.2	8.2	8.3	8.6	9.0	9.5
フランス	FRA	—	5.7	5.8	5.8	5.9	5.9	6.0	—	—
イギリス	GBR	4.0	5.0	6.2	6.8	7.0	7.2	7.6	7.5	7.7
アメリカ	USA	6.3	7.2	7.4	7.2	6.9	6.9	6.8	6.8	—
韓国	KOR	0.5	1.0	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	1.9	2.0
シンガポール ⁷⁾	SGP	18.7	18.7	21.9	24.7	25.1	25.7	26.9	28.1	28.8

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 2011年以前は、外国人登録をした者の数(90日以内の短期滞在等を除く)。2012年以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数。

資料出所:法務省入国管理局(2014.4)「在留外国人統計2013年」

2) 人口登録による外国人総数。2004年以降は、在住登録及び中央外国人登録のクロスチェックにより測定しており、重複分が除かれているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

資料出所:Statistisches Bundesamt, *Ausländische Bevölkerung, Fachserie 1, Reihe 2*

3) 海外県を除くフランス本土の外国人総数。いわゆる *étrangers* を指す。これとは別に *immigrés* (外国生まれの外国人のほか、外国生まれの仏国籍取得者を含むもの) の概念も使われることがあり、2011年で5,493千人である。

資料出所:INSEE

4) 各年の労働力調査に基づく推計値(外国人居住者数)。2004年以降は、新たな加重システムを活用して測定しているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

資料出所:UK Office for National Statistics, OECD International Migration Database

5) 外国籍保有者。*Current Population Survey* による補完推計値。参考として、2012年における外国生まれの人口は4,074万人。

資料出所:U.S. Census Bureau, OECD International Migration Database

6) 90日以上韓国に滞在している登録された外国人。在外同胞(2013年は233,269人)を除く数値。

資料出所:韓国統計情報ウェブサイト, 韓国法務部「出入国・外国人政策統計年報」

7) 外国人人口は、永住権保有者を除く。永住権保持者は2013年で約53万人。2003年以降、12か月以上シンガポールを離れている者は、総人口から除外されている。

資料出所:Department of Statistics

第2-15表 就労目的の入国が許可された外国人労働者（インフロー）¹⁾
Table 2-15: Inflow of foreign workers

		(千人/thousands)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ²⁾	JPN	129.9	125.4	77.9	72.1	57.1	52.5	51.7	63.5	63.9
ドイツ ³⁾	DEU	101.1	67.1	53.1	40.2	36.7	39.8	40.6	31.5	—
フランス ⁴⁾	FRA	14.4	19.8	27.5	33.7	28.4	29.6	31.2	—	—
（恒久的） ^{a)}		(6.9)	(9.4)	(17.6)	(23.8)	(22.5)	(22.9)	(24.1)	—	—
（一時的） ^{b)}		(7.5)	(10.4)	(9.9)	(9.9)	(6.0)	(6.7)	(7.1)	—	—
イギリス ⁵⁾	GBR	64.7	103.8	116.1	95.4	71.1	76.0	65.7	75.0	85.2
アメリカ ⁶⁾	USA									
（永住） ^{c)}		106.6	246.9	161.7	164.7	140.9	148.3	139.3	144.0	161.1
（一時滞在） ^{d)}		187.1	180.6	217.4	199.3	166.6	171.8	185.6	198.6	219.8

a) Permanent workers; b) Temporary workers; c) Permanent resident status; employment-based; d) Non-permanent status.

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 季節労働者は含まない。

2) 就労目的の在留資格を有する新規入国者。

資料出所: 法務省出入国管理統計

3) 新規に雇用承認が発給された者。EU市民も含む。

資料出所: 連邦雇用エージェンシー

4) 新規の労働許可取得者。上段は恒久的労働者と一時的労働者の合計。

資料出所: 内務省 *Immigration et présence étrangère en France* (各年版), OECD *International Migration Outlook 2011*

5) 労働許可付与者。2005～2008年は、高度人材移民プログラムによる許可数を含む。2009年以降は専門技術 (Tier2) に高度技術 (Tier1) の国外取得分を加えたもので、以前の集計方法と異なるため厳密には接続しない (参考: Tier1のうち国内在住者に対する許可件数は2013年で24,886件)。

資料出所: John Salt *Report of the UK SOPEMI Correspondent to the OECD* 各年版

6) 永住: 永住目的で入国する者のうち、雇用査証を発給された者。

一時滞在: 一時的滞在を目的として入国する者のうち、就労を目的とする者: 一時滞在査証 (H, O, P, Q, R, NAFTAカテゴリー。但し, H2A (農業季節労働), H2B・H2R (その他サービス臨時労働) 及びH3 (研修) 区分, 家族構成者への発給数を除く。) の発給総数。

資料出所: Office of Immigration Statistics, U.S. Department of Homeland Security, *Yearbooks of Immigration Statistics* (永住), U.S. Department of State, *Report of the Visa Office* (一時滞在)

2 人口・労働力人口

第2-16表 外国人労働力人口（ストック）

Table 2-16: Stock of foreign labour force

		(千人/thousands)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
(外国人労働者(ストック)/stock of foreign labour force)										
日本 ¹⁾	JPN	516	723	339	486	563	650	686	682	718
ドイツ ²⁾	DEU	3,546	3,823	3,874	3,893	3,289	—	—	—	—
フランス ³⁾	FRA	1,578	1,392	1,485	1,561	1,540	—	—	—	—
イギリス ⁴⁾	GBR	1,107	1,504	2,035	2,278	2,280	2,393	2,558	2,557	2,652
アメリカ ⁵⁾	USA	18,029	22,422	24,778	25,086	24,815	—	—	—	—
韓国 ⁶⁾	KOR	17	129	412	495	504	507	540	463	479
(Incl. illegal)		(18)	(199)	(477)	(550)	(553)	(558)	(595)	(530)	(549)
シンガポール ⁷⁾	SGR	686	713	832	1,012	1,044	1,089	1,157	1,242	1,305

		(%)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
(労働力人口総数に占める外国人労働力人口の割合/% of total labour force)										
日本	JPN	0.8	1.1	0.5	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	1.1
ドイツ	DEU	8.8	9.3	9.4	9.4	9.4	—	—	—	—
フランス	FRA	6.0	5.2	5.4	5.6	5.8	—	—	—	—
イギリス	GBR	4.0	5.0	6.6	7.3	7.3	7.6	8.1	8.0	8.2
アメリカ	USA	12.9	15.2	16.3	16.4	16.2	—	—	—	—
韓国	KOR	0.1	0.5	1.7	2.0	2.1	2.0	2.2	1.8	1.8
(Incl. illegal)		(0.1)	(0.8)	(2.0)	(2.3)	(2.3)	(2.3)	(2.4)	(2.1)	(2.1)
シンガポール	SGR	29.4	27.5	30.7	34.4	34.5	34.7	35.7	37.0	37.9

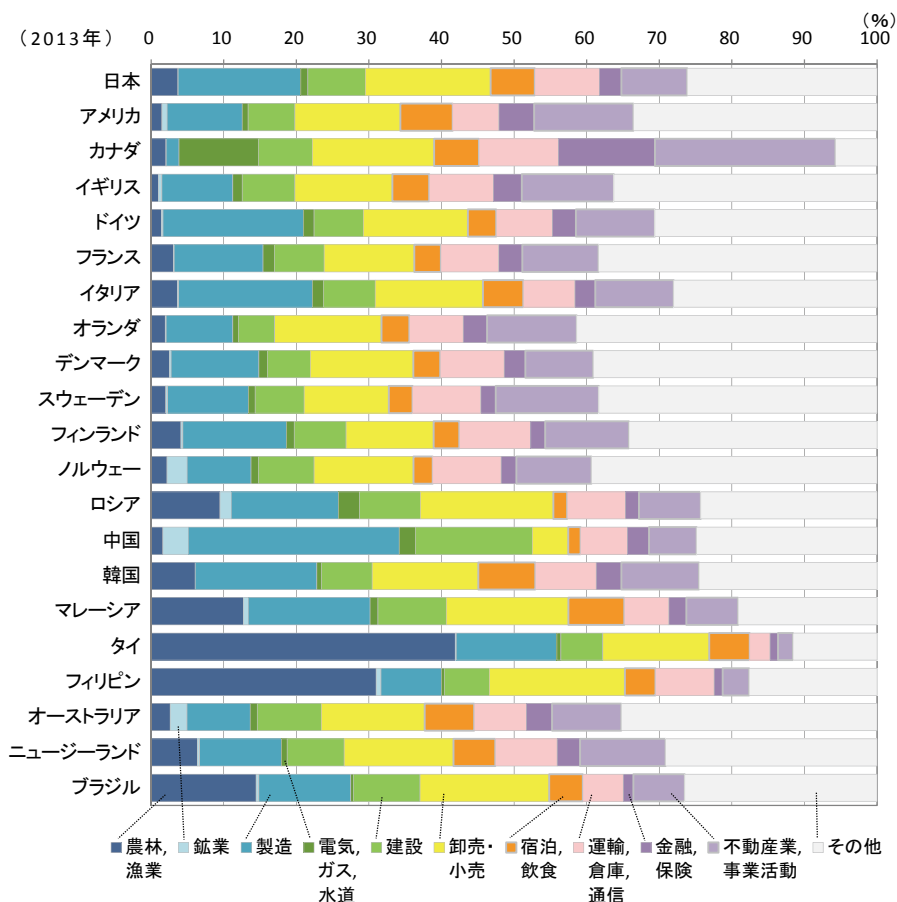
資料出所 各国注を参照。

- (注) 1) 2005年以前は就労目的の在留資格を有する者のほか、身分に基づき在留する者で就労する者、技能実習生、留学生のアルバイト等を含めた総労働者数(厚生労働省推計値)。2007年以降は各年10月末現在の外国人雇用届出状況(特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」を除く)。なお、2014年10月末現在の外国人労働者数は787,627人。
- 2) 資料出所:連邦統計局
- 3) INSEEによる労働力調査に基づくOECDの推計値。なお、2003年以降は、OECDにおいて推計方法が変更されたため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。
- 4) Office for National Statisticsによる各年の労働力調査に基づく推計値。推計に使用された労働力調査は、2004年以降、新たな加重システムを使用してデータを測定しているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。なお、2014年の外国人労働者数は287.6万人。
- 5) 外国人労働力人口が公表されていないため、参考値として「外国生まれの労働力人口」(在外自国民として出生した者を除く外国生まれの労働力人口)を掲載。外国人労働力人口割合の欄には、「外国生まれ労働力人口割合」を掲載。米国の労働力人口を基にOECDにて推計。
- 6) 登録外国人労働者数(就労査証所持者の計)。2000年は短期在留者を除く。()内の数値は、不法残留者を含む。
資料出所:韓国法務部「出入国統計年報」
- 7) 外国人労働力人口は、永住権保有者を除く。2000年の欄は2001年の数値、2005年の欄は2006年の数値。なお、2014年の外国人労働者数は134.6万人。
資料出所:Ministry of Manpower, *Comprehensive Labour Force Survey*

3. 就業構造

Employment Structure

3-1 就業者の産業別構成比（2013年）

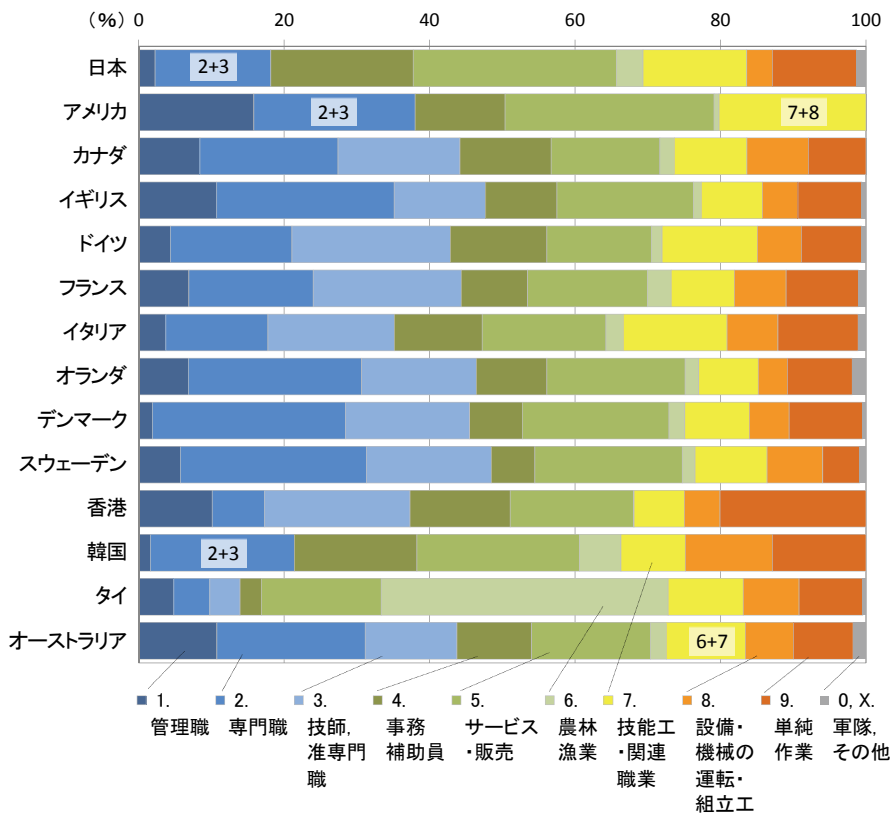


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-2表 就業者の産業別構成比(2013年)」(p.99)を参照。

経済の発展段階によって産業別の就業者構造の違いを観察することができる。いわゆる先進国とよばれる国々は、産業構造の重心を農林水産業から製造業、製造業からサービス業に移し、それに伴い、就業構造を変化させながら経済発展してきた。実際、日本、欧州、北米、オセアニア諸国の傾向をデータでみると、いわゆる第3次産業である「電気、ガス、水道」「運輸、倉庫、通信」「卸売・小売、宿泊、飲食」「金融、保険、不動産業、事業活動」「その他」部門の割合が約7～8割に及んでいる。一方で、タイ、フィリピンなどは第1次産業である「農林、漁業」の割合が3～4割程度となっている。

3 就業構造

3-2 就業者の職業別構成比（2013年）

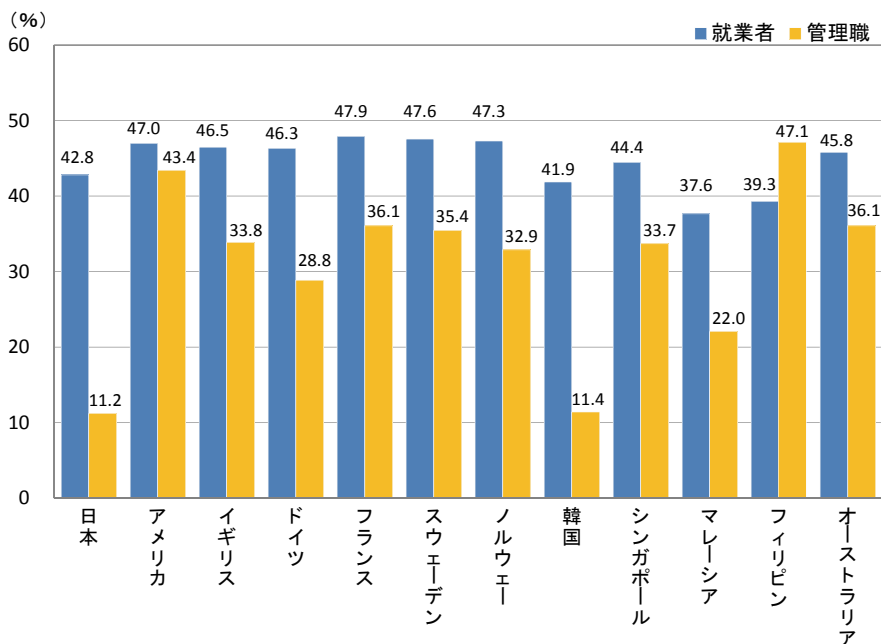


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-5表 就業者の職業別構成比」(p.115)を参照。

国際標準職業分類（ISCO）は、ILOが作成している職業分類の国際基準である。1987年に採択された第三版（ISCO-88）は、第二版（ISCO-68）とは異なる新しい分類原則を採用した。各職業において仕事を成し遂げるために必要な技術の類似性により職業を分類している。2007年には、ISCO-88の改定版である第四版（ISCO-08）が採択された。

日本は他国と比べて「事務補助員」の割合が大きい。一方で欧米・オセアニアの先進国では、「管理職」「専門職」「技師、准専門職」の割合が4割前後と非常に高い。経済発展に伴う産業構造のサービス業へのシフトなどにより職業の専門化が進行している状況が観察される。

3-3 就業者及び管理職に占める女性の割合（2013年）



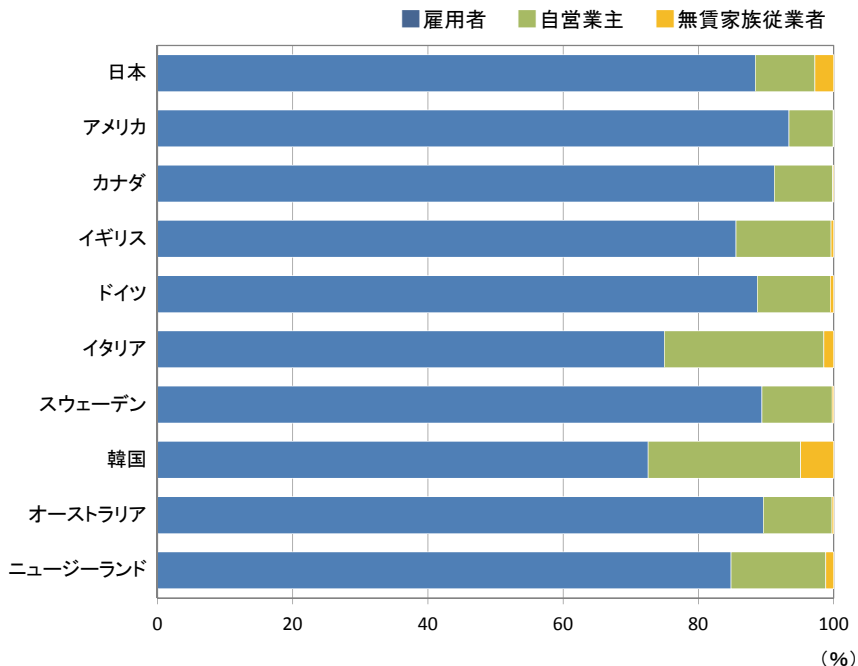
▶グラフの数値は「第3-4表 性別・職業別就業者数」(p.107)より算出。

全就業者に占める女性の割合は、フランス（47.9%）、スウェーデン（47.6%）、ノルウェー（47.3%）、アメリカ（47.0%）などの欧米諸国に比べて、日本（42.8%）、韓国（41.9%）、フィリピン（39.3%）、マレーシア（37.6%）などのアジア諸国の割合が低い。

管理職に占める女性の割合は、日本（11.2%）と韓国（11.4%）が、アメリカ（43.4%）、フランス（36.1%）、スウェーデン（35.4%）などの欧米諸国のほか、フィリピン（47.1%）、シンガポール（33.7%）などのアジア諸国と比べても低い水準にとどまっている。

3 就業構造

3-4 就業者の従業上の地位別構成比（2013年）

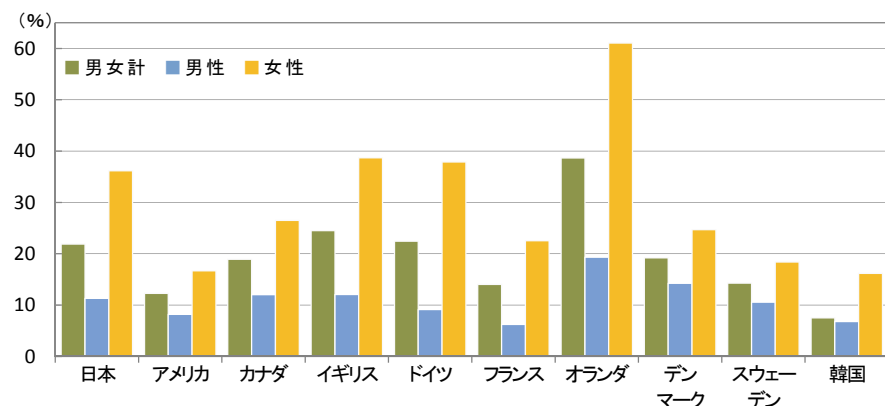


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-6表 従業上の地位別就業者数」(p.116)を参照。

従業上の地位は、私企業、官公庁などで賃金を得ている「雇用者」、人を雇用していないにかかわらず自ら経営を行っている「自営業主」、さらに「家族従業者」に分けられる。OECD加盟諸国では「雇用者」の占める割合が高く、イタリア、韓国を除いて8割超である。イタリアと韓国の「雇用者」は7割強と他国に比べて低く、「自営業主」が2割を超え比較的大きなシェアを占めているのが特徴である。

従業上の地位別構成を時系列でみると、アメリカ、スウェーデンなどは1960年代に既に雇用者割合が8割を超えていたが、日本では、約5割(1960年)、約6割(1970年)、約7割(1980年)、約8割(1990年)と徐々に上昇してきた点が特徴的であり、韓国でも同様の傾向を示している。こうした傾向は、経済の発展に伴い主要産業が自営業や家族従業者が中心であった農林水産業から雇用者割合の大きい製造業へ、さらに雇用者割合の大きいサービス業へとシフトし、それに伴って就業構造が変化する過程の一端を示している。

3-5 就業者に占める短時間労働者の割合（2013年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-7表 就業者に占める短時間労働者の割合」(p.117)を参照。

上のグラフは、通常の労働時間が週30時間未満の労働者を「短時間労働者」と定義し、就業者全体に占める割合(2013年)を各国別・男女別に示したものである。但し、国際比較にあたっては、短時間労働者の待遇の違いなど制度面に注意する必要がある。

まず、いずれの国をみても、短時間労働者の割合は女性が高くなっていることが特徴である。国別では、欧米主要国のなかで短時間労働者の割合が目立って高いのはオランダ(38.7%)で、とりわけ女性の割合が61.1%と極めて高い。オランダでは、オイルショック以降の景気低迷と物価上昇による経済停滞からの脱却に向けて1982年に政労使三者による「ワッセナー合意」が締結されて以降、積極的にワークシェアリングを促進し、その過程で、短時間労働者の雇用創出と均等待遇の確保が進んだことが影響している。オランダに限らずEU諸国では、1997年に「パートタイム労働の均等待遇及び自発的パートタイム労働の促進に関するEU指令(パートタイム労働指令)」が制定され、これに対応する国内法の制定と労使協定の締結によって、フルタイム労働者とパートタイム労働者の均等待遇を義務化する法律の整備が図られており、北米諸国に比して短時間労働者の比率が概して高い。

他方、日本の短時間労働者の割合を時系列でみると全体として緩やかな上昇傾向にある。短時間労働者の比率が高まった背景には、サービス産業化や就業構造の変化に伴い、特に小売業で顕著であるが、サービス等に対する需要が特定の日・時間に集中する傾向が強くなったことなどが挙げられる。2013年における短時間労働者の割合は21.9%と、全体としてはオランダ、イギリス、ドイツを下回り、カナダ、デンマークとほぼ同水準、アメリカ、フランス、スウェーデン、韓国を上回る水準となっている。性別でみると、女性の短時間労働者が36.2%となっている。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数

Table 3-1: Total employment by economic activity

日本 JPN				アメリカ ¹⁾ USA			
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4	
	2005年		2010 2013		2005		2010 2013
計	63,560	計	62,570 63,110	計	141,730	計	139,064 143,929
A	2,590	A	2,520 2,330	A/B	2,197	A	2,206 2,130
B	230	B	30 30	C	624	B	731 1,065
C	30	C	10,780 10,660	D	16,253	C	14,081 14,869
D	11,690	D/E	650 610	E	1,176	D/E	1,253 1,187
E	350	F	4,980 4,990	F	11,197	F	9,077 9,271
F	5,680	G	10,900 10,890	G	21,404	G	20,919 20,908
G	11,860	H	3,660 3,700	H	9,306	H	5,880 6,228
H	3,430	I	3,870 3,840	I	6,184	I	9,564 10,349
I	3,850	J	1,960 1,920	J	7,035	J	3,149 2,960
J	1,570	K	1,920 1,910	K	17,461	K	6,605 6,984
K	7,290	L	830 830	L	6,530	L	2,745 2,865
L	2,290	M	1,980 2,070	M	12,264	M	9,115 10,110
M	2,860	N	4,190 2,820	N	16,910	N	6,138 6,682
N	5,530	O	2,240 2,320	O/P/ Q/X	[13,187]	O/U	6,983 7,608
O	3,550	P	2,880 2,990			P	13,155 12,974
P	—	Q	6,530 7,350			Q	18,907 19,562
Q	—	R	790 770			R	2,966 3,205
X	740	S/T	2,050 2,140			S	4,922 5,149
		U	20 30			T	667 723
		X	610 920			X	— —

カナダ CAN				イギリス GBR			
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4	
	2005年 2010		2013		2005		2010 2013
計	16,170 17,041	計	17,731	計	28,666	計	28,942 29,821
A	409 349	A	361	A	382	A	350 313
B	31 24	B	21	B	13	B	103 131
C	211 258	C	301	C	108	C	2,851 2,914
D	2,207 1,819	D	1,796	D	3,780	D	175 178
E	125 148	E	144	E	176	E	193 210
F	1,012 1,217	F	1,324	F	2,286	F	2,214 2,157
G	2,840 2,937	G	2,969	G	4,356	G	4,000 4,006
H	1,005 1,058	H	1,132	H	1,214	H	1,444 1,491
I	1,154 1,029	I	1,094	I	1,964	I	1,417 1,510
J	707 786	J	806	J	1,234	J	1,006 1,164
K	1,992 2,235	K	2,361	K	3,274	K	1,166 1,158
L	831 954	L	942	L	2,018	L	280 336
M	1,106 1,218	M	1,289	M	2,564	M	1,848 2,032
N	1,735 2,031	N	2,177	N	3,507	N	1,327 1,408
O	742 902	O	938	O	1,580	O	1,896 1,841
P	62 74	P	76	P	122	P	3,077 3,066
Q	3 3	Q	4	Q	12	Q	3,800 3,994
X	— —	R	—	X	77	R	753 733
		S	—			S	725 797
		T	—			T	65 63
		U	—			U	41 43
		X	—			X	210 275

※各産業の分類基準(ISIC)・記号については、国際標準産業分類(p.98)を参照のこと。

(注) 特に注記しない限り15歳以上を対象。各国の資料出所は本表末尾(p.98)を参照。

1) 16歳以上を対象。

ドイツ DEU		フランス ²⁾ FRA				(千人/thousands)			
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		
	2005年		2010	2013		2005		2010	2013
計	36,362	計	38,738	40,450	計	24,952	計	25,673	25,745
A	857	A	633	581	A	885	A	749	789
B	6	B	96	86	B	18	B	26	28
C	122	C	7,747	7,840	C	42	C	3,367	3,154
D	8,017	D	350	361	D	4,009	D	216	221
E	316	E	211	215	E	218	E	185	184
F	2,396	F	2,586	2,754	F	1,640	F	1,896	1,762
G	5,253	G	5,264	5,814	G	3,334	G	3,347	3,194
H	1,293	H	1,819	1,967	H	849	H	1,338	1,370
I	1,949	I	1,488	1,575	I	1,589	I	963	944
J	1,305	J	1,233	1,180	J	753	J	737	683
K	3,520	K	1,321	1,299	K	2,540	K	863	831
L	2,823	L	267	227	L	2,418	L	306	365
M	2,092	M	1,923	2,184	M	1,797	M	1,275	1,388
N	4,059	N	2,028	1,987	N	3,034	N	914	951
O	2,141	O	2,808	2,832	O	1,113	O	2,578	2,308
P	180	P	2,371	2,592	P	604	P	1,750	1,821
Q	33	Q	4,685	4,943	Q	16	Q	3,365	3,585
X	—	R	552	549	X	93	R	339	408
		S	1,118	1,203			S	719	694
		T	208	241			T	593	464
		U	32	21			U	20	22
		X	—	—			X	127	575

イタリア ITA			オランダ ^{3) 4)} NLD			(千人/thousands)			
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010	2013		2005		2010	2013
計	22,563	計	22,872	22,420	計	8,111	計	8,370	8,365
A	914	A	867	814	A	256	A	233	163
B	33	B	36	38	B	*1	B	9	11
C	40	C	4,265	4,129	C	8	C	801	768
D	4,825	D	114	124	D	1,056	D	34	31
E	163	E	214	228	E	44	E	35	35
F	1,913	F	1,949	1,591	F	478	F	456	415
G	3,416	G	3,351	3,322	G	1,148	G	1,095	1,232
H	1,060	H	1,072	1,045	H	320	H	392	369
I	1,239	I	1,191	1,247	I	494	I	338	319
J	640	J	531	551	J	270	J	294	254
K	2,376	K	663	632	K	972	K	217	275
L	1,440	L	139	147	L	567	L	63	63
M	1,541	M	1,432	1,369	M	547	M	477	579
N	1,549	N	852	907	N	1,240	N	300	390
O	1,093	O	1,409	1,298	O	316	O	542	504
P	303	P	1,539	1,481	P	4	P	571	552
Q	17	Q	1,650	1,772	Q	*1	Q	1,360	1,346
X	—	R	266	293	X	387	R	172	161
		S	776	693			S	176	190
		T	544	728			T	4	7
		U	13	14			U	3	*1
		X	—	—			X	800	700

2) 2013年は定義の変更により、前の年と接続しない。

3) 2010、2013年は定義の変更により、前の年と接続しない。

4) *は信頼性の低い数値。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

デンマーク ⁴⁾ DNK				スウェーデン ⁴⁾ SWE				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010	2013		2005		2010	2013
計	2,752	計	2,706	2,688	計	4,336	計	4,524	4,704
A	84	A	65	68	A	99	A	95	95
B	*3	B	*3	6	B	*1	B	9	11
C	*3	C	341	325	C	7	C	545	525
D	444	D	16	16	D	664	D	23	25
E	16	E	13	16	E	26	E	19	19
F	194	F	158	159	F	257	F	302	317
G	404	G	397	380	G	543	G	553	549
H	70	H	126	126	H	120	H	243	246
I	177	I	88	100	I	271	I	154	154
J	89	J	112	111	J	81	J	175	197
K	256	K	87	78	K	595	K	96	97
L	164	L	27	24	L	245	L	64	70
M	218	M	140	134	M	475	M	349	382
N	477	N	89	93	N	705	N	197	216
O	144	O	158	160	O	232	O	271	295
P	*4	P	231	249	P	*2	P	488	518
Q	*1	Q	518	496	Q	*1	Q	700	715
X	4	R	61	62	X	12	R	112	116
		S	69	70			S	115	130
		T	6	6			T	*1	*1
		U	*2	*2			U	*1	2
		X	*1	6			X	12	26

フィンランド ⁴⁾ FIN				ノルウェー ⁴⁾ NOR				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010	2013		2005		2010	2013
計	2,401	計	2,447	2,457	計	2,283	計	2,501	2,602
A	114	A	108	101	A	60	A	64	57
B	*2	B	7	6	B	15	B	46	72
C	6	C	362	350	C	36	C	237	229
D	436	D	15	14	D	265	D	18	15
E	19	E	11	13	E	16	E	13	12
F	158	F	172	176	F	159	F	180	199
G	301	G	298	296	G	350	G	346	356
H	77	H	156	142	H	71	H	140	140
I	172	I	83	86	I	152	I	69	69
J	47	J	95	100	J	51	J	92	106
K	276	K	49	49	K	231	K	52	55
L	110	L	21	23	L	131	L	24	24
M	169	M	150	164	M	190	M	138	149
N	366	N	100	96	N	458	N	93	96
O	136	O	117	111	O	95	O	150	159
P	8	P	174	175	P	*2	P	208	220
Q	*1	Q	379	399	Q	*0	Q	530	534
X	5	R	55	62	X	*1	R	52	52
		S	75	73			S	47	49
		T	8	8			T	3	*1
		U	*1	*1			U	*0	*0
		X	12	10			X	*1	8

ロシア ⁵⁾ RUS				中国 ⁶⁾ CHN				(千人/thousands)
ISIC-rev.3				ISIC-rev.4				
	2005年	2010	2013		2005	2010	2013	
計	68,169	69,804	67,785	計	114,040	130,515	181,084	
A	6,769	5,410	6,292	A	4,463	3,757	2,948	
B	166	118	138	B	5,092	5,620	6,365	
C	1,236	1,422	1,083	C	32,109	36,372	52,579	
D	12,534	10,582	9,995	D/E	2,999	3,105	4,045	
E	1,959	2,288	1,940	F	9,266	12,675	29,219	
F	4,575	5,034	5,704	G	5,440	5,351	8,908	
G	10,383	10,875	12,414	H	6,139	6,311	8,462	
H	1,297	1,367	1,272	I	1,812	2,092	3,044	
I	6,249	6,500	5,449	J	1,301	1,858	3,273	
J	962	1,309	1,260	K	3,593	4,701	5,379	
K	4,039	4,450	5,775	L	1,465	2,116	3,737	
L	4,815	5,722	3,708	M	2,277	2,923	3,878	
M	6,204	6,565	5,601	N	2,185	3,101	4,219	
N	4,701	5,485	4,520	O/U	14,212	16,474	18,262	
O	2,247	2,652	2,570	P	14,832	15,818	16,872	
P	26	23	—	Q	5,089	6,325	7,700	
Q	4	1	—	R	1,225	1,314	1,470	
X	—	—	—	S/T	539	602	723	
				X	—	—	—	

香港 ⁷⁾ HKG				韓国 KOR				(千人/thousands)
ISIC-rev.4				ISIC-rev.4				
	2005年	2010	2013		2005	2010	2013	
計	3,373	3,474	3,728	計	22,856	23,829	25,066	
A	—	—	—	A	1,813	1,566	1,520	
B	—	—	—	B	17	21	16	
C	230	133	126	C	4,130	4,028	4,184	
D/E	—	—	—	D	71	78	90	
F	272	265	309	E	56	65	73	
G	326	847	848	F	1,813	1,753	1,754	
H	854	317	323	G	3,746	3,580	3,660	
I	235	258	278	H	1,165	1,280	1,413	
J	50	105	122	I	2,058	1,889	1,971	
K	182	206	232	J	638	668	692	
L	123	146	151	K	745	808	864	
M/N	204	289	337	L	496	517	485	
O	114	111	111	M	625	883	1,022	
P	247	185	200	N	742	1,023	1,173	
Q	80	163	189	O	791	960	966	
R	—	52	57	P	1,604	1,799	1,748	
S	431	102	109	Q	639	1,153	1,554	
T	—	—	—	R	383	380	392	
U	—	—	—	S	1,171	1,216	1,312	
X	27	295	336	T	130	150	172	
				U	24	13	7	
				X	—	—	—	

5) 15歳から72歳までを対象。2013年は公式推計による。

6) 16歳以上を対象。各年12月末の数値。民間企業を除く都市部企業の登録就業者を対象。なお、中国全土の就業者数は7億6977万人(2013年)であるが、産業別の統計がないため非掲載。

7) 2005年は第4四半期の数値。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

シンガポール ⁸⁾ SGP				マレーシア ⁹⁾ MYS				(千人/thousands)			
ISIC-rev.4				ISIC-rev.3				ISIC-rev.4			
	2006	2010	2013		2005年		2010	2013		2010	2013
計	1,797	1,963	2,056	計	10,045	計	11,777	13,210			
A/B/ D/E/X	[23]	[38]	[27]	A	1,355	A	1,674	1,682			
C	302	291	280	B	115	B	57	87			
F	95	104	102	C	36	C	1,972	2,215			
G	301	282	302	D	1,989	D	52	61			
H	174	191	193	E	57	E	64	83			
I	129	129	135	F	904	F	1,121	1,244			
J	75	100	92	G	1,620	G	1,865	2,220			
K	106	126	148	H	672	H	541	622			
L	40	40	49	I	545	I	857	1,016			
M	99	113	143	J	247	J	165	191			
N	78	101	100	K	459	K	305	319			
O/P	223	267	285	L	729	L	57	72			
Q	71	83	95	M	607	M	271	307			
R				N	213	N	349	559			
S/T/U	[81]	[99]	69	O	235	O	779	764			
				P	261	P	773	817			
				Q	2	Q	278	490			
				X	—	R	90	79			
						S	181	191			
						T	321	187			
						U	4	2			
						X	—	—			

タイ ¹⁰⁾ THA				インドネシア ¹¹⁾ IDN				(千人/thousands)				
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3								
	2005年		2011	2013		2005	2010	2013		2005	2010	2013
計	36,302	計	39,317	39,112	計	95,356	109,590	112,761				
A	15,008	A	16,114	16,385	A	[43,129]	[43,243]	37,406				
B	441	B	48	61	B			1,815				
C	40	C	5,234	5,414	C	948	1,281	1,426				
D	5,350	D	97	104	D	11,381	13,474	14,960				
E	107	E	86	110	E	199	240	252				
F	1,853	F	2,173	2,265	F	4,555	5,485	6,349				
G	5,297	G	5,904	5,736	G	17,923	22,422	19,867				
H	2,300	H	887	901	H	—	—	4,239				
I	1,076	I	2,618	2,180	I	5,698	5,487	5,097				
J	340	J	171	193	J	1,102	1,664	1,497				
K	652	K	396	432	K	—	—	1,401				
L	1,096	L	105	139	L	[]	[]	3,655				
M	1,122	M	276	252	M			4,993				
N	611	N	409	408	N	10,421	16,294	1,287				
O	719	O	1,556	1,610	O	[]	[]	5,370				
P	242	P	1,284	1,130	P	—	—	3,147				
Q	2	Q	717	661	Q	—	—	—				
X	48	R	209	240	X	—	—	—				
		S	776	617								
		T	229	183								
		U	4	4								
		X	23	88								

8) 国籍保有者及び永住権保有者を対象。各年6月の数値。

9) 15歳から64歳までを対象。

10) 2005, 2013年は第3四半期, 2011年は年平均の数値。

11) 2005年は11月, 2010年以降は8月の数値。

フィリピン ¹²⁾ PHL				オーストラリア ⁴⁾ AUS				(千人/thousands)		
ISIC-rev.3			ISIC-rev.4		ISIC-rev.4					
	2005	2010		2013		2005年	2010	2013		
計	32,313	36,035	計	37,917	計	9,853	10,991	11,440		
A	10,234	10,488	A	11,759	A	353	355	300		
B	1,394	1,469	B	250	B	119	187	267		
C	123	199	C	3,150	C	1,087	1,062	995		
D	3,077	3,033	D	94	D	51	73	81		
E	117	150	E	60	E	19	31	32		
F	1,708	2,016	F	2,364	F	843	999	1,010		
G	6,147	7,034	G	7,069	G	1,531	1,597	1,627		
H	861	1,062	H	2,719	H	400	455	465		
I	2,451	2,723	I	1,598	I	683	737	778		
J	341	400	J	343	J	321	347	363		
K	734	1,146	K	447	K	363	382	402		
L	1,481	1,847	L	172	L	36	36	39		
M	978	1,176	M	194	M	528	630	674		
N	375	451	N	1,013	N	356	373	375		
O	775	913	O	1,951	O	606	687	742		
P	1,517	1,926	P	1,220	P	508	601	633		
Q	—	2	Q	466	Q	990	1,232	1,377		
X	—	—	R	346	R	186	206	222		
			S	2,178	S	202	231	245		
			T	521	T	*0	*4	*4		
			U	4	U	—	—	—		
			X	—	X	673	767	810		

ニュージーランド NZL				ブラジル ¹³⁾ BRA				(千人/thousands)		
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			ISIC-rev.3					
	2005年		2010	2013		2005	2011	2013		
計	2,085	計	2,180	2,262	計	87,189	93,493	96,659		
A	146	A	149	145	A	17,387	14,208	13,462		
B	3	B	7	7	B	444	474	520		
C	4	C	252	255	C	318	376	373		
D	287	D	10	11	D	12,336	11,787	12,223		
E	8	E	7	7	E	359	346	363		
F	163	F	179	178	F	5,642	7,814	8,871		
G	362	G	345	341	G	15,503	16,660	17,187		
H	100	H	92	108	H	3,187	4,570	4,474		
I	121	I	122	130	I	3,967	5,108	5,406		
J	65	J	73	86	J	1,007	1,218	1,334		
K	234	K	63	71	K	4,937	6,899	6,846		
L	129	L	28	28	L	4,267	5,081	5,356		
M	166	M	138	143	M	4,684	5,074	5,749		
N	189	N	83	96	N	2,977	3,553	4,167		
O	102	O	115	110	O	3,301	3,538	3,785		
P	3	P	190	195	P	6,666	6,653	6,474		
Q	—	Q	224	243	Q	7	4	5		
X	5	R	41	42	X	198	130	64		
		S	52	58						
		T	3	2						
		U	—	—						
		X	8	9						

12) 2013年は暫定値。

13) 各年9月の数値。10歳以上を対象。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

国際標準産業分類(ISIC)			
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4	
計	産業計	計	産業計
A	農業, 狩猟業及び林業	A	農業・林業及び漁業
B	漁業	B	鉱業及び採石業
C	鉱業及び採石業	C	製造業
D	製造業	D	電気・ガス・蒸気及び空調供給業
E	電気, ガス, 水供給業	E	水供給・下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動
F	建設業	F	建設業
G	卸売・小売業並びに自動車, オートバイ及び個人・家庭用品修理業	G	卸売・小売業並びに自動車及びオートバイ修理業
H	ホテル及びレストラン	H	運輸・保管業
I	運輸業・倉庫業及び通信業	I	宿泊・飲食サービス業
J	金融仲介業	J	情報通信業
K	不動産業, 物品賃貸業及び事業サービス業	K	金融・保険業
L	公務及び国防・義務的社会保障事業	L	不動産業
M	教育	M	専門・科学・技術サービス業
N	保健衛生及び社会事業	N	管理・支援サービス業
O	その他の共同体, 社会及び個人サービス業	O	公務及び国防・義務的社会保障事業
P	雇い主のいる個人世帯	P	教育
Q	治外法権機関及び団体	Q	保健衛生及び社会事業
X	分類不能	R	芸術・娯楽及びレクリエーション
		S	その他のサービス業
		T	雇い主としての世帯活動及び世帯による自家利用のための区別されない財及びサービス生産活動
		U	治外法権機関及び団体
		X	分類不能

International Standard Industrial Classification of all Economic Activities (ISIC):

ISIC-Rev.3:

A) Agriculture, hunting and forestry; B) Fishing; C) Mining and quarrying; D) Manufacturing; E) Electricity, gas and water supply; F) Construction; G) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles, motorcycles and Personal and household goods; H) Hotels and restaurants; I) Transport, storage and communications; J) Financial intermediation; K) Real estate, renting and business activities; L) Public administration and defence; compulsory social security; M) Education; N) Health and social work; O) Other community, social and personal service activities; P) Activities of private households as employers and undifferentiated production activities of private households; Q) Extra-territorial organizations and bodies; X) Not classifiable by economic activity;

ISIC-Rev.4:

A) Agriculture, forestry and fishing; B) Mining and quarrying; C) Manufacturing; D) Electricity, gas, steam and air conditioning supply; E) Water supply; sewerage, waste management and remediation activities; F) Construction; G) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles; H) Transportation and storage; I) Accommodation and food service activities; J) Information and communication; K) Financial and insurance activities; L) Real estate activities; M) Professional, scientific and technical activities; N) Administrative and support service activities; O) Public administration and defence; compulsory social security; P) Education; Q) Human health and social work activities; R) Arts, entertainment and recreation; S) Other service activities; T) Activities of households as employers; undifferentiated goods- and services-producing activities of households for own use; U) Activities of extra-territorial organizations and bodies; X) Not classifiable by economic activity;

資料出所 アメリカ(2010年以降): BLS(2014.2) *Labor Force Statistics from the CPS*

中国: 国家統計局(2014.9)「中国統計年鑑2014」

香港(2005年): 国家統計局(2007.5)「綜合住戶統計調查(2006年第4四半期)」

韓国: OECD Database (<http://www.oecd-ilibrary.org/>) “Employment by activities and status” 2014年11月現在

シンガポール(2010年以降): 労働省(2014.11) *Singapore Yearbook of Manpower Statistics 2011, 2014*

その他: ILOSTAT Database (<http://www.ilo.org/ilostat>) 2014年11月現在

第3-2表 就業者の産業別構成比（2013年）

Table 3-2: Sectoral composition of employment, 2013

												(%)
		農林、 漁業 a)	鉱業 b)	製造 業 c)	電気、 ガス、 水道 d)	建設 e)	卸売・ 小売 f) g)	宿泊、 飲食 g)	運輸、 倉庫、 通信 h)	金融、 保険 i)	不動産 業、事 業活動 j) k)	その他 l) m)
日本	JPN	3.7	0.0	16.9	1.0	7.9	17.3	6.1	8.9	3.0	9.1	26.2
アメリカ	USA	1.5	0.7	10.3	0.8	6.4	14.5	7.2	6.4	4.9	13.7	34.2
カナダ	CAN	2.0	0.1	1.7	10.9	7.5	16.7	6.2	10.9	13.3	24.9	5.7
イギリス	GBR	1.1	0.4	9.8	1.3	7.2	13.4	5.1	8.9	3.9	12.7	36.3
ドイツ	DEU	1.4	0.2	19.4	1.4	6.8	14.4	3.9	7.8	3.2	10.9	30.6
フランス	FRA	3.1	0.1	12.3	1.6	6.8	12.4	3.7	8.0	3.2	10.5	38.4
イタリア	ITA	3.6	0.2	18.4	1.6	7.1	14.8	5.6	7.1	2.8	10.8	28.0
オランダ	NLD	1.9	0.1	9.2	0.8	5.0	14.7	3.8	7.4	3.3	12.3	41.4
デンマーク	DNK	2.5	0.2	12.1	1.2	5.9	14.2	3.7	8.8	2.9	9.4	39.1
スウェーデン	SWE	2.0	0.2	11.2	0.9	6.7	11.7	3.3	9.4	2.1	14.2	38.3
フィンランド	FIN	4.1	0.3	14.3	1.1	7.1	12.1	3.5	9.9	2.0	11.5	34.2
ノルウェー	NOR	2.2	2.8	8.8	1.1	7.6	13.7	2.6	9.4	2.1	10.3	39.3
ロシア	RUS	9.5	1.6	14.7	2.9	8.4	18.3	1.9	8.0	1.9	8.5	24.2
中国	CHN	1.6	3.5	29.0	2.2	16.1	4.9	1.7	6.5	3.0	6.5	24.9
香港	HKG	—	—	3.4	—	8.3	22.8	7.5	11.9	6.2	13.1	26.9
韓国	KOR	6.1	0.1	16.7	0.6	7.0	14.6	7.9	8.4	3.4	10.7	24.5
シンガポール	SGP	1.3		13.6	4)	5.0	14.7	6.6	13.8	7.2	14.2	23.6
マレーシア	MYS	12.7	0.7	16.8	1.1	9.4	16.8	7.7	6.2	2.4	7.1	19.2
タイ	THA	41.9	0.2	13.8	0.5	5.8	14.7	5.6	2.8	1.1	2.0	11.6
インドネシア	IDN	34.8	1.3	13.3	0.2	5.6	17.6	3.8	4.5	1.3	1.2	16.4
フィリピン	PHL	31.0	0.7	8.3	0.4	6.2	18.6	4.2	8.1	1.2	3.6	17.6
オーストラリア	AUS	2.6	2.3	8.7	1.0	8.8	14.2	6.8	7.2	3.5	9.5	35.3
ニュージーランド	NZL	6.4	0.3	11.3	0.8	7.9	15.1	5.7	8.5	3.2	11.8	29.1
ブラジル	BRA	14.5	0.4	12.6	0.4	9.2	17.8	4.6	5.6	1.4	7.1	26.5

a) Agriculture, forestry and fishing; b) Mining and quarrying; c) Manufacturing; d) Electricity, gas, water supply; e) Construction; f) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles; g) Accommodation and food service activities; h) Transportation and storage, Information and communication; i) Financial and insurance activities; j) Real estate activities, renting and business activities(incl. Professional, scientific and technical activities, Administrative and support service activities); k) Other services(e.g. Public administration and defence; compulsory social security; Education; Health and social work; Other community, social and personal service activities; households as employers; undifferentiated goods- and services-producing activities of households for own use; Extra-territorial organizations and bodies) and Not elsewhere classified;

資料出所及び各国の注は第3-1表(p.92～98)に準ずる。

(注) 各産業の合計は必ずしも100にはならない。

- 1) 自動車、オートバイ及び個人・家庭用品修理業を含む。
- 2) 賃貸業及び事業サービス業、又は専門・科学・技術サービス、管理・支援サービス業を含む。
- 3) 公務及び国防・義務的社会保障事業、教育、保健衛生及び社会事業、その他コミュニティ、社会及び個人サービス業、雇用者を持つ一般世帯、治外法権機関及び団体、分類不能な業種・生産活動を含む。
- 4) シンガポールの電気、ガス、水道業は農林漁業・鉱業に含まれる。

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数

Table 3-3: Employees by economic activity

日本 JPN				アメリカ ¹⁾ USA				(千人/thousands)		
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4				
	2005年		2010	2013		2005		2010	2013	
計	53,930	計	54,630	55,530	計	133,638	計	130,275	136,368	
A	360	A	590	580	A/B	—	A	—	—	
B	70	B	30	20	C	562	B	705	868	
C	30	C	10,200	10,110	D	15,150	C	11,528	12,006	
D	10,850	D/E	640	600	E	554	D	506	504	
E	350	F	4,050	4,080	F	7,336	E	47	48	
F	4,580	G	9,670	9,810	G	22,236	F	5,518	5,827	
G	10,240	H	3,510	3,550	H	10,923	G	19,893	20,823	
H	2,600	I	3,160	3,200	I	6,206	H	4,191	4,495	
I	3,650	J	1,880	1,840	J	6,020	I	11,135	12,208	
J	1,510	K	1,870	1,860	K	19,124	J	2,707	2,685	
K	6,310	L	710	710	L	10,914	K	5,761	5,878	
L	2,290	M	1,510	1,580	M	12,952	L	1,934	2,002	
M	2,590	N	3,800	2,530	N	14,536	M	9,314	10,218	
N	5,150	O	2,240	2,320	O	7,191	N	7,414	8,342	
O	2,880	P	2,610	2,730	P	—	O/U	22,490	21,864	
P	—	Q	6,200	7,040	Q	—	P	3,155	3,349	
Q	—	R	740	730	X	—	Q	16,734	17,753	
X	450	S/T	1,520	1,600			R	1,913	2,033	
		U	20	30			S	5,331	5,464	
		X	370	610			T	—	—	
							X	—	—	

カナダ ²⁾ CAN				イギリス ³⁾ GBR				(千人/thousands)		
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4				
	2005年	2010	2013		2005		2010	2013		
計	14,598	15,469	16,183	計	24,897	計	24,810	25,335		
A	245	217	225	A	178	A	144	138		
B	18	13	12	B	*4	B	94	116		
C	212	254	297	C	102	C	2,664	2,698		
D	2,256	1,786	1,710	D	3,544	D	167	169		
E	124	148	143	E	173	E	185	201		
F	836	1,019	1,117	F	1,426	F	1,345	1,278		
G	2,635	2,766	2,822	G	3,889	G	3,610	3,596		
H	961	1,022	1,096	H	1,089	H	1,192	1,231		
I	945	948	1,123	I	1,716	I	1,271	1,364		
J	667	739	761	J	1,178	J	854	954		
K	1,582	1,800	1,941	K	2,580	K	1,092	1,079		
L	829	954	942	L	1,995	L	230	271		
M	1,054	1,166	1,236	M	2,464	M	1,369	1,511		
N	1,555	1,856	1,995	N	3,261	N	1,073	1,105		
O	648	733	705	O	1,199	O	1,867	1,806		
P	31	46	54	P	56	P	2,887	2,869		
Q	3	3	4	Q	11	Q	3,499	3,687		
X	—	—	—	X	31	R	585	542		
						S	489	531		
						T	42	33		
						U	41	41		
						X	110	113		

※各産業分類基準(ISIC)については、第3-1表末尾「国際標準産業分類」(p.98)を参照のこと。

(注) 特に注記しない限り15歳以上を対象。各国の資料出所は、本表末尾(p.106)を参照。

1) 産業計は農林漁業を除く。一部の産業については、国際標準分類とは異なる。

2) 2010年以降は、主たる仕事についての分類。

3) *印は信頼性の低い数値。

ドイツ DEU				フランス ³⁾ FRA				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010 2013		2005		2010 2013		
計	31,866	計	34,260 35,920	計	22,237	計	22,714 22,842		
A	431	A	291 277	A	278	A	245 290		
B	5	B	94 84	B	*10	B	25 27		
C	119	C	7,422 7,511	C	41	C	3,184 2,983		
D	7,597	D	343 353	D	3,789	D	214 221		
E	310	E	203 207	E	218	E	179 179		
F	1,937	F	2,099 2,236	F	1,317	F	1,483 1,389		
G	4,487	G	4,621 5,189	G	2,846	G	2,850 2,767		
H	1,012	H	1,701 1,851	H	647	H	1,274 1,297		
I	1,793	I	1,226 1,325	I	1,523	I	770 766		
J	1,148	J	1,041 986	J	730	J	669 619		
K	2,729	K	1,168 1,160	K	2,249	K	828 787		
L	2,823	L	203 168	L	2,416	L	259 308		
M	1,966	M	1,333 1,572	M	1,776	M	1,018 1,112		
N	3,642	N	1,776 1,706	N	2,766	N	829 870		
O	1,674	O	2,808 2,832	O	926	O	2,577 2,306		
P	159	P	2,217 2,409	P	600	P	1,711 1,759		
Q	32	Q	4,258 4,513	Q	16	Q	3,037 3,270		
X	—	R	366 368	X	90	R	272 312		
		S	869 933			S	560 541		
		T	192 220			T	592 461		
		U	32 21			U	20 22		
		X	— —			X	119 553		

イタリア ITA				オランダ ^{3) 4)} NLD				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010 2013		2005		2010 2013		
計	16,534	計	17,110 16,878	計	7,104	計	7,113 7,018		
A	419	A	409 408	A	133	A	101 74		
B	17	B	33 32	B	*1	B	9 11		
C	36	C	3,674 3,604	C	8	C	750 709		
D	4,086	D	108 118	D	996	D	34 31		
E	156	E	198 214	E	42	E	34 34		
F	1,186	F	1,213 948	F	386	F	332 285		
G	1,880	G	1,989 2,001	G	1,001	G	956 1,062		
H	673	H	916 903	H	275	H	358 335		
I	1,040	I	816 854	I	465	I	288 271		
J	531	J	416 421	J	257	J	238 196		
K	1,329	K	556 516	K	791	K	207 237		
L	1,420	L	61 71	L	561	L	52 48		
M	1,465	M	604 544	M	525	M	332 365		
N	1,305	N	719 758	N	1,157	N	272 331		
O	671	O	1,395 1,286	O	231	O	538 497		
P	303	P	1,446 1,390	P	3	P	535 497		
Q	17	Q	1,408 1,496	Q	*1	Q	1,256 1,220		
X	—	R	146 166	X	272	R	111 96		
		S	447 415			S	113 121		
		T	544 720			T	3 4		
		U	13 14			U	3 *1		
		X	— —			X	593 592		

4) 定義の変更があるため、前後の年と接続しない。

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

デンマーク ³⁾ DNK				スウェーデン ³⁾ SWE				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年				2005			2010	2013
計	2,507	計	2,460 2,446	計	3,869	計	4,028 4,206		
A	42	A	34 34	A	37	A	35 40		
B	*2	B	*3 6	B	*0	B	8 11		
C	*3	C	326 313	C	6	C	509 492		
D	425	D	16 16	D	626	D	23 24		
E	16	E	12 15	E	25	E	18 19		
F	160	F	126 128	F	203	F	237 252		
G	362	G	357 345	G	458	G	478 477		
H	62	H	116 117	H	98	H	221 226		
I	164	I	78 89	I	246	I	126 132		
J	88	J	101 96	J	79	J	155 171		
K	214	K	85 76	K	488	K	92 92		
L	163	L	24 21	L	245	L	55 59		
M	215	M	107 102	M	470	M	270 301		
N	454	N	76 80	N	690	N	181 195		
O	128	O	157 160	O	184	O	270 295		
P	*4	P	227 245	P	*2	P	479 508		
Q	*1	Q	497 475	Q	*1	Q	682 697		
X	4	R	53 56	X	10	R	89 91		
		S	56 57			S	87 97		
		T	5 6			T	*1 *1		
		U	*2 *2			U	*1 2		
		X	*1 5			X	10 23		

フィンランド ³⁾ FIN				ノルウェー ³⁾ NOR				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年				2005			2010	2013
計	2,097	計	2,120 2,127	計	2,110	計	2,308 2,419		
A	35	A	33 33	A	18	A	22 25		
B	*1	B	6 6	B	12	B	45 71		
C	5	C	341 327	C	35	C	229 220		
D	412	D	15 14	D	257	D	18 15		
E	18	E	11 12	E	16	E	13 12		
F	122	F	132 134	F	137	F	152 174		
G	258	G	258 259	G	332	G	328 339		
H	66	H	131 121	H	67	H	126 127		
I	150	I	71 76	I	139	I	65 64		
J	45	J	86 91	J	50	J	87 101		
K	239	K	47 47	K	206	K	51 54		
L	110	L	17 18	L	131	L	20 21		
M	166	M	120 126	M	188	M	117 128		
N	350	N	87 85	N	439	N	87 89		
O	106	O	117 111	O	79	O	150 159		
P	7	P	170 172	P	*1	P	204 215		
Q	*1	Q	362 378	Q	*0	Q	511 517		
X	5	R	43 46	X	*1	R	41 39		
		S	53 52			S	39 41		
		T	8 8			T	2 *1		
		U	*1 *1			U	*0 *0		
		X	11 9			X	*1 7		

ロシア ⁴⁾ RUS				中国 ⁵⁾ CHN				(千人/thousands)
ISIC-rev.3				ISIC-rev.3				
	2005年	2010	2013		2005	2010	2012	
計	62,871	64,998	66,197	計	108,503	122,506	152,364	
A	4,151	3,495	2,886	A	4,074	3,239	3,351	
B	136	106	97	B	68	39	38	
C	1,233	1,417	1,538	C	4,976	5,459	6,310	
D	12,277	10,239	10,232	D	30,965	35,186	42,622	
E	1,954	2,280	2,293	E	2,937	2,989	3,446	
F	4,373	4,786	5,024	F	8,543	11,330	20,103	
G	8,814	9,461	10,072	G	5,083	5,061	7,118	
H	1,253	1,318	1,563	H	1,665	1,910	2,651	
I	5,950	6,115	6,291	I	6,960	7,499	8,903	
J	960	1,299	1,571	J	2,950	3,699	5,278	
K	3,939	4,282	4,627	K	5,442	7,487	8,967	
L	4,815	5,721	5,259	L	12,135	13,648	17,853	
M	6,180	6,541	6,507	M	14,447	15,269	16,534	
N	4,673	5,445	5,575	N	4,914	5,955	7,193	
O	2,132	2,470	2,636	O	1,170	1,238	1,738	
P	26	20	23	P	2,175	2,497	260	
Q	4	1	3	Q	—	—	—	
X	—	—	—	X	—	—	—	

香港 ⁶⁾ HKG				韓国 KOR				(千人/thousands)
ISIC-rev.2		ISIC-rev.4		ISIC-rev.4				
	2005年		2010	2013		2005	2010	2013
計	2,504	計	3,129	3,350	計	15,185	16,971	18,195
1	—	A	—	—	A	160	175	147
2	0	B	—	—	B	16	19	15
3	167	C	117	112	C	3,510	3,440	3,668
4	8	D	—	—	D	69	77	89
5	54	E	—	—	E	47	58	66
6	1,024	F	232	269	F	1,346	1,362	1,337
7	184	G	730	738	G	1,899	2,015	2,141
8	464	H	254	263	H	642	697	749
9	447	I	250	269	I	1,114	1,136	1,194
0	156	J	99	114	J	573	608	639
		K	191	211	K	697	778	834
		L	141	144	L	305	338	334
		M/N	264	302	M	504	752	889
		O	111	111	N	695	971	1,119
		P	174	185	O	791	960	966
		Q	156	180	P	1,285	1,440	1,379
		R	49	52	Q	590	1,077	1,461
		S	83	86	R	218	234	247
		T	—	—	S	575	673	751
		U	—	—	T	127	146	165
		X	278	314	U	24	13	7
					X	—	—	—

4) 15歳から72歳までを対象。2005年は11月調査。2013年はパートタイム労働者を含む。

5) 16歳以上を対象。各年12月の数値。民間企業を除く都市部企業の登録雇用者を対象。分類Gは自動車、オートバイ及び個人・家庭用品修理業を除く。

6) 2005年の分類4, 7, 9は標準分類の産業と異なる。12月の数値。ISIC-rev.2の区分については本表末尾(p.106)を参照。2013年は、直近の主たる仕事を対象。

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

シンガポール ⁷⁾ SGP				マレーシア ⁸⁾ MYS				(千人/thousands)			
ISIC-rev.4				ISIC-rev.3				ISIC-rev.4			
	2006年	2010	2013		2005年		2010	2013		2010	2013
計	1,526	1,678	1,750	計	7,583	計	8,813	9,760			
A/B/ D/E	[21]	[34]	[24]	A	544	A	695	549			
C	285	272	261	B	31	B	54	86			
F	75	83	80	C	35	C	1,761	1,939			
G	242	226	246	D	1,819	D	52	59			
H	125	141	138	E	56	E	58	70			
I	102	107	113	F	693	F	839	965			
J	69	91	83	G	1,054	G	1,226	1,518			
K	91	112	130	H	387	H	424	480			
L	30	25	33	I	435	I	511	599			
M	82	94	119	J	234	J	148	178			
N	72	92	88	K	403	K	275	287			
O/P	208	249	266	L	721	L	46	60			
Q	66	77	89	M	588	M	221	255			
R	[59]	30	33	N	193	N	306	474			
S/T/U	[59]	46	49	O	187	O	775	764			
X	—	—	—	P	203	P	746	788			
				Q	2	Q	246	308			
				X	—	R	76	67			
						S	115	124			
						T	238	187			
						U	4	2			
						X	—	—			

タイ ⁹⁾ THA				インドネシア ¹⁰⁾ IDN				(千人/thousands)			
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.2		ISIC-rev.3					
	2005年		2011	2013		2005		2010	2013		
計	15,749	計	16,576	16,196	計	35,888	計	32,522	41,124		
A	2,416	A	1,973	1,817	1	7,713	A	2,293	2,863		
B	107	B	43	58	2	535	B	371	400		
C	39	C	4,147	4,102	3	8,422	C	582	793		
D	4,327	D	97	104	4	168	D	7,425	9,965		
E	106	E	82	86	5	3,892	E	202	227		
F	1,595	F	1,762	1,741	6	3,854	F	1,929	2,818		
G	1,860	G	2,019	2,092	7	1,878	G	3,776	5,154		
H	628	H	411	417	8	959	H	972	1,303		
I	498	I	814	669	9	8,456	I	1,752	2,153		
J	317	J	139	170	0	12	J	937	1,460		
K	463	K	379	412			K	485	966		
L	1,081	L	71	92			L	3,401	3,655		
M	1,102	M	204	171			M	4,439	4,898		
N	559	N	314	312			N	865	1,120		
O	373	O	1,555	1,610			O	1,493	1,811		
P	241	P	1,271	1,112			P	1,591	1,537		
Q	2	Q	681	623			Q	1	—		
X	35	R	114	127			X	8	—		
		S	244	222							
		T	229	183							
		U	4	4							
		X	21	73							

7) 国籍保有者及び永住権保有者を対象。各年6月の数値。

8) 15歳から64歳迄が対象。2013年は、直近の主たる仕事を対象。

9) 2005, 2013年は第3四半期の数値。

10) 各年8月の値。2005年は賃金俸給者、ブルーカラー及び生産労働者を対象。ISIC-rev.2の区分はp.106を参照。2013年はフルタイム及びパートタイム労働者、直近の主たる仕事を対象。

フィリピン ¹¹⁾ PHL			オーストラリア ^{3) 12)} AUS			(千人/thousands)					
ISIC-rev.3			ISIC-rev.4			ISIC-rev.3			ISIC-rev.4		
	2005年	2010		2013		2005	2010			2013	
計	16,316	19,626	計	22,247	計	8,678	9,889	計		10,255	
A	2,395	2,898	A	3,811	A	172	183	A		176	
B	323	390	B	188	B	10	7	B		264	
C	67	131	C	2,423	C	104	168	C		924	
D	2,277	2,264	D	94	D	1,006	972	D		80	
E	115	143	E	55	E	80	111	E		31	
F	1,566	1,899	F	2,310	F	580	742	F		766	
G	1,912	2,384	G	2,698	G	1,592	1,700	G		1,510	
H	594	759	H	1,484	H	627	697	H		420	
I	1,369	1,476	I	952	I	548	621	I		724	
J	324	376	J	283	J	356	383	J		336	
K	599	941	K	426	K	1,008	1,171	K		389	
L	1,478	1,847	L	111	L	598	693	L		36	
M	970	1,167	M	155	M	689	813	M		574	
N	324	405	N	971	N	948	1,193	N		288	
O	496	618	O	1,965	O	362	433	O		738	
P	1,506	1,926	P	1,210	P	0	4	P		596	
Q	1	2	Q	429	Q	—	—	Q		1,292	
X	—	—	R	305	X	—	—	R		188	
			S	1,847				S		182	
			T	524				T		*4	
			U	4				U		—	
			X	—				X		739	

ニュージーランド ¹³⁾ NZL			ブラジル ¹⁴⁾ BRA			(千人/thousands)		
ISIC-rev.3			ISIC-rev.4			ISIC-rev.3		
	2005年		2010	2013		2005	2011	2013
計	1,702	計	1,827	1,917	計	54,709	63,592	66,375
A	72	A	87	84	A	4,845	4,110	3,999
B	1	B	7	6	B	67	68	61
C	4	C	230	229	C	245	359	346
D	254	D	10	11	D	8,991	9,347	9,566
E	8	E	6	6	E	358	343	358
F	106	F	122	127	F	2,766	4,197	4,799
G	305	G	304	304	G	8,772	10,547	11,098
H	89	H	79	94	H	1,766	2,902	2,806
I	105	I	105	111	I	2,646	3,638	3,905
J	60	J	58	71	J	930	1,154	1,253
K	164	K	58	66	K	3,698	5,366	5,279
L	127	L	14	16	L	4,256	5,077	5,352
M	159	M	100	107	M	4,409	4,835	5,475
N	175	N	64	77	N	2,490	3,133	3,683
O	67	O	113	108	O	1,777	1,809	1,899
P	2	P	182	185	P	6,666	6,653	6,474
Q	—	Q	206	226	Q	7	4	5
X	4	R	33	35	X	17	50	18
		S	41	45				
		T	2	2				
		U	—	—				
		X	5	6				

11) 2010年は、直近の主たる仕事の対象。

12) 直近の主たる仕事の対象。

13) 2013年は、直近の主たる仕事の対象。

14) 各年9月。10歳以上を対象。2011年以降は、直近の主たる仕事の対象。

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

国際標準産業分類(ISIC)

ISIC-rev.2	
1	農業・林業及び漁業
2	鉱業及び採石業
3	製造業
4	電気, ガス, 水供給業
5	建設業
6	卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業
7	運輸・通信業
8	金融・保険業, 不動産業並びに事業サービス業
9	地域社会及び個人サービス業
0	分類不能

※ISIC-rev.3, rev.4については, 第3-1表末尾「国際標準産業分類」(p.98)を参照のこと。

International Standard Industrial Classification of all Economic Activities (ISIC):

ISIC-Rev.2:

1) Agriculture, hunting, forestry and fishing; 2) Mining and quarrying; 3) Manufacturing; 4) Electricity, gas and water; 5) Construction; 6) Wholesale and retail trade and restaurants and hotels; 7) Transport, storage and communication; 8) Financing, insurance, real estate and business services; 9) Community, social and personal services; 0) Activities not adequately defined;

ISIC-Rev.3 and ISIC-Rev.4: See note for Table.3-1 (p.98).

資料出所 アメリカ(2010年以降):BLS“CES Database”(http://www.bls.gov/ces/)2014年11月現在
 カナダ, 韓国:OECD Database(http://www.oecd-ilibrary.org/)“Employment by activities and status”2014年11月現在
 中国:国家統計局(2014.1)「中国労働統計年鑑2013」
 シンガポール(2010年以降):労働省(2014.1) *Labour Force in Singapore 2010, 2013*
 タイ(2005年):国家統計局(2006) *The Labor Force Survey, Q3 2005*
 フィリピン(2013年):雇用労働統計局(2014.10) *2014 Yearbook of Labor Statistics*
 その他:ILOSTAT Database(http://www.ilo.org/ilostat) 2014年11月現在

第3-4表 性別・職業別就業者数

Table 3-4: Total employment by occupation and sex

国際標準職業分類/International Standard Classification of Occupations

ISCO-88		ISCO-08	
1	立法議員, 上級行政官, 管理的職業従事者	1	管理職
2	専門的職業従事者	2	専門職
3	技術者, 準専門的職業従事者	3	技師, 准専門職
4	事務的職業従事者	4	事務補助員
5	サービス職業従事者, 店舗及び市場での販売従事者	5	サービス・販売従事者
6	熟練の農林漁業従事者	6	農林漁業従事者
7	熟練職業及び関連職業従事者	7	技能工及び関連職業の従事者
8	装置・機械操作員及び組立工	8	設備・機械の運転・組立工
9	初級の職業	9	単純作業の従事者
0	軍隊	0	軍人
X	分類不能, 無回答	X	分類不能, 無回答

Classification of "ISCO-88": 1) Legislators, senior officials and managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerks; 5) Service workers and shop and market sales workers; 6) Skilled agricultural and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators and assemblers; 9) Elementary occupations; 0) Armed forces; x) Not elsewhere classified or No response;

Classification of "ISCO-08": 1) Managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerical support workers; 5) Service and sales workers; 6) Skilled agricultural, forestry and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators, and assemblers; 9) Elementary occupations; 0) Armed forces occupations; X) Not elsewhere classified or No response;

日本¹⁾ JPN

(千人/thousands)

ISCO 08	2005年			ISCO 08	2010			ISCO 08	2013		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	63,560	37,230	26,330	計 T	62,980	36,430	26,560	計 T	63,110	36,100	27,010
1	1,890	1,710	190	1	1,620	1,440	180	1	1,430	1,270	160
2/3	9,370	5,060	4,310	2/3	9,610	5,190	4,420	2/3	10,040	5,400	4,640
4	12,470	4,860	7,610	4	12,370	5,010	7,350	4	12,350	5,010	7,340
5/0	16,490	8,810	7,680	5/0	17,680	8,950	8,750	5/0	17,650	8,620	9,030
6	2,790	1,650	1,140	6	2,530	1,550	970	6	2,290	1,450	840
7/8	16,200	12,680	3,520	7	9,250	6,610	2,640	7	9,000	6,400	2,590
9	3,660	2,060	1,600	8	2,230	2,160	80	8	2,240	2,190	50
X	690	400	280	9	7,120	5,210	1,930	9	7,290	5,310	1,980
				X	570	310	240	X	820	450	380

アメリカ²⁾ USA

(千人/thousands)

ISCO 08	2005年			ISCO 08	2010			ISCO 08	2013		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	141,730	75,973	65,757	計 T	139,064	73,359	65,705	計 T	143,929	76,353	67,577
1	20,450	11,761	8,689	1	20,938	11,945	8,993	1	22,794	12,898	9,896
2/3	28,795	12,588	16,207	2/3	30,805	13,125	17,680	2/3	31,917	13,699	18,218
4	19,529	4,829	14,700	4	18,047	4,716	13,331	4	17,802	4,745	13,057
5	39,566	18,244	21,323	5	40,020	18,355	21,665	5	41,373	19,195	22,178
6	976	756	220	6	987	755	231	6	964	755	209
7/8	32,412	27,796	4,617	7/8	28,266	24,462	3,804	7/8	29,078	25,059	4,019
9	—	—	—	9	—	—	—	9	—	—	—

(注) 特に注記しない限り15歳以上を対象。資料出所は本表末尾 (p.114)を参照。

1) 2010年以降の分類7は生産工程従事者, 分類8は輸送・機械運転従事者, 分類9は建設・採掘従事者及び運搬・清掃・包装等従事者を指す。

2) 分類9は, 6及び7/8に含まれる。軍人及び徴集兵を除く16歳以上を対象。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

カナダ CAN								(千人/thousands)			
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 88	2013		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	16,170	8,595	7,575	計 T	17,041	8,912	8,130	計 T	17,731	9,296	8,435
1	1,482	950	532	1	1,553	983	570	1	1,491	958	533
2	2,737	1,289	1,448	2	3,166	1,507	1,659	2	3,370	1,583	1,786
3	2,395	979	1,416	3	2,799	1,094	1,705	3	2,971	1,128	1,843
4	2,228	501	1,727	4	2,218	514	1,704	4	2,224	548	1,676
5	2,285	840	1,445	5	2,524	926	1,598	5	2,651	990	1,660
6	392	298	94	6	350	266	83	6	357	273	84
7	1,664	1,516	148	7	1,712	1,569	143	7	1,763	1,618	145
8	1,612	1,304	309	8	1,425	1,187	238	8	1,499	1,258	241
9	1,347	899	448	9	1,294	866	428	9	1,405	939	467
0	6	4	2	0	—	—	—	0	—	—	—

イギリス ^{3) 4)} GBR								(千人/thousands)			
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2013		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	28,666	15,474	13,192	計 T	28,942	15,491	13,451	計 T	29,821	15,963	13,858
1	4,211	2,767	1,443	1	4,415	2,841	1,574	1	3,197	2,115	1,081
2	3,910	2,215	1,695	2	4,399	2,416	1,983	2	7,277	3,790	3,488
3	3,583	1,737	1,847	3	3,739	1,751	1,987	3	3,756	1,813	1,943
4	4,017	851	3,166	4	3,642	875	2,766	4	2,921	931	1,990
5	4,774	1,312	3,462	5	5,086	1,465	3,621	5	5,589	1,783	3,806
6	309	277	31	6	349	304	45	6	334	291	43
7	2,742	2,644	98	7	2,466	2,375	91	7	2,506	2,360	145
8	1,940	1,668	272	8	1,709	1,499	210	8	1,452	1,287	165
9	3,025	1,880	1,145	9	2,944	1,814	1,131	9	2,623	1,469	1,155
0	89	83	* 7	0	91	87	—	0	84	79	* 5
X	67	41	26	X	104	64	40	X	82	46	37

ドイツ DEU								(千人/thousands)			
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2013		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	36,362	19,964	16,398	計 T	38,738	20,892	17,846	計 T	40,450	21,722	18,728
1	1,976	1,419	557	1	2,244	1,573	671	1	1,771	1,260	511
2	5,269	3,211	2,058	2	5,892	3,486	2,407	2	6,754	3,791	2,963
3	7,811	3,283	4,528	3	8,467	3,428	5,038	3	8,817	3,876	4,941
4	4,493	1,467	3,026	4	4,601	1,506	3,095	4	5,360	1,844	3,516
5	4,378	1,107	3,272	5	4,820	1,211	3,609	5	5,814	2,130	3,684
6	684	469	215	6	681	476	205	6	591	477	115
7	5,562	5,031	531	7	5,560	5,041	520	7	5,297	4,732	565
8	2,599	2,186	413	8	2,597	2,224	373	8	2,461	2,102	358
9	2,855	1,284	1,571	9	3,191	1,505	1,686	9	3,349	1,310	2,038
0	221	212	9	0	180	169	11	0	196	176	19
X	514	296	219	X	506	274	232	X	42	25	18

3) *印は、統計上信頼度の低い数値（以下この表において同じ）。

4) 16歳以上を対象。

フランス³⁾ FRA

				(千人/thousands)			
ISCO	2005年			ISCO	2010		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F
計 T	24,952	13,339	11,613	計 T	25,690	13,495	12,195
1	2,012	1,256	756	1	2,265	1,392	873
2	3,338	1,870	1,468	2	3,660	2,034	1,626
3	4,409	2,164	2,246	3	4,848	2,300	2,548
4	3,088	754	2,334	4	2,950	768	2,181
5	3,139	848	2,292	5	3,347	903	2,445
6	982	722	259	6	917	697	220
7	2,956	2,709	247	7	2,798	2,562	236
8	2,302	1,823	479	8	2,139	1,748	391
9	2,352	868	1,484	9	2,472	838	1,634
0	325	292	33	0	278	244	34
X	48	34	* 14	X	18	* 9	* 9

イタリア ITA

				(千人/thousands)			
ISCO	2005年			ISCO	2010		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F
計 T	22,563	13,738	8,825	計 T	22,872	13,634	9,238
1	2,005	1,356	649	1	1,779	1,196	584
2	2,224	1,220	1,005	2	2,279	1,235	1,044
3	4,425	2,353	2,072	3	4,594	2,378	2,216
4	2,698	1,068	1,630	4	2,886	1,148	1,739
5	2,357	987	1,370	5	2,596	1,075	1,521
6	545	407	138	6	529	410	119
7	3,757	3,256	501	7	3,692	3,268	424
8	2,093	1,683	410	8	1,831	1,518	313
9	2,203	1,155	1,048	9	2,427	1,154	1,273
0	256	253	3	0	261	254	7

オランダ³⁾ NLD

				(千人/thousands)			
ISCO	2005年			ISCO	2010		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F
計 T	8,111	4,483	3,628	計 T	8,370	4,526	3,844
1	783	583	200	1	914	653	262
2	1,534	823	711	2	1,666	885	782
3	1,477	718	760	3	1,498	690	807
4	1,030	324	707	4	964	292	672
5	1,108	341	768	5	1,185	357	828
6	122	90	32	6	126	93	33
7	744	707	37	7	687	654	32
8	478	428	51	8	449	402	48
9	733	394	339	9	719	390	329
0	37	34	3	0	32	28	3
X	63	42	21	X	130	81	48

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

デンマーク ^{3) 5)} DNK								(千人/thousands)			
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2013		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	2,752	1,470	1,283	計 T	2,706	1,415	1,292	計 T	2,688	1,410	1,278
1	201	152	49	1	128	99	29	1	51	37	14
2	429	244	185	2	463	256	206	2	713	320	393
3	578	231	347	3	636	274	362	3	459	247	212
4	271	73	198	4	258	73	185	4	195	57	139
5	414	103	311	5	479	134	344	5	541	197	345
6	67	54	13	6	57	48	10	6	59	49	9
7	298	283	15	7	245	234	12	7	238	225	13
8	179	142	37	8	143	120	23	8	147	122	25
9	302	172	129	9	286	167	120	9	272	144	128
0	14	14	—	0	11	10	—	0	10	10	—
X	—	—	—	X	—	—	—	X	*3	—	—

スウェーデン ^{3) 5)} SWE								(千人/thousands)			
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2013		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	4,347	2,281	2,066	計 T	4,524	2,394	2,130	計 T	4,705	2,468	2,237
1	210	147	63	1	245	168	77	1	270	174	96
2	845	420	425	2	888	440	448	2	1,203	517	686
3	861	413	448	3	962	462	500	3	810	446	364
4	396	113	283	4	362	117	244	4	280	88	192
5	807	204	603	5	842	225	618	5	954	301	653
6	97	75	22	6	92	70	23	6	82	60	22
7	421	399	22	7	438	413	25	7	466	438	29
8	434	369	65	8	411	349	63	8	360	304	56
9	261	127	134	9	269	138	131	9	240	109	130
0	11	11	—	0	10	10	—	0	15	14	*1
X	4	* 3	—	X	5	3	* 2	X	26	17	9

フィンランド ^{3) 5)} FIN								(千人/thousands)			
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2013		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	2,401	1,243	1,158	計 T	2,448	1,259	1,188	計 T	2,457	1,261	1,195
1	236	166	70	1	256	178	78	1	69	49	20
2	407	203	204	2	473	239	233	2	575	303	273
3	405	166	239	3	405	160	245	3	454	195	259
4	164	33	131	4	157	37	119	4	162	37	125
5	383	80	304	5	389	76	313	5	476	130	346
6	109	73	36	6	103	65	38	6	87	61	26
7	289	262	27	7	268	244	24	7	276	255	21
8	203	168	34	8	190	160	30	8	188	160	28
9	194	83	110	9	191	86	104	9	156	62	94
0	9	9	—	0	10	9	—	0	8	8	—
X	—	—	—	X	8	4	* 4	X	6	3	* 3

5) 15～74歳を対象。

ノルウェー ^{3) 6)} NOR			(千人/thousands)								
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2013		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	2,283	1,204	1,078	計 T	2,501	1,315	1,186	計 T	2,602	1,371	1,231
1	151	105	46	1	147	97	51	1	174	117	57
2	269	150	119	2	352	192	160	2	614	280	334
3	556	260	297	3	621	283	338	3	431	257	174
4	165	57	107	4	170	64	107	4	166	65	101
5	539	156	383	5	605	189	416	5	544	159	385
6	65	51	14	6	56	45	11	6	52	43	9
7	248	235	13	7	252	241	10	7	250	237	13
8	170	144	26	8	177	154	23	8	171	148	23
9	111	38	73	9	111	43	68	9	93	36	58
0	9	8	—	0	6	6	—	0	27	19	8
X	* 1	—	—	X	4	3	* 2	X	79	11	68

ロシア ⁷⁾ RUS			(千人/thousands)								
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 88	2013		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	68,169	34,549	33,620	計 T	69,804	35,500	34,304	計 T	71,391	36,478	34,913
1	4,750	2,898	1,853	1	5,586	3,423	2,163	1	6,174	3,804	2,370
2	11,519	4,401	7,118	2	13,119	4,998	8,121	2	14,233	5,524	8,709
3	9,673	3,084	6,589	3	10,725	3,493	7,232	3	10,719	3,481	7,238
4	2,110	205	1,905	4	2,040	210	1,829	4	2,054	246	1,807
5	9,504	2,810	6,693	5	10,019	2,982	7,037	5	10,361	3,116	7,244
6	3,309	1,544	1,765	6	2,512	1,275	1,237	6	2,478	1,179	1,299
7	10,901	8,265	2,637	7	9,621	7,651	1,970	7	9,386	7,574	1,813
8	8,739	7,604	1,135	8	8,672	7,735	937	8	8,853	7,907	946
9	7,660	3,736	3,924	9	7,511	3,733	3,779	9	7,134	3,647	3,487

香港 HKG			(千人/thousands)								
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2013		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	3,337	1,823	1,514	計 T	3,474	1,834	1,641	計 T	3,728	1,917	1,811
1	312	228	85	1	347	241	107	1	377	259	117
2	229	152	77	2	232	146	86	2	270	168	101
3	618	355	263	3	679	377	302	3	745	405	340
4	545	144	400	4	557	153	404	4	514	138	376
5	525	256	269	5	547	258	289	5	631	270	361
6	8	5	3	6	3	3	1	6	4	2	1
7	266	256	10	7	244	236	8	7	259	247	12
8	225	201	24	8	196	185	11	8	182	177	6
9	609	225	384	9	670	236	434	9	748	251	497

6) 2005年は16～74歳を対象，2010年以降は15～74歳を対象。

7) 15～72歳を対象。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

韓国 ⁸⁾ KOR				(千人/thousands)			
ISCO 88	2005年			ISCO 08	2010		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	22,856	13,330	9,526	計 T	23,829	13,915	9,914
1	574	529	45	1	562	509	53
2	1,839	979	860	2/3	4,571	2,542	2,030
3	2,363	1,599	764	4	3,739	1,971	1,768
4	3,269	1,615	1,654	5	5,367	2,213	3,155
5	5,625	2,107	3,518	6	1,441	853	588
6	1,708	943	765	7	2,238	1,913	325
7	2,436	2,048	388	8	2,695	2,366	329
8	2,563	2,214	349	9	3,215	1,548	1,667
9	2,479	1,297	1,183				

シンガポール ⁹⁾ SGP				(千人/thousands)			
ISCO 88	2006年			ISCO 08	2010		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	1,797	1,037	760	計 T	1,963	1,107	856
1	269	186	83	1	335	220	115
2	256	155	102	2	313	184	129
3	320	170	150	3	373	195	178
4	252	56	196	4	241	51	190
5	216	111	105	5	246	119	127
6	1	1	0	6/X	69	67	2
7	95	86	9	7	87	78	9
8	173	134	40	8	154	126	28
9	149	74	75	9	146	67	79
0/X	66	65	1				

マレーシア ¹⁰⁾ MYS				(千人/thousands)			
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	10,045	6,471	3,575	計 T	11,777	7,549	4,228
1	777	579	198	1	861	647	214
2	555	316	239	2	717	381	336
3	1,267	784	483	3	1,664	1,013	651
4	992	314	678	4	1,139	343	796
5	1,484	833	651	5	1,951	1,105	846
6	1,269	936	332	6	1,421	1,080	341
7	1,146	985	160	7	1,242	1,072	170
8	1,428	1,023	404	8	1,385	1,035	349
9	1,128	699	429	9	1,398	874	524

8) 軍人及び徴集兵を除く。

9) 6月調査の数値。国籍保有者及び永住権保有者を対象。2007年以前と2008年以降で統計手法が異なる。

10) 15～64歳を対象。

タイ ¹¹⁾ THA				(千人/thousands)							
ISCO 88	2005年			ISCO 08	2011			ISCO 08	2013		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	36,302	19,470	16,832	計 T	39,317	21,149	18,169	計 T	39,112	21,349	17,763
1	2,382	1,695	687	1	969	731	238	1	1,887	1,159	728
2	1,472	626	847	2	1,863	766	1,097	2	1,942	783	1,160
3	1,466	715	751	3	1,286	573	713	3	1,621	770	851
4	1,351	469	883	4	1,319	406	914	4	1,158	372	787
5	4,868	1,696	3,172	5	7,503	3,117	4,387	5	6,432	2,581	3,851
6	13,893	7,627	6,266	6	15,207	8,465	6,741	6	15,431	8,826	6,605
7	3,772	2,516	1,257	7	4,354	3,212	1,143	7	4,036	2,946	1,091
8	2,911	2,019	892	8	2,959	2,040	918	8	3,005	2,037	968
9	4,147	2,090	2,058	9	3,820	1,815	2,005	9	3,439	1,795	1,644
X	40	19	21	X	36	24	13	X	161	82	79

フィリピン ¹²⁾ PHL				(千人/thousands)							
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 88	2013		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	32,313	19,910	12,403	計 T	36,035	21,921	14,114	計 T	38,118	23,150	14,968
1	3,784	1,613	2,171	1	4,979	2,354	2,625	1	6,173	3,264	2,909
2	1,395	443	953	2	1,686	531	1,155	2	1,874	609	1,265
3	858	413	445	3	954	458	496	3	996	500	496
4	1,454	508	946	4	2,003	753	1,250	4	2,248	855	1,393
5	3,005	1,499	1,507	5	3,838	1,891	1,947	5	4,694	2,307	2,387
6	6,161	5,293	868	6	5,747	4,904	843	6	4,994	4,215	779
7	2,887	2,148	740	7	2,792	2,213	579	7	2,600	2,154	446
8	2,446	2,228	219	8	2,259	2,040	219	8	2,027	1,755	272
9	10,176	5,637	4,539	9	11,622	6,652	4,970	9	12,403	7,398	5,005
0	—	—	—	0	90	87	3	0/X	108	93	15
X	146	128	18	X	65	38	27				

オーストラリア ¹³⁾ AUS				(千人/thousands)							
ISCO 08	2005年			ISCO 08	2010			ISCO 08	2013		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	9,853	5,425	4,428	計 T	10,991	6,004	4,987	計 T	11,440	6,201	5,239
1	932	605	327	1	1,203	787	416	1	1,230	786	444
2	1,711	835	877	2	2,184	1,024	1,160	2	2,334	1,090	1,244
3	937	454	482	3	1,388	641	747	3	1,443	664	778
4	720	186	534	4	1,157	269	888	4	1,176	280	895
5	1,378	409	969	5	1,716	539	1,178	5	1,868	581	1,287
6	274	209	65	6	290	227	64	6	254	208	46
7	1,069	1,014	55	7	1,253	1,193	60	7	1,245	1,189	56
8	615	500	116	8	721	615	107	8	755	654	101
9	761	507	254	9	926	609	317	9	933	613	319
X	1,456	707	749	X	153	102	52	X	205	136	68

11) 2005年及び2013年は第3四半期, 2011年は年平均の数値。

12) 2005年は軍人及び徴集兵を除く。

13) 軍人及び徴集兵を除く。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

ニュージーランド ⁽¹⁴⁾ NZL						(千人/thousands)					
ISCO 88	2005年			ISCO 08	2010			ISCO 08	2013		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	2,085	1,120	965	計 T	2,180	1,161	1,019	計 T	2,262	1,203	1,060
1	255	162	93	1	360	244	116	1	388	252	136
2	319	148	171	2	494	227	267	2	531	232	299
3	246	116	130	3	282	229	53	3	289	236	53
4	257	52	205	4	269	54	215	4	269	67	203
5	324	103	222	5	393	140	253	5	406	146	261
6	153	106	47	6	—	—	—	6	—	—	—
7	202	190	11	7/8	121	105	16	7/8	131	116	15
8	195	160	35	9	252	158	94	9	242	151	91
9	131	82	49	X	10	5	5	X	7	4	3
0	4	2	2								

ブラジル ⁽¹⁵⁾ BRA						(千人/thousands)					
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2011			ISCO 88	2013		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	87,189	50,494	36,696	計 T	93,493	54,078	39,415	計 T	96,659	55,548	41,111
1	4,459	2,879	1,580	1	4,159	2,645	1,515	1	4,929	3,081	1,848
2	5,201	2,116	3,085	2	7,750	2,973	4,777	2	8,670	3,239	5,432
3	6,447	3,390	3,057	3	6,547	3,588	2,959	3	6,738	3,696	3,042
4	6,848	2,843	4,005	4	7,709	3,080	4,629	4	9,248	3,423	5,825
5	12,326	5,375	6,952	5	16,746	6,878	9,868	5	15,971	6,353	9,619
6	17,397	11,560	5,837	6	14,205	9,817	4,388	6	13,452	9,310	4,142
7	10,302	8,911	1,391	7	11,652	10,561	1,091	7	11,986	10,964	1,022
8	8,076	5,909	2,167	8	8,731	6,735	1,995	8	9,589	7,440	2,149
9	15,474	6,897	8,578	9	15,224	7,097	8,126	9	15,177	7,222	7,955
0	631	600	31	0	715	670	44	0	865	800	65
X	25	12	13	X	58	33	25	X	33	19	14

14) 2010年以降は独自基準による職業分類 (ANZSCO 1.2) であり、厳密にはISCO-88区分とは異なる。

15) 10歳以上を対象。各年9月の数値。

資料出所 日本:総務省統計局(2014.1)「労働力調査(長期時系列)」

アメリカ:連邦労働統計局(BLS) *LFS from the Current Population Survey*

欧州:Eurostat Database (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>) 2014年11月現在

韓国(2013年値):韓国統計庁データベース (<http://kosis.kr/eng/>) 2014年11月現在

シンガポール(2010、2013年値):Ministry of Manpower(2014.1) *Labour Force Survey*

フィリピン(2013年値):労働雇用統計局(2014.10) *2014 Gender Statistics on Labor and Employment*

ニュージーランド(2010、2013年値):NZ統計局(2014.2) *Household Labour Force Survey*

その他:ILOSTAT Database (<http://www.ilo.org/ilostat>) 2014年11月現在

第3-5表 就業者の職業別構成比（2013年）

Table 3-5: Occupational composition of employment, 2013

ISCO-08分類		1 管理職	2 専門職	3 技師、 准専門 職	4 事務 補助員	5 サービ ス・販 売従 事者	6 農林 漁業 従事者	7 技能工 及び 関連 職業の 従事者	8 設備・ 機械の 運転・ 組立工	9 単純 作業の 従事者
日本	JPN	2.3	15.9		19.6	28.0	3.6	14.3	3.5	11.6
アメリカ	USA	15.8	22.2		12.4	28.7	0.7	20.2		—
カナダ ¹⁾	CAN	8.4	19.0	16.8	12.5	14.9	2.0	9.9	8.5	7.9
イギリス	GBR	10.7	24.4	12.6	9.8	18.7	1.1	8.4	4.9	8.8
ドイツ	DEU	4.4	16.7	21.8	13.2	14.4	1.5	13.1	6.1	8.3
フランス	FRA	6.9	17.1	20.4	9.1	16.5	3.3	8.7	7.1	9.9
イタリア	ITA	3.7	14.0	17.4	12.1	17.0	2.4	14.3	7.0	11.0
オランダ	NLD	6.8	23.8	15.8	9.7	19.0	1.9	8.2	4.0	8.9
デンマーク	DNK	1.9	26.5	17.1	7.3	20.1	2.2	8.9	5.5	10.1
スウェーデン	SWE	5.7	25.6	17.2	5.9	20.3	1.7	9.9	7.6	5.1
フィンランド	FIN	2.8	23.4	18.5	6.6	19.4	3.6	11.2	7.7	6.3
ノルウェー	NOR	6.7	23.6	16.6	6.4	20.9	2.0	9.6	6.6	3.6
ロシア ¹⁾	RUS	8.6	19.9	15.0	2.9	14.5	3.5	13.1	12.4	10.0
香港	HKG	10.1	7.2	20.0	13.8	16.9	0.1	6.9	4.9	20.1
韓国	KOR	1.6	19.8		16.8	22.4	5.7	8.9	12.0	12.9
シンガポール	SGP	17.0	14.1	21.6	13.0	12.5	3.3	4.0	7.2	7.3
マレーシア	MYS	5.3	9.7	9.8	9.0	21.7	8.8	11.0	12.2	12.6
タイ	THA	4.8	5.0	4.1	3.0	16.4	39.5	10.3	7.7	8.8
フィリピン ¹⁾	PHL	16.2	4.9	2.6	5.9	12.3	13.1	6.8	5.3	32.5
オーストラリア	AUS	10.7	20.4	12.6	10.3	16.3	2.2	10.9	6.6	8.2
ニュージーランド ²⁾	NZL	17.1	23.5	12.8	11.9	18.0	—	5.8		10.7
ブラジル ¹⁾	BRA	5.1	9.0	7.0	9.6	16.5	13.9	12.4	9.9	15.7

Classification of "ISCO-08": 1) Managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerical support workers; 5) Service and sales workers; 6) Skilled agricultural, forestry and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators, and assemblers; 9) Elementary occupations; 0) Armed forces occupations; X) Not elsewhere classified;

(注) 資料出所及び各国の注は第3-4表(p.107～114)に準ずる。分類0(軍人)及び分類X(分類不能)を除くため、1～9を合算しても100(就業者計)にはならない。

1) ISCO-88による職業分類。項目名は第3-4表(p.107)を参照。

2) 独自基準による職業分類(ANZSCO 1.2)であり、厳密には国際標準職業分類とは異なる。

3 就業構造

第3-6表 従業上の地位別就業者数

Table 3-6: Employment by professional status

(千人/thousands)

		雇用者 Employees			自営業主 Employers and persons working on own account			無賃家族従業者 Unpaid family workers		
		2000年	2010	2013	2000	2010	2013	2000	2010	2013
日本	JPN	53,560	54,630	55,530	7,310	5,790	5,540	3,400	1,890	1,740
アメリカ	USA	126,535	129,267	134,420	10,013	9,681	9,408	141	117	101
カナダ	CAN	13,194	15,469	16,183	1,525	1,555	1,527	42	17	22
イギリス	GBR	23,588	24,770	25,143	3,218	3,895	4,162	252	88	109
ドイツ	DEU	32,266	34,070	35,738	3,650	4,258	4,337	320	220	192
フランス ¹⁾	FRA	22,349	23,566	23,693	2,281	2,422	2,537	—	—	—
イタリア	ITA	14,926	16,849	16,637	5,110	5,393	5,223	838	369	320
オランダ	NLD	6,959	7,113	7,018	813	1,204	1,304	69	53	43
デンマーク	DNK	2,468	2,460	2,446	222	239	237	26	8	5
スウェーデン	SWE	3,731	4,028	4,206	415	484	488	13	11	10
フィンランド	FIN	2,007	2,110	2,118	304	314	318	15	14	11
ノルウェー	NOR	2,076	2,300	2,408	158	188	176	8	5	5
ロシア	RUS	58,512	65,158	66,197	6,474	4,479	4,930	85	297	265
韓国	KOR	13,360	16,971	18,195	5,864	5,592	5,651	1,931	1,266	1,221
オーストラリア	AUS	7,395	9,693	10,255	1,134	1,269	1,159	70	29	26
ニュージーランド	NZL	1,425	1,827	1,917	355	327	317	15	24	26
メキシコ	MEX	24,062	30,438	33,033	10,568	13,101	13,466	2,960	3,059	2,797
(就業者に対する割合/% of total employment)								(%)		
日本	JPN	83.1	87.3	88.0	11.3	9.3	8.8	5.3	3.0	2.8
アメリカ	USA	92.4	93.0	93.4	7.3	7.0	6.5	0.1	0.1	0.1
カナダ	CAN	89.4	90.8	91.3	10.3	9.1	8.6	0.3	0.1	0.1
イギリス	GBR	87.2	86.2	85.0	11.9	13.5	14.1	0.9	0.3	0.4
ドイツ	DEU	89.0	88.4	88.8	10.1	11.0	10.8	0.9	0.6	0.5
フランス ¹⁾	FRA	90.7	90.7	90.3	9.3	9.3	9.7	—	—	—
イタリア	ITA	71.5	74.5	75.0	24.5	23.9	23.5	4.0	1.6	1.4
オランダ	NLD	88.5	85.0	83.9	10.3	14.4	15.6	0.9	0.6	0.5
デンマーク	DNK	90.8	90.9	91.0	8.2	8.8	8.8	0.9	0.3	0.2
スウェーデン	SWE	89.7	89.0	89.4	10.0	10.7	10.4	0.3	0.3	0.2
フィンランド	FIN	86.3	86.5	86.5	13.1	12.9	13.0	0.6	0.6	0.4
ノルウェー	NOR	92.4	92.2	92.7	7.0	7.5	6.8	0.4	0.2	0.2
ロシア	RUS	89.9	93.2	92.7	9.9	6.4	6.9	0.1	0.4	0.4
韓国	KOR	63.1	71.2	72.6	27.7	23.5	22.5	9.1	5.3	4.9
オーストラリア	AUS	86.0	88.2	89.6	13.2	11.5	10.1	0.8	0.3	0.2
ニュージーランド	NZL	79.2	83.8	84.7	19.7	15.0	14.0	0.8	1.1	1.1
メキシコ	MEX	64.0	65.3	67.0	28.1	28.1	27.3	7.9	6.6	5.7

資料出所 OECD database(<http://stats.oecd.org>) “Employment by activities and status” 2014年12月現在

(注) 軍人を除く。

1) 2013年の欄は2012年の数値。無賃家族従業者は自営業主に含まれる。

第3-7表 就業者に占める短時間労働者¹⁾の割合

Table 3-7: Part-time employment as a proportion of total employment

(男女計/Total)		(%)							
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ²⁾³⁾	JPN	17.7	18.3	19.6	20.3	20.2	20.6	20.5	21.9
アメリカ ⁴⁾	USA	12.6	12.8	12.8	14.1	13.5	12.6	13.4	12.3
カナダ	CAN	18.1	18.4	18.5	19.3	19.4	19.1	18.8	18.9
イギリス ⁵⁾	GBR	23.0	23.0	23.0	23.9	24.6	24.6	24.9	24.5
ドイツ ⁵⁾	DEU	17.6	21.5	21.8	21.9	21.7	22.1	22.1	22.4
フランス ⁵⁾	FRA	14.2	13.2	12.9	13.3	13.6	13.6	13.7	14.0
イタリア ⁵⁾	ITA	12.2	14.6	15.9	15.8	16.3	16.7	17.8	18.5
オランダ ⁵⁾	NLD	32.1	35.6	36.1	36.7	37.1	37.2	37.8	38.7
デンマーク ⁵⁾	DNK	16.1	17.3	17.8	18.8	19.2	19.2	19.4	19.2
スウェーデン ⁵⁾	SWE	14.0	13.5	14.4	14.6	14.5	14.3	14.3	14.3
フィンランド	FIN	10.4	11.2	11.5	12.2	12.5	12.7	13.0	13.0
ノルウェー	NOR	20.2	20.8	20.3	20.4	20.1	20.0	19.8	19.5
ロシア	RUS	7.4	5.6	5.0	4.7	4.3	4.1	4.1	4.3
韓国 ³⁾	KOR	7.0	9.0	9.3	9.9	10.7	13.5	10.2	11.1
オーストラリア ⁵⁾	AUS	—	24.0	23.8	24.6	24.8	24.7	24.5	24.8
ニュージーランド	NZL	22.2	21.6	22.2	22.5	21.9	22.0	22.2	21.4
メキシコ	MEX	13.5	16.8	17.6	17.9	18.9	18.2	19.4	19.0

(男性/Male)		(%)							
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ²⁾³⁾	JPN	8.6	8.8	9.9	10.5	10.4	10.3	10.3	11.3
アメリカ ⁴⁾	USA	7.7	7.8	8.0	9.2	8.8	8.4	8.7	8.2
カナダ	CAN	10.4	10.9	11.4	12.0	12.1	12.2	11.8	12.0
イギリス ⁵⁾	GBR	8.6	9.6	10.3	10.9	11.6	11.7	12.2	12.0
ドイツ ⁵⁾	DEU	4.8	7.3	7.9	7.9	7.9	8.5	8.7	9.1
フランス ⁵⁾	FRA	5.5	5.0	4.9	5.1	5.7	5.9	5.9	6.2
イタリア ⁵⁾	ITA	5.7	5.3	6.1	5.9	6.3	6.6	7.5	8.2
オランダ ⁵⁾	NLD	13.4	15.3	16.2	17.0	17.2	17.1	18.0	19.3
デンマーク ⁵⁾	DNK	9.3	11.7	13.0	13.6	13.5	13.8	14.4	14.2
スウェーデン ⁵⁾	SWE	7.3	8.5	9.6	10.0	10.1	10.1	10.3	10.6
フィンランド	FIN	7.1	7.9	8.2	8.7	9.2	9.6	9.7	9.6
ノルウェー	NOR	8.7	10.0	10.9	11.3	11.4	11.0	11.5	11.3
ロシア	RUS	4.9	3.9	3.5	3.3	3.0	2.8	2.9	2.9
韓国 ³⁾	KOR	5.1	6.5	6.5	6.9	7.2	10.0	6.8	7.5
オーストラリア ⁵⁾	AUS	—	12.0	12.3	13.2	13.5	13.2	13.1	13.6
ニュージーランド	NZL	10.9	10.0	11.3	11.9	11.5	11.2	11.0	11.0
メキシコ	MEX	7.1	10.4	11.5	12.0	12.8	12.5	13.6	13.1

3 就業構造

第3-7表 就業者に占める短時間労働者¹⁾の割合（続き）

Table 3-7: Part-time employment as a proportion of total employment (cont.)

(女性/Female)		(%)							
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ²⁾³⁾	JPN	30.9	31.7	33.2	33.8	33.9	34.8	34.5	36.2
アメリカ ⁴⁾	USA	18.0	18.3	17.8	19.2	18.4	17.1	18.3	16.7
カナダ ⁵⁾	CAN	27.2	26.9	26.6	27.1	27.4	26.8	26.6	26.5
イギリス ⁶⁾	GBR	40.8	38.5	37.8	38.8	39.4	39.3	39.4	38.7
ドイツ ⁶⁾	DEU	33.9	38.8	38.5	38.3	37.9	38.0	37.8	37.9
フランス ⁶⁾	FRA	24.9	22.6	21.9	22.5	22.4	22.1	22.4	22.5
イタリア ⁶⁾	ITA	23.4	28.8	30.6	30.5	31.1	31.3	32.3	32.8
オランダ ⁶⁾	NLD	57.2	60.7	59.8	59.9	60.6	60.5	60.7	61.1
デンマーク ⁶⁾	DNK	24.0	23.9	23.3	24.5	25.4	25.2	24.9	24.7
スウェーデン ⁵⁾	SWE	21.4	19.0	19.6	19.8	19.4	19.0	18.6	18.4
フィンランド ⁷⁾	FIN	13.9	14.8	15.1	15.9	16.0	16.0	16.5	16.7
ノルウェー ⁸⁾	NOR	33.4	32.9	30.8	30.4	29.8	30.0	29.1	28.8
ロシア	RUS	10.0	7.4	6.5	6.2	5.6	5.4	5.4	5.8
韓国 ³⁾	KOR	9.8	12.5	13.2	14.2	15.5	18.5	15.0	16.2
オーストラリア ⁹⁾	AUS	—	38.7	37.7	38.2	38.6	38.4	38.2	38.1
ニュージーランド ¹⁰⁾	NZL	35.7	35.1	34.6	34.5	33.8	34.3	34.9	33.4
メキシコ ⁵⁾	MEX	25.6	27.9	27.6	27.8	28.8	27.7	28.7	28.4

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics” 2014年8月現在

(注) 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。

2) 2000年欄は2002年の数値。

3) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。

4) 賃金・給与労働者のみを対象。通常の労働時間。

5) 主たる仕事の通常の労働時間。

6) 通常の労働時間（所定外労働時間、残業時間を含む）。

7) 主たる仕事の通常の労働時間（通常の残業時間を含む）。

8) 通常の労働時間（所定の、もしくは契約で定められた時間）のみ。所定外労働時間、残業時間は含まず。

9) 通常の労働時間（直前3か月間の労働時間パターンを参照したもの。残業時間が直前3か月間の労働時間パターンに常時含まれていた場合はこれも含む）。

10) 通常の労働時間（労働が発生した全ての時間）。

第3-8表 短時間労働者に占める女性の割合¹⁾

Table 3-8: Women's share in part-time employment

		(%)							
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ²⁾³⁾	JPN	71.3	71.8	70.4	69.9	70.3	71.0	70.8	70.3
アメリカ ⁴⁾	USA	68.1	68.4	67.5	66.5	66.9	65.6	66.4	65.5
カナダ ⁵⁾	CAN	69.1	68.4	67.7	67.4	67.3	66.6	67.0	66.6
イギリス ⁶⁾	GBR	79.4	77.6	76.1	75.8	74.9	74.7	73.8	73.8
ドイツ ⁶⁾	DEU	84.5	81.4	80.3	80.4	80.5	79.2	78.7	78.2
フランス ⁶⁾	FRA	78.8	79.5	79.8	79.9	78.1	77.3	77.5	76.9
イタリア ⁶⁾	ITA	70.5	78.2	77.0	77.6	76.9	76.6	75.1	74.0
オランダ ⁶⁾	NLD	76.2	76.3	75.6	75.0	75.0	75.3	74.4	73.2
デンマーク ⁶⁾	DNK	69.4	64.0	61.3	62.0	63.2	62.1	60.9	61.1
スウェーデン ⁵⁾	SWE	72.9	67.1	64.6	64.2	63.0	62.7	62.0	61.2
フィンランド ⁷⁾	FIN	63.8	63.6	63.0	63.6	62.2	61.0	61.7	62.2
ノルウェー ⁸⁾	NOR	77.0	74.6	71.7	70.8	70.3	71.1	69.4	69.4
ロシア	RUS	66.0	65.3	64.5	65.2	64.3	65.4	64.5	65.5
韓国 ³⁾	KOR	57.7	57.9	59.0	59.3	60.3	56.6	61.0	60.5
オーストラリア ⁹⁾	AUS	—	72.4	71.7	70.8	70.4	70.8	71.1	70.3
ニュージーランド ¹⁰⁾	NZL	73.2	75.2	72.8	71.9	72.0	73.0	73.7	72.7
メキシコ ⁵⁾	MEX	65.1	61.0	59.2	58.2	57.7	57.1	56.8	57.6

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics” 2014年8月現在

(注) 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。

2) 2000年欄は2002年の数値。

3) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。

4) 賃金・給与労働者のみを対象。通常の労働時間。

5) 主たる仕事の通常の労働時間。

6) 通常の労働時間(所定外労働時間、残業時間を含む)。

7) 主たる仕事の通常の労働時間(通常の残業時間を含む)。

8) 通常の労働時間(所定の、もしくは契約で定められた時間)のみ。所定外労働時間、残業時間は含まず。

9) 通常の労働時間(直前3か月間の労働時間パターンを参照したもの。残業時間が直前3か月間の労働時間パターンに常時含まれていた場合はこれも含む)。

10) 通常の労働時間(労働が発生した全ての時間)。

3 就業構造

第3-9表 テンポラリー労働者の割合

Table 3-9: Temporary employment as a proportion of total employment

		(%)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ¹⁾	JPN	12.4	14.0	13.9	13.6	13.7	13.8	13.7	13.7	8.4
アメリカ ²⁾	USA	4.0	4.2	—	—	—	—	—	—	—
カナダ ³⁾	CAN	12.5	13.2	13.0	12.3	12.5	13.4	13.7	13.6	13.4
イギリス ⁴⁾	GBR	6.7	5.8	5.9	5.4	5.7	6.1	6.2	6.3	6.2
ドイツ ⁴⁾	DEU	12.7	14.2	14.6	14.7	14.5	14.7	14.7	13.9	13.4
フランス ⁴⁾	FRA	15.5	13.9	15.1	14.9	14.3	14.9	15.2	15.1	16.5
イタリア ⁴⁾	ITA	10.1	12.3	13.2	13.3	12.5	12.8	13.4	13.8	13.2
オランダ ⁴⁾	NLD	14.0	15.5	18.1	18.2	18.2	18.5	18.4	19.5	20.6
ベルギー ⁴⁾	BEL	9.0	8.9	8.6	8.3	8.2	8.1	9.0	8.1	8.2
ルクセンブルク ⁴⁾	LUX	3.4	5.3	6.8	6.2	7.2	7.1	7.1	7.7	7.1
デンマーク ⁴⁾	DNK	10.2	9.8	9.1	8.5	8.7	8.4	8.8	8.5	8.8
スウェーデン ⁴⁾	SWE	15.2	15.8	17.5	16.1	15.3	16.4	17.0	16.4	16.9
フィンランド ⁵⁾	FIN	16.5	16.6	16.0	15.1	14.6	15.6	15.7	15.7	15.6
ノルウェー ⁶⁾	NOR	9.3	9.5	9.5	9.0	8.1	8.3	7.9	8.4	8.3
韓国 ⁷⁾	KOR	—	27.4	24.7	23.7	26.0	23.0	23.8	23.1	22.4
オーストラリア ⁸⁾	AUS	4.8	6.7	6.3	5.9	5.6	5.7	6.0	5.9	—
EU-21		13.0	14.6	15.4	14.9	14.3	14.7	14.8	14.4	14.5

資料出所 日本:総務省統計局(2015.1)「労働力調査(基本集計)」

その他:OECD database(<http://stats.oecd.org/>) “Employment by permanency of the job”
2015年2月現在

(注) テンポラリー労働者の定義は国により異なる。

- 1) 労働力調査。非農林業。一年以内の契約で雇われている者(臨時雇・日雇)を対象。2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く結果。
- 2) CPS Supplement on Contingent and Alternative Employment Arrangements (2月)による推計値。対象労働者の範囲は広範。雇用契約の継続が可能であるにもかかわらず自己都合により離職が見込まれる者を除き、雇用の継続が見込まれない全賃金・俸給労働者が対象。派遣労働者、契約労働者、また、特定企業の業務を1年以下の期間を定めて請負う自営業者及び独立請負人も含まれる。2000年の欄は2001年の数値。
- 3) Monthly Household Labour Force Survey: 予め終了日が定められた雇用又はある役務の完成をもって終了する予定の雇用、あるいは期間の定めのある契約に基づく雇用に従事する労働者が対象。
- 4) Eurostat: European Labour Force Survey による4月推計値。労使双方の合意により、特定日、役務の完成、あるいは代替要員による臨時的な補充がなされていた被用者の復帰など客観的な条件により雇用期間が定められた労働者。期間の定めのある雇用契約の場合、終了条件が記載されるのが一般的。具体的には、臨時・季節雇用、派遣事業所を介した雇用、特定の訓練・養成契約に基づく労働者等が対象。
- 5) Labour Force Survey: 期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者が対象。
- 6) Quarterly Labour Force Survey: 主たる仕事は次の条件の労働者を対象。有期雇用契約、派遣業者を通じた臨時雇用、養成・訓練生、試用期間中の労働者、臨時雇用又は季節雇用に従事する労働者、特定の請負契約に基づく労働者、12か月未満の雇用あるいは日雇労働に従事する労働者が対象。
- 7) Economically Active Population Survey: 契約が1年未満の次の条件を満たす労働者を対象。有期雇用契約、無期雇用契約だが本人の意に反して解雇される可能性のある場合、派遣業者を通じた雇用、オンコールワーカー。
- 8) Supplementary Survey Forms of Employment (2001年11月、2004年及び1998年8月)による推計値。期間の定めのある雇用契約に基づく労働者、派遣労働者、雇用期間が1年未満の臨時・季節労働者を対象。2000年の欄は2001年、2005年の欄は2006年の数値。

第3-10表 性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合(2013年)

Table 3-10: Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group, 2013

		(%)					
		男 Male	女 Female	歳 Age group			
				15～24	25～54	55～64	65～
日本	JPN	5.8	11.7	16.3	6.1	9.9	16.7
アメリカ ¹⁾	USA	4.2	4.2	8.1	3.5	3.3	6.5
カナダ	CAN	13.1	13.8	29.9	10.1	9.8	19.4
イギリス	GBR	5.8	6.7	14.7	4.6	5.2	13.1
ドイツ	DEU	13.4	13.5	52.8	9.5	3.8	7.0
フランス	FRA	15.7	17.3	58.6	12.8	9.1	31.6
イタリア	ITA	12.4	14.2	52.5	12.1	5.6	10.9
オランダ	NLD	19.8	21.5	53.1	15.1	6.6	44.2
ベルギー	BEL	7.3	9.2	32.8	6.5	2.9	32.5
ルクセンブルク	LUX	5.7	8.9	30.9	5.7	4.6	23.5
デンマーク	DNK	8.1	9.5	20.9	7.3	3.7	5.6
スウェーデン	SWE	14.7	19.1	55.9	12.1	6.2	46.2
フィンランド	FIN	12.5	18.5	43.0	12.7	7.2	27.9
ノルウェー	NOR	6.6	10.2	23.6	6.6	2.4	6.7
韓国	KOR	20.5	25.0	27.5	17.3	36.7	60.6
オーストラリア ²⁾	AUS	5.5	6.3	5.7	5.8	6.5	8.4
EU-21		14.0	15.0	44.1	12.1	6.7	18.7

資料出所 日本:総務省統計局(2015.1)「労働力調査(基本集計)」

その他:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)“Employment by permanency of the job”
2015年2月現在

(注) 各国のテンポラリー労働者の定義及びデータの出所については「第3-9表 テンポラリー労働者の割合」(p.120)を参照。

1) 2005年値。

2) 2012年値。

3 就業構造

第3-11表 労働者に占める派遣労働者の割合

Table 3-11: Temporary agency workers as a proportion of total workforce

		(%)								
		2000年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本	JPN	0.8	1.7	1.9	2.1	2.2	1.8	1.5	1.5	1.4
アメリカ	USA	2.3	2.2	2.2	2.1	1.9	1.5	1.8	1.9	2.0
イギリス	GBR	3.7	4.2	4.3	4.7	4.1	3.7	3.0	3.6	3.8
ドイツ	DEU	0.9	1.2	1.5	1.9	1.9	1.6	2.0	2.0	2.2
フランス	FRA	2.5	2.3	2.4	2.5	2.3	1.7	2.0	2.2	2.0
イタリア	ITA	0.3	0.7	0.8	0.9	0.9	0.7	0.9	1.0	0.9
オランダ	NLD	2.3	2.2	2.5	2.8	2.9	2.4	2.5	2.6	2.7
ベルギー	BEL	1.7	1.8	2.1	2.2	2.1	1.6	1.9	2.0	1.9
ルクセンブルク	LUX	2.2	2.1	2.5	2.4	1.9	1.8	1.9	—	2.4
デンマーク	DNK	0.3	0.6	0.7	0.7	0.7	0.6	0.8	—	0.5
スウェーデン	SWE	1.0	0.7	0.8	1.3	1.3	1.0	1.3	1.4	1.3
フィンランド	FIN	0.4	0.7	0.7	1.1	1.2	0.8	0.9	1.2	1.2
ノルウェー	NOR	0.5	0.6	1.0	1.0	1.0	0.8	0.9	0.9	1.0
オーストリア	AUT	0.8	1.2	1.5	1.6	1.6	1.4	1.6	1.8	1.9
韓国	KOR	—	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.4
オーストラリア	AUS	—	—	—	—	—	2.7	2.7	2.8	2.9
ニュージーランド	NZL	—	0.5	0.5	0.4	0.6	0.6	0.3	0.3	0.4
ブラジル	BRA	—	—	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	0.6
メキシコ	MEX	—	—	—	—	—	0.1	0.1	0.3	0.3

資料出所 CIETT (2014.2) *Annual Economic Report*

(注) Agency work penetration rate. 常用雇用換算された派遣労働者の従業者総数に占める割合。国によって定義等が異なる場合があるので、比較には注意を要する。

(参考) 日本の労働者派遣事業所の派遣社員数割合について、総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」を基に算出した値は以下のとおり(※2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く)。

	2008年	2009	2010	2011	2012	2013
役員を除く雇用者に占める割合(%)	2.7	2.1	1.9	1.9	1.7	2.2
就業者に占める割合(%)	2.2	1.7	1.5	1.5	1.4	1.8

第3-12表 従業員の勤続年数（2013年）

Table 3-12: Length of service of employees by sex and age group, 2013

勤続年数別雇用者割合 / Composition of employees by length of service		(%)						
		1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上
		< 1	1 to < 3	3 to < 5	5 to < 10	10 to < 15	15 to < 20	20+ (years)
日本 ¹⁾	JPN	7.8	14.1	11.2	22.6	12.3	9.3	22.6
アメリカ ²⁾	USA	21.3	11.7	16.5	21.5	12.0	6.5	10.6
		1か月 未満	1年以上 半年未満	半年以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
		< 1	1 ~ < 6	6 ~ < 12 (months)	1 ~ < 3	3 ~ < 5	5 ~ < 10	10 ~ (years)
カナダ	CAN	—	11.1	9.1	20.1	11.9	18.7	29.1
イギリス	GBR	2.6	5.5	7.1	15.1	10.6	25.2	33.3
ドイツ	DEU	2.8	5.1	6.1	14.5	9.1	17.8	42.2
フランス	FRA	3.1	4.4	5.1	11.3	7.7	19.8	46.7
イタリア	ITA	2.4	3.7	3.7	9.7	8.3	22.3	50.0
オランダ	NLD	2.9	5.5	6.5	13.7	9.6	22.1	38.6
ベルギー	BEL	2.6	4.0	4.8	13.4	9.4	21.4	44.3
デンマーク	DNK	4.7	8.4	8.8	16.8	9.9	22.4	28.6
スウェーデン	SWE	7.0	6.2	6.7	14.6	9.1	19.8	35.9
フィンランド	FIN	5.5	7.2	7.0	14.9	8.5	19.7	37.1
ノルウェー	NOR	3.0	5.5	7.0	16.4	11.0	22.6	33.7
オーストリア	AUT	3.4	5.7	6.9	14.9	10.3	20.1	38.6
韓国	KOR	7.0	15.1	10.7	21.7	11.3	14.5	19.7
オーストラリア ³⁾	AUS	4.0	8.3	9.9	23.2	15.1	18.3	21.2

性別・年齢階級別平均勤続年数 / Average length of service by sex and age group					(年/Years)			
		男女計 Total	男 Male	女 Female	年齢階級(歳) Age group			
					15～24	25～54	55～64	65～69
日本 ¹⁾	JPN	11.9	13.3	9.1	2.1	11.5	19.2	14.9
アメリカ ²⁾	USA	4.6	4.7	4.5	1.2	5.3	10.4	10.3
イギリス	GBR	9.0	9.2	8.7	2.1	8.9	14.9	15.4
ドイツ	DEU	11.4	11.9	10.8	2.2	10.6	20.5	12.6
フランス	FRA	12.2	12.3	12.2	1.6	11.6	22.8	18.9
イタリア	ITA	12.7	13.0	12.2	2.3	11.6	22.4	21.3
オランダ	NLD	10.5	11.3	9.6	2.2	10.2	20.8	15.3
ベルギー	BEL	11.7	11.7	11.6	1.8	10.9	23.2	16.0
デンマーク	DNK	8.3	8.5	8.2	1.8	7.6	16.9	19.3
スウェーデン	SWE	10.0	9.7	10.3	1.4	8.8	19.9	16.2
フィンランド	FIN	10.2	10.0	10.3	1.3	9.0	20.4	15.7
ノルウェー	NOR	9.6	9.7	9.5	2.0	8.5	19.4	20.1
オーストリア	AUT	10.3	11.1	9.4	2.5	10.4	20.4	12.5
韓国 ⁴⁾	KOR	5.5	6.6	4.1	0.7	5.9	7.1	3.3

資料出所 日本:厚生労働省(2014.2)「平成25年賃金構造基本統計調査」

アメリカ:U.S.Department of Labor(2014.9) *Employee Tenure in 2014*その他: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Employment by job tenure intervals”
2014年10月現在

(注) 1) 2013年6月末現在。

2) 2014年1月現在。平均勤続年数は中位数。年齢階級別15~24歳の欄は16~24歳, 65~69歳の欄は65歳以上を対象。

3) 2012年の数値。

4) 65~69歳の欄は65歳以上を対象。

3 就業構造

第3-13表 青少年（18～24歳）の転職に対する考え方

Table 3-13: Youth's views on job changes, 18-24 years old

		(%)						
		調査年 Year	つら くも 転職 せず き 続 ける べき a)	い に 同 じ 職 場 で 働 き た ず b)	な れ ば 職 場 に 強 い や 不 満 が え あ c)	転 職 場 に 不 満 が あ れ ば d)	す た め の 方 が 積 極 的 に 生 か 職 す e)	わ か ら な い ・ 無 回 答 f)
日本	JPN	2013	4.8	31.5	28.6	14.2	8.5	12.4
		2008	12.5	—	57.5	17.2	10.7	2.1
		2003	10.3	—	53.0	17.9	14.2	4.6
		1998	9.6	—	45.7	20.8	22.0	2.0
アメリカ	USA	2013	7.2	28.0	28.6	21.5	4.1	10.6
		2008	6.4	—	20.6	54.5	14.3	4.2
		2003	2.5	—	21.9	56.2	15.0	4.4
		1998	3.4	—	20.0	49.3	23.7	3.6
イギリス	GBR	2013	7.1	22.4	28.3	28.2	3.3	10.6
		2008	2.4	—	20.6	55.3	17.0	4.7
		1998	2.5	—	24.8	46.9	25.3	0.5
ドイツ	DEU	2013	3.5	15.3	34.5	35.9	4.6	6.2
		2003	2.1	—	34.4	49.2	11.1	3.1
		1998	3.0	—	32.3	47.0	15.9	1.9
フランス	FRA	2013	3.9	25.2	30.3	18.8	12.0	9.7
		2008	4.8	—	32.3	45.7	15.6	1.5
		1998	10.8	—	19.5	46.7	21.8	1.1
スウェーデン	SWE	2013	1.7	14.7	20.4	47.4	7.2	8.6
		2003	0.8	—	6.1	49.7	42.0	1.5
		1998	0.3	—	6.9	40.2	50.7	1.9
ロシア	RUS	1998	3.9	—	31.4	51.1	7.6	6.0
韓国	KOR	2013	4.5	43.7	18.5	19.2	9.6	4.5
		2008	10.4	—	35.3	22.1	29.4	2.8
		2003	8.4	—	43.0	19.0	27.7	1.9
		1998	11.7	—	42.0	18.9	26.8	0.6
タイ	THA	1998	23.6	—	22.5	15.4	38.3	0.2
フィリピン	PHL	1998	21.9	—	28.6	27.5	21.9	0.1
ブラジル	BRA	1998	14.0	—	50.1	10.2	24.5	1.2

a) One should stay at the same place of work for one's entire career, no matter how hard that might be; b) I would prefer to stay at the same place of work, without changing jobs, if possible; c) Changing jobs is unavoidable if one feels strong dissatisfaction with one's place of work; d) It is better to change jobs if one feels dissatisfaction with one's place of work; e) Even if one does not feel dissatisfaction, it is better to aggressively change jobs for the purpose of applying one's talents; f) Don't know;

資料出所 内閣府(2014.6)「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成25年度)」

(注) 2008年は第8回, 2003年は第7回, 1998年は第6回目の世界青年意識調査結果。

第3-14表 望ましい退職年齢

Table 3-14: The appropriate age for men and women to retire

(%)

		日本	アメリカ	ドイツ	フランス	スウェーデン	韓国
		JPN	USA	DEU	FRA	SWE	KOR
調査年/Year		2010	2010	2010	2005	2010	2010
性, 年齢階級/sex, age group							
男性	Male						
40歳代ないしそれ以前	～about 40	—	—	—	0.0	0.2	—
50歳ぐらい	about 50	0.1	0.9	0.1	0.9	0.3	0.1
55歳ぐらい	about 55	0.3	3.6	1.4	13.3	1.6	0.1
60歳ぐらい	about 60	7.4	15.4	29.7	59.4	26.8	6.2
65歳ぐらい	about 65	42.1	45.9	62.4	23.2	50.9	15.7
70歳ぐらい	about 70	33.0	16.5	3.2	2.4	2.3	36.8
75歳ぐらい	about 75	9.0	4.5	0.6	0.1	—	21.3
80歳ぐらい	about 80	3.9	0.9	—	0.0	0.1	14.8
その他	others	3.9	12.3	1.9	0.3	17.9	5.0
女性	Female						
40歳代ないしそれ以前	～about 40	0.7	0.1	0.1	0.4	0.1	0.1
50歳ぐらい	about 50	2.1	2.4	1.9	8.5	0.3	1.4
55歳ぐらい	about 55	4.5	4.8	10.1	31.4	2.8	5.3
60歳ぐらい	about 60	27.6	21.9	61.7	48.0	33.6	16.5
65歳ぐらい	about 65	34.4	44.5	22.4	10.0	44.9	21.1
70歳ぐらい	about 70	19.4	9.9	1.3	1.1	1.5	27.8
75歳ぐらい	about 75	5.1	2.9	0.2	0.0	—	12.5
80歳ぐらい	about 80	1.4	0.8	—	0.0	0.1	10.8
その他	others	4.4	12.7	1.9	0.3	16.7	4.5
男女平均	M and F Ave.						
40歳代ないしそれ以前	～about 40	0.4	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1
50歳ぐらい	about 50	1.1	1.7	1.0	5.0	0.3	0.8
55歳ぐらい	about 55	2.4	4.2	5.8	33.0	2.2	2.7
60歳ぐらい	about 60	17.5	18.7	45.7	50.2	30.2	11.4
65歳ぐらい	about 65	38.3	45.2	42.4	9.8	47.9	18.4
70歳ぐらい	about 70	26.2	13.2	2.3	1.2	1.9	32.3
75歳ぐらい	about 75	7.1	3.7	0.4	0.0	—	16.9
80歳ぐらい	about 80	2.7	0.9	—	0.0	0.1	12.8
その他	others	4.2	12.5	1.9	0.3	17.3	4.8

資料出所 内閣府(2011.6)「高齢者の生活と意識 第7回国際比較調査」(フランスは第6回調査)

(注) 1) 各国それぞれ60歳以上の男女約1,000人を調査対象としている。

2) 「現在の就労の有無にかかわらず、収入の伴う仕事を辞める時期は何歳ぐらいが適当か」という設問に対する回答。

3 就業構造

第3-15表 雇用創出率・雇用消失率

Table 3-15: Job creation rates, job destruction rates

		(%)			
	調査期間(年) Reference period (year)	雇用創出率 Job creation rates		雇用消失率 Job destruction rates	
		うち、新設 (Openings)		うち、廃止 (Closings)	
日本	JPN				
(産業計/Total)	2005-'08	6.4	(2.7)	7.0	(2.3)
(製造業/Manufacturing)	2005-'08	4.9	(1.6)	6.4	(1.7)
アメリカ	USA	14.6		13.7	
イギリス	GBR	16.0		14.1	
ドイツ	DEU	8.1		8.5	
スウェーデン	SWE	8.1		7.3	
フィンランド	FIN	14.3		8.8	
ブラジル	BRA	18.1		13.8	
メキシコ	MEX	14.1		14.5	

資料出所 OECD(2009.9) *Employment Outlook 2009—Tackling the Jobs Crisis*

日本: 労働政策研究・研修機構(2011.4)「雇用創出・消失指標の試算」

(注) 日本以外の国は原則、調査産業計。

雇用創出率…年間で雇用を増やした事業所の雇用増加分及び新設事業所の雇用総数における、年初の全雇用者数に対する割合。うち、新規事業所に係る分は新設雇用創出率。

雇用消失率…年間で雇用を減らした事業所の雇用減分及び廃止事業所の雇用総数における、年初の全雇用者数に対する割合。うち、廃止事業所に係る分は廃止雇用創出率。

第3-16表 公共職業安定業務

Table 3-16: Public employment security services

	基本業務(職業紹介等)	民間委託事例(職業訓練、就職支援等)
日本	公共職業安定所(ハローワーク)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	・市場化テスト(人材銀行、キャリア交流プラザ、求人開拓) ・民間委託(職業訓練:離職者訓練の約7割を民間委託、失業等給付受給者に対する就職支援等)
アメリカ	公共職業安定所(連邦法に基づき各州が設置・運営)が職業紹介等を直接実施	・低所得者対象雇用支援プログラム(カウンセリング等)の民間委託(ウイスコンシン州) ・地場産業のニーズに応じた職業訓練の民間委託(カリフォルニア州)
イギリス	公共職業安定機関(ジョブセンタープラス)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	・長期失業者及び就業困難者向け就業支援プログラム;ワーク・プログラム(2011年6月～) - 失業期間が12か月を超える求職者手当受給者(18～24歳は9か月、また場合により3か月)及び就業が困難な雇用・生活補助手当受給者(健康上の問題、一人親など)の就職及び就職後の定着支援を民間に委託。支援内容は委託先事業者に一任、実績に応じて委託費を支払う。
ドイツ	公共職業安定機関が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	・職業紹介クーポン - 失業後一定期間を経過しても就職できない失業者が希望する場合、公共職業安定機関は、民間事業者のサービスを活用できる職業紹介クーポンを発行する。
フランス	雇用局(Pôle emploi)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施 なお、2009年1月より、ANPEは失業給付機関(UNEDIC)と統合され、名称が雇用局(Pôle emploi)に変更。	・就職困難者の再就職支援の民間委託(2009年9月～) - 雇用局(Pôle emploi)の業務の一部(求職者の職能に関する審査など)を、民間に委託することもある。
オランダ	公共職業安定機関(CWI)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	・職業訓練や就職斡旋等の再就職支援を民間に委託 ・公共職業安定機関が「特別な支援なしには早期に就職できない」と判断し選択した求職者を対象に、失業給付機関(UWV)が再就職支援(職業訓練含む)を民間委託。

3 就業構造

第3-16表 公共職業安定業務（続き）

Table 3-16: Public employment security services (cont.)

	基本業務(職業紹介等)	民間委託事例(職業訓練, 就職支援等)
中国	公共職業安定所(職業紹介所)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施している。公共職業安定所は「就職促進法」(2007年)に基づき各省, 市が設置・運営している。	・技工学校: 中学校卒業生, 高校卒業生, 社会人再就職者 ・就職訓練技術指導センター: 就業困難者, レイオフ者, 出稼ぎ労働者, 失業者が対象 ・政府は民間企業の職業紹介等業務の一部を委託し, 民間企業が無料で職業紹介等を実施している。
韓国	雇用労働部の関係機関である雇用支援センターが, 職業紹介, 就業支援及び職業能力開発などの業務を行っている。また, 雇用労働部の傘下機関の韓国産業人力公団が職業訓練や技能資格検定を, 韓国雇用情報院が雇用情報ネットワークを担当している。 全国的な組織網を持つ雇用支援センターが職業斡旋, 職業指導, 雇用情報の提供, 民間部門に対する監督・指導, 雇用保険事業, 職業訓練, その他の雇用政策を実施している。	雇用支援センターに求職登録した15歳以上の失業者あるいは高等学校3年の在学中, 進学しない者を対象に, 大韓商工会議所の8つの人材開発院及び62の民間訓練機関において政府委託訓練を実施している。人材の不足する職種または国家経済発展の基幹となる職種の人材を養成することを目的としている。

資料出所 日本: 厚生労働省, イギリス: 雇用年金省(DWP), ドイツ: 連邦雇用エージェンシー(BA), フランス: 雇用局(Pôle emploi)等, オランダ: 社会問題・雇用省(Ministerie van Sociale Zaken en Werkgelegenheid), 中国: 人的資源社会保障部等, 韓国: 雇用労働部, 各ウェブサイト

(注) 欧米先進国(オーストラリアを除く)において, セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介等は, 「官」が公務員により直接実施。公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や, 公共職業安定機関の一部について「包括的」民間委託を実施する例は確認されていない。なお, オーストラリアには, そもそも憲法に勤労権保障の規定がなく, したがって, 公的職業紹介制度や失業保険制度がない。職業紹介は原則民間により行われるが, 例外的に, 生活保護に準ずる失業扶助受給者への職業紹介に対して, 公的支払いが行われる。

第3-17表 労働者派遣事業

Table 3-17: Temporary employment agency services

	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
日本	- 根拠法:労働者派遣法(1985年制定,直近の改正は2012年) - 特定労働者派遣事業(労働者派遣の対象となる派遣労働者が常用雇用労働者のみである労働者派遣事業)は届出制,一般労働者派遣事業(特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業)は許可制。 - 港湾運送業務,建設業務,警備業務,病院等における医療の業務(紹介予定派遣の場合等を除く)¹⁾は原則禁止。 - 派遣期間:ソフトウェア開発等26業務等は制限なし。それ以外は最長3年に制限。 - 派遣先には,派遣元からの労働・社会保険の加入有無の通知はあるが,連帯責任はない。 2012年の主な改正点 (1)事業規制の強化:日雇派遣(日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止(適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務の場合,雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外)。グループ企業内派遣の8割規制,離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止。 (2)派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善:派遣元事業主に,一定の有期雇用の派遣労働者につき,無期雇用への転換推進措置を努力義務化。派遣労働者の賃金等の決定にあたり,同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮。 (3)違法派遣に対する迅速・的確な対処:違法派遣の場合,派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には,派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす。	- 労働者派遣事業の定義:法第2条自己の雇用する労働者を,当該雇用関係の下に,かつ,他人の指揮命令を受けて,当該他人のために労働に従事させることをいい,当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする(労働者派遣法第2条) - 派遣労働者数:127万人(雇用者全体に占める割合は2.3%)(2014年10月,労働力調査,総務省) - 若年層(34歳以下)の割合:35.3%(2014年10月,労働力調査,総務省) - 男女比:男42.5%,女57.5%(2014年10月,労働力調査,総務省) - 主な業種:情報通信業(事業所割合26.9%),金融・保険業(同19.1%),製造業(同18.3%),不動産業・物品賃貸業(同17.6%)(2012年派遣労働者実態調査,厚生労働省) - 主な業務:事務用機器操作19.5%,物の製造18.5%,一般事務16.7%,ソフトウェア開発7.5%(2012年派遣労働者実態調査,厚生労働省) - 派遣契約期間:1か月以下1.9%,1か月超2か月以下6.7%,2か月超3か月以下25.3%,3か月超6か月以下20.0%,6か月超1年以下15.6%,1年超3年以下10.3%,その他20.1%(2012年派遣労働者実態調査,厚生労働省)
アメリカ	- 連邦法レベルでは,人材派遣業に関する規制は存在しないが,州レベルでは,届出・登録を求める規制もみられる(マサチューセッツ州,ニュージャージー州,ノースカロライナ州等)。 - 人材派遣会社及び顧客企業は,派遣労働者の「共同使用者」として差別禁止法の適用を受ける。 - 派遣業界団体は,アメリカ人材派遣業協会(ASA)。	- 派遣労働者数:122万人(2005年,労働統計局) - 主な業種:サービス業,製造業,卸小売業 - 主な業務:生産・輸送・運搬職30.1%,事務・管理サポート職24.8%,サービス職15.6%,専門職・関連職12.7%,経営・管理・財務職7.6%,販売職2.1%(2005年,労働統計局) - 若年層(34歳以下)の割合:49.1%(2005年,労働統計局) - 男女比:男性47.2%,女性52.8%(2005年,労働統計局)

(注) 1) 2006年より医療関連業務については産休等の代替要員,医師についてはへき地に限り派遣が認められている。

3 就業構造

第3-17表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
イギリス	- 根拠法: 1973年職業紹介法(許可制ベース)。1994年法により, 民間職業紹介と同様, 1973年法の許可制を廃止。届出も不要。但し, 2002年からは農業や食品加工など一部業種への労働者供給事業が許可制となった。2003年法でさらに規制を緩和(手続きの簡素化)するとともに, 派遣労働者の権利拡充(手数料規制強化, 派遣元及び派遣先企業の責任の明確化など)。2011年10月施行の派遣労働者規則により, 派遣期間が12週間超の派遣労働者について, 派遣先における同等の直接雇用労働者との間の労働条件等の均等待遇を規定。 - 規則における派遣労働者とは, 派遣事業者との雇用契約または役務の提供に関する契約に基づき, 一時的に派遣先に供給され, 派遣先の監督・指示を受けて働く者を指す。 - 取扱職種, 派遣期間, 事由の制限は設けられていない。但し, 派遣前6か月以内に派遣先に雇用されていた派遣労働者の派遣の禁止, 派遣労働者が派遣先企業に雇用されることを禁止してはならないこと等の規制がある。 - 業界団体のREC(派遣事業者8000社が加盟)による自己規制メカニズム(行動規範及び自主監査制度, 苦情処理制度)が整備されている。	- 派遣労働者数: 152万人(雇用者全体に占める割合は5.2%) (派遣事業者調査, 2007年)²⁾ - 主な業種: 農林水産・エネルギー・建設業5%, 製造業20%, 流通・宿泊・飲食店7%, 運輸・通信11%, 銀行・金融・保険27%, 公務29%(労働力調査, 2007年) - 主な職種: 秘書・事務26%, 基礎的(非熟練)25%, 加工・工場労務・機械操作15%, 専門職9%, 準専門職・技術職7%, 対人サービス7%, 熟練工4%, 販売・顧客サービス4%, 管理職・上級職2%(労働力調査, 2007年) - 若年層(34歳以下)の割合: 61%(労働力調査, 2007年) - 男女比: 女性44%(労働力調査, 2007年) - 派遣期間: 3か月未満29%, 6か月未満52%, 12か月未満71%(労働力調査, 2007年)
ドイツ	- 根拠法: 1972年労働者派遣法(AÜG)(2002年大幅改正) - 労働者派遣業を行う場合, 連邦雇用エージェンシーの許可が必要。適用除外業務は, 建設業(但し, 一般的拘束力のある労働協約の適用を受ける場合は可能)。 - 派遣期間の上限は段階的に延長され, 同一派遣先に同一派遣労働者を派遣する場合, 当初3か月であったものが2001年までには24か月となっていたが, 2002年派遣法改正により, 上限規制は撤廃となった。同改正はまた, 賃金, 労働条件の均等待遇原則を義務化(但し, 労働協約に別段の定めがある場合等を除く)。 2012年1月に派遣労働者に対する最低賃金を導入(2014年1月1日より東部7.85ユーロ, 西部8.50ユーロに引き上げ。2015年4月1日から, さらに東部で4.3%, 西部で3.5%引き上げ予定)。 - 派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。 2011年4月には派遣業界団体のBZAとBAPが合併して人材サービス業者全国使用者連盟(BAP)を結成した。	- 派遣労働者数: 約77万3千人(雇用者全体に占める割合は2.7%) (2011年4月, 連邦雇用エージェンシー(BA)統計2011年7月) - 主な業務: 非熟練, 金属・電機, 事務, サービス(2010年, BA統計) - 若年層(34歳以下)の割合: 62.3%(2003年) - 男女比: 男性72%, 女性28%(2010年12月, BA統計) - 派遣期間: 1週間未満10%, 1週間以上3か月未満47%, 3か月以上43%(2010年, BA統計)

2) イギリスの労働力調査による公式数値は30万人程度(2012年時点)であるが, 実数値を大幅に下回るものである可能性が高い。このため, ビジネス・企業・規制改革省(BERR)が2007年に実施した派遣事業者調査の結果を示した。

	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
フランス	- 根拠法:労働者派遣に係る1990年7月12日法(最初の派遣法制定は1972年。これまでの主な改正内容は派遣事由及び派遣期間に関するもの)。 - 営業開始にあたって、その所在地の労働監督官に事前届出をすることが義務付けられている。また、財政的保証が必要。 - 産業医としての派遣労働は禁止されている。 - 派遣労働の利用禁止事由は、(1)争議参加労働者の代替、(2)危険業務、(3)経済的解雇実施後の6か月間、(4)派遣期間満了後、一定期間経過以前の派遣労働の利用(代替労働、緊急作業の場合を除く)。 - 恒常的業務に関わる派遣労働の利用は禁止されており、利用事由は、(1)代替要員の補充、(2)企業の業務量の一時的変化への対応、(3)本来的に一時的な業務(季節労働等)、(4)雇用政策上の措置(訓練目的の派遣労働及び就職上の困難に直面する者の派遣労働)―のいずれかでなければならない。 - 派遣期間の上限は原則18か月、更新は1回まで(更新前の契約期間と合わせて18か月以上は、原則として不可)。他の雇用者の代替要員及び安全確保のための緊急作業の場合は最長9か月。 - 派遣先労働者との賃金、労働条件の均等原則あり。 - 派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。 2005年1月18日可決の社会統合法により、派遣業事業を失業者に対する職業紹介にも拡大(職業紹介の解禁)。 - 労使協約に基づき、派遣会社の拠出による派遣労働者訓練基金(FAFTT)及び派遣労働雇用基金(FPETT)が設けられている。派遣業界団体:PRISME。	- フルタイム労働者数換算:約52.5万人(Volume de travail en équivalents-emplois à temps plein:全派遣労働者の派遣労働者としての就業週数の総計を52週で除したもの、すなわち派遣労働者が、年間を通じ、フルタイムで派遣労働者として就業していたと仮定した場合の労働者数。雇用者全体に占める割合は3.0%) - 主な業種:製造43.7%、サービス34.5%、建設21.3%、農林水産0.5% - 主な業務:非熟練生産労働者35.4%、熟練生産労働者42.2%、事務系労働者12.2%、幹部職・職長・技術者8.3%、上級幹部職1.9% - 若年層(34歳以下)の割合:60.2% - 男女比:男性72.8%、女性27.2% - 平均派遣期間:1.7週 - 上記はいずれも2012年の値
中国	- 根拠法:中国労働契約法(2008年制定、2013年改正)、労働者派遣暫定規定(2014年3月施行) - 派遣労働が可能な業務:臨時的・補助的・代替的業務に限る。「臨時的」は「期間が6か月を超えない業務」、「補助的」は「主要な業務のためにサービスを提供する業務」、「代替的」は「労働者が学習・休暇等により就労不可能なため代替する業務」を指す。 - 派遣労働者数は派遣先が使用する労働者数の10%を超えてはならない。 - 派遣労働者は派遣先の労働者と同じ労働に対して同一の賃金を享受する権利を有する。派遣先企業はこの労働者に対して、同等の職務を行う者と同一の賃金を支給しなければならない。派遣元企業が被派遣労働者と締結する労働契約及び派遣先企業と締結する契約は、この規定に適合するものでなければならない。 - 派遣事業を行うための最低登録資本金は200万元。行政の認可も必要。 - 労働契約法が定める規定に違反した場合、派遣元企業には期限を定めた是正命令が下される。期限を越えても是正されない場合、派遣元企業に対して、派遣労働者一人につき5,000元以上1万元以下の罰金が課される。	- 派遣労働者数:3700万人。雇用者全体に占める割合は13.1%。 「国民経済産業分類」(2011年公布)の20分類のうち、16分類の産業で派遣労働者が使用されている。 - 出稼ぎ労働者の割合:52.6%、平均年齢:31.4歳、30歳以下の割合:54.2% - 平均賃金:2508.06元(2011年5月) - 派遣労働者の割合が比較的高い産業:建築業(36.2%)、情報通信業(17.9%)、電力・ガス・水道(15.3%) - 派遣労働者の割合が高い企業:国有企業(16.2%)、外資企業(14.0%) - 上記はいずれも中国総工会「派遣労働者の雇用に関する現状調査」(2012年6月発表)による2011年の推計値

3 就業構造

第3-17表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

韓国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
	・根拠法:派遣労働者の保護等に関する法律(1998年制定) ・許可制:労働者派遣事業を行う者は、雇用労働部長官の許可を受けなければならない。 ・対象業務: (1)派遣対象業務:製造業の直接生産工程を除いて、専門知識・技術・経験または業務の性質などを考慮して適切であると判断される大統領令で定める業務(現在はコンピュータ専門家の業務等32業務)。 (2)一時許可業務:出産・疾病・負傷等で欠員が生じた場合及び一時的・断続的に人材を確保する必要がある場合の業務。 ・絶対禁止業務:建設工事現場・荷役・船員等の業務。 ・派遣期間制限: (1)派遣対象業務:原則1年まで。但し、1回に限り最長1年まで延長可能。延長期間を含む総派遣期間は2年を超えることができない。なお、高齢者(55歳以上)については、2年を超えて派遣期間を延長できる。 (2)一時許可業務:出産・疾病・負傷等の場合は、その事由の解消に必要な期間。一時的・断続的に人材を確保する必要がある場合は、最長6か月以内の期間。 ・均等待遇:派遣元と派遣先は、派遣労働者であることを理由に派遣先事業所の同種または類似の業務を行う労働者と比べて差別的処遇をしてはならない。派遣労働者は、差別的処遇を受けた場合、労働委員会にその是正を申請できる。 ・直接雇用業務:次のような不法派遣の場合は、派遣労働の期間に関わりなく、派遣先が派遣労働者を直接雇用する義務が生じる。 (1)派遣対象業務以外の業務(一時許可業務を除く)に派遣労働者を使用した場合。 (2)絶対禁止業務に派遣労働者を使用した場合。 (3)派遣対象業務で2年を超えて継続的に派遣労働者を使用した場合。 (4)雇用労働部長官の許可を得ていない派遣事業者から労働者派遣による役務の提供を受けた場合。 (5)出産・疾病等による欠員の解消に必要な期間を超えて派遣労働者を使用した場合。 (6)一時的・断続的事由の派遣で、6か月を超えて派遣労働者を使用した場合。 (7)不許可または重要事項変更の届出をせずに派遣労働者を使用した場合。	・派遣労働者数:13万2,108人(派遣対象業務 9万1,184人、一時的・断続的事由に基づく業務 4万924人) ・主な職種:事務支援従事者 37.6%, 顧客関連事務従事者 9.5%, 自動車運転従事者7.1%, 集金及び事務従事者4.6%, 飲食調理従事者15.1% ・派遣期間:1～2年未満 21.5%, 9か月～1年未満 12.6%, 6か月～9か月未満 9.7%, 3か月～6か月 17.4%, 3か月未満 38.8% (2013年上半年)

資料出所 日本:厚生労働省, 総務省統計局ウェブサイト

アメリカ:労働統計局「2005年特別調査」

イギリス:Gov.ukウェブサイト

ドイツ:連邦雇用エージェンシー(BA), 連邦政府(Bundesregierung)及びBAPウェブサイト

フランス:労働省(2013)L'intérim en 2012: fort repli du travail temporaire

中国:人的資源社会保障部, 全国総工会等

韓国:労働政策研究・研修機構(2012)「諸外国の労働者派遣制度における派遣労働者の受入期間について」, 雇用労働部「2013年下半年労働者派遣事業現況」及びウェブサイト

その他:European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions(2006) *Temporary Agency Work in an Enlarged European Union*等

第3-18表 年齢に関する法制度等（定年等関係）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
定年年齢等根拠法令	高年齢者等雇用安定法, 雇用対策法	雇用における年齢差別禁止法 (Age Discrimination in Employment Act of 1967: ADEA)	2011年雇用平等(退職年齢規定廃止)規則 (Employment Equality (Repeal of Retirement Age Provisions) Regulations 2011)	一般雇用機会均等法 (Allgemeines Gleichbehandlungsgesetz: AGG (通称, 反差別法))など
施行年月	2013年4月(改正法)(60歳定年制は1995年4月より施行)	1967年	2011年4月	2006年8月
定年制	可(60歳以上) 但し, 65歳までの雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の導入義務有。(定年年齢の引上げ, 継続雇用制度の導入, 定年年齢の廃止のいずれか)。2013年4月から継続雇用の対象者は希望者全員。継続雇用先は, 自社だけでなく, グループ内の他社も可能。	原則不可 例外として, (1)特定の業務(パイロットなど)の正常な遂行のため合理的に必要とされる定年制, (2)高級管理職で一定額以上の退職給付(年金)を受給できる者に対する65歳以上定年制, がある。	原則不可 但し, 正当な理由があれば定年制の維持が認められる場合もある(例えば著しい体力や精神力を要する業務等)	可(65歳以上) 但し, 65歳未満の定年制も一定要件下では可。
高齢者の解雇に対する特別な保護等	事業主は, 離職することとなっている高年齢者が再就職を希望するときは, 当該高年齢者が可能な限り早期に再就職できるよう, 当該高年齢者の在職中の求職活動や職業能力開発について, 主体的な意思に基づき求職活動支援書作成等, 積極的に支援することにより, 再就職の援助に努めるものとする。高齢者雇用確保措置を実施していない企業に対し, 労働局, ハローワークが指導, 勧告を行い, それでも是正されない場合は企業名を公表。	雇用における年齢差別禁止法 上記の例外を除き, 年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている。	雇用における年齢差別の禁止 上記の例外を除き, 年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている。	解雇制限法による高齢者の解雇保護 不当解雇された労働者が, 元の条件で職場復帰できない場合, 和解金が支払われる。対象者が, 50歳以上の場合, 和解金が上乗せされる。

3 就業構造

第3-18表 年齢に関する法制度等（定年等関係）（続き）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age (cont.)

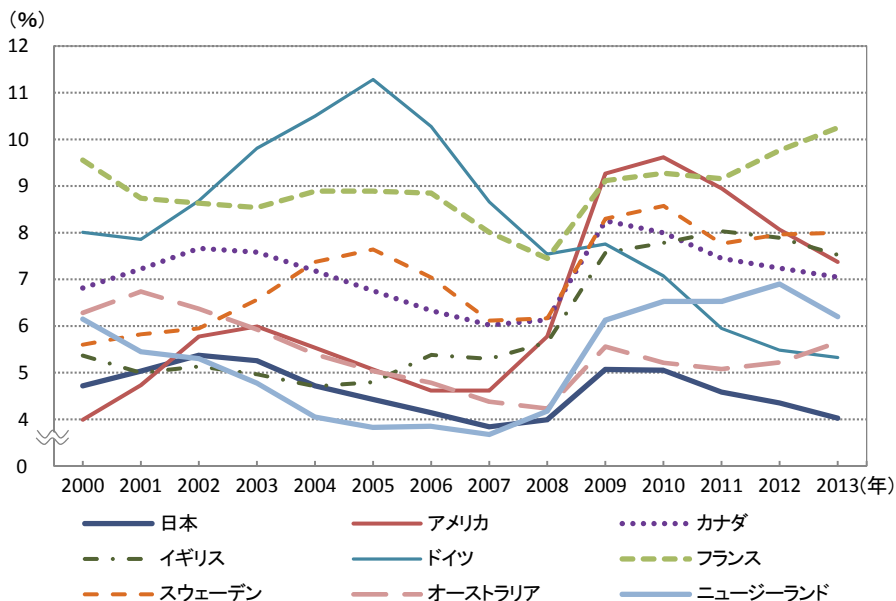
	フランス	中国	韓国
定年年齢等根拠法令	労働法典L1132-1条(差別防止に関する一般規定)など(「差別防止に関する法律」(Loi relative à la lutte contre les discriminations)により改正)	「労働者の定年・退職に関する国务院の暫定規則」 「高齢者・弱者・病人・障害者の幹部の配置に関する暫定規則」	雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律
施行年月	(2010年1月に改正)	1978年6月	2008年3月
定年制	可(原則として、70歳以上)但し、一定の条件の下、67歳以上の定年設定が可能。(1955年以前生まれの従業員に対しては、65歳4か月～66歳8か月以上の定年設定が可能。)公務員の場合は職種により55～65歳(但し、延長が可能な場合もある)。	可 男性60歳、女性50歳、女性幹部55歳以上 但し、1983年に国务院の「高度な専門家の離職・休職・退職の若干の問題に関する暫定規定」(第2条第4項)により、「学術上の造詣が深く、国内・海外で重要な影響力を持つ専門家については、国务院の承認により、離職・休職・退職要件を一時的に緩和し、研究または著述活動を継続して行うことができる。	可(60歳以上の努力義務) 2013年の法改正により、従業員300人以上の事業所及び公共機関は2016年より、300人未満の事業所は2017年より、定年年齢を60歳以上とすることが義務化される。
高齢者の解雇に対する特別な保護等	高齢者の解雇時の追加負担制度(ドラランド拠出金)の廃止 50歳以上の労働者を解雇する場合、企業が失業保険の拠出金を支払う制度は、(中高年の採用を躊躇する原因になると考えられていたため、)2008年1月1日に廃止された。 整理解雇時における高齢者等への配慮義務 企業が経済的な理由による解雇(整理解雇)を行う際に定めなければならない解雇の順番の基準において、高齢者等の状況を特に考慮しなければならない。		雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律」に基づき、解雇をはじめ、募集・採用、賃金及び賃金以外の金品支給、福利厚生、教育・訓練と配置、転勤、昇進、退職、解雇などあらゆる分野で年齢を理由とする差別が禁止されている。

資料出所 厚生労働省、アメリカ連邦労働省、イギリスGov.uk、ドイツ労働社会省、フランス法律データベース(Legifrance)及び労働省等、中国国务院、韓国雇用労働部、各ウェブサイト

4. 失業・失業保険・雇用調整

Unemployment, Unemployment Insurance
and Employment Adjustment

4-1 ILO定義失業率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第4-1表 調整失業率」(p.140)を参照。

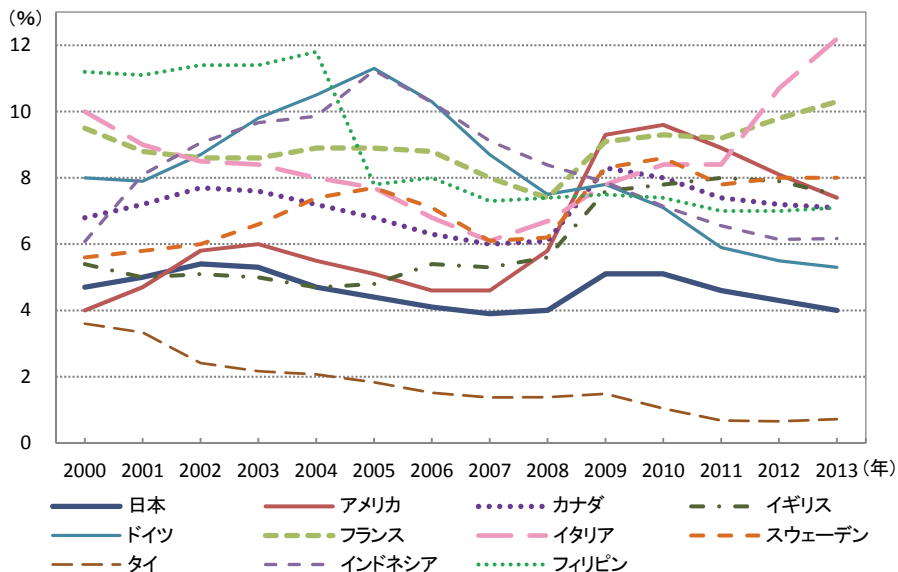
各国で公表されている失業率は、国によって定義が異なるため、そのままでは国際比較ができない。そこでILOでは、ILO指針による失業率を定義している。この定義に基づいて各国の失業率が比較可能となるよう試算しているのが、OECDによる「調整失業率」である。調整失業率 (Harmonised unemployment rates) は、2009年1月以降、それまでの標準化失業率 (Standardised unemployment rates) から名称変更されたものである。

日本の失業率は2002年まで上昇傾向にあったが、2003年から2007年にかけて徐々に低下した。しかし、2008年のリーマンショックの影響で2009年と2010年は5.1%に上昇した。その後、失業率は再び低下し、2013年はリーマンショック前とほぼ同水準の4.0%に改善した。

ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、イギリスでは1990年から2008年にかけて失業率の大幅な低下がみられた。一方、ドイツ、フランス、スウェーデンでは1990年から2005年にかけて失業率の上昇傾向が続いたが、その後しばらくは低下していた。しかし、ドイツの例外を除きいずれの国も2008年秋以降、世界的な経済危機の影響で失業率が上昇した。その後、イギリス、スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランドの失業率は横ばい、アメリカ、カナダ、ドイツは低下傾向、フランスは上昇傾向を示している。

4 失業・失業保険・雇用調整

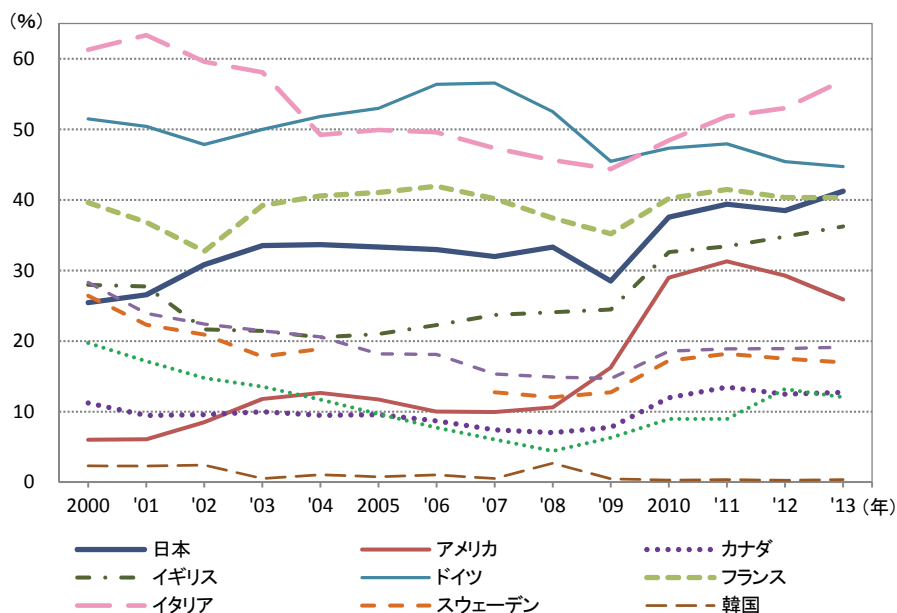
4-2 失業率（各国公表値）



▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第4-2表 失業率(各国公表値)」(p.141)を参照。

各国公表値による失業率の推移をみると、2005年から2010年にかけて、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、イタリア、スウェーデンなど、ドイツを除いて欧米諸国の失業率は軒並み上昇した。これは2008年秋以降の金融危機の影響によるものと考えられる。すでに低成長にシフトしていたこれらの先進諸国で失業率の上昇がみられた一方、タイ、インドネシア、フィリピンなどのアジア諸国では逆に失業率が低下した。成長力が失業リスクを上回って維持されたとの見方もできよう。日本は欧米諸国と同様、失業率がわずかに上昇した。ただし、こうした違いの背景には、成長率の差異等の経済動向のみならず、年齢の人口構成、慣行及び政策制度面での差異といった構造的要因もあると考えられる。なお失業率の定義は各国ごとに異なるため、公表値をそのまま比較することは適当ではない。

4-3 長期失業者の割合



▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第4-5表 長期失業者の割合(1年以上)」(p.146)を参照。

(注)スウェーデンの2005年, 2006年値はなし。

各国ごとに統計上の失業者の定義が異なるため厳密な比較はできないが、失業者に占める長期失業者の割合は、欧州大陸主要国及び日本で高い。2013年の1年以上の長期失業者の割合は、イタリア (56.9%)、ドイツ (44.7%)、日本 (41.2%)、フランス (40.4%) で4割を超えている。アメリカでも1年以上の長期失業者の割合は2008年の10.6%から2011年の31.3%へと急速に上昇した後、2013年は25.9%に低下した。他方、韓国では2009年以降、0.5%未満のかなり低い水準が続いている。

こうした動向の背景には、各国の経済成長率の差異等の景気動向のほか、雇用慣行や政策制度面での差異など構造的な要因も影響していると考えられる。

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-1表 調整失業率¹⁾

Table 4-1: Harmonised unemployment rates

		(%)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	4.7	4.4	3.8	4.0	5.1	5.1	4.6	4.4	4.0
アメリカ	USA	4.0	5.1	4.6	5.8	9.3	9.6	9.0	8.1	7.4
カナダ	CAN	6.8	6.8	6.0	6.1	8.3	8.0	7.5	7.2	7.1
イギリス	GBR	5.4	4.8	5.3	5.7	7.6	7.8	8.0	7.9	7.5
ドイツ	DEU	8.0	11.3	8.7	7.5	7.8	7.1	6.0	5.5	5.3
フランス	FRA	9.0	8.9	8.0	7.5	9.1	9.3	9.2	9.8	10.3
イタリア	ITA	10.1	7.7	6.1	6.7	7.8	8.4	8.4	10.7	12.2
オランダ	NLD	3.1	5.3	3.6	3.1	3.7	4.5	4.5	5.3	6.7
ベルギー	BEL	6.9	8.4	7.5	7.0	7.9	8.3	7.2	7.6	8.5
ルクセンブルク	LUX	2.2	4.7	4.2	4.9	5.1	4.6	4.8	5.1	5.8
デンマーク	DNK	4.3	4.8	3.8	3.5	6.0	7.5	7.6	7.5	7.0
スウェーデン	SWE	5.6	7.6	6.1	6.2	8.3	8.6	7.8	8.0	8.0
フィンランド	FIN	9.8	8.4	6.9	6.4	8.2	8.4	7.8	7.7	8.2
ノルウェー	NOR	3.2	4.5	2.5	2.6	3.2	3.6	3.3	3.2	3.5
オーストリア	AUT	3.6	5.2	4.4	3.8	4.8	4.4	4.1	4.4	4.9
スイス	CHE	—	—	—	—	—	4.5	4.0	4.2	4.4
アイルランド	IRL	4.2	4.4	4.7	6.4	12.0	13.9	14.7	14.7	13.1
ギリシャ	GRC	11.2	9.9	8.3	7.7	9.5	12.6	17.7	24.3	27.3
スペイン	ESP	11.9	9.2	8.2	11.3	17.9	19.9	21.4	24.8	26.1
ポルトガル	PRT	4.5	8.5	8.9	8.5	10.6	12.0	12.9	15.8	16.5
韓国	KOR	4.4	3.7	3.3	3.2	3.7	3.7	3.4	3.2	3.1
オーストラリア	AUS	6.3	5.0	4.4	4.2	5.6	5.2	5.1	5.2	5.7
ニュージーランド	NZL	6.2	3.8	3.7	4.2	6.1	6.5	6.5	6.9	6.2
メキシコ	MEX	2.5	3.6	3.7	4.0	5.5	5.4	5.2	5.0	4.9

資料出所 OECD (2014.9) *Employment Outlook 2014*

(注) 1) OECDの調整失業率は、ILOガイドラインに基づくもので、失業者は、生産年齢の者で、就業しておらず、就業可能な状態で、かつ求職活動を積極的に行った者と定義される。本表のデータはできるだけ時系列での比較可能性を確保するよう調整されたものである。データはすべて労働力調査に基づく推計を基準にしている。EU加盟国、ノルウェーの失業率は、欧州統計局(Eurostat)が算出している。その他のOECD加盟国については、OECDがデータの収集及び失業率の算出を行っている。

第4-2表 失業率（各国公表値）

Table 4-2: Unemployment rates (officially published national sources)

		(%)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ¹⁾	JPN	4.7	4.4	3.9	4.0	5.1	5.1	4.6	4.3	4.0
アメリカ	USA	4.0	5.1	4.6	5.8	9.3	9.6	8.9	8.1	7.4
カナダ	CAN	6.8	6.8	6.0	6.1	8.3	8.0	7.4	7.2	7.1
イギリス	GBR	5.4	4.8	5.3	5.6	7.6	7.8	8.0	7.9	7.5
ドイツ	DEU	8.0	11.3	8.7	7.5	7.8	7.1	5.9	5.5	5.3
フランス	FRA	9.5	8.9	8.0	7.4	9.1	9.3	9.2	9.8	10.3
イタリア	ITA	10.0	7.7	6.1	6.7	7.8	8.4	8.4	10.7	12.2
オランダ	NDL	3.1	5.3	3.6	3.1	3.7	4.5	4.4	5.3	6.7
ベルギー	BEL	6.9	8.5	7.5	7.0	7.9	8.3	7.2	7.6	8.4
ルクセンブルク	LUX	2.2	4.6	4.2	4.9	5.1	4.6	4.8	5.1	5.9
デンマーク	DNK	4.3	4.8	3.8	3.4	6.0	7.5	7.6	7.5	7.0
スウェーデン	SWE	5.6	7.7	6.1	6.2	8.3	8.6	7.8	8.0	8.0
フィンランド	FIN	9.8	8.4	6.9	6.4	8.2	8.4	7.8	7.7	8.2
ノルウェー	NOR	3.2	4.5	2.5	2.5	3.2	3.6	3.3	3.2	3.5
ロシア	RUS	10.6	7.1	6.0	6.2	8.3	7.3	6.5	5.5	5.5
オーストリア	AUS	3.6	5.2	4.4	3.8	4.8	4.4	4.2	4.3	4.9
アイルランド	IRL	4.2	4.4	4.7	6.4	12.0	13.9	14.7	14.7	13.1
ギリシャ	GRC	11.2	10.0	8.4	7.8	9.6	12.7	17.9	24.5	27.5
スペイン	ESP	11.9	9.2	8.2	11.3	17.9	19.9	21.4	24.8	26.1
ポルトガル ²⁾	PRT	4.5	8.5	8.9	8.5	10.6	12.0	12.9	15.8	16.4
中国	CHN	3.1	4.2	4.0	4.2	4.3	4.1	4.1	4.1	4.1
香港	HKG	4.9	5.6	4.0	3.5	5.3	4.3	3.4	3.3	3.4
台湾	TWN	3.0	4.1	3.9	4.1	5.9	5.2	4.4	4.2	4.2
韓国	KOR	4.4	3.7	3.2	3.2	3.6	3.7	3.4	3.2	3.1
シンガポール ³⁾	SGP	3.7	4.1	3.0	3.2	4.3	3.1	2.9	2.8	2.8
マレーシア	MYS	3.0	3.5	3.2	3.3	3.7	3.3	3.1	3.0	3.1
タイ	THA	3.6	1.8	1.4	1.4	1.5	1.0	0.7	0.7	0.7
インドネシア ⁴⁾	IDN	6.1	11.2	9.1	8.4	7.9	7.1	6.6	6.1	6.2
フィリピン	PHL	11.2	7.8	7.3	7.4	7.5	7.4	7.0	7.0	7.1
オーストラリア	AUS	6.3	5.0	4.4	4.3	5.5	5.2	5.1	5.2	5.7
ニュージーランド	NZL	6.1	3.8	3.7	4.2	6.1	6.5	6.5	6.9	6.2
ブラジル ⁵⁾	BRA	—	9.9	9.3	7.9	8.1	6.7	6.0	5.5	5.4

資料出所 日本:総務省統計局(2014.7)「労働力調査(長期時系列)」

アメリカ:労働省(2014.2) *LFS from the Current Population Survey*カナダ:Statistics Canada(2014.8) *Table 282-0086, Labour force survey estimates*

欧州:Eurostat Database“LFS main indicators” 2014年8月現在

ロシア:連邦国家統計庁(<http://www.gks.ru/>) 2014年8月現在

中国:人力資源社会保障部(2014.5)「2013年度人力資源・社会保障事業発展統計公報」

香港:統計局(<http://www.censtatd.gov.hk/>) 2014年8月現在台湾:国家統計資料庁(<http://eng.stat.gov.tw/>) 2014年8月現在韓国:国家統計庁(2014) *Economically Active Population Survey*ブラジル:地理・統計院(<http://www.ibge.gov.br/>) 2014年8月現在

その他:各国政府統計「労働力調査」及びILO Database (ILOSTAT) 2014年8月現在

(注) 失業者の定義については第4-7表(p.148)を参照。

1) 日本の2011年は東日本大震災の影響による欠損データを補完推計した値。

2) 2010年以前は推計値。

3) 国籍保有者・永住権保有者を対象。

4) 2005年は11月の数値, 2000年及び2006年以降は8月の数値。

5) 10歳以上を対象。

第4-3表 年齢階級別失業者数・構成比(2013年)

Table 4-3: Unemployment by age group, 2013

(男女計/Total)		(千人/thousands, (%))			
歳/age group		15～19	20～24	25～29	30～34
日本	JPN	60 (2.3)	300 (11.3)	370 (14.0)	280 (10.6)
アメリカ ¹⁾	USA	1,327 (11.6)	1,997 (17.4)	1,364 (11.9)	1,140 (9.9)
カナダ	CAN	198 (14.7)	190 (14.1)	153 (11.3)	128 (9.5)
イギリス ¹⁾	GBR	389 (15.8)	543 (22.1)	327 (13.3)	202 (8.2)
ドイツ	DEU	101 (4.5)	255 (11.2)	279 (12.3)	252 (11.1)
フランス	FRA	172 (6.1)	484 (17.1)	445 (15.7)	345 (12.2)
イタリア	ITA	132 (4.3)	523 (16.8)	502 (16.1)	426 (13.7)
スウェーデン	SWE	66 (16.1)	90 (21.9)	50 (12.1)	37 (8.9)
香港 ²⁾	HKG	5 (4.2)	23 (19.8)	17 (14.5)	9 (7.7)
韓国	KOR	26 (3.2)	129 (16.0)	176 (21.8)	111 (13.7)
シンガポール ³⁾	SGP	2 (2.9)	15 (18.4)	11 (13.8)	8 (9.2)
フィリピン	PHL	474 (16.3)	935 (32.2)	882 (30.4)	
オーストラリア	AUS	129 (18.8)	123 (18.0)	86 (12.6)	63 (9.2)
ニュージーランド	NZL	32 (21.5)	28 (18.4)	18 (12.0)	12 (7.8)
		35～39	40～44	45～49	50～54
日本	JPN	290 (10.9)	300 (11.3)	240 (9.1)	210 (7.9)
アメリカ ¹⁾	USA	978 (8.5)	935 (8.2)	961 (8.4)	983 (8.6)
カナダ	CAN	103 (7.6)	110 (8.2)	119 (8.8)	132 (9.8)
イギリス ¹⁾	GBR	171 (6.9)	205 (8.3)	207 (8.4)	184 (7.5)
ドイツ	DEU	203 (9.0)	228 (10.1)	255 (11.2)	263 (11.6)
フランス	FRA	291 (10.3)	293 (10.4)	287 (10.1)	229 (8.1)
イタリア	ITA	388 (12.5)	364 (11.7)	339 (10.9)	238 (7.6)
スウェーデン	SWE	32 (7.8)	31 (7.5)	31 (7.6)	26 (6.3)
香港 ²⁾	HKG	9 (7.8)	12 (9.8)	15 (12.2)	14 (11.5)
韓国	KOR	64 (7.9)	73 (9.0)	61 (7.6)	56 (7.0)
シンガポール ³⁾	SGP	9 (10.4)	8 (9.4)	8 (9.7)	7 (8.7)
フィリピン	PHL	307 (10.6)		186 (6.4)	
オーストラリア	AUS	58 (8.4)	58 (8.5)	52 (7.5)	47 (6.8)
ニュージーランド	NZL	11 (7.4)	11 (7.3)	11 (7.2)	10 (6.5)
		55～59	60～64	65～	計/Total
日本	JPN	210 (7.9)	240 (9.1)	150 (5.7)	2,650 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	812 (7.1)	529 (4.6)	434 (3.8)	11,460 (100)
カナダ	CAN	111 (8.3)	77 (5.7)	28 (2.1)	1,347 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	136 (5.5)	74 (3.0)	24 (1.0)	2,462 (100)
ドイツ	DEU	246 (10.9)	177 (7.8)	8 (0.4)	2,267 (100)
フランス	FRA	218 (7.7)	56 (2.0)	9 (0.3)	2,827 (100)
イタリア	ITA	141 (4.5)	51 (1.7)	8 (0.2)	3,113 (100)
スウェーデン	SWE	24 (5.9)	21 (5.1)	3 (0.7)	411 (100)
香港 ²⁾	HKG	10 (8.4)	5 (4.2)		118 (100)
韓国	KOR	50 (6.2)	32 (4.0)	29 (3.6)	807 (100)
シンガポール ³⁾	SGP	6 (7.4)	5 (5.6)	4 (4.5)	83 (100)
フィリピン	PHL	100 (3.4)		20 (0.7)	2,905 (100)
オーストラリア	AUS	37 (5.4)	27 (4.0)	6 (0.9)	687 (100)
ニュージーランド	NZL	9 (5.8)	7 (4.7)	2 (1.3)	149 (100)

(注) 労働力調査ベース。()内の数字は構成比(%)。

1) アメリカ、イギリスの15～19歳欄は16～19歳を対象。

2) 香港は第4四半期の結果。

3) シンガポールは6月の数値。

(男性/Male)		(千人/thousands, (%))			
歳/age group		15～19	20～24	25～29	30～34
日本	JPN	30 (1.9)	170 (10.5)	230 (14.2)	170 (10.5)
アメリカ ¹⁾	USA	746 (11.8)	1,143 (18.1)	778 (12.3)	603 (9.6)
カナダ	CAN	107 (14.2)	112 (14.8)	87 (11.6)	72 (9.6)
イギリス ¹⁾	GBR	230 (16.2)	315 (22.1)	200 (14.1)	114 (8.0)
ドイツ	DEU	58 (4.5)	149 (11.5)	165 (12.8)	146 (11.3)
フランス	FRA	96 (6.4)	260 (17.4)	235 (15.8)	192 (12.9)
イタリア	ITA	76 (4.5)	295 (17.3)	256 (15.1)	228 (13.4)
スウェーデン	SWE	32 (14.7)	51 (23.3)	27 (12.2)	18 (8.1)
香港 ²⁾	HKG	3 (3.8)	13 (19.2)	10 (14.9)	5 (7.4)
韓国	KOR	13 (2.5)	54 (10.9)	115 (23.1)	77 (15.5)
シンガポール ³⁾	SGP	0.8 (2.0)	6 (13.5)	6 (15.5)	3 (8.4)
フィリピン	PHL	286 (15.7)	539 (29.6)	549 (30.2)	
オーストラリア	AUS	69 (18.2)	70 (18.7)	48 (12.8)	34 (9.0)
ニュージーランド	NZL	16 (23.0)	15 (20.4)	7 (10.0)	5 (7.5)
		35～39	40～44	45～49	50～54
日本	JPN	170 (10.5)	170 (10.5)	140 (8.6)	120 (7.4)
アメリカ ¹⁾	USA	511 (8.1)	504 (8.0)	508 (8.0)	530 (8.4)
カナダ	CAN	54 (7.2)	58 (7.7)	61 (8.1)	74 (9.8)
イギリス ¹⁾	GBR	84 (5.9)	96 (6.7)	117 (8.2)	110 (7.8)
ドイツ	DEU	114 (8.8)	127 (9.8)	137 (10.6)	147 (11.4)
フランス	FRA	148 (9.9)	150 (10.0)	143 (9.6)	115 (7.7)
イタリア	ITA	194 (11.4)	182 (10.7)	184 (10.8)	144 (8.5)
スウェーデン	SWE	17 (7.5)	16 (7.4)	16 (7.3)	14 (6.3)
香港 ²⁾	HKG	5 (7.4)	6 (8.2)	8 (10.8)	9 (12.3)
韓国	KOR	42 (8.5)	45 (9.0)	34 (6.8)	36 (7.3)
シンガポール ³⁾	SGP	3 (8.4)	4 (9.3)	4 (9.6)	4 (10.3)
フィリピン	PHL	209 (11.5)		144 (7.9)	
オーストラリア	AUS	31 (8.2)	28 (7.4)	25 (6.8)	26 (6.8)
ニュージーランド	NZL	5 (6.5)	4 (5.8)	5 (7.2)	5 (6.3)
		55～59	60～64	65～	計/Total
日本	JPN	140 (8.6)	180 (11.1)	110 (6.8)	1,620 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	447 (7.1)	294 (4.7)	250 (4.0)	6,314 (100)
カナダ	CAN	63 (8.4)	45 (6.0)	20 (2.6)	752 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	80 (5.6)	54 (3.8)	21 (1.5)	1,421 (100)
ドイツ	DEU	142 (11.0)	103 (8.0)	4 (0.3)	1,292 (100)
フランス	FRA	120 (8.0)	30 (2.0)	4 (0.3)	1,492 (100)
イタリア	ITA	97 (5.7)	40 (2.4)	5 (0.3)	1,702 (100)
スウェーデン	SWE	15 (6.7)	13 (5.9)	1.4 (0.6)	220 (100)
香港 ²⁾	HKG	8 (11.0)	4 (5.5)		69 (100)
韓国	KOR	37 (7.4)	27 (5.4)	18 (3.6)	498 (100)
シンガポール ³⁾	SGP	3 (8.1)	4 (8.8)	3 (6.6)	41 (100)
フィリピン	PHL	76 (4.2)		13 (0.7)	1,818 (100)
オーストラリア	AUS	22 (6.0)	18 (4.9)	4 (1.2)	376 (100)
ニュージーランド	NZL	4 (5.5)	4 (5.8)	2 (2.1)	71 (100)

第4-3表 年齢階級別失業者数・構成比(2013年)(続き)

Table 4-3: Unemployment by age group, 2013 (cont.)

(女性/Female)		(千人/thousands, (%))			
歳/age group		15～19	20～24	25～29	30～34
日本	JPN	30 (2.9)	130 (12.6)	140 (13.6)	110 (10.7)
アメリカ ¹⁾	USA	581 (11.3)	854 (16.6)	586 (11.4)	537 (10.4)
カナダ	CAN	90 (15.2)	79 (13.2)	66 (11.0)	56 (9.4)
イギリス ¹⁾	GBR	159 (15.3)	228 (21.9)	127 (12.2)	88 (8.5)
ドイツ	DEU	43 (4.4)	106 (10.9)	114 (11.7)	106 (10.9)
フランス	FRA	77 (5.7)	224 (16.8)	209 (15.7)	152 (11.4)
イタリア	ITA	56 (4.0)	228 (16.2)	246 (17.5)	198 (14.0)
スウェーデン	SWE	34 (17.8)	39 (20.4)	23 (11.9)	19 (9.8)
香港 ²⁾	HKG	3 (5.1)	10 (20.6)	7 (14.1)	4 (8.1)
韓国	KOR	13 (4.2)	75 (24.3)	61 (19.6)	34 (10.9)
シンガポール ³⁾	SGP	1.6 (3.8)	10 (23.4)	5 (12.2)	4 (10.0)
フィリピン	PHL	188 (17.3)	396 (36.4)	333 (30.6)	
オーストラリア	AUS	61 (19.5)	53 (17.1)	38 (12.3)	30 (9.5)
ニュージーランド	NZL	16 (20.2)	13 (16.6)	11 (13.8)	6 (8.2)
		35～39	40～44	45～49	50～54
日本	JPN	120 (11.7)	140 (13.6)	100 (9.7)	90 (8.7)
アメリカ ¹⁾	USA	467 (9.1)	431 (8.4)	453 (8.8)	453 (8.8)
カナダ	CAN	49 (8.2)	52 (8.7)	58 (9.7)	58 (9.7)
イギリス ¹⁾	GBR	87 (8.3)	109 (10.5)	90 (8.7)	74 (7.1)
ドイツ	DEU	89 (9.1)	101 (10.4)	118 (12.1)	116 (11.9)
フランス	FRA	143 (10.7)	143 (10.7)	144 (10.8)	114 (8.5)
イタリア	ITA	193 (13.7)	182 (12.9)	155 (11.0)	94 (6.7)
スウェーデン	SWE	15 (8.1)	15 (7.6)	15 (8.1)	12 (6.3)
香港 ²⁾	HKG	4 (8.1)	6 (12.0)	7 (14.3)	5 (10.4)
韓国	KOR	22 (7.1)	28 (9.1)	27 (8.7)	20 (6.4)
シンガポール ³⁾	SGP	5 (12.2)	4 (9.8)	4 (9.8)	3 (6.9)
フィリピン	PHL	98 (9.0)		42 (3.9)	
オーストラリア	AUS	27 (8.7)	30 (9.7)	26 (8.5)	21 (6.7)
ニュージーランド	NZL	6 (8.2)	7 (8.7)	6 (7.3)	5 (6.6)
		55～59	60～64	65～	計/Total
日本	JPN	70 (6.8)	70 (6.8)	30 (2.9)	1,030 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	365 (7.1)	235 (4.6)	184 (3.6)	5,146 (100)
カナダ	CAN	48 (8.1)	32 (5.3)	8 (1.4)	595 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	55 (5.3)	20 (2.0)	3 (0.2)	1,041 (100)
ドイツ	DEU	104 (10.7)	74 (7.6)	4 (0.4)	975 (100)
フランス	FRA	98 (7.4)	26 (1.9)	5 (0.4)	1,335 (100)
イタリア	ITA	44 (3.1)	11 (0.8)	2 (0.2)	1,411 (100)
スウェーデン	SWE	10 (5.1)	8 (4.2)	1.6 (0.8)	191 (100)
香港 ²⁾	HKG	2 (4.7)	1.2 (2.4)		49 (100)
韓国	KOR	13 (4.3)	5 (1.7)	11 (3.6)	309 (100)
シンガポール ³⁾	SGP	3 (6.9)	1.1 (2.6)	1.0 (2.4)	42 (100)
フィリピン	PHL	23 (2.1)		7 (0.6)	1,087 (100)
オーストラリア	AUS	14 (4.6)	9 (2.9)	2 (0.5)	311 (100)
ニュージーランド	NZL	5 (6.1)	3 (3.7)	0.5 (0.6)	78 (100)

資料出所 日本:総務省統計局「労働力調査(長期時系列)」2014年9月現在

日本を除くOECD諸国:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2014年9月現在

その他の国:各国政府統計資料

第4-4表 年齢階級別失業率

Table 4-4: Unemployment rates by age group

(%)

年齢階級/age group		2005年			2010			2013		
		15～24	25～54	55～64	15～24	25～54	55～64	15～24	25～54	55～64
日本	JPN	8.7	4.2	4.1	9.4	4.8	5.0	6.9	4.1	3.7
アメリカ ¹⁾	USA	11.3	4.1	3.3	18.4	8.6	7.1	15.5	6.3	5.3
カナダ	CAN	12.4	5.8	5.4	14.8	6.9	6.6	13.7	5.9	6.4
イギリス ¹⁾	GBR	12.2	3.4	2.6	19.3	6.1	4.8	20.9	5.8	4.7
ドイツ	DEU	15.2	10.4	12.7	9.7	6.6	7.7	7.9	4.9	5.8
フランス	FRA	20.6	7.8	5.3	22.9	8.0	6.6	23.9	8.7	7.0
イタリア ²⁾	ITA	24.0	6.7	3.5	27.9	7.6	3.6	40.0	11.3	5.7
オランダ	NLD	9.4	4.5	4.5	8.7	3.6	4.0	11.0	5.8	6.3
ベルギー	BEL	21.5	7.4	4.4	22.4	7.3	4.6	23.7	7.4	5.4
ルクセンブルク	LUX	13.7	3.9	2.1	14.2	3.9	2.3	15.5	5.3	4.7
デンマーク	DNK	8.6	4.1	5.2	14.0	6.6	5.5	13.1	6.3	5.1
スウェーデン ¹⁾	SWE	22.0	6.2	4.5	24.8	6.4	5.8	23.6	6.1	5.1
フィンランド	FIN	18.9	6.9	6.9	20.3	6.9	6.5	20.0	6.7	6.7
ノルウェー ¹⁾	NOR	12.0	4.0	1.7	9.3	3.1	1.4	9.2	2.9	1.3
ロシア	RUS	15.5	6.1	4.0	16.9	6.3	4.9	13.8	4.7	3.7
オーストリア	AUT	10.3	4.4	3.6	8.8	4.0	2.2	9.2	4.4	3.5
スイス	CHE	8.8	3.8	3.7	7.8	4.2	3.5	8.5	4.1	3.0
アイルランド	IRL	9.8	4.0	3.0	28.3	12.6	8.3	29.6	12.6	10.7
スペイン ¹⁾	ESP	19.6	8.0	6.3	41.5	18.4	14.2	55.5	24.5	20.0
ポルトガル	PRT	16.2	7.2	6.1	22.8	10.7	8.9	38.1	15.5	13.7
チェコ	CZE	19.3	7.1	5.2	18.3	6.4	6.5	19.0	6.2	5.8
ポーランド	POL	37.8	16.0	11.2	23.7	8.3	7.1	27.3	9.0	7.7
EU-15		16.5	7.2	6.4	20.0	8.6	6.8	22.8	10.2	7.7
EU-21		18.3	8.0	6.6	20.5	8.6	6.9	23.2	10.0	7.6
韓国	KOR	10.2	3.4	2.5	9.8	3.5	2.9	9.3	2.9	2.1
オーストラリア	AUS	10.6	3.9	3.4	11.6	4.0	3.2	12.2	4.6	3.8
ニュージーランド	NZL	9.7	2.8	1.9	17.1	4.9	3.4	15.8	4.7	4.0
ブラジル ³⁾	BRA	19.3	6.6	3.2	17.8	6.3	3.0	14.6	4.5	2.3
メキシコ	MEX	6.6	2.8	2.1	9.3	4.4	3.1	9.2	4.3	2.8

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “LFS by sex and age: indicators” 2014年9月現在

日本: 総務省統計局「労働力調査(長期時系列)」2014年9月現在

- (注) 1) 15～24歳欄は16～24歳の数値(スウェーデン・ノルウェーは2005年のみ)。
 2) 15～24歳欄は2005年までは15～24歳, 2010年, 2013年は16～24歳の数値。
 3) 2010年欄は2009年の数値, 2013年欄は2012年の数値。

第4-5表 長期失業者の割合

Table 4-5: Incidence of long-term unemployment among total unemployment

		(%)									
失業期間 duration of unemployment	年	6か月以上1年未満 6 to 12 months					1年以上 1 year and over				
		2000	2005	2010	2012	2013	2000	2005	2010	2012	2013
日本	JPN	21.4	15.8	18.0	16.2	14.8	25.5	33.3	37.6	38.5	41.2
アメリカ ¹⁾	USA	5.4	7.9	14.3	11.8	11.7	6.0	11.8	29.0	29.3	25.9
カナダ	CAN	8.3	7.5	11.2	8.9	9.6	11.3	9.6	12.0	12.5	12.7
イギリス ¹⁾	GBR	15.2	15.9	19.9	18.7	17.2	28.0	21.0	32.6	34.8	36.3
ドイツ	DEU	16.1	16.3	16.1	14.5	15.5	51.5	53.0	47.4	45.4	44.7
フランス	FRA	16.8	18.7	19.7	19.1	19.1	39.6	41.1	40.2	40.4	40.4
イタリア ¹⁾	ITA	16.3	14.2	16.1	15.6	14.5	61.3	49.9	48.5	53.0	56.9
オランダ ²⁾	NLD	37.3	19.6	20.9	17.3	18.9	43.5	40.2	27.6	33.7	35.9
ベルギー	BEL	15.4	15.1	17.3	16.2	17.8	56.3	51.7	48.8	44.7	46.0
デンマーク	DNK	18.1	16.6	18.5	16.7	16.4	20.0	23.4	20.2	28.0	25.5
スウェーデン ^{1) 3)}	SWE	15.1	18.4	17.6	15.5	16.0	26.4	18.9	17.3	17.5	17.0
フィンランド	FIN	17.4	16.9	15.9	14.4	14.8	29.0	24.9	23.6	21.7	21.2
ノルウェー ¹⁾	NOR	11.2	15.8	21.9	20.1	19.6	5.3	9.5	9.5	8.7	9.2
ロシア	RUS	19.0	19.3	17.4	17.5	18.8	46.2	39.0	30.0	30.9	31.0
オーストリア	AUT	13.8	18.0	17.9	18.1	19.0	25.8	25.3	25.2	24.8	24.3
スイス	CHE	16.8	20.1	22.7	15.9	20.3	29.0	39.0	33.1	35.3	33.2
アイルランド ²⁾	IRL	20.8	16.9	21.0	14.0	14.3	55.3	33.4	49.1	61.7	60.6
ギリシャ	GRC	17.1	17.8	17.8	15.5	13.6	56.4	52.1	45.0	59.3	67.5
スペイン ¹⁾	ESP	19.7	15.2	21.1	19.0	17.3	42.4	24.5	36.6	44.4	49.7
ポルトガル	PRT	17.2	18.7	18.2	18.8	16.9	42.9	48.2	52.3	48.7	56.3
チェコ	CZE	21.1	19.1	22.9	20.5	20.6	48.8	53.6	43.3	43.4	44.9
ポーランド	POL	25.2	19.5	21.0	20.1	19.8	37.9	52.2	25.5	34.8	36.5
EU-15		16.8	16.5	18.8	17.5	16.7	45.4	41.9	39.9	43.9	47.2
EU-21		18.3	17.0	19.2	17.8	17.0	44.6	44.5	39.5	43.7	46.7
韓国	KOR	11.8	10.8	6.6	8.2	7.5	2.3	0.8	0.3	0.3	0.4
オーストラリア	AUS	14.0	12.4	14.7	14.1	15.1	28.3	18.2	18.6	19.0	19.2
ニュージーランド	NZL	17.0	12.7	19.1	18.8	19.8	19.8	9.7	9.0	13.2	12.1
メキシコ	MEX	4.0	2.9	3.7	2.2	2.8	1.2	2.1	2.0	1.8	1.5

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Incidence of unemployment by duration” 2014年9月現在

(注) 1) 最低年齢は15歳ではなく16歳(イタリアは2009年以降, ノルウェーは2005年迄, スウェーデンは2006年迄)。

2) 2000年の欄は, 1999年の数値。

3) 2005年の欄は, 2004年の数値。

第4-6表 失業期間別構成比（2013年）

Table 4-6: Incidence of unemployment by duration, 2013

		(%)				
		1か月未満 Less than 1 month	1～3か月 1 to 3 months	3～6か月 3 to 6 months	6～12か月 6 to 12 months	1年以上 1 year and more
日本	JPN	11.3	18.7	14.0	14.8	41.2
アメリカ	USA	22.6	24.1	15.8	11.7	25.9
カナダ	CAN	24.0	37.7	16.0	9.6	12.7
イギリス	GBR	10.9	19.3	16.4	17.2	36.3
ドイツ	DEU	9.4	16.0	14.4	15.5	44.7
フランス	FRA	4.9	18.0	17.7	19.1	40.4
イタリア	ITA	4.7	10.8	13.0	14.5	56.9
オランダ	NLD	6.7	19.7	18.9	18.9	35.9
ベルギー	BEL	3.4	17.4	15.4	17.8	46.0
デンマーク	DNK	17.6	21.5	19.0	16.4	25.5
スウェーデン ¹⁾	SWE	25.4	24.3	17.3	16.0	17.0
フィンランド	FIN	12.3	31.9	19.8	14.8	21.2
ノルウェー	NOR	26.6	26.9	17.8	19.6	9.2
ロシア	RUS	11.9	21.6	16.6	18.8	31.0
オーストリア	AUT	9.1	25.5	22.1	19.0	24.3
スイス	CHE	8.5	20.1	17.9	20.3	33.2
アイルランド	IRL	4.4	10.1	10.6	14.3	60.6
ギリシャ	GRC	3.1	6.8	9.1	13.6	67.5
スペイン	ESP	5.8	13.3	13.9	17.3	49.7
ポルトガル	PRT	3.2	11.4	12.3	16.9	56.3
チェコ	CZE	6.5	12.3	15.6	20.6	44.9
ポーランド	POL	10.9	15.3	17.5	19.8	36.5
EU-15		6.7	14.8	14.6	16.7	47.2
EU-21		7.1	14.6	14.7	17.0	46.7
韓国 ²⁾	KOR	—	63.9	28.2	7.5	0.4
オーストラリア	AUS	22.3	26.5	16.9	15.1	19.2
ニュージーランド	NZL	24.5	26.0	17.6	19.8	12.1
メキシコ	MEX	41.6	35.8	18.2	2.8	1.5

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Incidence of unemployment by duration”2014年9月現在

(注) 1) 3か月以内に就業予定の者を含む。また16歳以上のフルタイム学生で求職中の数も含む。

2) 韓国の1～3か月の欄は、1か月未満の失業者を含む。

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-7表 失業者の定義

Table 4-7: Definitions of unemployed

	失業者の定義	失業率の算出方法
日本	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去1週間以内に求職活動を行った者。過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	失業者数/労働力人口×100
アメリカ	人口動態調査(CPS)。16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能(一時的な病気の場合は除く)で、過去4週間以内に求職活動を行った者。レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
カナダ	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者及びレイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
イギリス	労働力調査。16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。既に就業先が決まり、2週間以内に就業を開始する待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
ドイツ	小規模国勢調査(Mikrozensus)。仕事への従事が週1時間未満であって、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上74歳以下の者。 (登録失業者)職業安定機関の業務統計。公共職業安定所に求職登録している者の数である。具体的には、仕事への従事が週15時間未満であって、公共職業安定所が紹介する仕事に応じることが可能で、求職活動を行った65歳未満の者。	失業者数/労働力人口×100 登録失業者数/労働力人口×100
フランス	労働力調査(Enquête Emploi en continu)。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、調査週を含む過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者。	失業者数/労働力人口×100
イタリア	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。既に就職が決まっている待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
スウェーデン	労働力調査。調査週において就業しておらず、求職の意思があり、かつ求職活動を行っていた16歳以上65歳未満の者。一時的な理由によって求職活動を行えなかった者、過去4週間以内に行った求職活動の結果を待っている者、及び調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
ロシア	調査期間において、働く意思及び能力を有するにもかかわらず、職業についておらず、職業安定所において求職登録を行っており、現に求職中である者。但し、一時的に就労していない無給/有給家族従業者は、求職の有無を問わず失業者とみなされる。また、フルタイム及びパートタイムの学生、年金受給者、及び禁治産者等無能力者は、求職中で就業意思があっても失業者とみなされる。6か月以上の無給の休暇期間にある者も失業者の範疇に属する。	登録失業者数/労働力人口×100
中国	都市部労働力標本調査。16歳以上の都市部在住者であって、調査週において収入を伴う就業をせず(調査週の次週から就業予定の者を除く)、調査週以前の3か月間に求職活動を行った者で、今後の2週間以内に就業が可能な者。(自営開始の準備中の者、過去に求職活動を行ったが引退し、年金を受給している者を含む。)	失業者数/労働力人口(軍人を除く、都市部のみ)×100
香港	調査時点において仕事がなく、調査時点から遡ること7日以内に就業可能であり、30日以内に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100

	失業者の定義	失業率の算出方法
台湾	労働力調査。調査週において週1時間以上の有給雇用又は週15時間以上の無給家事労働に従事しておらず、就業可能であって求職活動を行っているか待機中の者。なおレイオフされている者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
韓国	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業が可能で、求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
シンガポール	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
マレーシア	労働力調査。調査週において仕事がなく、就業が可能で、調査週に求職活動を行った15歳以上64歳以下の者。一時的な病気又は悪天候で求職活動ができない者、過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	失業者数/労働力人口×100
タイ	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において就労が週1時間未満で、仕事がなく、1週間以内に就業が可能であり、過去30日間に求職活動を行った者。応募中の者、レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
インドネシア	労働力調査。15歳以上であって、未就労で就職活動中の者。但し、①未就労で事業を始める準備中の者、②職を見つけることが期待できないために求職活動をしていない者、③職を得ているが働き始めていない者を含む。	失業者数/労働力人口×100
フィリピン	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業可能な状態であり、求職活動を行った者(但し次の理由により求職活動を行っていない者を含める;仕事がないと諦めている、求職先の応募結果を待っている、悪天候、直前の就業先への再就職待機)。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
オーストラリア	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業が可能で、過去4週間に求職活動を行った者。過去4週間以内に仕事が決まり、新しい仕事を始めるために待機中の者、仮に仕事が決まっていたら就業できた者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
ニュージーランド	労働力調査。働く意欲も能力があって職がなく、かつ調査時点から過去4週間に実際に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100
ブラジル	調査の年に仕事がなく、かつ過去2か月間に求職活動を行った者。求職活動を行っている学生を含む(年ベース)。	失業者数/労働力人口×100
ILO	一定年齢以上の者であって、特定の期間(調査期間)において仕事がなく、調査期間中に就業が可能で、直近の特定期間に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100
EU	EU労働力調査。15歳以上74歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100

資料出所 厚生労働省(2010.3)「2008-2009年海外情勢報告」等
 アメリカ:労働統計局
 EU: 欧州統計局
 イギリス:統計局
 フランス:国立統計経済研究所
 インドネシア:中央統計局(BPS)
 シンガポール:シンガポール統計局(DOS)
 マレーシア:首相府統計局
 タイ:国家統計局(NSO)
 フィリピン:国家統計局(NSO)

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-8表 失業保険制度

Table 4-8: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	抛出し制求職者手当 (JSA)
根拠法	雇用保険法(1974年)	社会保障法(1935年) 連邦失業税法(1939年) 各州失業保険法	求職者法(1995年)
被保険者	全雇用者。65歳以上の者及び公務員は適用除外(被保険者数4,019万人、2014年10月末)	暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主	原則として18歳以上。年金受給年齢(男性65歳、女性62歳)未満のイギリス居住者(但し、16歳及び17歳の者については例外がある)
受給要件	(基本手当) ・ 離職前2年間に12か月以上被保険者期間があること。 但し、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた受給資格者(特定受給資格者)、期間の定めのある労働契約が更新されなかった者やその他やむを得ない理由により離職した者(特定理由離職者)については、離職前1年間に6か月以上の被保険者期間があること。 ・ 公共職業安定所に来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人や公共職業安定所の努力によっても、職業に就くことができない「失業状態」にあること。 ・ 自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。	州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く)は対象とならない。 主な要件は以下の通り。 (1)離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること (2)求職、再就職の能力、意思があること (3)解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	(1)職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2)就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3)過去2年度の間に、被用者として国民保険 ¹⁾ 料を50週分納付したか、いずれか1年について国民保険加入下限額以上の収入を得る仕事に26週以上従事していたこと (4)ワーク・コーチ ²⁾ との間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (5)フルタイムの教育を受けていないこと
給付水準	離職前賃金の50～80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%)。	州毎に異なるが、概ね課税前所得(平均週給)の50%。	16～24歳:週57.35ポンド 25歳以上:週72.40ポンド (2014年12月現在)

- (注) 1) 国民保険(National Insurance)は、失業者や就労困難者向けの抛出し手当、公的年金等を含む単一の社会保険制度である。
2) 求職者に対する各種支援を担当するジョブセンター・プラスの職員(個別相談員)。

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当(ARE)
根拠法	社会法典第3編(SGB III)「雇用促進」(Arbeitsförderderung)	労働法典L.5422-1条及び2011年5月6日の労使協定
被保険者	原則として65歳未満の者	民間の賃金労働者
受給要件	(1)職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること(後者はいわゆる「短時間勤務給付」) (2)求職活動を行い、職業紹介に応じる状態であること (3)離職前2年間において通算12か月以上保険料を納付していること (4)公共職業安定所に失業登録をしていること	(1)失業保険制度に一定期間加入 ・ 50歳未満: 離職直前28か月間で122日(610時間)以上 ・ 50歳以上: 離職直前36か月間で122日(610時間)以上 (2)正当な理由がなく自己都合退職(辞職)した者ではないこと (3)就労活動に必要な身体能力があること (4)雇用局(Pôle emploi)に求職者として登録されていること (5)求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること(再就職活動の指針となる「個別就職計画(PPAE:Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi)」に従って行う) (6)原則として、60歳未満であること
給付水準	従前の手取賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の67%(扶養する子がない者は60%)。	給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる。 ・ 1,143ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の75% ・ 1,143～1,251ユーロ未満: 支給額(日額)は、28.58ユーロの定額 ・ 1,251～2,118ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の40.4%+11.64ユーロ ・ 2,118～12,680ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の57% (2014年5月現在)

第4-8表 失業保険制度（続き）

Table 4-8: Unemployment insurance schemes (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日の間で決められる。 倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者）及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した者（特定理由離職者）については一般の離職者に比べ手厚い給付日数となる場合がある。	最短期間は州毎に異なり1週間から。最長期間は26週間。 ※失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では最長59週。	最長182日(26週)
財源	給付総額の13.75%を国庫負担（2007年度からの暫定措置。本則は25%）、残りが保険料。 一般事業の場合、保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の13.5(2012年4月から)。労働者負担分:1000分の5 事業主負担分:1000分の8.5（このうち失業給付分は1000分の5、雇用安定・能力開発事業分が1000分の3.5）	<保険料> 連邦失業税と州失業税の二つからなり、双方の財源を事業主が負担する。3つの州を除き、被用者負担はない。 連邦失業税率は2011年6月30日以降、年間支払賃金額の6.2%から6.0%へ変更。州失業税率は州ごとに異なる。連邦、州双方の税金を期日までに一括で支払えば、連邦失業率は5.4ポイント減額され、0.6%となる。	<保険料(2014年)> 賃金の25.8% 被用者:12.0% 事業主:13.8% <国庫負担> 原則なし
管理運営機構	中央…厚生労働省 地方…都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理を運営する。	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う。

	ドイツ	フランス
給付期間	失業前5年間に、被保険期間が 12か月：給付6か月、 16か月：給付8か月、 20か月：給付10か月、 24か月：給付12か月 又は、被保険期間が 30か月で50歳以上：給付15か月、 36か月で55歳以上：給付18か月、 48か月で58歳以上：給付24か月	50歳未満： 4か月(122日)～24か月(730日) 50歳以上： 4か月(122日)～36か月(1,095日) 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を 拠出期間不足で受給できない者は、最 長65歳4か月まで受給可能。
財源	<保険料(2013年)> 賃金の3.0%(労使折半)	<保険料(2013年)> 保険料率は総賃金の6.4% 被用者：2.4% 事業主：4.0% <国庫負担> 財源の98.9%は、被用者及び雇用主 の拠出金である。(2007年)
管理運営 機構	連邦労働社会省が監督し、連邦雇用エージェン シーが運営。保険料徴収は疾病金庫が実施。	雇用局(Pôle emploi)
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している 生活困窮者等に対して、連邦政府が支給する 失業給付II制度がある(参考表参照)。 なお、特定の条件を満たした短期有期労働者 は、失業手当へのアクセスが緩和される(2015年 12月31日までの時限措置)。 <受給要件> ・主に社会保険加入義務があり、10週間以下の 有期雇用である。 ・過去12か月の報酬が社会法典第4編18条1項 に基づく基準支給額未満であること。 <給付期間> ・その他すべての条件を満たす場合、6か月に 短縮された以下の受給資格期間が適用され る(2015年12月31日までの時限措置)。 被保険期間が 6か月以上：給付3か月 8か月以上：給付4か月 10か月以上：給付5か月	失業給付の受給期間を満了した長期失 業者などを対象とした連帯特別手当制 度がある(参考表参照)。

資料出所 日本：厚生労働省及びハローワークウェブサイト
 アメリカ：連邦労働省ウェブサイト(<http://workforcesecurity.doleta.gov/unemploy/>)
 イギリス：Gov.ukウェブサイト
 ドイツ：連邦労働社会省(BMAS)及び連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト、労働政策
 研究・研修機構(2014.7)「資料シリーズNo.143、失業保険制度の国際比較」
 フランス：雇用局(Pôle emploi)、政府公共サービス、全国商工業雇用協会(UNEDIC)等
 ウェブサイト

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-8表（参考表） 補足的な失業扶助制度

Reference table 4-8: Supplemental unemployment assistance schemes

	日本	イギリス
制度名	求職者支援制度	所得調査制求職者手当 (Income-based JSA)
根拠法令	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 (2011年10月1日施行)	求職者法 (Jobseekers Act 1995)
管理運営主体	厚生労働省、ハローワーク、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、訓練実施機関	雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンター・プラスで受ける。
財源	政府の一般財源及び雇用保険特別会計	一般財源 (全額国庫負担)
受給対象者	雇用保険に加入できなかった者、雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した者、雇用保険の加入期間不足で雇用保険を受給されない者、自営廃業者、学卒未就職者など	原則として18歳以上年金受給年齢 (男性65歳、女性61歳) 未満の失業者であるイギリス居住者 (但し、16歳及び17歳のものについては例外があり)。
受給要件	以下の全てに該当する者が対象となる。 (1) 雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない者 (2) 本人収入が月8万円以下の者 (3) 世帯全体の収入が月25万円以下 (年300万円以下) の者 (4) 世帯全体の金融資産が300万円以下の者 (5) 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない者 (6) 全ての訓練実施日に出席する者 (やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席) (7) 訓練期間中から訓練終了後、定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける者 (8) 同世帯の者で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない者 (9) 既にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から6年以上経過している者	(1) 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2) 就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3) ワーク・コーチとの間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (4) 現在フルタイムの教育を受けていないこと (5) 抛出处求職者給付の受給資格がないこと又は抛出处求職者給付を超える生活費を必要とすること (6) 資産が16,000ポンド以下であること (7) 収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと
給付水準	職業訓練受講手当: 月額10万円 通所手当: 通所経路に応じた所定の額	世帯構成に応じた個人手当及び各世帯の事情 (障害者、年金受給者がいる等) を要件とした加算金を合わせた適用額から受給者の収入を差し引いた額が給付額となる。また、資産が一定水準以上を越えると給付が減額される。 個人手当 (単位: ポンド、週当たり) 単身者: 18~24歳 57.35, 25歳以上 72.40 両者とも18歳以上のカップル: 113.70 一人親: 18歳未満 57.35, 18歳以上 72.40 (2014年12月現在)
給付期間	原則として最長1年 (ハローワーク所長が特に必要と認めた場合は2年まで)	条件を満たす限り、年金支給開始年齢まで無制限
給付実績等	求職者支援訓練受講者数累計 (2011年10月~2014年3月) 22万4,263人 (2013年度の訓練修了者等の就職状況: 基礎コース 82.6%, 実践コース 83.5%)	85万人 (グレートブリテン, 2014年5月) (抛出处求職者給付の併給者1万900人を含む)

[備考]

日本: 一度でも訓練を欠席したり (やむを得ない理由を除く)、ハローワークの就職支援を拒否すると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となる。
職業訓練受講給付金だけで生活費が不足する者は、労働金庫の貸付制度を利用できる (要返済)。訓練の受講料は無料、テキスト代等は自己負担。

資料出所 日本: 厚生労働省ウェブサイト、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」(平成23年10月)

イギリス: 雇用年金省 (DWP), Gov.ukウェブサイト

(注) アメリカには補足的失業扶助制度はない。

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付II (Arbeitslosengeld II)	連帯特別手当 (ASS: Allocation de solidarité spécifique)
根拠法令	社会法典第2編 (SGB II) 「求職者のための基礎保障 (Grundsicherung für arbeitssuchende)」	労働法典第L5423条など
管理運営 主体	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体	規則制定などの制度管理は政府、事業の管理 運営は雇用局 (Pôle emploi)
財源	連邦政府の一般財源 (全額国庫負担。但し、 受給者に対する住居費及び暖房費は地方 自治体の一般財源)	政府の一般財源 (全額国庫負担)
受給対象 者	働くことが可能で生活に困窮している者 (大 半は失業給付の受給期間が終了した者)	原則失業給付 (雇用復帰支援手当 (ARE)) の受 給期間を満了した長期失業者。自発的にASSの 受給を選択した50歳以上のARE対象者
受給要件	(1) 15歳以上65歳未満であること (2) 1日3時間以上は就労できる者であること (3) 適当な仕事に就き、資産や収入を利用し ても自身の生計を十分に確保できない状 態にあること。 (4) 資産の保有に関しては、現金は対象者 及び対象者の配偶者/内縁も含む (以下 「対象者等」という) それぞれが、年齢1歳 ごとに150ユーロ (最低3,100ユーロ～最 高9,750ユーロ) 認められる。 また、年金目的の貯蓄については、別途、 対象者等の年齢1歳ごとに250ユーロ (最 高16,250ユーロ) 認められる。	(1) 離職前10年間に5年以上就業していたこと (但し、子どもを育てるために休業していた場 合は、3年を上限として子ども一人につき1年、 就業年数の条件を軽減できる)。 なお、離職前10年間に就業していた期間が5 年未満の者については、積極的連帯所得手 当 (RSA: Revenu de solidarité active) を受給 できる。 (2) 実際に求職活動を行っていること (但し、55 歳以上の者については免除される)。 (3) 手当を申請した時点で、家族扶養手当及び 住宅手当を除く一か月の収入が、一定額 (2012年12月31日現在、単身者1,113ユーロ、 夫婦1,749ユーロ) に満たないこと。
給付水準	給付基準月額 (2014年1月1日以降) ・ 単身者: 月額391ユーロ ・ 成人同士 (満18歳以上) のカップル: 1人につき353ユーロ (基準月額の 90%) ・ 就労可能な要扶助者と同一世帯に所属 する者: 313ユーロ (基準月額の80%) ・ 14～17歳: 296ユーロ ・ 6～13歳: 261ユーロ ・ 0～5歳: 229ユーロ	世帯収入に応じて給付額が決まる。 単身者の場合 (月額), 月収644.4ユーロ未満: 483.3ユーロ 月収644.4～1,127.7ユーロ未満: 1,127.7ユーロと収入の差額 月収1,127.7ユーロ以上: 給付ゼロ 夫婦・カップルの場合 (月額1人当たり), 月収1,288ユーロ未満: 483.3ユーロ 月収1,288～1,772.1ユーロ未満: 1,772.1ユーロと収入の差額 月収1,772.1ユーロ以上: 給付ゼロ (2014年10月30日現在)
給付期間	上限無し (65歳まで受給可能)	原則6か月 (更新可能)
給付実績 等	受給者 444万人 (2012年) 支給総額 424億ユーロ (2008年)	受給者 51万2100人 (2014年9月30日, 首都圏) 支給総額 18.32億ユーロ (2009年実績)

ドイツ: 58歳以上の受給者は、求職活動義務を免除されている。

なお、適当な仕事の紹介を拒否するなどの義務違反者は、給付の3割が減額される。2度目の
義務違反者は、給付の6割が減額され、1年に3回の義務違反で請求権がなくなる。

フランス: 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を提出期間不足で受給できない者は、公的年金の満額
支給開始年齢 (65歳から67歳に段階的引き上げ中) まで受給可能。

月に78時間以上の賃金労働に就いた場合、仕事を始めてから3か月間は仕事による収入と
ASSの全額を得られる。4か月目から12か月目までは、ASSの給付額から仕事による収入分が天
引きされるが、雇用局から毎月150ユーロの特別手当が支給。4か月連続で月78時間を超える
ひとつまたは複数の賃金労働に従事した場合、雇用復帰特別手当として1000ユーロが支給。

資料出所 ドイツ: 連邦労働社会省 (BMAS), 連邦雇用エージェンシー (BA) ウェブサイト

フランス: 政府公共サービスウェブサイト, 労働省発表報告書 *Les allocataires du régime de
solidarité nationale en 2009* 等

第4-9表 失業給付受給者数

Table 4-9: Number of persons receiving unemployment benefit

		(千人/thousands)								
	年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ¹⁾	JPN	1,029	628	567	607	855	654	625	576	527
アメリカ ²⁾	USA	2,143	2,709	2,612	3,898	9,122	9,723	7,626	6,035	—
UI (州)		2,110	2,661	2,572	3,306	5,724	4,487	3,681	3,293	—
初回申請者数 (州)		301	328	324	424	568	454	406	373	—
イギリス ³⁾	GBR	1,037	801	807	788	1,443	1,355	1,446	1,529	1,433
拠出制JSA (a)		144	140	114	128	342	205	188	164	142
所得調査制JSA (b)		783	575	605	577	940	1,011	1,129	1,237	1,156
(a) (b)とも受給		18	14	12	13	35	21	21	17	15
不支給		92	72	76	70	127	117	109	110	119
ドイツ ⁴⁾	DEU	3,152	6,710	6,358	5,929	6,050	5,918	5,445	5,292	5,339
失業給付I		1,695	1,728	1,080	917	1,141	1,024	829	849	915
失業扶助／失業給付II		1,457	4,982	5,278	5,012	4,909	4,894	4,616	4,443	4,424
フランス ⁵⁾	FRA	2,144	2,574	2,163	2,088	2,397	2,461	2,464	2,579	2,711
雇用復帰支援手当等		1,667	2,130	1,728	1,688	1,993	2,042	2,043	2,142	2,236
連帯特別手当等		477	444	435	400	404	420	421	437	475

資料出所 日本:厚生労働省(2014.6)「平成25年度雇用保険事業年報」

アメリカ:G.P.O.(2013.3) *Economic Report of the President 2013*イギリス:国家統計局(2011.4) *Annual Abstract of Statistics, 2011 Q1*, 労働・年金省ウェブサイトドイツ:連邦統計局(2014.11) *Statistisches Jahrbuch 2014*フランス:Polé emploiウェブサイト(<http://www.pole-emploi.org/>) 2015年1月現在

(注) 国により、失業保険給付の支給要件、支給機関等が異なるため、失業保険給付受給者数を国際比較する場合は、十分な注意を要する。

- 1) 年度平均。受給者実人員。延長給付を除く一般求職者給付基本手当(短時間労働被保険者分を含む)。
- 2) 各週受給者数の年平均。2012年は暫定値。受給者計には、州失業保険制度、連邦職員失業保険制度(UCFE)、退役軍人失業補償(UCX)、連邦・州延長給付(失業が高水準である場合に、最長失業給付期間満了後の失業者に対し支給)、短期延長失業補償(TEUC)が含まれる。失業期間1週間以上の労働者のみ対象。中段は州失業保険受給者計、下段は州失業保険の初回申請者数計。
- 3) 各年5月。求職者手当(JSA)の受給者と不支給者の合計。JSAには、拠出制JSAと所得調査制JSAとがある。不支給者は国民保険控除(National Insurance credits)のみ資格を有する。
- 4) 年平均。失業給付(失業給付I)受給者と失業扶助(失業給付II)受給者の合計。2005年以降の内訳は上段:失業給付I、下段:失業給付II(但し、2005年数値は推計値)。
- 5) 各月末計の年平均。2013年は1～10月の平均。労使の中央協約によって設置・運営されている失業保険制度の雇用復帰支援手当受給者(訓練手当を除く)と、失業保険の受給資格のない失業者等を対象に国が行う連帯制度(ASS:特定連帯特別手当等)の受給者計。

第4-10表 雇用調整速度

Table 4-10: Employment adjustment speed

		1976-1990年平均 Annual average	1991-2010年平均 Annual average
日本	JPN	0.15	0.31
アメリカ	USA	0.71	0.57
カナダ	CAN	0.22	0.38
イギリス	GBR	0.25	0.38
ドイツ	DEU	0.15	0.12
フランス	FRA	0.45	0.36
ベルギー	BEL	0.36	0.34
デンマーク	DNK	0.63	0.40
フィンランド	FIN	0.26	0.34
ノルウェー	NOR	0.26	0.24

資料出所 内閣府(2013.7)「平成25年版経済財政白書」

(注) 1) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」, OECD.Stat databaseにより内閣府が作成。

2) 雇用調整速度は、部分調整モデルに基づき、下式により推計した前期労働投入(E_{-1})の計数(γ)を1から引いた値($1-\gamma$)として推計。

$$\ln E = C + \alpha \ln Y + \beta \ln(W/P) + \gamma \ln E_{-1} + \delta T$$

E:雇用者数, Y:鉱工業生産, W:名目賃金, P:消費者物価, T:タイムトレンド

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-11表 雇用調整助成金・再就職支援制度

Table 4-11: Reemployment support programs, employment adjustment subsidies

	日本		アメリカ
制度名	雇用調整助成金	再就職支援	再就職支援
設立年	1975年創設の雇用調整給付金制度を原型として、81年に現在の雇用調整助成金となった。	雇用調整給付金は、失業を未然に防ぎ雇用を維持するための	労働力投資法(1998)により連邦政府から職業訓練、斡旋、職業相談、カウンセリングのための助成金が各州に提供されている。この助成金は工場閉鎖時の再就職支援のためのカウンセリングや職業紹介、職業訓練等にも活用されている。
運営主体	厚生労働省(実施は各都道府県労働局または公共職業安定所)	一旦失業した労働者の「再就職支援」としては各種の制度がある。	たとえばミシガン州では緊急対策チーム(Rapid Response Team)を設置して、エージェンシーに業務を委託している。
目的	雇用調整助成金制度は、景気の変動、産業構造の変化、その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を対象に休業等または出向を実施する事業主に対して、休業手当、賃金または出向労働者に係る賃金負担額相当の一部を助成することにより、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的とする。	最も基本的な制度は「雇用保険制度」で、これにより失業者は失業保険給付を受けながら求職(再就職)活動を行うことができる。	エージェンシーは事業ごとに業務を振り分けているが、そのなかの大手に労働組合が設立した職業訓練NPOミシガン州人的資源開
対象者	1. 雇用保険の適用事業主であること。 2. 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していること。 3. 出向を実施する場合は、3か月以上1年以内の出向を行うこと。出向終了後に出向元事業所に復帰する者であること。	また失業給付を受けながら職種転換を図るための「教育訓練を受ける制度」、さらに事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対し民間の職業紹介事業者が労働者の再就職支援を委託し再就職を実現させた中小企業事業主に助成金が給付される「労働移動支援助成金(再就職支援給付金)」がある。	発法人(MHRDI; Michigan Human Resource Development Inc.)がある。MHRDIは閉鎖が予定される工場の労働者に働きながら受講できる職業訓練や、閉鎖後の医療保険や生活に関する情報提供を行うほか、訓練終了者を雇用した事業主には訓練費用の半分を助成する。
受給要件	都道府県労働局またはハローワークへの事前の届出		また、オハイオ州で自動車産業の労働者がレイオフされた際に、シカゴに本部を置く職業訓練NPO、CAEL(The Council for Adult & Experiential Learning)がパイオ産業への転換のためにこれまでの能力と求められる能力を照らし合わせて職業訓練を実施するスキルマッチ事業を展開した。
支給額	1. 休業等の場合 休業を実施した際に支給対象者に対して支払われた休業手当相当額に、大企業1/2、中小企業2/3の助成率を乗じて得た額。 2. 教育訓練の場合 教育訓練を実施した際に支給対象者に対して支払われた賃金相当額に大企業1/2、中小企業2/3の助成率を乗じて得た額に、さらに1人1日当たり1,200円を加算した額。 3. 出向の場合 出向元事業主の負担額に、大企業1/2、中小企業2/3の助成率を乗じて得た額。	このほか子育て中の者、高齢者、東日本大震災被害者向けなどの「各種就職支援サービス」を制度化している。	また、オハイオ州で自動車産業の労働者がレイオフされた際に、シカゴに本部を置く職業訓練NPO、CAEL(The Council for Adult & Experiential Learning)がパイオ産業への転換のためにこれまでの能力と求められる能力を照らし合わせて職業訓練を実施するスキルマッチ事業を展開した。
支給限度	1. 休業等を実施した場合の1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額(2014年8月現在7,805円)を上限とする。 2. 教育訓練の場合の加算額は上限額に含まない。 3. 出向の場合、出向事業主の負担額は、出向前の通常賃金の1/2を上限とする。但し、支給額は1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額に330/365を乗じて得た額を上限額となる。 4. 支給限度日数はいずれも1年間で100日、3年間で150日。		CAELは同じ予算を活用して、55歳以上の労働者の再就職を支援する「熟年労働者の才能開拓(Tapping Mature Talent)」と呼ぶプログラムを全米10州で展開している。
備考	中小企業事業主向けの「中小企業緊急雇用安定助成金」は2013年4月に雇用調整助成金に統合。		

資料出所 日本:厚生労働省「雇用調整助成金ガイドブック」(2014年8月1日)、厚生労働省ウェブサイト
アメリカ:連邦労働社会省

ドイツ		
制度名	雇用調整助成金	再就職支援
	操業短縮労働者助成金 (Kurzarbeitergeld: KUG)	職業紹介支援 (Vermittlungsbudget: VB)
設立年	1969年	1997年(社会法典第3編44条)
運営主体	連邦雇用エージェンシー(BA)	連邦雇用エージェンシー(BA)
対象者	支払った賃金及び社会保険料については事業主。職業継続訓練については労働者(従業員)。	失業者、失業の恐れのある者、または職業教育訓練ポストを探している者
適用要件	企業が経済的要因等により「操業短縮」を行って労働者の雇用を維持する場合、一時的に操業短縮を行ったことにより、賃金の支払いが減少した場合に、賃金の補てんのための費用を事業主に支給する。適用要件は、(1)事業所内で操業短縮について合意があること、(2)経済的理由等やむを得ない事由による操業短縮であり、それを回避するあらゆる措置を講じたこと、(3)従業員の3分の1の労働者が10%以上の給与の減少があること、(4)事前に操業短縮を行う旨を連邦雇用エージェンシーに申請すること、である。	連邦雇用エージェンシー(BA)が、失業者、失業の恐れのある者、または職業教育訓練ポストを探している者に対して、社会保険加入義務のある仕事に就くための職業相談や助成金の支給を行う。任意給付で、公共職業安定所の担当者が、失業者個人の需要や状態に応じて、柔軟に支援を行う。
給付期間	基本的に最大で6か月間(2008年の世界金融危機の際には最大24か月まで拡張適用した)	失業者個人の需要や状態による。
財源	基本的に社会保険料(労使折半)。一部欧州社会基金(ESF)が拠出。	社会保険料(労使折半)。
支援内容	まず、事業主は操業短縮による減額された従業員の手取賃金額の60%(子供がいる場合は67%)を従業員に支払う。その後、事業主が公共職業安定所(AA)にこの額を申請し、支給(支援)を受ける。	職業紹介支援(VB)として支給される助成金の例としては、仕事に応募する際の諸費用、交通費、IT関連機器費などがある。

韓国		
制度名	雇用維持支援制度	再就職支援
根拠法	雇用保険法(2010年6月改正)	雇用保険被保険者であった失業者を対象に、就業及び起業の目的に適合する訓練課程を受講する際、訓練費及び各種訓練手当を支給する。
適用要件	景気の変動や産業構造の変化により雇用調整が避けられなくなった事業主が、労働者に対し、休業、求職、訓練、配置転換などを実施し、雇用維持のための措置を講ずる場合。	訓練期間は1か月以上1年以内で、就業前に3回まで受講できる。訓練実施機関は、公共訓練機関、職業能力開発訓練施設・法人、一般専門学校などである。
支給額	- 休業: 事業主が支給した休業手当の2/3(大企業の場合1/2)を支給 - 求職: 有給休暇の場合: 事業主が支給した休職手当の2/3(大企業の場合1/2)を支給、無給休暇の場合: 労働者1人当たり月額20万ウォン - 訓練: 事業主が支給した賃金の3/4(大企業の場合2/3)を支給 - 配置転換: 事業主が支給した賃金の3/4(大企業の場合2/3)を支給	
給付期間	休業、求職、訓練については合わせて年間180日以内。配置転換については1年間	
適用除外	主な適用除外は以下のとおり。 - 労働基準法第26条の規定により、解雇が予告された場合及び経営上の理由により事業主の勧告により退職が予定される者 - 雇用維持措置の期間中、新規採用するなど、3年以上連続して雇用維持措置を実施する場合 - 季節的な要因等経営上の構造的問題の結果生じた売上高、生産量等の減少を理由とする雇用維持措置は景気変動による経営事情の悪化によるものとは言えず、支援対象とはしない	

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-11表 雇用調整助成金・再就職支援制度（続き）

Table 4-11: Reemployment support programs, employment adjustment subsidies (cont.)

フランス	
制度名	部分的就業 ¹⁾ (雇用調整助成金)
根拠法	労働法典(L5122-1 à L5122-3, R5122-1 à D5122-51, D6321-5)
適用要件	・ 不景気(受注の減少など) ・ 原材料またはエネルギー調達での問題 ・ 災害(または悪天候)またはその他, 例外的な状況(主要顧客を失った場合など)で, 業務の一時停止または縮小に陥った場合 ・ 企業の業態変化, 再編または近代化
支給額	従業員規模 250人以下=7.74ユーロ/時間, 251人以上=7.23ユーロ/時間。 各従業員が受け取る給与総額の少なくとも70% 手当支払い期間:6週間を超えてはならない ※ 部分的な失業給付は, 社会保障負担を免除されるが, CSG(一般社会拠出金)とCRDS(社会保障債務返済拠出金)の対象となる。
給付期間	最大6週間 ・ 業務が縮小した場合: 年間1,000時間に制限。2か月以上継続した場合, 雇用者は, 長期的な部分的な活動の状態で契約締結することができる(APLD)。 ・ 業務が一時停止した場合: 最大 6週連続(42日)。42日を超える場合, 雇用局に申請した上で3か月間失業手当を支給できる。
補償時間	支給対象の時間は, 法定労働時間(又は法定労働時間よりも短い場合, 労働協約によって定められた時間)と, 実際に働いた時間数の差。 ・ 非就業時間が適用可能な共通の労働時間以下及び法定労働時間以内の場合にのみ, 非就業時間に対する補償が行われ得る。 ・ 部分的就業の場合, 法定の週35時間を超える就業(残業)がある場合, その分については原則として補償対象にならないが, 報酬を維持することを目的とする労働協約によって雇用主が明示的に約束している場合は対象となる。 ・ 年間割当量は, 従業員一人当たり1,000時間に制限される。週35時間に基づき計画した場合, 最大28時間の補償となる。 ・ 会社の建物や施設の改造の場合は, 国によって払い戻される補償時間は100時間に制限される。
適用除外	以下の場合, 支払い対象の従業員から除外される。 ・ 部分的失業が, 集团的労働紛争によるものの場合 ・ 経済上の事由による解雇が行われている最中の場合 ・ 合意による労働契約の破棄の認可手続き中の場合 ・ 労働期間が年間の時間数または日数で一括して定められている場合(企業が完全に閉鎖する場合を除く) ・ 事業所の一時的な閉鎖の場合, 一時的な就業停止期間が6週間を超える場合。

資料出所 ドイツ:連邦雇用エージェンシー, 厚生労働省「2013年海外情勢報告」

韓国: 脇田滋(2011)「韓国における雇用安全網関連の法令・資料(1) 雇用保険法・雇用保険制度」, 「龍谷法学(44巻1号)」, 労働政策研究・研修機構(2005)「労働政策研究報告書No.29 アジア諸国における職業訓練政策」, 雇用労働部ウェブサイト
フランス:政府公共サービスウェブサイト

(注) 1) 制度を直訳すると, 完全な失業者の増加を防ぐために「部分的失業(Chômage partiel)を促進させる制度だが, 政府が失業を促進させる訳にはいけないため, 「部分的就業(activité professionnelle)」の促進と表現する。

第4-12表 高齢者の就業促進施策

Table 4-12: Measures to promote the employment for older persons

	供給側(求職者及び労働者)に対する施策 (相談、援助等)	需要側(事業主)に対する施策 (助成措置等)
日本	[地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大] シルバー人材センターの活用などにより、定年退職後などの高齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する。 ・シルバー人材センター事業の推進 ・生涯現役社会実現環境整備事業の実施(高齢期の職業生活設計に係るセミナーの開催等を行い、高齢者の生涯現役にに向けた職業生活設計を支援) ・シニアワークプログラム事業の実施(事業主団体や公共職業安定機関等と連携して、技能講習、面接会等を一体的に実施) [再就職の援助・促進] 高齢者が安心して再就職支援を受けることができるよう、全国の主要なハローワークで職業生活の再設計に係る支援や担当者制による就労支援を実施するなど、再就職支援を充実・強化する。 ・高齢者就労総合支援事業(全国の主要なハローワークに高齢者雇用相談窓口を設置し、職業生活の再設計に向けた支援やナビゲーターによる担当者制の就労支援等を実施) ・特定求職者雇用開発助成金等の各種助成金の支給 ・シニアワークプログラム事業	[高齢者雇用確保措置の実施義務化] ・2006年4月より改正高齢者雇用安定法による65歳までの安定した雇用を確保するため講ずべき措置(定年引上げ、継続雇用制度の導入、または定年の定めの廃止)の義務付け。 ・2013年4月からの措置 (1) 継続雇用制度の対象となる高齢者を事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組みを廃止。 (2) 継続雇用制度の対象となる高齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大。 (3) 高齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表。 ・65歳未満の定年を定めている事業主に対して、(1)定年の引上げ、(2)継続雇用制度の導入、(3)定年の定めの廃止のいずれかの措置を講じるようハローワーク等で啓発指導等を実施。 [年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進] 年齢にかかわらず働くことができる企業の普及に向けた支援を充実するとともに、高齢期にさしかかった段階で、高齢期の生き方を見つめ直すことを奨励するなど、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る運動を実施。 ・地域別生涯現役社会実現モデル事業(地域の中核的なモデル企業における取組を通じた地域の機運醸成や、事業主に対して生涯現役社会に向けた雇用管理に係る相談を実施) ・高齢者雇用安定助成金の支給(高齢者の雇用環境の整備を行う事業主に対する助成) ・高齢・障害・求職者雇用支援機構による事業主に対する相談、援助

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト

第4-12表 高齢者の就業促進施策（続き）

Table 4-12: Measures to promote the employment for older persons (cont.)

	供給側(求職者及び労働者)に対する施策 (相談, 援助等)	需要側(事業主)に対する施策 (助成措置等)
アメリカ	高齢者地域社会サービス雇用事業 - 根拠法・開始年: 1965年高齢アメリカ人法(the Older American Act)を根拠に, 2002年高齢者コミュニティ雇用プログラム (Senior Community Employment Program; SCEPA)を開始 - 適用範囲: 失業中で就業見込みの低い55歳以上, 世帯収入が連邦政府の定める貧困ラインの125%以下 - 具体的内容: 全額政府出資の助成金により, 非営利公共施設で訓練をかねて就業する。プログラム期間終了後, 30%の参加者が助成金なしで継続雇用されることを目標とする。 - 利用実績等: 登録参加者 3万9,895人(2013年)	なし
イギリス	ワーク・プログラム - 開始年月: 2011年6月 - 適用範囲: 失業期間が12か月を超える25歳以上の求職者手当受給者, 健康上の問題等により就業が困難な雇用・生活補助手当受給者(高齢者向けの特別な条件はない)。 - 具体的内容: 対象者の就職及び就職後の定着支援。支援内容は委託先事業者に一任, 実績に応じて委託費を支払う。	エイジ・ポジティブ(Age Positive) - 開始年月: 1999年12月 - 具体的内容: 年齢差別是正キャンペーンであり, ウェブサイト上で政府の年齢差別是正政策や好事例についての情報提供等を実施。事務局は雇用年金省に置かれている。

資料出所 アメリカ:労働省SCSEPウェブサイト
イギリス:Gov.ukウェブサイト

	供給側(求職者及び労働者)に対する施策 (相談、援助等)	需要側(事業主)に対する施策 (助成措置等)
ドイツ	高齢労働者の賃金保障(EGS) - 根拠法: 社会法典III 417条 - 開始年月: 2003年1月開始 - 適用範囲: 50歳以上の失業者で失業給付の受給残日数が120日以上ある者が再就職する場合で、手取賃金(月額)差額が50ユーロ以上である場合。 - 具体的内容: 再就職した対象者は、失業前の手取賃金と新たな職の手取賃金の差額の一部(1年目50%, 2年目30%)を補填する。2年間受給可能。 ※ 2012年1月1日以降は、それ以前に請求権が発生した場合のみ支給され、遅くとも2013年12月31日に終了する。	統合助成金(EGZ) - 根拠法: 社会法典第3編(SGBIII) 88～92, 131条 - 開始年月: 2012年4月から統一的制度として新たに運用開始 - 管理主体: 連邦雇用エージェンシー(BA) - 財源: 社会保険料(労使折半) - 具体的内容: 賃金及び事業主が負担する総合社会保険料の50%を上限に、最長12か月(50歳以上の者については、2014年12月31日までに措置を開始した場合に限り、最長36か月)支給。
フランス	「被用者の職業人生にわたる訓練機会」に関する全国業種横断的協約 - 開始年月: 2004年5月 - 適用範囲: 全ての企業の全被用者が対象 - 具体的内容 フランスの企業は、被用者への訓練機会の付与が法律で義務づけられており、労使が高齢労働者・熟練労働者のための様々な訓練参加権を労働協約で規定し、被用者の訓練への参加を促進。 例) 45歳以上かつ20年以上の職務経験がある被用者で勤続1年以上の者は、優先的に技能検定を受講できる他、時間外の職業訓練を受講する場合は、給与の50%相当の教育訓練手当が企業から支給される。	統一参入契約CUI (Contrat Unique d'Insertion) (2010年1月1日に、それまでの雇用主導契約CIEなどが統合された。) - 開始年月: 2008年12月 - 具体的内容 雇用局(Pôle emploi)とCIU協定を結び、高齢者や障害者等就職に困難を抱える者をCIUに基づいて雇用した事業主に対し、最低賃金(SMIC)の47%を上限に、最長2年間の賃金補助を実施。 求職者を採用する使用者に対する連減支援(ADE) - 開始年月: 2006年1月(2009年1月1日廃止)

資料出所 ドイツ:連邦労働社会省, 連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト
フランス:政府公共サービスサイト等

第4-13表 解雇法制

Table 4-13: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal

	個別的解雇	集団的解雇
日本	- 民法上、期間の定めのない契約の解除は原則として自由。 - 労働基準法により、以下のとおり定められている。 (1)使用者は労働者を解雇しようとする場合、少なくとも30日前に予告しなければならない。(2)業務上の負傷・疾病による休業期間とその後の30日間、女性の産前産後の休業期間とその後の30日間の解雇は禁止。(3)国籍、信条、社会的身分を理由とした解雇、女性であることを理由とした解雇、組合員であることや正当な組合活動などを理由とする解雇は禁止。(4)労働契約法(2008年施行)は「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は、権利を乱用したものとして無効とする」と定めている(労働基準法から移行)。(5)合理的理由に基づく解雇は労務提供不可能、能力・適格性の欠如、義務違反・規律違反(懲戒解雇)、やむを得ない経営上の理由(整理解雇)、ユニオン・ショップ協定に基づくものなど。 2012年の労働契約法改正により、最高裁で確立した「雇止め」の内容が法律に規定された(「雇止め」とは使用者が有期契約更新を拒否したとき、契約期間満了により雇用が終了すること)。これにより(1)過去に反復更新された有期契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できるもの、(2)労働者が契約期間満了時に契約が更新されると期待する合理的な理由があるもの、のいずれかに該当する場合には、使用者は当該雇止めが「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められないとき」、雇止めが認められない。	整理解雇の合理性の判断基準について、次の「整理解雇4要件」がある。 (1)人員削減の必要性 (2)人員削減の手段として整理解雇を選択することの必要性(解雇回避措置の余地のないこと) (3)解雇対象の選定の妥当性(選定基準が客観的・合理的であること) (4)解雇手続の妥当性(労使協議等を実施していること) 裁判所は、かつては4要件の1つでも欠ければ解雇は無効になるとの立場をとっていたが、最近では事件ごとに、「4要件説」をとったり、「解雇権濫用」を判断する4つの重要な要素とする立場「4要素説」をとったりして柔軟な対応を図っている。
アメリカ	連邦法が規制している解雇は以下の5つ。 (1)人種・皮膚の色、宗教、性、出身国を理由とする解雇(公民権法第7条)。(2)年齢を理由とする解雇(年齢差別禁止法)。(3)障害を理由とする解雇(障害を持つアメリカ人法)。(4)組合活動や組合加入を理由とする解雇。(5)その他法律上の権利行使や手続の利用に対する報復としての解雇。 州法が連邦法と別個に規制する解雇の事例 (1)性的志向(ホモセクシュアルやレズビアン等)を理由とする解雇。(2)既婚・未婚といった婚姻上の地位を理由とする解雇。(3)過去の逮捕歴を理由とする解雇。 州によっては、以下のような何らかの明確な法規範に示された公的政策に反する解雇に制限を加えている(「パブリック・ポリシー法理」)。 (1)使用者からの違法行為の指示に反した労働者の解雇、(2)適法な内部告発を理由とする解雇、など。また、契約上正当事由がなければ解雇しないと定めている場合の解雇に対しては、契約違反として逸失利益の賠償を求めうる(「契約法理」)。契約当事者間の「誠実・公正義務」として、相手方の期待を破壊するような行為はしてはならず、これに反するような解雇は契約違反として逸失利益の賠償を求めうる(「誠実・公正義務法理」)。なお、モンタナ州においては、唯一、違法解雇を規制する州制定法が定められている。 労働組合に組織されている事業所で、解雇に対する「正当事由」を求める内容が労働協約に織込まれていれば、不当な解雇に対して労働者は労働協約上の苦情処理手続を通じて救済を求めることができることがある。	労使交渉でセニオリティ・ルール(先任権制度)を定めている場合、もしくは使用者が認めている場合は、勤続年数の長さが基準となることがある。 労働者調整・再訓練予告法により、大量解雇の実施について手続的規制が定められている。 - 事業所閉鎖又は大量レイオフを予定する一定の要件に該当する使用者(100人以上のフルタイム労働者を使用するか週20時間未満就労するパートタイム労働者を含めて100人以上の労働者を時間外労働を除き週当たり合計4千時間以上使用する使用者)は、交渉代表労働組合からそれがいない場合には各労働者、ならびに州及び地方政府の関係機関に、60日以上前にその旨を通知しなければならない。但し、自然災害等により合理的に予見できない場合は予告義務を課されない。 - 使用者が予告義務に違反した場合、労働者は予告不足日数分の賃金及び諸給付のバックペイを請求できる。

	個別的解雇	集団的解雇
イギリス	1996年雇用権法により、次のような解雇規制が定められている。 ・雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間 ・解雇事由の開示(勤続年数2年以上(2012年4月6日以前に雇用関係が開始された場合は1年)の労働者が要求した場合及び妊娠中又は出産休暇中の女性を解雇する場合) また、被用者は使用者に不公正に解雇されない権利を有する。特に、以下の事由による解雇は当然に不公正解雇とされる。 (1)労働組合への加入の有無、(2)労働組合活動への参加、(3)妊娠及び出産、(4)安全衛生問題に関する権利等を主張したこと、(5)法定の権利を主張したこと、(6)一定の条件下で日曜勤務を拒否したこと、(7)業務譲渡に関すること(経済的・技術的等の理由がある場合を除く)、(8)従業員代表としての行動、(9)企業年金の管財人としての任務の遂行又は提案など。 不公正解雇について雇用審判所へ救済申立を行うことができる。雇用審判所は、不公正解雇と認められる場合には(1)職場復帰又は再雇用の命令、(2)補償金といった救済を与える。但し、上記(1)～(9)や差別を理由とする場合を除き、不公正解雇申立の権利は原則として勤続年数2年以上の要件あり。	1992年労働組合・労働関係法及び1996年雇用権法により、一定規模以上の経済的解雇については、労働組合との協議、ビジネス・イノベーション・技能相への通知といった一定の要件が課されている。 ・被用者に対しては、雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間が必要。また、勤続2年以上の被用者は、予告期間中に求職又は職業訓練の受講のための休暇を取得することができる(通常の週給額の5分の2が支払われる)。 ・被用者には使用者から、年齢、勤続年数、週給額に応じた剰員整理手当が支払われる。
ドイツ	民法典第134条は、法の一般原則による解雇無効の可能性並びに性差別禁止及び母性保護等の個別規定による解雇無効の可能性を認めているが、これ以外には、期間の定めのない契約について労働者及び使用者側からの一方的な一定書式による解約を認めている。予告期間は、民法典622条に規定されている。 1969年に制定された解雇保護法(2003年改正)は、以下の解雇を、社会的に正当な理由がない解雇として無効としている。適用は、従業員10名以上の事業所(パートタイムは比率で考慮される)。 (1)労働者の一身に基づく理由がない場合、(2)労働者の行動に基づく理由がない場合、(3)緊急の経営上の必要性に基づかない場合、(4)従業員代表委員会の合意なしに労働者を解雇した場合、(5)労働者を同一の事業所又は同一企業の別の事業所で雇用を継続することが可能な場合等。 また、個別の労働法令により次のような特別解雇制限がある。 (1)従業員代表委員会委員及び職員委員会委員の解雇(在職中及び終了後1年間)(事業所組織法、職員代表法)、(2)6か月以上雇用が継続されている重度障害者の解雇(中央福祉事務所の同意が必要)(重度障害者法)、(3)妊娠中及び出産後4週間以内の女性労働者の解雇(母性保護法)、(4)法定の育児休暇を取得中の労働者(連邦育児手当法)、(5)兵役についている労働者の解雇及びその前後に兵役を利用したその労働者の解雇(職場保護法)、(6)訓練期間中の労働者の解雇(職業訓練法)、(7)操業短縮中の解雇に就いては別途規定があり、制限されている。	経済的理由による解雇について解雇制限法による規制がある。 ・一定以上の規模の事業所が一定以上の人数の解雇を行おうとする場合(労働者数が21～59人の事業所で6人以上の解雇を行う場合等)、使用者は公共職業安定所に届け出なければならない。 労働者が経済的不利益を被る場合、それを緩和するために、従業員代表委員会と使用者との間で、被解雇者選出基準、退職金、解雇保障金等について定める社会計画を策定しなければならない。

第4-13表 解雇法制（続き）

Table 4-13: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal (cont.)

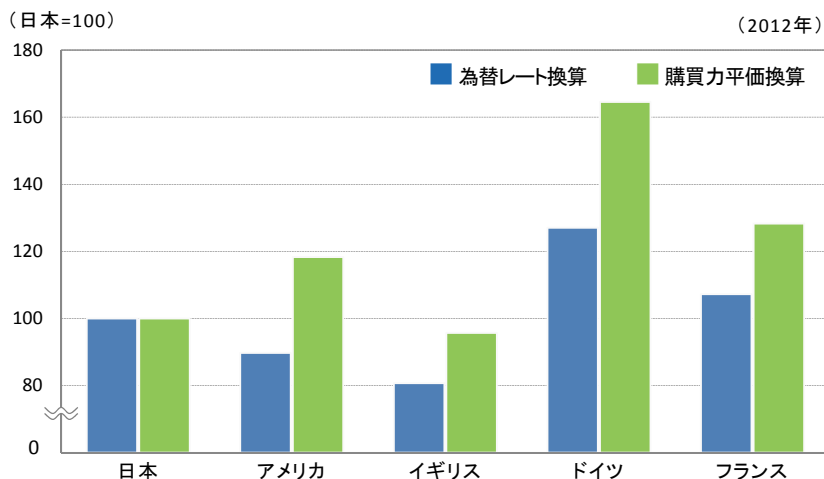
	個別的解雇	集団的解雇
フランス	1973年法等により解雇が規制されている。次の事由による解雇は無効である。 ・ 出自、性別、習俗、家族状況、民族帰属、国籍、人種、政治的意見、組合活動、共済活動、宗教的信条等を理由とした差別的解雇 ・ 争議権の通常の行使を理由とする解雇 ・ 職業上の男女平等に関する提訴後になされた解雇 ・ セクシュアル・ハラスメントあるいはモラル・ハラスメントを受けたもしくは拒否した労働者の解雇、当該行為を証言した労働者の解雇 ・ 妊娠中あるいは出産直後の女性労働者の解雇 ・ 労働災害・職業病の被災者に対して労働契約停止期間中になされる解雇 また、解雇には真実かつ重大な事由が必要であり、これが存在しないときは、労働裁判所によって不当解雇とされ、補償金の支払いが必要となる。真実かつ重大な理由とは、(1)労働契約の履行、労働者自身、その能力、企業組織に関連したものであり、(2)事実に基づいて証明でき、(3)契約の継続を不可能ならしめるほど重大な理由をいう。 個別的解雇には、(1)事前面談への召還、(2)事前面談、(3)解雇通知の送付、(4)解雇予告期間の遵守、(5)解雇手当の支払いといった手続が必要。	経済的理由による解雇については、「真実かつ重大な事由」が必要であり、次のような特別な手続が必要。 ＜個人(1人)解雇の場合＞ (2人以上の解雇の場合も共通) ・ 解雇される予定の労働者に対する呼出と面談 ・ 労働者に対する書面による解雇予告(一定の待機期間がある。) ・ 労働者に対する一定期間の再雇用優先権の付与 ・ 行政官庁への解雇実施計画の届出・通知 ＜2人以上10人未満の解雇＞ ・ 企業委員会(ない場合には従業員代表委員)に対する情報提供と協議 ＜10人以上の解雇＞ ・ 企業委員会(ない場合には従業員代表委員)への情報提供と少なくとも2回以上の協議。企業委員会は企業の費用負担により会計鑑定人の補佐を受けることができる。 ・ 50人以上の労働者を雇用する企業が、30日以内に10人以上の労働者を解雇する場合には、使用者による再配置計画等を盛り込んだ「雇用保護計画」の作成が義務づけられる。行政官庁は、計画を審査し、補充・変更の提案等を行うことができる。 ・ 企業、国、商工業雇用協会の三者による職業転換協定(職業訓練の提供、手当の支給を内容とするもの)を締結しなければならない。 このほか、1,000人以上の労働者を雇用する企業等は、解雇対象者に、最大9か月間、労働契約を維持しながら職業訓練や休職活動をするための「再配置休暇」を付与しなければならない。この対象とならない企業は、解雇対象者に、職業能力評価票の作成と再就職支援の諸措置を提案しなければならない。

資料出所 厚生労働省海外情報室作成資料、厚生労働省「改正労働基準法の概要」、日本労働研究機構「労働政策レポートvolume.2 解雇法制」、「諸外国における解雇のルールと紛争解決の実態」、荒木尚志/山川隆一/労働政策研究・研修機構「諸外国の労働契約法制」、日本：厚生労働省ウェブサイト、ドイツ：連邦労働社会省等により労働政策研究・研修機構作成

5. 賃金・労働費用

Wages and Labour Costs

5-1 時間当たり賃金（製造業、2012年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-1表 時間当たり賃金(製造業)」(p.173)を参照。

賃金の国際比較を行う場合にいくつか注意しなければならないことがある。まず、対象となる事業所の規模や産業、対象労働者が国によって異なっている場合がある。また国によって賃金の定義が違ったり、時間当たり賃金を比較する場合には労働時間の定義についても調整を行う必要が出てくる。さらにこれらについて調整ができたとしても、比較するために為替レートで換算することにより、相場変動の影響を受けることやそれぞれの国の労働者の生活実態(物価水準)を考慮していないことなどの問題がある。

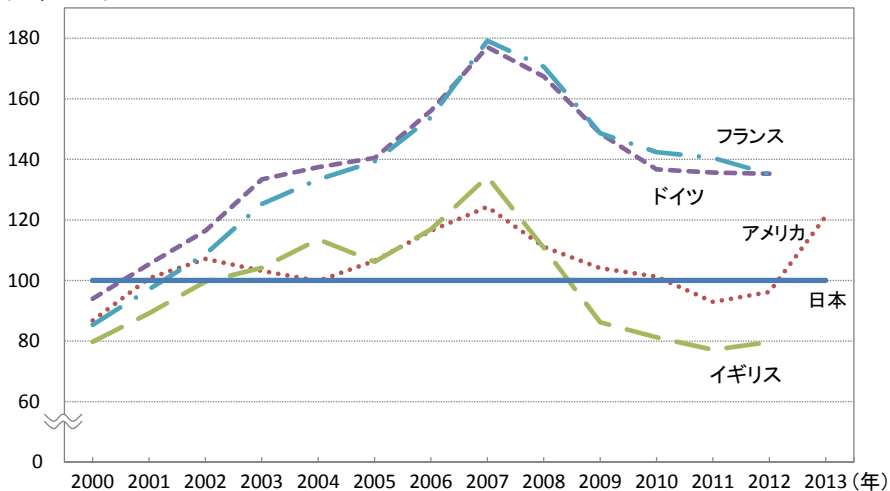
ここでは製造業の全労働者(日本はパートを含む常用労働者)について、実労働時間当たりの現金給与総額を為替レートと購買力平価で比較した(資料出所及び推計方法については第5-1表参照)。なお、事業所規模については、日本は5人以上、アメリカは全事業所、欧州は10人以上という違いがある。

2012年の時間当たり賃金(購買力平価換算)は、日本を100とすると、アメリカが118、イギリスが96、ドイツが165、フランスが128となっており、日本はイギリスを除く各国の水準を下回っている。

5 賃金・労働費用

5-2 労働費用（製造業、為替レート換算）

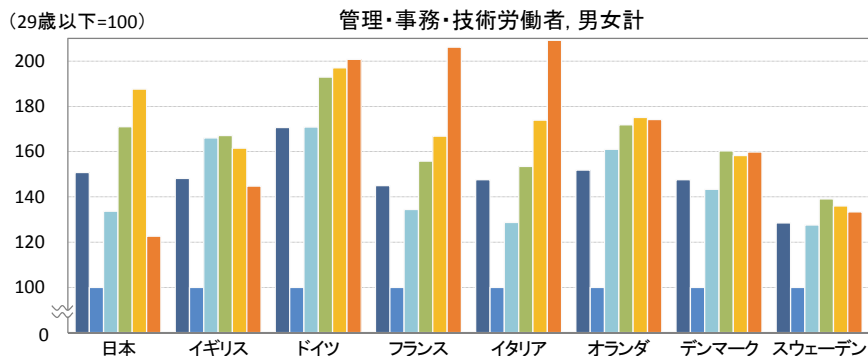
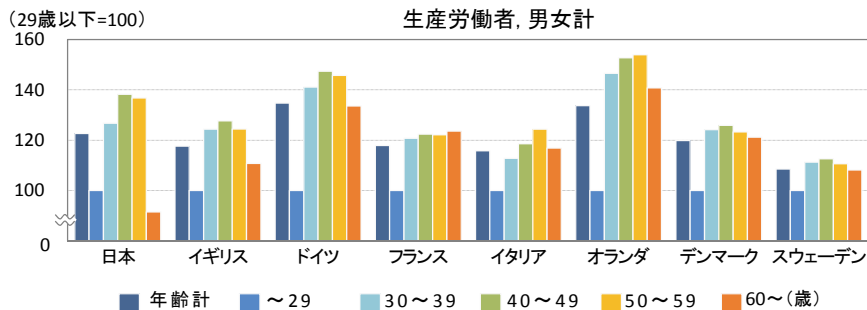
（日本＝100）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-6表 労働費用(製造業)」(p.178)を参照。

労働費用についても賃金の場合と同様、対象の産業や職種等に注意する必要がある。ここでは賃金と同様に、製造業の全労働者について実労働時間当たりの労働費用の比較を行った。我が国の労働費用は、1985年以降増加傾向を示し、2000年は5か国中で最も高い水準であった。2002年以降は円高の影響もあり、欧米主要国に比較して低い水準で推移した。しかし、2009年以降はイギリス、2011～2012年はアメリカよりも高い水準となった。

5-3 年齢階級別賃金格差（2010年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-12表 年齢階級別賃金格差」(p.182)を参照。
(注) 日本は製造業, 欧州は産業計。

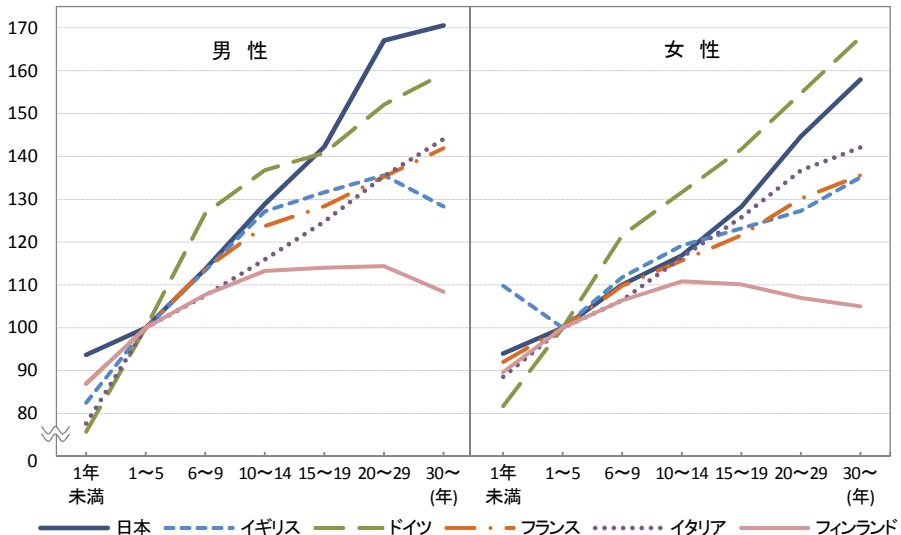
上のグラフは、29歳以下の賃金を100としたときの年齢階級別賃金指数（格差）を示したものである。生産労働者についてみると、日本では29歳以下の賃金との格差は、30～39歳層で1.3倍、40～49歳層及び50～59歳層で1.4倍となっており、60歳以上層になると0.9倍に縮小する。ドイツとオランダでは40～49歳層及び50～59歳層で格差が最大の1.5倍となっている。その他の欧州諸国の最大格差は1.1～1.3倍の範囲にある。

管理・事務・技術労働者についてみると、日本では年齢階級が高くなるにつれて格差が広がり、50～59歳層で最大の1.9倍となるが、60歳以上層になると1.2倍に縮小する。日本以外の国々における最大格差を持つ年齢層は、フランスとイタリアでは60歳以上層（2.1倍）、ドイツでは50～59歳層及び60歳以上層（2.0倍）、オランダでは50～59歳層（1.8倍）、イギリスでは40～49歳層（1.7倍）となっている。その他の欧州諸国の最大格差は1.4～1.8倍の範囲にある。これらの数値を理解するためには、年齢階級別の労働力率「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」（p. 67）もあわせてみる必要がある。

5 賃金・労働費用

5-4 勤続年数別賃金格差（産業計）

（勤続年数1～5年＝100）



▶ グラフの具体的数値及び資料出所については、「第5-13表 勤続年数別賃金格差」(p.183)を参照。
(注) 日本は2013年，欧州は2010年。日本の勤続年数は，1～5年が1～4年，6～9年が5～9年に相当する。

上のグラフは日本，イギリス，ドイツ，フランス，イタリア，フィンランドについて，勤続年数1～5年（日本については1～4年）の賃金を100としたときの勤続年数別賃金指数（格差）を示したものである。

まず男性についてみると，日本は勤続年数が長くなるにつれ，勤続年数別賃金指数が上昇し，勤続年数20～29年までその上昇スピードも速い。特に勤続年数30年以上では勤続年数1～4年の約1.7倍に達する。その他の国々については，勤続年数30年以上でドイツが約1.6倍，イタリア，フランスが約1.4倍，イギリスが約1.3倍，フィンランドが約1.1倍となっている。

他方，女性の場合は，男性に比べて勤続年数別の賃金格差は概して小さい（ドイツ，イギリスは女性の方が男性より大きい）。女性の勤続年数30年以上と勤続年数1～5年の賃金格差は，ドイツが約1.7倍，日本が約1.6倍，イタリア，フランス，イギリスが約1.4倍，フィンランドが約1.1倍となっている。

第5-1表 時間当たり賃金（製造業）
Table 5-1: Hourly wages, manufacturing

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
賃金/Wages	(円/Yen)	(ドル/Dollar)	(ポンド/Pound)	(ユーロ/Euro)	(ユーロ/Euro)
2000年	2,266	18.79	11.47	21.09	16.66
2005	2,303	21.58	12.85	23.28	19.92
2006	2,314	22.59	13.29	24.05	20.62
2007	2,253	23.60	13.63	24.65	21.34
2008	2,288	24.39	14.44	25.23	22.02
2009	2,269	24.85	14.37	25.63	22.02
2010	2,244	24.91	14.18	25.62	22.79
2011	2,288	25.18	14.40	26.72	23.59
2012	2,276	25.60	14.57	28.20	23.81
2013	2,293	26.19	—	—	—
為替レート換算/Exchange rate conversion	(日本/JPN=100)				
2000	100	89	83	92	73
2005	100	103	112	139	119
2006	100	114	123	152	130
2007	100	123	143	176	153
2008	100	110	120	167	146
2009	100	102	92	147	126
2010	100	97	86	133	118
2011	100	88	80	130	114
2012	100	90	81	127	107
2013	100	111	—	—	—
購買力平価換算/PPP Conversion	(日本/JPN=100)				
2000	100	128	123	149	121
2005	100	121	114	151	121
2006	100	122	114	155	123
2007	100	126	113	158	127
2008	100	125	113	159	127
2009	100	126	112	162	131
2010	100	124	102	160	132
2011	100	118	97	161	131
2012	100	118	96	165	128
2013	100	118	—	—	—
換算用為替レート/Exchange rates for conversion	(各国通貨/円)(National currency per Yen)				
2012	1	79.79	126.04	102.52	102.52
2013	1	97.60	152.57	129.58	129.58
換算用購買力平価/PPPs for conversion					
2012	1	105.17	149.50	132.79	122.60
2013	1	103.45	148.81	132.01	122.38

資料出所 厚生労働省(2014.2)「平成25年毎月勤労統計調査」

U.S.Bureau of Labour Statistics(2014.6) *Employer Costs for Employee Compensation*

Eurostat Database “Labour cost surveys”, “Labour costs annual data” 2014年10月現在

OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “PPPs and exchange rates” 2014年10月現在

(注) 各国の推計方法は以下のとおり。

日本: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」の5人以上雇用事業所の常用労働者について、月間の現金給与総額を実労働時間で除した。

米国: *Employer Costs for Employee Compensation*の製造業全労働者について、wages and salaries, paid leave 及び supplemental payを合計した。各年第1四半期のデータ。

欧州: 製造業全労働者の実労働時間当たり賃金。“labour costs annual data”の時間当たり労働費用(hourly labour costs)と賃金(total wages and salaries)の対労働費用比率から算出。イギリスの2008年以降及びフランスの2009年は産業分類の変更により以前の数値と接続しない。ドイツは新分類で遡及改訂されている。

※経年の為替レートは「第1-13表 為替レート(p.38)」を参照。

5 賃金・労働費用

第5-2表 賃金（製造業）

Table 5-2: Wages, manufacturing

(男女計/Total)

		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	¹⁾
日本 ²⁾ (円/月) Yen/month	JPN	371,452	380,885	374,362	349,603	362,340	368,340	372,072	372,459	E
(円/日) Yen/day		18,573	19,140	19,003	18,400	18,487	18,889	18,887	19,100	
(円/時間) Yen/hour		2,266	2,303	2,288	2,269	2,244	2,288	2,276	2,293	
アメリカ ³⁾	US\$/h USA	14.32	16.56	17.75	18.24	18.61	18.93	19.08	19.30	E
カナダ	CA\$/h CAN	17.55	19.87	21.90	22.65	23.06	22.96	23.61	24.10	R
イギリス ⁴⁾	Pound/h GBR	8.79	11.02	12.09	12.30	12.41	13.15	13.33	13.54	E
ドイツ ⁵⁾	Euro/h DEU	27.78	15.60	19.51	19.59	20.11	20.43	21.03	21.71	E
フランス ⁶⁾	Euro/h FRA	14.1	16.4	17.9	—	16.63	—	—	—	E
イタリア ⁷⁾	Euro/h ITA	9.93	11.36	—	—	12.96	—	—	—	E
スウェーデン ⁸⁾	Krona/h SWE	111.3	129.9	145.2	145.6	149.8	154.7	157.5	160.2	E
ロシア	Ruble/m RUS	2,365	8,421	16,050	16,583	19,078	21,781	24,512	27,045	E
中国 ⁹⁾	Yuan/year CHN	8,750	15,934	24,404	26,810	30,916	36,665	41,650	46,431	E
香港 ¹⁰⁾	HK\$/m HKG	11,739	9,885	11,000	11,000	12,000	13,000	12,500	13,000	E
韓国 ¹¹⁾	1,000 Won/m KOR	1,228	1,825	2,168	2,163	2,274	2,352	2,503	2,635	E
シンガポール ¹²⁾	SG\$/m SGP	3,036	3,495	3,955	3,966	4,263	4,484	3,300	3,638	E
タイ ¹³⁾	Baht/m THA	6,015	6,420	7,873	7,519	7,495	8,066	9,392	10,962	E
フィリピン ¹⁴⁾	Peso/d PHL	226	248	290	300	311	316	330	344	B
インド ¹⁵⁾	Rupee/m, d IND	1,281	159	210	318	—	376	—	—	E
オーストラリア ¹⁶⁾	AU\$/w AUS	803	1,030	1,151	1,174	1,211	1,269	1,283	1,351	E
ニュージーランド ¹⁷⁾	NZ\$/h NZL	16.97	19.58	22.40	23.40	22.79	23.92	24.85	25.19	E
ブラジル ¹⁸⁾	Real/m BRA	763	—	—	—	—	1,268	1,406	—	E

(男性/Male)

		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	¹⁾
日本 ²⁾ (円/月) Yen/month	JPN	462,407	456,775	450,196	415,086	429,156	435,641	435,357	437,240	E
(円/日) Yen/day		22,891	22,725	22,623	21,619	21,675	22,114	21,877	22,195	
(円/時間) Yen/hour		2,679	2,637	2,617	2,583	2,541	2,590	2,555	2,578	
アメリカ ³⁾	US\$/h USA	—	—	—	—	—	—	—	—	E
カナダ	CA\$/h CAN	18.93	21.28	23.37	24.12	24.46	24.25	24.99	25.36	R
イギリス ⁴⁾	Pound/h GBR	9.45	11.43	12.71	12.84	12.75	13.64	13.81	13.99	E
ドイツ ⁵⁾	Euro/h DEU	29.10	16.24	20.46	20.54	21.08	21.41	21.95	22.64	E
フランス ⁶⁾	Euro/h FRA	15.0	17.3	18.8	—	17.45	—	—	—	E
イタリア ⁷⁾	Euro/h ITA	10.57	12.02	—	—	13.56	—	—	—	E
スウェーデン ⁸⁾	Krona/h SWE	113.3	132.2	147.7	—	—	—	—	—	E
ロシア	Ruble/m RUS	—	—	—	—	—	—	—	—	E
中国 ⁹⁾	Yuan/year CHN	—	—	—	—	—	—	—	—	E
香港 ¹⁰⁾	HK\$/m HKG	12,523	11,279	12,500	12,000	13,000	15,000	14,500	15,000	E
韓国 ¹¹⁾	1,000 Won/m KOR	1,388	2,044	2,397	2,380	2,492	2,575	2,734	2,877	E
シンガポール ¹²⁾	SG\$/m SGP	3,653	4,111	4,559	4,510	4,869	5,117	3,683	4,117	E
タイ ¹³⁾	Baht/m THA	8,488	7,496	8,480	8,588	8,563	9,252	10,520	11,995	E
フィリピン ¹⁴⁾	Peso/d PHL	237	254	299	310	320	327	339	358	B
インド ¹⁵⁾	Rupee/d IND	—	164	214	321	—	387	—	—	E
オーストラリア ¹⁶⁾	AU\$/w AUS	843	1,081	1,206	1,223	1,260	1,330	1,338	1,399	E
ニュージーランド ¹⁷⁾	NZ\$/h NZL	17.87	20.54	23.54	24.49	23.98	24.75	26.02	25.75	E
ブラジル ¹⁸⁾	Real/m BRA	854	—	—	—	—	1,398	1,551	—	E

(女性/Female)

		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	¹⁾
日本 ²⁾	(円/月) Yen/month JPN	194,279	201,799	199,343	196,264	203,132	206,130	211,881	211,574	E
	(円/日) Yen/day	9,912	10,402	10,382	10,552	10,635	10,849	11,035	11,135	
	(円/時間) Yen/hour	1,323	1,373	1,380	1,416	1,414	1,437	1,451	1,467	
アメリカ ³⁾	US\$/h USA	—	—	—	—	—	—	—	—	E
カナダ	CA\$/h CAN	14.00	16.35	18.19	18.97	19.40	19.80	20.05	20.78	R
イギリス ⁴⁾	Pound/h GBR	6.91	9.74	10.18	10.62	11.34	11.71	11.86	11.91	E
ドイツ ⁵⁾	Euro/h DEU	21.39	12.02	15.61	15.61	16.55	16.26	16.89	17.58	E
フランス ⁶⁾	Euro/h FRA	11.8	14.0	15.6	—	14.62	—	—	—	E
イタリア ⁷⁾	Euro/h ITA	8.46	9.81	—	—	11.39	—	—	—	E
スウェーデン ⁸⁾	Krona/h SWE	103.4	119.9	134.4	—	—	—	—	—	E
ロシア	Ruble/m RUS	—	—	—	—	—	—	—	—	E
中国 ⁹⁾	Yuan/year CHN	—	—	—	—	—	—	—	—	E
香港 ¹⁰⁾	HK\$/m HKG	11,048	8,694	7,000	8,000	9,000	9,000	8,300	9,000	E
韓国 ¹¹⁾	1,000 Won/m KOR	831	1,253	1,504	1,505	1,615	1,678	1,802	1,902	E
シンガポール ¹²⁾	SG\$/m SGP	2,181	2,563	2,974	3,048	3,253	3,433	2,708	2,925	E
タイ ¹³⁾	Baht/m THA	6,233	5,420	7,331	6,532	6,466	6,917	8,236	9,922	E
フィリピン ¹⁴⁾	Peso/d PHL	211	236	276	285	296	302	317	324	B
インド ¹⁵⁾	Rupee/d IND	—	72	153	270	—	225	—	—	E
オーストラリア ¹⁶⁾	AU\$/w AUS	662	825	955	988	1,022	1,039	1,048	1,125	E
ニュージーランド ¹⁷⁾	NZ\$/h NZL	14.44	16.84	19.16	20.77	19.83	21.71	21.96	23.79	E
ブラジル ¹⁸⁾	Real/m BRA	524	—	—	—	—	981	1,097	—	E

資料出所 日本:厚生労働省(2014.2)「平成25年毎月勤労統計調査」
 フランス(2010年)・イタリア:Eurostat Database“Structure of earnings survey”2014年10月現在
 中国:国家統計局(2014.9)「中国統計年鑑2014」
 韓国:雇用労働省ウェブサイト(<http://www.moel.go.kr/>)2014年10月現在
 タイ:国家統計局(2014) *Labour Force Survey Whole Kingdom Quarter 1*
 インド(2005年以降):統計計画履行省(各年版) *NSS Report, Employment and Unemployment in India*
 その他:ILO Database (<http://www.ilo.org/ilostat/>)及び各国政府ウェブサイト

- (注) 1) 原則、雇用者が対象。E＝実際に支払われた賃金(諸手当・ボーナス含む)、R＝労働契約等により予め定められている賃金(諸手当・ボーナス含む)、B＝通常の労働時間に対して支払われる基本賃金(諸手当・ボーナス・時間外勤務手当を除く)。
 2) 毎月勤労統計調査の5人以上雇用事業所の常用労働者(一般労働者及びパートタイム労働者)。賞与等の特別に支払われた賃金を含む。労働時間は総実労働時間。
 3) 民間部門の生産労働者(管理職を除く)。
 4) 16歳以上の全雇用者を対象。時給100ポンド以上の者は除外。各年4-6月期の数値。
 5) 2000年の通貨単位はマルク(1ユーロ＝1.95583マルク)。フルタイム雇用者が対象。2009年以降は2月の数値。
 6) 2005年欄は2004年、2008年欄は2007年の数値。
 7) 2000年欄は2002年、2005年欄は2006年の数値。
 8) 各年9月の値。民間部門の生産労働者を対象。
 9) 都市部のみ対象。
 10) 2005年以前は各年6月、2008年以降は第2四半期の数値。
 11) 正規従業員5人以上の事業所。
 12) 2011年以前はフルタイム及びパートタイム雇用者の平均月収。2012年以降はフルタイム雇用者(国籍保有者及び永住権保有者を対象)の中間総月収(6月の数値)。
 13) 2000年欄は2001年の数値。各年第1四半期の数値。
 14) 2000年欄は2001年の数値。
 15) 各年度の数値。2000年は生産労働者の月収。2005年以降は常用労働者の1日当たり収入。2008年欄は2007年度の数値。
 16) 成人のフルタイム非管理職、各年5月の数値。
 17) 2008年以前は2月の数値。
 18) 2000年は12月の数値。2011年、2012年は9月の数値で主に就いている仕事を対象。

第5-3表 産業別賃金（2013年）

Table 5-3: Wages by economic activity, 2013

			非農林漁業 部門 All sectors excl. agriculture, forestry and fishing	製造業 Manufactur- ing	鉱業及び 採石業 Mining and quarrying	建設業 Construc- tion	情報 通信業 Information and communica- tion	1)
日本 ²⁾	Yen/month	JPN	314,048	372,459	355,850	371,214	484,930	E
アメリカ ³⁾	US\$/hour	USA	20.13	19.30	26.81	24.22	27.99	E
カナダ ⁴⁾	CA\$/h	CAN	24.15	24.10	34.53	26.08	23.29	R
イギリス ⁵⁾	Pound/h	GBR	13.09	13.54	14.79	13.47	19.46	E
ドイツ ⁶⁾	Euro/h	DEU	22.34	24.72	25.33	18.07	30.01	E
フランス ⁷⁾	Euro/h	FRA	16.27	16.63	16.11	14.28	21.49	E
イタリア ⁷⁾	Euro/h	ITA	14.48	12.96	17.45	12.65	16.82	E
スウェーデン ⁸⁾	Krona/m	SWE	36,100	39,960	40,830	36,860	38,960	E
ロシア ⁹⁾	Ruble/m	RUS	29,792	27,045	54,161	27,701	31,346	E
中国 ¹⁰⁾	Yuan/year	CHN	51,483	46,431	60,138	42,072	90,915	E
香港 ¹¹⁾	HK\$/m	HKG	12,500	13,000	—	13,700	13,500	R
韓国 ¹²⁾	1,000 Won/m	KOR	2,660	2,635	2,967	2,722	3,389	E
シンガポール ¹³⁾	SG\$/m	SGP	3,250	3,638	—	3,150	4,713	E
タイ ¹⁴⁾	Baht/m	THA	11,784	10,962	13,350	8,254	21,168	E
フィリピン ¹⁵⁾	Peso/d	PHL	349.16	343.97	302.13	319.07	570.03	B
インド ¹⁶⁾	Rupee/d	IND	396	376	815	353	—	E
オーストラリア ¹⁷⁾	AU\$/week	AUS	1,483	1,351	2,478	1,638	1,691	E
ニュージーランド ¹⁸⁾	NZ\$/h	NZL	25.99	25.19	36.81	25.78	28.90	E
ブラジル ¹⁹⁾	Real/m	BRA	1,343	1,406	2,617	1,166	1,496	E

資料出所 日本：厚生労働省(2014.2)「平成25年毎月勤労統計調査」

その他：ILO ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 及び各国政府ウェブサイト等

- (注) 1) 原則、雇用者が対象。E＝実際に支払われた賃金(諸手当・ボーナス含む)、R＝労働契約等により予め定められている賃金(諸手当・ボーナス含む)、B＝通常の労働時間に対して支払われる基本賃金(諸手当・ボーナス・時間外労働手当を除く)。
- 2) 事業所規模5人以上の常用労働者。一人平均月間現金給与総額。
- 3) 民間部門の生産労働者(管理職を除く)。鉱業及び採石業は林業の一部を含む。
- 4) 鉱業及び採石業は林業、漁業、石油、ガスを含む。情報通信業は娯楽業を含む。
- 5) フルタイム労働者。時間外手当を含む。時給100ポンド以上の者は除外。4-6月期の数値。
- 6) フルタイム労働者。
- 7) 2010年値。
- 8) 非生産労働者。諸手当を含む。2013年9月の数値。
- 9) 非農林漁業部門の欄は農林漁業を含む。
- 10) 都市部のみを対象。非農林漁業部門の欄は農林漁業を含む全産業。
- 11) 中央値。第2四半期の値。情報通信業は運輸・倉庫業を含む。
- 12) 5人以上規模企業の常用雇用者。
- 13) フルタイム労働者。国籍保有者及び永住権保有者を対象。6月の中央値。
- 14) 非農林漁業部門の欄は農林漁業を含む。2012年第1四半期の数値。
- 15) 非農林漁業部門の欄は農林漁業を含む。
- 16) 常用労働者(15～59歳)が対象。2011年度の数値。
- 17) 成人のフルタイム非管理職。2013年5月の数値。
- 18) 非農林漁業部門の欄は農林漁業を含む。
- 19) 情報通信業は運輸・倉庫業を含む。2012年9月の数値。

第5-4表 時間当たり実収賃金指数（製造業）

Table 5-4: Annual hourly earnings indices, manufacturing

		(2010年=100)									
		2000年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	JPN	99.3	103.0	104.3	103.9	104.0	95.9	100.0	102.1	101.9	102.8
アメリカ	USA	77.0	89.0	90.3	92.8	95.4	98.0	100.0	101.7	102.5	103.7
カナダ	CAN	83.6	94.0	93.7	98.8	100.4	95.4	100.0	103.2	106.2	106.1
イギリス	GBR	70.4	85.2	88.5	92.1	94.8	95.9	100.0	101.5	103.2	105.6
ドイツ	DEU	84.0	91.6	92.4	93.6	96.2	97.9	100.0	102.5	105.5	108.1
フランス	FRA	75.4	88.2	90.7	93.2	96.2	98.2	100.0	102.4	105.0	107.1
イタリア	ITA	75.6	85.8	88.7	91.2	94.3	97.3	100.0	102.4	104.9	107.1
オランダ	NLD	79.0	89.5	91.0	92.6	96.0	98.8	100.0	101.4	103.3	104.9
デンマーク	DNK	70.2	84.8	87.5	91.0	94.8	97.5	100.0	102.3	104.1	105.8
スウェーデン	SWE	73.9	85.6	88.2	91.5	95.1	96.9	100.0	102.8	106.5	108.7
ノルウェー	NOR	63.4	79.1	82.4	87.6	92.5	96.5	100.0	104.5	109.1	113.1
スペイン	ESP	66.7	82.5	85.9	89.7	94.0	98.6	100.0	102.7	104.6	106.1
台湾	TWN	87.5	99.1	101.1	102.9	104.3	97.6	100.0	104.6	106.1	106.5
韓国	KOR	52.5	80.6	85.0	90.9	89.7	91.6	100.0	101.7	108.0	113.3
オーストラリア	AUS	65.5	84.8	88.2	90.8	96.0	96.9	100.0	103.9	—	—
ニュージーランド	NZL	70.4	82.5	86.2	89.9	94.0	96.7	100.0	103.8	107.4	110.2

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Hourly Earnings” 2014年9月現在

台湾: 国家統計資料庁 (<http://www.stat.gov.tw/>) 2014年9月現在

(注) 国により賃金の定義及び対象者の範囲、事業所の規模・基準年等が異なるため、比較の際は注意を要する。

5 賃金・
労働費用

第5-5表 フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準

Table 5-5: Earnings gap between full-time and part-time workers

		Full time=100	備考
日本	JPN	56.8 (2013年)	非農林漁業計, 企業規模10人以上, 時間当たり賃金(所定内給与)
アメリカ	USA	30.5 (2013)	産業計, 16歳以上フルタイム労働者の週当たり賃金の中央値
イギリス	GBR	70.8 (2013)	産業計・全職種(自営業を除く)の1%を対象とするサンプル調査, 時間当たり賃金(残業代を除く)
ドイツ	DEU	79.3 (2010)	イギリスを除く欧州: 産業計(行政, 防衛, 義務的社会保障分野は選択制), 企業規模10人以上, 時間当たり賃金(残業代を含む)
フランス	FRA	89.1 (2010)	
イタリア	ITA	70.8 (2010)	
オランダ	NLD	78.8 (2010)	
デンマーク	DNK	81.1 (2010)	
スウェーデン	SWE	83.1 (2010)	

資料出所 日本: 厚生労働省(2014.2)「平成25年賃金構造基本統計調査」

アメリカ: BLS(2014.2) *Labor Force Statistics from the Current Population Survey*

イギリス: Office for National Statistics (2013.12) *2013 Annual Survey of Hours and Earnings — Provisional Results*

その他: Eurostat Database “Structure of earnings survey 2010” 2014年9月現在

(注) フルタイム労働者の時間当たり賃金(所定内給与)に対する、パートタイム労働者の時間当たり賃金の割合。

5 賃金・労働費用

第5-6表 労働費用（製造業）

Table 5-6: Labour costs, manufacturing

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
労働費用/Labour costs	(円/Yen)	(ドル/Dollar)	(ポンド/Pound)	(ユーロ/Euro)	(ユーロ/Euro)
2000年	2,905	23.41	14.22	27.50	24.98
2005	2,946	28.48	15.62	30.20	29.96
2006	2,935	29.40	16.04	31.40	30.96
2007	2,876	30.37	16.39	31.60	31.97
2008	2,922	31.42	17.03	32.30	32.92
2009	2,878	32.03	17.03	32.90	32.92
2010	2,790	32.20	16.72	32.80	34.17
2011	2,805	32.67	16.92	34.30	35.52
2012	2,738	33.02	17.31	36.13	36.10
2013	2,718	33.79	—	—	—
為替レート換算/Exchange rate conversion	(日本/JPN=100)				
2000	100	87	80	94	85
2005	100	107	106	140	139
2006	100	116	117	156	154
2007	100	124	134	177	179
2008	100	111	111	167	171
2009	100	104	86	149	149
2010	100	101	81	137	142
2011	100	93	77	136	140
2012	100	96	80	135	135
2013	100	121	—	—	—
購買力平価換算/PPP Conversion	(日本/JPN=100)				
2000	100	125	119	152	142
2005	100	125	108	153	143
2006	100	125	109	159	146
2007	100	127	106	159	150
2008	100	126	105	159	149
2009	100	128	105	164	154
2010	100	129	97	165	160
2011	100	125	93	169	161
2012	100	127	95	175	162
2013	100	129	—	—	—

資料出所 厚生労働省(2014.2)「平成25年毎月勤労統計調査」、厚生労働省(2012.1)「平成23年就労条件総合調査」、内閣府(2014.12)「2013年度国民経済計算確報」

U.S.Bureau of Labour Statistics(2014.6) *Employer Costs for Employee Compensation*

Eurostat Database “Labour cost surveys”, “Labour costs annual data” 2014年10月現在

OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “PPPs and exchange rates” 2014年10月現在

(注) 対象となる事業所規模はアメリカは全規模, EU諸国は10人以上規模, 日本は5人以上規模。各国の推計方法は以下のとおり。

日本: 製造業の実労働時間当たり労働費用をもとに, 実労働時間当たり名目雇用者報酬との比率で延長推計。

米国: *Employer Costs for Employee Compensation*の製造業全労働者についての実労働時間当たり労働費用。各年第1四半期のデータを使用。

欧州: 製造業全労働者の時間当たり労働費用。イギリスの2008年以降及びフランスの2009年は産業分類の変更により以前の数値と接続しない。ドイツは新分類で週及改訂されている。

※ 換算用為替レート, 購買力平価については第5-1表(p.173)を参照。

第5-7表 労働費用でみた国際競争力

Table 5-7: Competitive positions: relative unit labour costs

		(2010年=100) (base Year 2010=100)								
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本	JPN	144.6	103.0	90.1	102.2	100.0	103.5	100.7	81.0	76.5
アメリカ	USA	130.0	113.0	102.3	104.3	100.0	95.1	96.8	96.5	100.0
カナダ	CAN	69.6	85.4	94.7	91.8	100.0	101.8	102.8	100.7	94.7
イギリス	GBR	124.2	123.4	109.9	99.4	100.0	96.9	100.2	97.9	103.5
ドイツ	DEU	111.8	108.7	101.2	105.8	100.0	98.6	96.6	100.0	102.4
フランス	FRA	92.1	101.2	102.1	102.6	100.0	99.2	96.1	97.4	98.3
イタリア	ITA	84.1	99.2	102.1	105.0	100.0	99.0	96.1	98.2	99.9
オランダ	NLD	94.1	103.5	102.9	105.5	100.0	99.0	97.1	98.5	97.6
デンマーク	DNK	83.9	94.8	102.0	105.5	100.0	97.6	94.0	95.5	97.0
スウェーデン	SWE	106.8	103.6	103.0	96.1	100.0	106.8	109.2	111.6	108.1
韓国	KOR	108.5	127.4	106.2	93.1	100.0	99.2	99.3	104.3	110.5
オーストラリア	AUS	62.8	81.1	89.4	84.4	100.0	110.0	112.1	105.9	99.4

資料出所 OECD (2014.11) *Economic Outlook No.96, vol.2014 issue 2(preliminary version)*

第5-8表 労働費用費目別構成（製造業）

Table 5-8: Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing

		(%)							
	(年)	日本 JPN (2011)	アメリカ USA (2014)	イギリス GBR (2012)	ドイツ DEU (2012)	フランス FRA (2012)	オランダ NLD (2012)	スウェー デン SWE (2012)	韓国 KOR (2013)
労働費用計 ^{a)}		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与 ^{b)}		79.7	77.0	82.3	76.9	62.8	75.1	66.6	77.5
現金給与以外 ^{c)}		20.3	23.0	17.7	23.1	37.2	24.9	33.4	22.5
法定福利費 ^{d)}		(11.1)	(7.9)	(8.1)	(14.1)	(26.3)	(10.3)	(20.8)	(6.6)
法定外福利費 ^{e) 1)}		(2.4)	(10.4)	(6.2)	(7.2)	(4.7)	(12.1)	(8.0)	(5.4)
現物給付 ^{f)}		(0.1)	—	(1.2)	(1.0)	(0.2)	(1.0)	(1.2)	—
退職金等の費用 ^{g)}		(6.2)	(4.7)	(0.7)	(0.2)	(3.1)	(0.0)	(0.0)	(9.8)
教育訓練費 ^{h)}		(0.2)	—	(1.5)	(0.5)	(1.9)	(0.7)	(0.6)	(0.5)
その他 ^{i) 2)}		(0.2)	—	—	(0.2)	(1.0)	(0.8)	(2.8)	(0.1)

a) Total labour costs; b) Wages and salaries, Supplemental pay (excl. apprentices), Paid leave; c) Other labour costs, d) Statutory social security contributions; e) Non-statutory social contributions; f) Wages and salaries in kind (excl. apprentices); g) Retirement and savings; h) Vocational training costs (excl. apprentices); i) Other benefits.

資料出所 日本:厚生労働省(2012.1)「平成23年就労条件総合調査」

アメリカ:Bureau of Labor Statistics (2014.9) *Employer Costs for Employee Compensation — June 2014*

欧州:Eurostat (2014.9) *Labour Costs Survey 2012 —NACE Rev.2*

韓国:雇用労働部 (<http://www.moel.go.kr/>) 2014年9月現在

(注) 単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。()内は現金給与以外の内数。

日本及びアメリカは企業規模計、EUは10人以上の企業又は事業所(国によって異なる)を対象。

1) アメリカの法定外福利費は各種(生命、健康、短期・長期障害)保険料(Insurance)。欧州は見習の福利費を含む。

2) 「その他」には以下を含む。日本は募集費、転勤に要する費用、社内報、作業服等。欧州は募集費用、税、補助金等、韓国は募集費。

第5-9表 生産労働者の時間当たり労働費用¹⁾ (製造業)

Table 5-9: Indices of hourly compensation costs in manufacturing

		(Index, U.S. = 100)								
		2000年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本	JPN	100	84	79	74	84	88	91	101	99
アメリカ	USA	100	100	100	100	100	100	100	100	100
カナダ	CAN	73	87	94	97	98	86	99	102	103
イギリス	GBR	83	99	102	110	104	86	84	87	88
ドイツ	DEU	102	126	129	136	145	134	126	134	128
フランス	FRA	86	108	111	118	127	118	112	119	112
イタリア	ITA	67	92	94	99	107	100	96	102	96
オランダ	NLD	84	110	113	119	131	121	114	119	111
ベルギー	BEL	105	136	139	148	164	153	146	154	146
デンマーク	DNK	89	123	125	139	152	142	138	145	136
スウェーデン	SWE	94	117	120	133	136	120	125	139	140
フィンランド	FIN	80	112	115	122	134	129	119	127	119
ノルウェー	NOR	98	140	146	163	175	156	166	182	178
オーストリア	AUT	88	107	110	119	131	125	115	122	116
スイス	CHE	108	133	134	136	150	148	147	170	162
アイルランド	IRL	63	95	100	110	124	121	111	112	107
スペイン	ESP	50	69	72	77	85	81	77	80	75
台湾	TWN	29	26	26	26	26	23	24	26	27
韓国	KOR	39	49	57	61	51	44	51	54	58
シンガポール	SGP	47	44	45	49	58	51	56	65	68
フィリピン	PHL	4	4	4	5	5	5	5	6	6
オーストラリア	AUS	66	95	96	104	110	98	114	131	134
ニュージーランド	NZL	36	54	52	59	58	51	59	66	69
ブラジル	BRA	17	17	20	22	26	24	29	33	31
メキシコ	MEX	19	19	19	19	20	17	18	18	18

資料出所 U.S.Bureau of Labor Statistics (2013.8) *International Labor Comparisons*

(注) 1) 労働費用の金額を各年の為替レートで米ドルに換算し、アメリカを100とするように基準化したもの。

第5-10表 男女間賃金・勤続年数格差（2013年）

Table 5-10: Gender wage and job tenure gap in 2013

		賃金格差 ¹⁾ Wage Gap	勤続年数 Job Tenure		
			男 Male	女 Female	格差 Gap
		(男/male=100)	(年/Year)	(年/Year)	(男/male=100)
日本	JPN	71.3	13.3	9.1	68.4
アメリカ ²⁾	USA	82.1	4.7	4.5	95.7
イギリス	GBR	80.9	9.2	8.7	95.0
ドイツ	DEU	81.3	11.9	10.8	90.6
フランス	FRA	84.6	12.3	12.2	98.8
スウェーデン	SWE	88.0	9.7	10.3	105.4
韓国	KOR	69.8	7.3	4.6	63.0

資料出所 日本:厚生労働省(2014.2)「平成25年賃金構造基本統計調査」
 アメリカ:U.S.Department of Labor(2014.2) *Labor Force Statistics from the CPS*,
 同(2014.9) *Employee Tenure in 2014*
 イギリス(賃金):ONS(2014.11) *Annual Survey of Hours and Earnings 2013*
 ドイツ(賃金):連邦統計局(2014.11) *Statistisches Jahrbuch 2014*
 フランス(賃金):Eurostat(2014.9) *Gender pay gap in unadjusted form*
 スウェーデン(賃金):統計局(2014.6) *Salary structures, whole economy*
 欧州(勤続年数):OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2014年10月現在
 韓国:雇用労働部(<http://www.moel.go.kr/>)2014年10月現在

- (注) 1) 原則、産業計の賃金額より算出。労働者の範囲は国により異なる場合がある。日本は一般労働者の1か月当たり所定内給与額。フランスは2012年暫定値。
 2) アメリカの勤続年数は2014年1月の数値。

第5-11表 フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差

Table 5-11: Gender wage gap in median earnings of full-time employees

		(%)									
		2000年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ¹⁾	JPN	33.9	32.8	33.0	31.7	30.7	28.3	28.7	27.4	26.5	26.6
アメリカ	USA	23.1	19.0	19.2	19.8	20.1	19.8	18.8	17.8	19.1	17.9
カナダ	CAN	23.9	21.3	21.2	20.8	20.5	19.8	18.8	19.2	18.8	19.0
イギリス	GBR	26.3	22.1	21.7	21.6	21.9	20.7	19.2	18.2	17.8	17.5
ドイツ	DEU	20.1	17.1	19.5	17.3	17.9	17.6	16.9	16.6	—	—
フランス ²⁾	FRA	14.6	14.4	14.0	14.0	14.3	14.0	14.1	—	—	—
ベルギー	BEL	13.6	11.5	10.3	9.9	8.9	7.5	7.0	5.8	6.4	—
デンマーク ³⁾	DNK	12.6	10.7	10.7	9.6	10.7	10.7	9.5	8.8	7.8	—
スウェーデン ⁴⁾	SWE	15.5	14.4	14.6	16.4	15.4	14.9	14.3	15.9	15.1	—
フィンランド	FIN	20.4	18.9	19.4	21.4	21.2	19.7	18.9	18.6	18.7	—
韓国 ⁵⁾	KOR	41.8	39.6	39.8	38.2	39.0	38.6	39.6	36.6	36.3	36.6
オーストラリア	AUS	17.2	15.8	16.7	15.4	11.9	16.4	14.0	16.0	13.8	18.0
ニュージーランド	NZL	7.1	9.6	9.3	7.0	7.8	7.8	6.8	4.2	6.2	5.6

資料出所 OECD Employment database(<http://www.oecd.org/employment/database>)2015年2月現在

(注) 男女の中位所得の差を男性中位所得で除した数値。

- 1) 正規従業員が10人以下の組織の雇用者及び公共部門、農業、林業、漁業、家庭サービス、海外大使館に従事する全ての雇用者を除く。
- 2) 見習い、インターン、訓練生、農業従事者、一般公務員を除く。
- 3) 最低賃金の80%に満たない賃金労働者を除く。
- 4) 24～64歳の所得の無い自営業者を除く。
- 5) 正規従業員が5人以下の組織の雇用者及び行政、公的教育、軍、警察に従事する全ての雇用者を除く。

5 賃金・労働費用

第5-12表 年齢階級別賃金格差

Table 5-12: Wage gap by age group

(29歳以下＝100)															
職種/Occupation			生産労働者/Production workers						管理・事務・技術労働者/Supervisory, clerical and technical workers						
年齢階級/Age group			計 /Total	～29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～	計 /Total	～29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～	
製造業/Manufacturing															
日本(2013年)	計	T	120	100	123	136	134	90	147	100	131	163	183	120	
	JPN	男	M	125	100	125	143	148	96	151	100	132	166	184	119
		女	F	100	100	105	106	101	82	117	100	115	128	129	98
日本(2010年)	計	T	123	100	127	138	137	91	151	100	134	171	188	123	
		男	M	128	100	128	147	154	98	155	100	135	174	189	123
		女	F	99	100	106	103	97	83	114	100	116	123	122	96
(以下、2010年)			産業計 ¹⁾ /All industries excl. public administration and defence; compulsory social security												
イギリス	計	T	118	100	124	128	124	111	148	100	166	167	162	145	
	GBR	男	M	120	100	123	132	130	112	166	100	172	200	198	168
		女	F	107	100	115	110	109	105	132	100	158	138	135	120
ドイツ	計	T	135	100	141	147	146	134	171	100	171	193	197	201	
	DEU	男	M	141	100	146	157	157	142	194	100	184	224	231	222
		女	F	121	100	121	126	127	123	147	100	155	161	165	168
フランス	計	T	118	100	121	122	122	124	145	100	134	156	167	206	
	FRA	男	M	123	100	125	130	131	130	159	100	143	172	185	231
		女	F	105	100	105	105	106	111	130	100	125	138	145	171
イタリア	計	T	116	100	113	119	124	117	148	100	129	153	174	209	
	ITA	男	M	119	100	115	122	131	120	160	100	133	168	190	234
		女	F	107	100	108	109	108	107	135	100	124	140	156	168
オランダ	計	T	134	100	147	153	154	141	152	100	161	172	175	174	
	NLD	男	M	136	100	148	159	160	140	169	100	164	195	201	191
		女	F	127	100	137	138	140	140	136	100	156	148	147	143
ベルギー	計	T	111	100	109	114	117	111	142	100	133	156	169	184	
	BEL	男	M	113	100	112	118	120	113	154	100	140	169	184	198
		女	F	107	100	105	109	111	110	131	100	127	143	150	152
デンマーク	計	T	120	100	124	126	123	121	148	100	143	160	158	160	
	DNK	男	M	122	100	127	130	128	123	164	100	156	183	180	176
		女	F	116	100	118	120	117	116	136	100	133	145	144	142
スウェーデン	計	T	108	100	111	113	111	108	128	100	128	139	136	133	
	SWE	男	M	108	100	110	112	110	108	142	100	137	158	156	152
		女	F	107	100	110	112	109	108	119	100	119	126	123	122
フィンランド	計	T	109	100	112	113	110	104	132	100	132	142	140	140	
	FIN	男	M	112	100	113	116	116	112	147	100	141	161	163	165
		女	F	106	100	110	109	107	105	122	100	121	129	127	125
ノルウェー	計	T	112	100	115	118	116	110	138	100	140	154	152	146	
	NOR	男	M	112	100	115	118	118	112	151	100	149	171	172	161
		女	F	112	100	113	117	117	114	127	100	131	138	135	130

資料出所 日本:厚生労働省(2014.2)「賃金構造基本統計調査」

その他:Eurostat(2014.9) *Structure of Earnings Survey 2010*

(注) 労働者の種類別でみると、日本の産業計及び欧州の製造業データがないため、比較の際は注意を要する。

1) 公務、防衛、義務的社会保障を除く非農林漁業計。

第5-13表 勤続年数別賃金格差

Table 5-13: Wage gap by length of service

産業計/All industries			(勤続1～4年=100)						
勤続年/years of service		計/Total	1年未満	1～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～
日本(2013年)	計	T	126.2	93.2	100	113.6	127.4	142.4	169.1
	男	M	128.9	93.7	100	113.7	128.9	142.3	167.1
	女	F	112.5	94.0	100	110.0	116.9	128.3	144.7
JPN									
日本(2010年)	計	T	125.3	91.5	100	113.2	124.9	143.8	169.6
	男	M	128.1	91.7	100	114.6	125.2	143.4	167.5
	女	F	110.3	92.7	100	106.5	114.8	127.0	140.9
(以下、2010年)									
			(勤続1～5年=100)						
		計/Total	1年未満	1～5	6～9	10～14	15～19	20～29	30～
イギリス	計	T	108.6	94.3	100	112.5	123.6	127.2	134.4
	男	M	107.8	82.5	100	113.4	127.2	131.7	135.6
	女	F	109.1	109.8	100	111.8	119.2	123.2	127.3
GBR									
ドイツ	計	T	119.3	78.3	100	124.9	135.5	141.4	154.8
	男	M	119.2	75.7	100	126.8	136.8	140.8	152.1
	女	F	118.4	81.7	100	121.6	131.6	141.7	154.8
DEU									
フランス	計	T	112.7	88.9	100	111.7	120.7	124.8	133.7
	男	M	114.2	87.0	100	113.8	123.8	128.4	135.3
	女	F	111.0	92.0	100	109.8	115.7	121.6	130.2
FRA									
イタリア	計	T	111.8	82.0	100	107.4	116.1	125.2	135.9
	男	M	111.3	77.7	100	107.6	116.0	124.8	135.4
	女	F	112.7	88.6	100	106.4	116.5	125.8	136.8
ITA									
オランダ	計	T	130.5	28.6	100	150.5	148.9	149.8	—
	男	M	138.5	27.6	100	155.9	164.1	162.7	—
	女	F	120.7	29.5	100	143.2	130.0	128.4	—
NLD									
ベルギー	計	T	110.3	88.0	100	111.2	118.8	124.0	133.4
	男	M	110.1	88.0	100	110.9	117.7	121.8	131.3
	女	F	110.5	89.1	100	112.0	120.0	126.9	135.5
BEL									
デンマーク	計	T	98.5	84.6	100	111.2	114.9	90.6	114.4
	男	M	100.8	83.3	100	111.9	117.0	97.9	119.9
	女	F	99.0	86.8	100	109.8	112.0	95.3	111.7
DNK									
スウェーデン	計	T	99.7	86.9	100	104.5	106.2	103.0	99.8
	男	M	101.2	86.6	100	106.2	109.4	108.7	106.1
	女	F	99.8	88.9	100	103.7	105.1	101.9	101.1
SWE									
フィンランド	計	T	103.8	87.7	100	107.6	113.1	113.9	111.2
	男	M	104.6	87.0	100	107.7	113.2	114.0	114.4
	女	F	102.3	89.6	100	106.4	110.8	110.1	107.0
FIN									
ノルウェー	計	T	102.3	90.3	100	97.7	111.3	112.6	114.3
	男	M	102.5	85.6	100	96.4	111.2	113.5	117.1
	女	F	101.4	98.2	100	97.9	108.0	109.3	108.5
NOR									

資料出所 日本:厚生労働省(2014.2)「賃金構造基本統計調査」

その他:Eurostat(2014.9) *Structure of Earnings Survey 2010*

(注) 企業規模10人以上を対象。日本の賃金は民営事業所における所定内給与額、欧州は月間平均収入額(=monthly earnings)をもとに算出。また、欧州の産業計は行政・防衛・義務的社会保障を除く。

5 賃金・労働費用

第5-13表 勤続年数別賃金格差（続き）

Table 5-13: Wage gap by length of service (cont.)

製造業/Manufacturing			(勤続1～4年=100)							
勤続年/years of service			計/Total	1年未満	1～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～
日本(2013年)	計	T	133.2	91.1	100	115.1	128.2	142.1	173.0	181.7
	JPN	男	M	134.7	90.9	100	114.6	130.8	143.9	172.3
		女	F	115.5	93.8	100	110.9	112.4	120.8	145.3
日本(2010年)	計	T	132.1	89.7	100	112.2	124.4	145.3	171.1	183.3
		男	M	134.8	89.7	100	114.7	127.0	147.0	172.3
		女	F	110.3	91.0	100	103.3	108.6	122.0	133.2
(以下、2010年)			(勤続1～5年=100)							
			計/Total	1年未満	1～5	6～9	10～14	15～19	20～29	30～
イギリス	計	T	109.5	86.2	100	107.7	115.7	119.9	135.0	131.0
	GBR	男	M	109.8	83.5	100	107.9	116.0	120.6	136.5
		女	F	103.5	96.9	100	104.2	109.4	109.0	110.1
ドイツ	計	T	122.0	77.9	100	122.7	129.5	132.8	148.9	155.8
	DEU	男	M	122.0	78.3	100	122.7	129.7	131.9	145.0
		女	F	116.5	79.9	100	120.1	123.7	129.1	147.2
フランス	計	T	113.3	88.4	100	110.0	117.2	126.6	129.2	121.0
	FRA	男	M	115.5	86.9	100	111.8	119.5	129.9	133.7
		女	F	106.9	93.1	100	105.7	110.1	118.0	114.9
イタリア	計	T	105.9	79.0	100	102.1	108.2	111.0	120.7	121.8
	ITA	男	M	106.5	75.6	100	102.5	109.2	111.7	121.6
		女	F	104.5	89.6	100	100.5	105.3	107.9	115.6
オランダ	計	T	135.4	22.0	100	162.0	140.4	130.8	—	—
	NLD	男	M	129.0	20.7	100	132.6	143.8	132.4	—
		女	F	158.6	26.1	100	273.6	114.5	106.4	—
ベルギー	計	T	107.5	92.8	100	107.6	108.9	113.7	117.3	117.9
	BEL	男	M	108.5	92.9	100	108.8	109.3	115.7	118.4
		女	F	103.0	92.9	100	103.0	106.7	105.4	108.9
デンマーク	計	T	100.8	87.4	100	105.1	106.5	107.0	109.9	108.2
	DNK	男	M	100.7	86.2	100	104.6	107.3	107.8	110.9
		女	F	101.0	89.3	100	107.0	105.7	105.8	106.6
スウェーデン	計	T	101.0	90.2	100	104.3	104.6	103.3	99.9	—
	SWE	男	M	101.1	91.5	100	103.8	104.3	103.5	100.2
		女	F	100.4	86.3	100	105.7	105.6	99.9	96.9
フィンランド	計	T	104.6	85.9	100	105.2	108.7	112.0	110.5	104.8
	FIN	男	M	105.8	86.1	100	106.1	109.8	114.1	113.3
		女	F	100.2	85.3	100	101.9	105.2	103.2	101.0
ノルウェー	計	T	100.5	56.2	100	96.4	104.9	103.7	103.9	97.5
	NOR	男	M	100.8	61.1	100	96.2	105.9	104.1	104.3
		女	F	99.1	55.6	100	97.2	100.8	100.1	98.4

第5-14表 規模間賃金格差（産業計）

Table 5-14: Wage gap by establishment size in all industries

		(1,000人以上＝100)					
事業所・企業規模		計(5～)	5～29	30～99	100～499	500～999	1,000人以上
日本 ¹⁾	JPN	69.0	58.0	67.2	78.3	88.0	100
(製造業/manufacturing)		(75.4)	(60.0)	(67.1)	(78.6)	(87.3)	(100)
establishment size(employees)		計	10～49	50～249	250～499	500～999	1,000 or more
アメリカ ²⁾	USA	60.9	48.5	58.3	70.5	83.9	100
(製造業/manufacturing)		(63.0)	(45.7)	(54.9)	(64.2)	(70.3)	(100)
イギリス ³⁾	GBR	57.4	97.1	57.0	60.1	61.4	100
ドイツ ³⁾	DEU	77.8	76.0	74.4	101.0	—	100
フランス ³⁾	FRA	81.8	76.0	82.5	83.7	100.2	100
イタリア ³⁾	ITA	62.3	56.9	74.1	65.7	49.9	100
オランダ ³⁾	NLD	40.5	62.3	62.6	44.6	66.6	100
スウェーデン ³⁾	SWE	101.5	101.5	106.0	123.9	111.6	100
フィンランド ³⁾	FIN	85.3	86.4	89.2	91.8	87.8	100
スペイン ³⁾	ESP	63.4	54.3	75.0	83.1	91.8	100

資料出所 日本：厚生労働省（2014.6）「平成25年毎月勤労統計調査確報」
 アメリカ：BLS（2014.9）*Quarterly Census of Employment and Wages*
 欧州：Eurostat（2015.2）*Structure of Earnings Survey 2010*

- (注) 1) 2013年値。事業所規模別。規模計は5人以上、産業計は非農林漁業の常用労働者を対象。月間のきまって支給する給与(contractual cash earnings)より算出。
 2) 2014年第1四半期速報値。事業所規模別。規模計は1人以上、産業計は民営の非農林産業を対象。週当たり平均賃金(average weekly wage)より算出。
 3) 2010年値。企業規模別。規模計は10人以上、産業計は行政・防衛・義務的社会保障を除く非農林水産業を対象。月間平均賃金総額(mean monthly earnings)より算出。

第5-15表 所得のジニ係数

Table 5-15: Gini coefficients of income inequality

		1985年頃 around 1985	1990年頃 around 1990	1995年頃 around 1995	2000年頃 around 2000	2005年頃 around 2005	最新値(年)
日本	JPN	0.304	—	0.323	0.337	0.329	0.336 ('09)
アメリカ	USA	0.340	0.349	0.361	0.357	0.380	0.389 ('12)
イギリス ¹⁾	GBR	0.309	0.355	0.337	0.352	0.335	0.344 ('11)
ドイツ	DEU	0.251	0.256	0.266	0.264	0.297	0.293 ('11)
フランス	FRA	—	—	0.277	0.287	0.288	0.309 ('11)
イタリア	ITA	0.291	0.279	0.327	0.323	0.331	0.321 ('11)
スウェーデン	SWE	0.198	0.209	0.211	0.243	0.234	0.273 ('11)
韓国	KOR	—	—	—	—	0.306	0.307 ('12)
オーストラリア	AUS	—	—	0.309	0.317	0.315	0.324 ('12)

資料出所 OECD Database “Income Distribution and Poverty” 2014年9月現在

- (注) 1) イギリスの2011年は暫定値。

(参考)

		2000	2005	2009	2010	2011	2012年
日本	JPN	0.3997	0.3948	0.3950	0.3958	0.4029	0.3921

資料出所 厚生労働省（2014.7）「平成25年国民生活基礎調査」

- (注) ジニ係数とは、所得分配の不平等度を表す指標である。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき、1に近づけば不平等の度合が増す。ここでは再配分後の年間所得を対象としている。日本の2010年値は岩手・宮城・福島県の3県を、2011年値は福島県を除く。

第5-16表 五分位階級所得割合¹⁾

Table 5-16: Income share by quintiles

(年)		第1 十分位 Lowest 10%	第1 五分位 Lowest 20%	第2 五分位 Second 20%	第3 五分位 Third 20%	第4 五分位 Fourth 20%	第5 五分位 Highest 20%	第10 十分位 Highest 10%	ジニ係数 Gini index
		(%)							
日本 ²⁾	JPN (2011)	1.9	5.3	10.8	16.1	23.8	43.9	27.4	0.379
	(2008)	1.9	5.3	10.9	16.5	23.6	43.7	27.5	0.376
日本	(1993)	4.8	10.6	14.2	17.6	22.0	35.7	21.7	0.249
アメリカ	USA (2000)	1.9	5.4	10.7	15.7	22.4	45.8	29.9	0.408
カナダ	CAN (2000)	2.6	7.2	12.7	17.2	23.0	39.9	24.8	0.326
イギリス	GBR (1999)	2.1	6.1	11.4	16.0	22.5	44.0	28.5	0.360
ドイツ	DEU (2000)	3.2	8.5	13.7	17.8	23.1	36.9	22.1	0.283
フランス	FRA (1995)	2.8	7.2	12.6	17.2	22.8	40.2	25.1	0.327
イタリア	ITA (2000)	2.3	6.5	12.0	16.8	22.8	42.0	26.8	0.360
スウェーデン	SWE (2000)	3.6	9.1	14.0	17.6	22.7	36.6	22.2	0.250
ロシア	RUS (2009)	2.8	6.5	10.4	14.8	21.3	47.1	31.7	0.401
中国	CHN (2009)	1.7	4.7	9.7	15.3	23.2	47.1	30.0	0.421
韓国	KOR (1998)	2.9	7.9	13.6	18.0	23.1	37.5	22.5	0.316
オーストラリア	AUS (1994)	2.0	5.9	12.0	17.2	23.6	41.3	25.4	0.352

資料出所 日本(2008, 2011年):厚生労働省(2013.10)「平成23年所得再分配調査」

日本(1993年), その他の国:World dataBank (<http://databank.worldbank.org/>) “Poverty and Inequality Database” 2014年9月現在

(注) 1) 五分位階級所得割合とは, 各家計の所得を少ない順から並べて人口で5等分したときの, それぞれの階級の所得の和の全体の所得に対する割合である。なお, 本表では, 五分位階級に加えて, 第1十分位, 第10十分位の階級割合も掲載している。

2) 2011年は岩手, 宮城及び福島県を除く。3県を除いた場合のジニ係数2008年値は0.377。

第5-17表 相対的貧困率¹⁾

Table 5-17: Percentage of people with an income below 50% of median income

		(%)									
		1990年	1995	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本 ²⁾	JPN	—	13.7	15.3	15.7	—	—	16.0	—	—	—
アメリカ	USA	17.5	16.7	16.9	17.0	17.6	17.3	16.5	17.4	17.1	17.4
カナダ	CAN	11.1	10.7	11.4	11.7	11.3	11.9	12.3	11.9	11.7	—
イギリス ^{3) 4)}	GBR	13.7	10.5	11.0	10.5	11.3	10.9	9.9	10.0	9.5	—
ドイツ	DEU	5.5	7.2	7.6	9.1	8.4	8.5	9.5	8.8	8.7	—
フランス ⁵⁾	FRA	—	7.6	7.2	7.2	7.2	7.2	7.5	7.9	8.0	—
イタリア ^{6) 7)}	ITA	11.0	14.6	12.2	11.8	—	11.8	12.1	13.0	12.6	—
オランダ	NLD	5.7	6.9	6.6	7.8	6.7	6.9	7.4	7.2	—	7.8
ベルギー	BEL	—	—	—	9.3	9.0	9.4	9.4	9.5	—	—
デンマーク	DNK	6.2	4.7	5.1	5.3	6.1	6.6	6.4	6.0	6.0	—
スウェーデン ^{6) 7)}	SWE	3.6	3.7	5.3	5.3	—	8.4	8.7	9.1	9.7	—
フィンランド	FIN	5.6	4.1	5.5	6.6	7.7	8.0	7.4	7.4	7.5	6.6
韓国 ²⁾	KOR	—	—	—	14.3	14.8	15.2	15.3	14.9	15.2	14.6
オーストラリア ⁷⁾	AUS	—	11.4	12.2	13.2	—	14.6	—	14.4	—	13.8
ニュージーランド ³⁾	NZL	9.0	8.4	9.8	—	—	11.0	11.9	—	9.8	—
メキシコ ^{3) 7)}	MEX	—	21.7	21.5	18.4	—	20.9	—	20.4	—	21.4

資料出所 OECD Database “Income distribution—Poverty”2014年8月現在

(注) 1) 相対的貧困率とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の一定割合(本表では50%)に満たない世帯員の割合である。

2) 2005年の欄は2006年の値。

3) 1995年の欄は1994年の値。

4) 2011年は暫定値。

5) 1995年の欄は1996年の値。

6) 1990年の欄は1991年の値。

7) 2005年の欄は2004年の値。

参考表 日本の相対的貧困率

Reference table: Japan's relative poverty rates*

		(%)									
		1985年	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012
相対的貧困率	Total	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの相対的貧困率	Children	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3

* Percentage of people with an income below 50% of median income

資料出所 厚生労働省(2014.7)「平成25年国民生活基礎調査の概況」

(注) OECDと同様の計算方法で、「国民生活基礎調査」を基に厚生労働省が算出したもの。

「相対的貧困率」とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の一定割合(本表では50%)に満たない世帯員の割合。

子どもの相対的貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得の中央値の一定割合(本表では50%)に満たない17歳以下の子どもの割合。

第5-18表 最低賃金制度

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 ¹⁾	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠規定	最低賃金法(1959年)	公正労働基準法	各州法
決定方式	審議会(労・使・公益で構成)方式 - 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業又は地域について必要があると認めるときに、最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定。 - 地域別最低賃金と特定最低賃金がある。地域別最低賃金は47都道府県別に設定。特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定(全国で235件設定、2014年10月1日現在)。	議会決定方式	議会決定方式、審議会方式の併用等 連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない。州最低賃金は州法によるものと審議会が決定するものがある。また、州によって最低賃金の定めがないところもあるほか、チップを受け取る労働者の最低賃金は低額にされる。
設定方式	- 地域別(都道府県別) - 特定(産業別)最低賃金(全国または都道府県別かつ産業別)	全国一律	州内一律
最低賃金額	<地域別> 780円/時間 (全国加重平均、2014年10月発効、都道府県により発効日は異なる)	5.85ドル/時間 (2007年7月24日～) 6.55ドル/時間 (2008年7月24日～) 7.25ドル/時間 (2009年7月24日～)	5.15ドル/時間 (最低額ワイオミング) ～9.50ドル/時間 (最高額コロンビア特別区) (2015年1月現在)
適用対象	特に限定なし	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC(Salaire minimum interprofessionnel de croissance)	労働協約 拡張方式
根拠規定	最低賃金法(1998)	最低賃金法(MiLoG)(2015)	労働法典(1950及び1970改正)	労働法典
決定方式	審議会方式	審議会方式	審議会方式(最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行う)	労働協約 拡張方式
	最低賃金額は使用者団体、労働組合、独立機関の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる。	- 定期的に見直しを行う(最初の見直しは2016年6月30日までに、施行は2017年1月1日) - 最低賃金額は使用者団体、労働組合の各代表(アドバイザーとして学識代表も参加)で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定される。	〈定時改定方式〉 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引き上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年7月1日付けで金額を改定。 〈物価スライド方式〉 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定。	協約当事者の交渉による。
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律	地域・業種別
最低賃金額	一般(21歳以上): 6.50ポンド/時間(2014年10月～)	8.5ユーロ/時間(2015年1月1日～) 経過措置は3年。「業種レベルにおける代表的な協約当事者の労働協約による逸脱を認める」という例外規定を経過措置的に設け、2016年12月31日までに最低賃金基準を達成していない労働協約は、2017年1月1日以降、8.5ユーロ/時間が適用される。2018年1月1日からは最低賃金委員会が決定した法定最低賃金が全ての産業、労働者に適用される。	9.61ユーロ/時間(2015年1月1日～) 2008年12年の法改正により、2010年以降SMICの改定は毎年1月に実施	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	特に限定なし	フランス本土、海外県及び海外領土のSaint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	日本 ¹⁾	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	[減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 (1) 精神または身体の障害により著しく労働能力が低い者 (2) 試用期間中の者 (3) 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 (4) 軽易な業務に従事する者 (5) 断続的労働に従事する者	[適用除外] ・ 管理職、専門職等 ・ 小規模従業者等 [減額措置] ・ 20歳未満の労働者（雇い始めから90日間） ・ 障害者 ・ チップを得る従業員 ・ 学生 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル（時間）。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル（但しチップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない）	州により異なる。
影響率等	影響率7.4%（2013年度厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」より）（「影響率」とは地域別最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることになる労働者割合のこと）	時間給で就業する被用者の3.0%（2008年）	—
罰則等	50万円以下の罰金（地域別最低賃金に係る賃金支払義務違反の場合）	故意の違反については1件当たり10,000ドル以下の罰金。違反が繰り返される場合、従業員1人当たり1,100ドル以下の行政上の制裁金	州により異なる。
ILO条約批准状況	第26号条約（1971批准） 第131号条約（1971批准）	第26号条約、第131号条約ともに批准せず。	
労働協約拡張適用制度	あり	なし	

資料出所 日本：厚生労働省ウェブサイト

アメリカ：連邦労働省・労働統計局各ウェブサイト

(注) 1) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立（2008年7月1日施行）。この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、不払いに係わる罰金の引上げ（上限50万円）が定められた。

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC	労働協約 拡張方式
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	[適用除外] ・ 自営業者 ・ 徒弟労働者・学生の 一部 ・ 軍人、漁師の一部等 [減額措置] 16～20歳 18～20歳： 5.13ポンド／時， 16～17歳： 3.79ポンド／時， アプレンティスシップ (養成訓練)参加者 で，19歳未満，または 19歳以上で参加から1 年未満の者は2.73ポ ンド(2014年10月～)	[適用除外] ・ 未成年者(18歳未満)， 職業訓練実習生の一 部，長期失業者の就職 時(開始から6か月)	[適用除外] 労働時間を把握することが できない労働者(訪問販売 員などの一部) [減額措置] ・ 18歳未満 ・ 見習訓練生，研修生等 17歳:10%減， 17歳未満:20%減， (但し，6か月以上勤務で 減額措置なし) 職業訓練生，若年の各種 雇用援助措置を受けてい る者:22～75%減	—
影響率等	約125万人 (2014年)	約370万人 (2014年時予想)	全被用者の10.8%(163万 人) (2014年1月)	—
罰則等	未払い分の賃金の50～ 100%(2万ポンド以下) の罰金	最高50万ユーロの罰金，公 共調達からの除外があり得 る。	労働者一人につき1,500 ユーロ以下の罰金 (再犯は3,000ユーロ以下)	労働者一 人につ き，罰金 750ユーロ 以下
ILO条約 批准状況	第26号条約，第131号条 約ともに批准せず。	第26号条約(1929批准) 第131号条約は批准せず。	第26号条約(1930批准) 第131号条約(1972批准)	
労働協約 拡張適用 制度			あり	

資料出所 イギリス:Gov.ukウェブサイト
ドイツ:連邦政府広報，連邦労働社会省ウェブサイト
フランス:労働省ウェブサイト等

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	オランダ	ベルギー	ギリシャ	スペイン	ポルトガル	中国
最低賃金額	1,495.20/月 345.05/週 69.01/日 (通貨:ユーロ) (2014年7月～, 上記金額は23 歳以上)	1,501.82 ユーロ/月 (2013年1月～, 上記金額は21 歳以上のフル タイム労働者)	683.76 ユーロ/月 (2012年7月以 降据え置き)	752.85 ユーロ/月 (2013年1月 ～)	565.83 ユーロ/月 (2011年1月 以降据え置き)	1,560元/月 (北京市・2014 年4月～)
改定	年2回(1月1日 及び7月1日)に 改定。	通常2年に1度 の中央協定に より改定(法的 拘束力のある 中央協定)。そ だ、経済状況 物価の上昇に より改定。	通常2年に1度 中央協定に より改定(法的 拘束力のある 中央協定)。た だ、経済状況 によっては年 に2～3回改定 されることもあ る。	基本的に毎年 労使との協議 を経て物価動 向、経済状況 を勘案し法令 によって改定。 なお、一般的 にはより高い 水準の職種ご との最低賃金 が労働協約に より定められて いる。	政労使による 経済社会委員 会の意見を聴 いた後、物価 動向、経済状 況に応じて毎 年政府が法令 により改定。	全国統一のも のではなく具体 的基準は省・自 治区・直轄市の 人民政府が規 定。政府労働・ 社会保障部が 定める「最低賃 金規定」により、 各地は少なく とも2年に1回 は最低賃金を 改定する必要 がある。
影響率等	全雇用者の4% (2005年)			全被用者の1 ～3% (2005年末)	フルタイム被 用者の4.0% (2005年末)	
適用除外・減額措置	雇用契約の下 で働く全雇用 者に適用。 1992年から週 13時間未満労 働のパートタイ ム労働者にも 適用。 若年者の減額 率 22歳:15%減 21歳:27.5%減 20歳:38.5%減 19歳:47.5%減 18歳:54.5%減 17歳:60.5%減 16,15歳:70% 減	公共部門の雇 用者、見習労働 者、訓練生は 適用除外。 若年者の減額 率 20歳:6%減 19歳:12%減 18歳:18%減 17歳:24%減 16歳以下: 30%減	民間企業雇用 者のみに適用。 公共部門は政 府によって別 途賃金水準が 決められる。 減額措置はな し。	訓練生は10～ 30%減。 若年者に対す る減額措置は なし。	軍人は適用 除外。 18歳以下は 25%減。 このほか家事 労働者、障害 者、見習労働 者も減額され る。	学生アルバイト は適用除外。
労働協約 拡張適用 制度	あり	あり	あり	あり	あり	—

資料出所 オランダ:社会問題雇用省, ベルギー:雇用労働省, ギリシャ:労働社会保障省, スペイン:労働
移民省, ポルトガル:労働社会連帯省, 中国:人的資源社会保障部, 韓国:雇用労働部, マ
レーシア:人的資源省労働局, タイ:労働省, インドネシア:雇用省, フィリピン:労働雇用省, ベ
トナム:労働傷病社会省, 各ウェブサイト

	韓国	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
最低賃金額	5,580ウォン／時間 (2015年1月～)	900リンギ／月(半島マレーシア11州), 800リンギ／月(サバ, サラワク州) ¹⁾	300バーツ／日 (全国一律, 2013年1月～) ²⁾	2,700,000ルピア／月 (ジャカルタ特別州・2014年1月～)	非農業: 466ペソ／日, 農業: 429ペソ／日 (マニラ首都圏・2013年10月～) ³⁾	3,100,000ドン／月 (第1地域:ハノイ, ホーチミンなどの大都市, 2015年1月～)
改定	毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定(毎年8月5日までに労働部長官が審議会の答申を受けて決定)。適用時期は毎年1月1日。	制度発足が2012年, 適用が2013年1月からで, 政府は2年後に改定すると述べているが2015年2月末現在, 改定されていない。	2012年までは各県ごとの最低賃金制度であったが, 2013年から全国一律の最低賃金制度となった。政労使からなる全国賃金委員会(委員長:労働次官)が日額最低賃金額を審議して政府に答申, 閣議の承認を経て決定。	原則として毎年1月1日に改定。決定権限は州知事。州ごとに設置された政労使三者構成の賃金委で審議, 結果を州知事に勧告し, 州知事令で決定。必要に応じて, 市単位の最賃額を決めることもできる。この場合も決定権限は州知事。各地域ごとに業種別最賃も併用。	各地域ごとに設置された17の政労使からなる地域三者賃金生産性委員会(PTWPB)がそれぞれ当該地域の最賃を改定。不服のある関係団体は, 政労使からなる国家賃金生産性委員会に不服申立が可能。	民間企業に適用される地域別最低賃金は, 政労使3者構成の国家賃金評議会が改定案を政府に提出, 政府はこれを参考に改定額を決め政令で交付。地域は経済発展の状況に応じて4地域に分けている。改定は原則年1回。経済情勢により例外あり。公共部門には別途「一般最低賃金」が定められている。
影響率等	全体の14.6% (266.8万人)	—	—	—	—	—
適用除外・減額措置	労働部長官の認可を受けた者 (1)精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者 (2)その他最低賃金を適用することが適当でないと認められる者	家事労働者は適用除外。(公務員は制度の対象としていない)従業員5人以下の企業は2013年7月1日から適用。	中央・地方の行政機関, 農業, 国営企業等は適用除外。	企業規模10人未満, 土地と建物を除外した純資産額2億ルピア未満等の企業については, 25%を限度とする減額措置。経営不振で最賃支給が不可能な企業は, 最賃が発効する10日前までに当該地域の労働移住局を通じて知事に免除を申請することが可能。	農地の小作人, メイド・個人用運転手等の家庭内使用人, 内職者等は適用除外。ベッド数100以下の民間病院, 従業員10人以下の小売・サービス業の事業所, 正社員10人未満の製造業事業所は, 農業と同じ429ペソ／日。最低賃金労働者の所得税は免除。(2008年共和国法9504号)	規定なし

(注) 上記6か国における労働協約拡張適用制度はなし。

- 適用は2013年1月から。但し従業員5人以下の企業は2013年7月から適用。
- バンコクなど7県は2012年4月から実施済み。同7県は2013年1月からの改定はなし。この最賃額は2015年まで据え置き予定。
- 最賃には緊急生活手当(COLA)30ペソが含まれている。同COLAは2014年1月から半額15ペソが基本賃金に組み込まれた。

第5-19表 最低賃金額の推移

Table 5-19: Changes in the minimum wage

		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014
日本 ¹⁾	JPN						(円/時間)(Yen/hour)	
		659	668	730	737	749	764	780
アメリカ	USA						(ドル/時間)(US\$/hour)	
		5.15	5.15	7.25	7.25	7.25	7.25	7.25 ²⁾
カナダ ³⁾	CAN						(カナダドル/時間)(CA\$/hour)	
		5.00～ 7.20	5.90～ 8.50	8.25～ 10.00	9.50～ 11.00	9.50～ 11.00	9.95～ 11.00	10.00～ 11.00
イギリス	GBR						(ポンド/時間)(£/hour)	
一般(22～歳/age)		3.70	5.05	5.93	6.08	6.19	6.31	6.50 ⁴⁾
若年者(18～21)		3.20	4.25	4.92	4.98	4.98	5.03	5.13 ⁴⁾
若年者(16～17)			3.00	3.64	3.68	3.68	3.72	3.79 ⁴⁾
フランス ⁵⁾	FRA	(フラン/時間)(Franc/hour)					(ユーロ/時間)(Euro/hour)	
		42.02	8.03	8.86	9.00	9.40	9.43	9.53
中国 ⁶⁾	CHN						(元/月)(Yuan/month)	
深圳市/Shenzhen		547	690	1,100	1,320	1,500	1,600	1,808
上海市/Shanghai		—	690	1,120	1,280	1,450	1,620	1,820
北京市/Peking		412	580	960	1,160	1,260	1,400	1,560
韓国 ⁷⁾	KOR						(ウォン/時間)(Won/hour)	
		1,865	3,100	4,110	4,320	4,580	4,860	5,210
		14,920	24,800	32,880	34,560	36,640	38,880	41,680
タイ	THA	(バンコク/Bangkok)					(バーツ/日)(Baht/day)	
		—	—	206	215	300 ⁸⁾	300	300
インドネシア ⁹⁾	IDN	(ジャカルタ特別州/Jakarta)					(ルピア/月)(Rupiah/month)	
		286,000	711,843	1,118,900	1,290,000	1,529,150	2,200,000	2,441,000
フィリピン ¹⁰⁾	PHL	(マニラ首都圏/Metro Manila)					(ペソ/日)(Peso/day)	
非農業/Non-agriculture		250	325	404	426	456	466	466
農業/Agriculture		213	288	367	389	419	429	429
ベトナム ¹¹⁾	VNM	(第1地域:ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域)(千ドン/月)(1,000Dong/month)						
		180	626	1,340	1,550	2,000	2,350	2,750
カンボジア ¹²⁾	KHM						(米ドル/月)(US\$/Month)	
		45	45	61	61	61	80	100

資料出所 各国労働省及び統計局資料、カナダ:各州政府労働担当部署ウェブサイト

(注) 1) 日本は地域別最低賃金額の加重平均値。

2) 2009年7月24日から。

3) 各年改定後の州別最低賃金(General Minimum Wages)、適用期間は州によって異なる。各州とも別途職種別最賃を定めている。

4) 2014年10月から。

5) 2010年より原則として毎年1月1日に改定。2015年1月1日より9.61ユーロへ引上げ。

6) 深圳市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。

7) 毎年1月1日に改定。2015年1月1日より5,580ウォン/時間に引上げ。

8) 2012年4月よりバンコクなど7県。各県ごとの地域最賃から全国一律最賃へと制度が変わり、他の70県は2013年1月から日額300バーツに改定(バンコクほか7県は据え置き)。この金額は2015年まで適用予定。

9) 2015年1月より2,700,000ルピア/月に改定。

10) 2001年から緊急生活手当(COLA)を含む。2013年の改定は10月4日から適用。

11) 2009年までは「外資系企業」と「地場企業」の最賃額は別立てであり、ここに掲載したのは外資系企業の最賃額。2010年から両者を統一した制度となった。2015年1月より3,100,000ドン/月に改定。

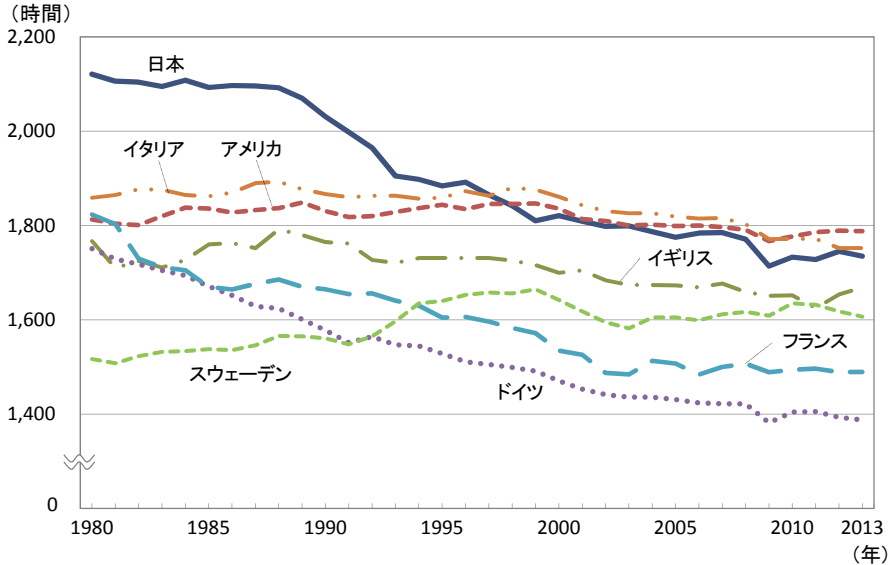
12) 衣料・はき物製造業の最低賃金。表示は通常米ドルが用いられる。100米ドルは現地通貨に換算すると404,000リエル。2015年1月より128米ドル/月に改定。

※各国通貨の円換算額については、「第1-13表 為替レート」(p.38)を参照のこと。

6. 労働時間・労働時間制度

Hours of Work and Working-time Arrangements

6-1 一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）



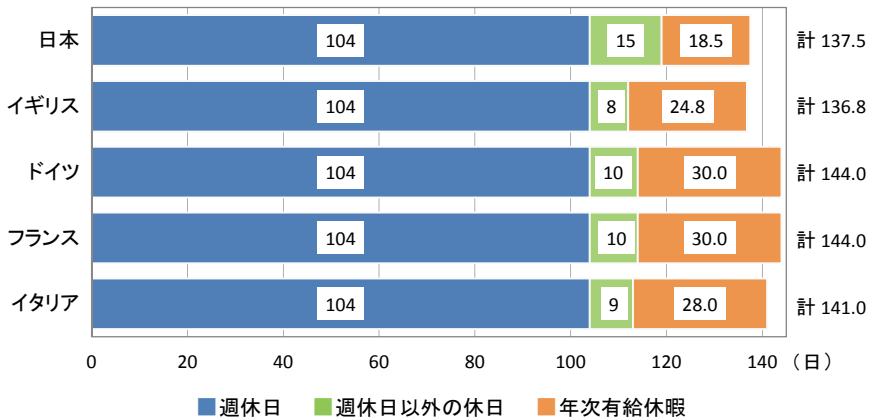
▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間」(p.199)を参照。

日本の平均年間総実労働時間（就業者）を中期的にみると、1988年の改正労働基準法の施行を契機に労働時間は着実に減少を続け、2009年には1,714時間を記録した。その後、若干増加し、2013年は1,735時間であった。主要諸外国についても減少、横ばい傾向を示しており、2013年はイタリア1,752時間、アメリカ1,788時間、イギリス1,669時間、スウェーデン1,607時間、フランス1,489時間、ドイツ1,388時間などとなっている。

なお、データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さないことに留意する必要がある。

6 労働時間・労働時間制度

6-2 年間休日数（2013年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第6-4表 年間休日数」(p.203)を参照。

2013年の日本の年間休日数は137.5日で、イギリスの136.8日とほぼ同水準となっている。年間休日数が最も多いのは、ドイツ、フランスの144.0日で、イタリアも141.0日でこれに続きほぼ同水準となっている。

年間休日数のうち年次有給休暇についてみると、労使協約で合意した平均付与日数は、ドイツ、フランスが30.0日、イタリアが28.0日などとなっており、日本は平均付与日数でみて18.5日となっている。

第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment

<就業者/Total employment>								(時間/Hours)
年	日本 JPN	アメリカ USA	カナダ ¹⁾ CAN	イギリス ²⁾ GBR	ドイツ ³⁾ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	オランダ NLD
1990	2,031	1,831	1,796	1,765	1,578	1,665	1,867	1,451
1995	1,884	1,844	1,774	1,731	1,529	1,605	1,859	1,456
2000	1,821	1,836	1,777	1,700	1,471	1,535	1,861	1,435
2001	1,809	1,814	1,770	1,705	1,453	1,526	1,843	1,424
2002	1,798	1,810	1,752	1,684	1,441	1,487	1,831	1,408
2003	1,799	1,800	1,739	1,674	1,436	1,484	1,826	1,401
2004	1,787	1,802	1,758	1,674	1,436	1,513	1,826	1,399
2005	1,775	1,799	1,745	1,673	1,431	1,507	1,819	1,393
2006	1,784	1,800	1,743	1,669	1,424	1,484	1,815	1,392
2007	1,785	1,797	1,739	1,677	1,422	1,500	1,816	1,388
2008	1,771	1,791	1,733	1,659	1,422	1,507	1,803	1,392
2009	1,714	1,767	1,700	1,651	1,382	1,489	1,771	1,384
2010	1,733	1,777	1,701	1,652	1,405	1,494	1,772	1,381
2011	1,728	1,786	1,698	1,625	1,405	1,496	1,772	1,382
2012	1,745	1,789	1,711	1,654	1,393	1,489	1,752	1,383
2013	1,735	1,788	1,706	1,669	1,388	1,489	1,752	1,380
年	ベルギー BEL	デン マーク DNK	スウェー デン SWE	フィンラ ンド FIN	ノル ウェー NOR	韓国 KOR	オースト リア AUS	ニュージ ーランド NZL
1990	1,663	1,441	1,561	1,769	1,503	2,677	1,787	1,809
1995	1,585	1,424	1,640	1,776	1,488	2,648	1,797	1,841
2000	1,599	1,468	1,642	1,751	1,455	2,512	1,780	1,834
2001	1,593	1,472	1,618	1,733	1,429	2,499	1,742	1,824
2002	1,586	1,467	1,595	1,726	1,414	2,464	1,736	1,824
2003	1,581	1,462	1,582	1,719	1,401	2,424	1,743	1,820
2004	1,576	1,462	1,605	1,723	1,421	2,392	1,741	1,828
2005	1,569	1,457	1,605	1,716	1,423	2,351	1,730	1,812
2006	1,579	1,464	1,599	1,709	1,420	2,346	1,723	1,792
2007	1,583	1,439	1,612	1,706	1,426	2,306	1,719	1,774
2008	1,577	1,431	1,617	1,688	1,430	2,246	1,723	1,761
2009	1,559	1,434	1,609	1,673	1,407	2,232	1,696	1,739
2010	1,563	1,417	1,635	1,677	1,415	2,187	1,695	1,755
2011	1,574	1,433	1,632	1,677	1,421	2,090	1,700	1,746
2012	1,572	1,431	1,618	1,679	1,420	2,163	1,686	1,737
2013	1,570	1,411	1,607	1,666	1,408	—	1,676	1,760

資料出所 OECD Database(<http://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=ANHRS>) “Average annual hours actually worked per worker” 2015年2月現在

(注) データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源及び計算方法の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さない。フルタイム労働者、パートタイム労働者を含む。

1) 集計方法が変更されたため、1995年以前と2000年以降の数値は接続しない。

2) 集計方法が変更されたため、1990年と1995年以降の数値は接続しない。

3) 1990年は旧西ドイツ地域が対象。また、集計方法が変更されたため、1990年と1995年以降の数値は接続しない。

6 労働時間・労働時間制度

第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間（続き）

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment
(cont.)

＜雇⽤者 ⁴⁾ /Dependent employment＞								(時間/Hours)
年	日本 ⁵⁾ JPN	アメリカ USA	カナダ ¹⁾ CAN	イギリス ²⁾ GBR	ドイツ ³⁾ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	オランダ NLD
1990	—	1,833	1,780	1,700	1,490	1,536	1,603	1,434
1995	1,910	1,849	1,767	1,695	1,438	1,489	1,570	1,414
2000	1,853	1,836	1,770	1,680	1,375	1,428	1,570	1,381
2001	1,836	1,814	1,762	1,683	1,360	1,423	1,556	1,375
2002	1,825	1,810	1,750	1,668	1,352	1,389	1,555	1,363
2003	1,828	1,800	1,736	1,648	1,347	1,388	1,545	1,357
2004	1,816	1,804	1,753	1,642	1,345	1,415	1,559	1,353
2005	1,802	1,800	1,745	1,648	1,341	1,411	1,546	1,345
2006	1,811	1,801	1,741	1,643	1,338	1,390	1,560	1,343
2007	1,808	1,798	1,738	1,658	1,340	1,407	1,553	1,340
2008	1,792	1,797	1,733	1,641	1,339	1,416	1,553	1,348
2009	1,733	1,775	1,702	1,637	1,295	1,399	1,504	1,339
2010	1,754	1,786	1,706	1,632	1,321	1,404	1,519	1,335
2011	1,747	1,796	1,705	1,611	1,325	1,407	1,516	1,336
2012	1,765	1,797	1,718	1,637	1,316	1,402	1,484	1,334
2013	1,746	1,795	1,713	1,659	1,313	1,401	1,478	1,328
年	ベルギー BEL	デン マーク DNK	フィンラ ンド FIN	韓国 ⁵⁾ KOR	ニュージ ーランド NZL			
1990	—	1,381	1,666	—	1,734			
1995	1,452	1,366	1,672	—	1,766			
2000	1,464	1,407	1,638	—	1,775			
2001	1,460	1,414	1,616	—	1,769			
2002	1,452	1,403	1,609	—	1,767			
2003	1,452	1,400	1,596	—	1,769			
2004	1,453	1,402	1,622	—	1,794			
2005	1,448	1,402	1,605	—	1,783			
2006	1,450	1,410	1,600	—	1,785			
2007	1,452	1,390	1,594	2,090	1,753			
2008	1,449	1,389	1,610	2,120	1,738			
2009	1,426	1,392	1,555	2,113	1,720			
2010	1,429	1,375	1,584	2,120	1,740			
2011	1,435	1,388	1,578	2,116	1,746			
2012	1,434	1,387	1,575	2,092	1,725			
2013	1,433	1,370	1,591	2,071	1,754			

4) 自営業者は除く。日本と韓国以外の国については事業所規模の区別はない。

5) 常用労働者5人以上の事業所。

第6-2表 週労働時間（製造業）

Table 6-2: Hours of work per week, manufacturing

		(週当たり時間) (Hours per week)									備考 ¹⁾
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	
日本 ²⁾ (労調)	JPN	43.7	43.5	42.9	42.4	40.9	42.0	42.1	42.2	41.7	a, t
(毎勤)	JPN	37.8	38.2	38.4	37.8	35.6	37.3	37.2	37.7	37.5	a, e
アメリカ ³⁾	USA	41.3	40.7	41.2	40.8	39.8	41.1	41.4	41.7	41.8	a, e
カナダ ⁴⁾	CAN	38.9	38.1	38.2	37.4	36.7	36.7	37.2	37.5	37.1	b, e
イギリス ⁵⁾	GBR	41.3	41.4	41.5	41.2	40.8	41.3	41.3	41.3	41.5	a, e
ドイツ ⁵⁾	DEU	40.8	41.2	40.8	40.6	39.1	40.1	40.4	40.2	40.1	a, e
フランス ⁵⁾	FRA	39.9	38.4	38.4	38.4	38.0	38.5	38.7	38.5	38.1	a, e
スウェーデン ⁵⁾	SWE	39.4	38.9	38.6	38.7	37.9	39.0	38.9	38.7	38.6	a, e
中国 ⁶⁾	CHN	44.7	51.1	49.4	47.9	48.5	49.0	48.1	48.2	—	a, e
香港 ⁷⁾	HKG	48.0	48.0	48.0	47.0	45.0	48.0	45.0	45.0	45.0	a, t
韓国 ⁸⁾	KOR	49.5	47.0	45.6	44.0	43.6	44.5	44.2	43.3	43.0	a, e
シンガポール ⁹⁾	SGP	50.0	50.2	50.6	50.1	49.3	50.5	50.2	50.2	50.1	b, e
タイ ¹⁰⁾	THA	50.1	—	—	—	—	—	51.0	51.0	—	a, e
フィリピン ¹¹⁾	PHL	44.7	44.5	43.9	44.4	43.4	44.4	43.9	43.6	44.4	a, e
インド ¹²⁾	IND	47.2	47.2	—	—	—	—	—	—	—	a, e
オーストラリア ¹³⁾	AUS	38.9	38.4	38.0	37.9	37.0	37.6	37.8	38.2	37.4	a, e
ニュージーランド ¹⁴⁾	NZL	38.8	39.7	38.9	39.5	38.5	37.9	38.5	38.4	39.3	b, e

資料出所 日本: 総務省(2014.1)「労働力調査」、厚生労働省(2014.2)「平成25年毎月勤労統計調査」

欧州: Eurostat Database (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>) 2014年4月現在

中国: 国家統計局(2014.1)「労働統計年鑑」

タイ、インド: ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 2014年8月現在

その他: 各国統計局及び労働省ウェブサイト等

- (注) 1) 最新年次における調査対象区分。a: 実労働時間, b: 支払労働時間, e: 雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), t: 就業者(自営を含む)。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
- 2) 上段の2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。下段は事業所規模5人以上。
- 3) 民間部門の生産労働者及び非管理職従事者を対象。
- 4) 時間外勤務を含む。
- 5) 主にする仕事において、フルタイム労働者を対象。時間外勤務を含む。
- 6) 都市部のみ。主にする仕事のほか、副業を含む時間。各年11月の数値。2000年の欄は2001年10月値。
- 7) 中位数。
- 8) 時間外勤務を含む。従業員10人以上の事業所を対象。
- 9) 時間外勤務を含む。従業員25人以上の民間事業所を対象。
- 10) 2000年の欄は2001年の数値。
- 11) 時間外勤務を含む。
- 12) 各年12月の数値。
- 13) 各年5月の数値。2000年の欄は2001年の数値。
- 14) 各年第1四半期の数値。

【実労働時間】

労働者が使用者の指揮命令下にあつて実際に労働した時間数のことで、休憩時間等は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

【支払労働時間】

賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日(※)、賃金が支払われる病気休暇などを含む。

※有給休日: 休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、会社の創立記念日、メーデー、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対しても通常支払われる賃金の全額または一定額(率)が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。

6 労働時間・労働時間制度

第6-3表 長時間労働者の割合

Table 6-3: Proportion of workers working long hours by gender

										(%)
				2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ¹⁾	JPN	計	Total	28.3	28.1	22.9	23.1	23.0	22.7	21.6
		男	Male	37.9	38.1	31.3	32.0	31.9	31.6	30.5
		女	Female	14.5	13.8	11.4	11.1	10.9	10.6	9.8
アメリカ ²⁾	USA	計	T	—	—	15.0	15.4	16.3	16.4	16.4
		男	M	—	—	20.2	20.7	21.6	21.8	—
		女	F	—	—	9.3	9.4	10.1	10.2	—
カナダ	CAN	計	T	—	—	12.0	12.4	12.5	12.7	12.4
		男	M	—	—	16.8	17.5	17.6	17.8	17.4
		女	F	—	—	6.8	6.8	6.9	7.1	6.9
イギリス	GBR	計	T	14.5	12.5	11.6	11.6	11.7	12.0	12.3
		男	M	22.0	18.6	17.0	16.9	17.2	17.3	17.7
		女	F	5.6	5.4	5.4	5.4	5.4	5.8	6.1
ドイツ	DEU	計	T	14.0	13.9	11.9	11.7	11.5	11.2	10.5
		男	M	20.0	20.2	17.5	17.1	16.9	16.4	15.5
		女	F	6.3	6.3	5.4	5.2	5.2	5.0	4.8
フランス	FRA	計	T	13.7	11.6	11.3	11.8	11.9	11.6	10.8
		男	M	19.0	16.4	15.8	16.5	16.6	16.2	15.2
		女	F	7.2	6.1	6.3	6.5	6.6	6.5	6.0
イタリア	ITA	計	T	12.1	12.1	10.8	11.0	10.2	9.3	9.6
		男	M	15.8	16.4	14.6	15.0	13.9	12.6	13.0
		女	F	5.7	5.6	5.1	5.2	4.8	4.5	4.9
オランダ	NLD	計	T	8.9	7.9	8.0	8.4	8.5	8.2	8.6
		男	M	13.9	12.5	12.6	13.4	13.5	12.9	13.3
		女	F	2.4	2.2	2.6	2.6	2.7	2.8	3.1
デンマーク	DNK	計	T	8.8	9.0	7.9	8.5	8.9	8.6	8.7
		男	M	13.2	13.7	11.9	12.9	13.2	12.8	12.7
		女	F	3.8	3.5	3.5	3.6	4.1	4.0	4.3
スウェーデン	SWE	計	T	10.4	8.3	7.6	8.0	7.7	7.6	7.6
		男	M	14.6	12.3	11.0	11.4	10.9	10.7	10.5
		女	F	5.8	3.9	3.8	4.2	4.1	4.2	4.3
フィンランド	FIN	計	T	11.1	9.6	8.4	8.7	8.6	8.6	8.1
		男	M	15.4	13.7	11.9	12.4	12.5	12.7	12.2
		女	F	6.2	5.3	4.6	4.7	4.5	4.2	3.8
香港	HKG	計	T	—	—	34.8	37.7	35.7	33.9	32.2
		男	M	—	—	34.6	37.9	35.6	33.2	31.6
		女	F	—	—	34.9	37.5	35.8	34.6	32.7
韓国	KOR	計	T	—	—	39.6	37.9	35.0	35.4	—
		男	M	—	—	44.5	43.4	40.5	41.0	—
		女	F	—	—	32.6	30.1	27.3	27.6	—
オーストラリア	AUS	計	T	18.6	17.2	15.3	15.2	15.5	14.3	14.5
		男	M	26.4	24.6	21.9	21.8	22.2	20.6	20.7
		女	F	8.6	8.1	7.5	7.4	7.5	6.9	7.1
ニュージーランド	NZL	計	T	—	—	14.9	15.5	15.2	14.5	15.3
		男	M	—	—	21.6	22.6	22.0	21.0	22.0
		女	F	—	—	7.3	7.5	7.4	7.1	7.8

資料出所 日本:総務省(2014.1)「労働力調査」

その他:ILOSTAT Database(<http://www.ilo.org/ilostat/>)2015年1月現在

(注) ここでいう長時間とは、週49時間以上を指す。原則、全産業、就業者を対象。

1) 日本の2011年は、岩手・宮城・福島県を除く全国。

2) アメリカは、休業者を除く従業者を対象。

第6-4表 年間休日数（2013年）

Table 6-4: Number of annual holidays, 2013

		(日/Days)			
		週休日 ¹⁾ Holidays	週休日以外の休日 Public holidays	年次有給休暇 ²⁾ Annual paid leave	年間休日数(計) Total
日本	JPN	104	15	18.5	137.5
イギリス	GBR	104	8	24.8	136.8
ドイツ	DEU	104	10	30.0	144.0
フランス	FRA	104	10	30.0	144.0
イタリア	ITA	104	9	28.0	141.0

資料出所 厚生労働省(2014.11)「平成26年就労条件総合調査」, Eurofound(2014.11) *Developments in collectively agreed working time 2013*

(注) 1) 週休日とは「日曜日」, 「土曜日」などの「会社指定休日」を指し, ここでは完全週休2日制と仮定した。

2) 繰越日数を含まない。日本は, 年次有給休暇の平均付与日数(平均取得日数は9.0日, 取得率は48.8%)。常用労働者が30人以上の民営企業を対象。欧州は, 労使協約で合意した年次有給休暇の平均付与日数。

※ なお, アメリカについては年次有給休暇が連邦法上規定されていない。2013年における民間部門の平均付与日数は8日間(出所: Bureau of Labor Statistics (2014.9) *Employee Benefits in the United States, March 2014*)。

第6-5表 法定祝日¹⁾

Table 6-5: Legal holidays

日本 ²⁾		アメリカ		カナダ ³⁾	
1.1	元旦	1.1	新年	1.1	新年
1.12	成人の日(1月第2月曜)	1.19	キング牧師誕生日	4.3	聖金曜日
2.11	建国記念の日	2.16	大統領記念日	4.6	復活祭翌日の月曜 (イースターマンデー, 以降略)
3.21	春分の日	5.25	戦没者追悼日	5.18	ビクトリア女王誕生日
4.29	昭和の日	7.3	独立記念日(振替休日)	7.1	建国記念日
5.3	憲法記念日	7.4	独立記念日	8.3	市民の日
5.4	みどりの日	9.7	労働感謝の日	9.7	勤労感謝の日
5.5	こどもの日	10.12	コロンブス記念日	10.12	感謝祭
7.20	海の日(7月第3月曜)	11.11	退役軍人の日	11.11	戦没者追悼日
9.21	敬老の日(9月第3月曜)	11.26	感謝祭	12.25	クリスマス
9.23	秋分の日	12.25	クリスマス	12.28	ボクシングデー
10.12	体育の日(10月第2月曜)				
11.3	文化の日				
11.23	勤労感謝の日				
12.23	天皇誕生日				

イギリス ³⁾⁴⁾		ドイツ ⁵⁾		フランス ⁶⁾		イタリア ⁷⁾	
1.1	新年	1.1	新年	1.1	新年	1.1	新年
4.3	聖金曜日	4.3	聖金曜日	4.6	復活祭翌日の月曜	1.6	主顕節
4.6	復活祭翌日の月曜	4.6	復活祭翌日の月曜	5.1	メーデー	4.5	復活祭
5.4	アーリー・メイ・バンク・ホリデー	5.1	メーデー	5.8	第二次大戦戦勝記念日	4.6	復活祭翌日の月曜
5.25	スプリング・バンク・ホリデー	5.14	キリスト昇天祭	5.14	キリスト昇天祭	4.25	解放記念日
8.31	サマー・バンク・ホリデー	5.25	聖霊降臨祭(翌日の月曜)	5.25	聖霊降臨祭(翌日の月曜)	5.1	メーデー
12.25	クリスマス	10.3	ドイツ統一記念日	7.14	革命記念日	6.2	共和国記念日
12.28	ボクシングデー	12.25	クリスマス ～26	8.15	聖母昇天祭	6.25	聖ペテロとパウロの日
				11.1	万聖節	8.15	聖母昇天祭
				11.11	第一次大戦休戦記念日	11.1	万聖節
				12.25	クリスマス	12.8	聖母受胎祭
						12.25	クリスマス
						12.26	クリスマス(聖ステファノの日)

資料出所 日本:内閣府ウェブサイト「国民の祝日について」

その他:日本貿易振興機構(2015.1)「世界のビジネスニュース(通商弘報)―世界の祝祭日」

- (注) 1) 日付は2015年におけるものである。原則, 全国一律の祝祭日を記載。
 2) 上記祝日のほか, 2015年の5/6及び9/22は国民の休日となる。
 3) ボクシングデー:クリスマスの翌日。教会が貧しい人のために寄付を募ったクリスマスプレゼントの箱を開ける日であったことが起源。
 4) 4/6はスコットランドを除く。ほか(スコットランド, 北アイルランド)では独自の祝祭日がある。
 5) ベルリンにおける祝祭日。州・地域・事業所によって休みが異なる。
 6) 聖霊降臨祭(LUNDI DE PENTECÔTE)は法定休日ではあるが, 複数の企業が就業。
 7) 聖ペテロとパウロの日はローマのみに適用される休日だが, 国の法律に定められているため記載。そのほかロンバルディア祭(8/16), 聖アンブロジーヨの日(12/7)など, 地域や事業所によって独自の祝祭日がある。

第6-6表 労働時間・有給休暇制度

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement

	日本	アメリカ	イギリス
根拠法	労働基準法(昭和22年制定)	公正労働基準法(1938年制定)	労働時間規則(1998年制定)
法定労働時間	1週40時間 1日8時間	1週40時間	1週48時間(残業時間を含む 1週平均)※17週平均
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金。	故意に違反した場合(40時間を超えて労働させた場合において1.5倍の割増賃金を支払わなかった場合)、1万ドル以下の罰金又は6か月以下の禁固又はその両方。	法定労働時間、深夜労働及び代償休息についての違反は犯罪を構成する。 規則上の権利を侵害された労働者は、権利行使が許されるべきであった日から3か月以内に、補償裁定を求めて雇用審判所に救済を申し立てることができる。
適用関係	[適用除外] ・農林業、水産業 ・管理監督または機密の事務を取扱う者 ・監視または継続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けた者(他の法律の適用) ・船員 ・公務員	[適用除外] ・管理的被用者、運営的被用者、専門的被用者、外勤営業職(ホワイトカラーエグゼンプション) ・季節的な娯楽・レクリエーション事務所等の被用者 ・水産業の被用者 ・一定の条件の下で雇用された農業労働者 ・小規模地方新聞社の被用者 ・小規模な独立公共電話会社の交換手 ・アメリカ船以外の船員 ・臨時的子守又は個人の介護のために家事労働に雇われる被用者 ・犯罪捜査官 ・コンピュータ関連職	[適用除外] ・軍隊・警察その他市民保護サービスの特定の活動に従事する者等 ・幹部管理職、家族労働者、宗教的儀式の司祭労働者 ・家事使用人 ・労働者により署名された書面による個別的オプト・アウトの合意により、法定労働時間の規則の適用を排除することができる

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
根拠法	労働時間法, 連邦労働者最低休暇法	労働法典L3121-10 (2008年5月1日より)	労働時間の設定に関する指令(1993年)
法定労働時間	平日1日8時間を越えてはならない(休憩を除いた時間)。	1週35時間又は年1,607時間	7日につき、時間外労働を含め、平均して、48時間を超えないこと(算定期間は最長4か月)
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、15,000ユーロ以下の過料。 さらに、当該行為を(1)故意によって行い、それによって労働者の健康又は労働能力に危険を及ぼした場合、又は(2)執拗に繰り返すことにより行なった場合は、1年以下の自由刑又は罰金刑。過失で健康を脅かした場合、6か月の自由刑又は罰金。	最長労働時間(例えば、1日当たり10時間)を超えて労働させた場合、第4種違警罪としての罰金が適用される。(違警罪は、違法に雇用された労働者数と同じ数だけ罰金刑を生じさせる。)	
適用関係	[適用除外] ・ 事業所組織法5条3項の管理職従業員及び主任医師 ・ 公務機関の長、その代理者、公務に従事する労働者で人事決定権限を有する者 ・ 家政共同体において、その保護の下にある者と共同生活をし、この者を独自の責任で教育、介護又は看護する労働者 ・ 聖職者(他の法律の適用) ・ その他別の法律の適用がある者として、(1)18才未満の者(年少者労働保護法による)、(2)船員(船員法による)等 ※ 事業所組織法5条3項の管理職従業員とは、(1)労働者を自己の判断で採用し、解雇する権限を有している者、(2)包括的代理権あるいは使用者との関係において重要な業務代理権を有している者、(3)その他、特別の経験と知識が必要とされる職務を通常行っており本質的に自由に決定を下す立場にある者	[法定労働時間の適用除外] ・ 国有企業(ガス、電気、国鉄等) ・ 商業代理人(判例、学説) ・ 家事使用人(判例、学説) ・ 住込み不動産管理人 ・ 守衛(判例、学説) ・ 取締役 ・ 上級幹部職員(幹部職カードル) ・ 家内労働者	[適用除外] ・ 空路、鉄道、道路、海上、内水及び湖沼における輸送、漁業、その他の海上労働及び訓練中の医師の業務 [加盟国による適用除外が可能なもの(年次休暇のみ適用)] ・ 役員又は自ら方針を決定する権限を有する者 ・ 家族労働者 ・ 教会又は教団の宗教的儀式を司る労働者 [労働協約等による適用除外が可能なもの(法律等で代償休息を与えることが条件)(週労働時間、年次休暇は適用)] ・ 保安、監視の業務等

	日本	アメリカ	イギリス
法定労働時間の特例	商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業で10人未満の特別措置対象事業場週44時間制	特定の業種、企業に関して特例あり - 石油製品の卸又は大量販売の地方的独立企業(年間売上100万ドル未満等)。 - 小売又はサービス業について、その労働者の通常賃金率が最低賃金の1.5倍以上かつ賃金に占める歩合給の割合が5割以上の場合、割増賃金の支払いを要しない。 - タバコの葉の製造について、1日10時間、1週48時間(年間14週を限度)等。	- 労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合。 - 警備産業の場合。 - 役務又は生産の継続が必要な場合等には、基準期間を26週まで延長することができる。 - 労働の編成に関する客観的で技術的な理由に基づいて労働協約又は労使協定が例外規定をおく場合には、基準期間を52週まで延長することができる。
弾力的労働時間制度	労使協定又は就業規則等で定めることにより、一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができる。この「変形労働時間制」には次のものがある。 [1か月単位] 1か月内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。 [1年単位] 1年以内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。1週について52時間、1日について10時間、連続して労働させる日数は6日以内。 [1週間単位] 1週を40時間以内として、1日10時間まで労働させることが可能。但し、小売業、旅館、料理店、飲食店であって、かつ、規模30人未満のもの。 上記の変形労働時間制とは別に「フレックスタイム制」がある。この場合、使用者が始業・終業時刻を当該労働者の決定に委ねることを就業規則等で定め、かつ一定事項を労使協定で定めれば、フレックスタイム制をとる労働者を清算期間(1か月以内で労使協定で定めた期間)を平均し、1週間当たりの法定労働時間を超えない範囲で1週または1日の法定時間を超えて労働させることができる。	[26週単位の変形制] 労働協約により26週当たり1,040時間を上限として、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。どの26週をとっても1,040時間以内であることが必要。 但し、1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。これを怠った場合又は1,040時間を超えて労働させた場合は、26週の各々について1週40時間の規定が適用される。 [52週単位の変形制] 労働協約により52週について1,840時間以上2,080時間以下の時間が保障され(労働がなくとも時間分の賃金の支払いは保障される)、かつ、2,240時間が上限として規定されている場合に、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。 1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。これを怠った場合又は2,240時間を超えて労働させた場合は52週の各々について1週40時間の規定が適用される。保障時間を超えて労働させた場合、超えた時間について1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。	基準期間は17週未満の雇用ならその期間とされ、一定の労働者に関しては26週まで延長することが可能。延長できる場合とは、労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合、警備産業の場合、役務又は生産の継続が必要な場合(例えば、保険、報道、通信、公益施設)、予見可能な活動時間の波がある場合、活動が不測である例外的な事件、事故又は緊急な事故の危険によって影響を受ける場合。 週の最高労働時間については17週間で、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可(52時間まで労使協定により延長可)。

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
法定労働時間の特例	・ 定期的に長時間の手待時間がある場合、労働協約又は労働協約に基づく事業所協定により、平日に10時間を超えて労働時間を延長可能。 ※ 定期的に長時間の手待時間がある場合とは、10時間を超える労働時間延長が労働保護法上有害でないと認められる程度で、具体的には全労働の25%ないし30%程度以上の手待時間があることが必要であると一般的に解されている。	・ [法定労働時間の適用除外]の項目参照 一部の産業では、超過勤務手当の支払い対象となる労働時間が異なっている(例えば、青果小売業などでは、週39時間目以降)。 (労働法典L3121-9条)	使用者は、あらかじめ労働者の同意を得ている場合にのみ、4か月平均週48時間を超えて労働させることができる。
弾力的労働時間制度	[6か月又は24週間単位の変形制] 6か月又は24週以内(労働協約又は事業所協定でこれより長い期間の設定可)の期間を平均して週日の労働時間が1日8時間を超えない場合、1日10時間まで労働時間を延長できる(但し、夜間労働者については、変形期間は1か月又は4週以内)。	[1年変形労働時間制] 使用者は、(1)拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定又は意義申立権の対象とならない企業・事業場別協定を締結して、一定事項を記載すること、(2)労働時間が労働週で平均して週35時間を超えず、かつ年間1,607時間を超えないこと、(3)1日及び1週単位の最長労働時間を遵守すること。 「労働時間が1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下であること」を要件として、1年単位の変形労働時間制を導入することができる。 (労働法典L3121-34条～L3121-36条) [サイクル労働] 労働時間の配分がサイクル(数週単位の期間)ごとに同様の形で繰り返される労働について、 (1)継続的に操業される企業において、(2)デクレで定められている場合、又は拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定若しくは異義申立権の対象とならない企業・事業場別協定の締結がなされた場合、サイクル労働を実施することができる。この場合、労働サイクル期間を平均して週35時間を超える労働時間のみが超過労働時間とされる。但し、1日及び1週単位の最長労働時間の規制(1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下)の適用は除外されない。	週の最高労働時間については、4か月を超えない算定基礎期間において、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可。

	日本	アメリカ	イギリス
時間外労働 (上限規制, 割増賃金率)	[上限規制] 36協定で定められる一定期間についての延長時間の限度基準(告示) 1週間15時間 2週間27時間 4週間43時間 1か月45時間 2か月81時間 3か月120時間 1年間360時間 [割増賃金率] 法定8時間以上時間外労働:25%以上 (1) 36協定の告示の限度時間を超え1か月60時間までの時間外労働に対する割増賃金率については, 25%を上回る労使協定を締結するよう努力義務。 (2) 1か月60時間を超える時間外労働について, 割増賃金率を50%以上に引上げ(中小企業は当分の間, 適用猶予) (3) 労使協定によって改正法による法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて, 有給の休暇を付与できる((1)(2)(3)は2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月) 深夜(午後10時から午前5時)労働:25%以上 (例:時間外労働との重複は50%以上) 休日労働(法定4週4日の休日の労働):35%以上 (例:時間外労働との重複は60%以上)	[上限規制] 連邦法上の規定なし [割増賃金率] 50%	[上限規制] 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする(17週平均)。 ※ 最大52週まで労使協定により延長可。 1日の休息期間を最低連続11時間とする(若年労働者(18歳未満)については12時間以上)。 [割増賃金率] 法令上の規定なし
休日労働 (割増賃金率)	1週1日又は4週4日以上の日を与えなければならない。 [割増賃金率] 35%以上	連邦法上の規定なし [割増賃金率] 法令上の規定なし	1週1日の休日(若年労働者について2日) [割増賃金率] 法令上の規定なし

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
時間外労働 (上限規制、割増賃金率)	[上限規制] 労働協約又は事業所協定に定めをおくことにより、定期的に長時間の手待時間がある場合(労働協約又は事業所協定の定めが必要)、週日に1日10時間まで労働時間を延長することが可能。但し、12か月平均の週労働時間が48時間を越えてはならない(7条)。 緊急事態又は非常事態が発生した場合は、同法の労働/休養時間規定から外れてよい(14条)。さらに、特別な前提条件下で、管轄官庁が、同法労働時間からの逸脱を認可することもできる(15条)。 [割増賃金率] 法令上の規定なし 一般に身体障害者は時間外労働に拒否権を持つ。妊婦、授乳者に対する時間外労働は禁止。	[上限規制] 業界、グループ企業、企業、事業所単位での労使合意のもとに、従業員が希望し、かつ雇用主が認める場合、法定残業時間の上限)、又は労働協定により定められた残業時間の上限を超えて、残業を行うことができる。法定の時間外労働時間の上限は、「時短緩和法」により180時間から220時間に引上げられた。 上限を超えた残業時間に対する手当の支給金額は労使協定で定められており、増額率は通常の残業時間に適用される率を下回ることとはできない。また、週単位の法定最長労働時間(同じ週で、48時間、12週平均で週44時間)を超えることはできない。但し、年間枠を超えた残業時間に対して法定代休を与えることはできない。(労働法典D3121-14-1) [割増賃金率] 25% 従業員数20人未満の小規模企業については、2008年12月末まで割増賃金率を10%に設定する例外措置がとられていたが、「労働・雇用・購買力のための法案」可決(2007年8月1日)により、同措置の廃止及び2007年10月1日から企業の規模にかかわらず割増賃金率を25%とすることが決定した(企業規模による所得税・社会保険料の免除措置あり)。(労働法典L3121-22)	[上限規制] 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする(算定基準期間は4か月以内)。 24時間につき最低連続11時間の休憩時間(裏返せば1日につき労働時間の上限は原則として13時間)。
休日労働 (割増賃金率)	原則として、日曜日及び法定の祭日は労働者を就業させてはならない。但し、マスメディア及び輸送業務等については例外が認められている。 [割増賃金率] 法令上の規定なし	原則として、 (1) 1週につき6労働日を超えて労働させることの禁止。 (2) 週休は少なくとも継続する24時間。 (3) 日曜日に与えなければならない。ただし、一定の場合に適用除外あり。 [割増賃金率] 例えば、日曜日が定休日の商店が、例外的に日曜日に営業する場合、日曜日に就業する従業員に対して、少なくとも2倍の賃金を支払わなくてはならない。但し、観光地などの日曜営業の場合は、その限りではない。(2009年の法改正以降) (労働法典 L3132-27条)	

	日本	アメリカ	イギリス
年次有給休暇制度における継続勤務要件	初年度においては6か月間、その後は1年間の継続勤務	法令上の規定なし	13週間
年次有給休暇の付与日数	6か月で10日、2年6か月までは1年ごとに1日追加、以後1年ごとに2日追加(最高20日)	連邦法上の規定なし	5.6労働週(最高28日)
年次有給休暇の連続付与	法令上の規定なし ・年次有給休暇取得日数は9.0日、取得率は48.8% (厚生労働省2014年就労条件総合調査結果)	法令上の規定なし	法令上の規定なし
年次有給休暇の付与方法	使用者は、労働者の請求する時季に与えなければならない。但し、事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に与えることができる。5日を超える年次有給休暇については労使協定による計画的付与制度あり。 労使協定により、1年に5日分を限度として年次有給休暇を時間単位で取得することが可能(2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月)。	法令上の規定なし	・年次有給休暇は、分割して取得することができる。 ・年次有給休暇は、原則としてそれが発生した年次休暇年内にのみ取得することが可能。 ・雇用が終了した場合を除き、年次有給休暇を手当に置き換えることはできない。 ・使用者は、休暇を禁じようとする期間の休暇日数に相当する長さの予告を与えることにより特定の日の休暇を阻止することができる。また、一定の日に休暇の全部又は一部を取るよう求めることができる。
未消化年休の取扱い	次年度への繰越しが認められている。	法令上の規定なし	法令上の規定なし

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement (cont.)

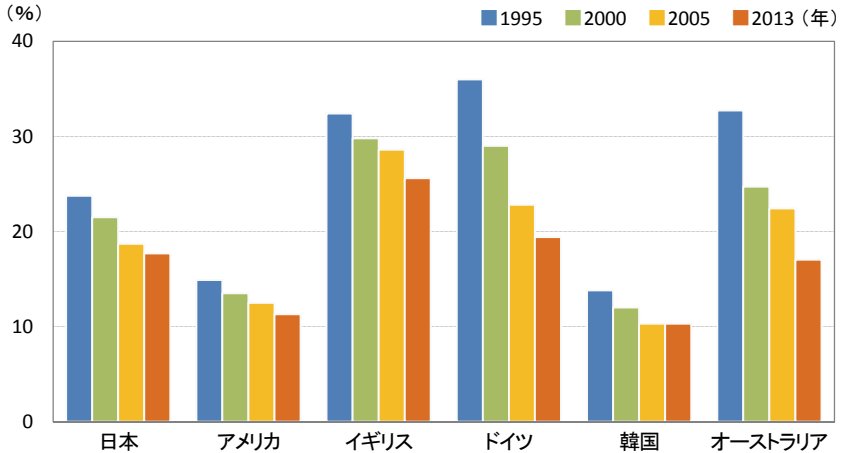
	ドイツ	フランス	EU指令
年次有給休暇制度における継続勤務要件	労働契約が成立してから6か月以上	同一の使用者の下で最低でも(実働で)10日間勤務すること。	加盟国の法令や慣行の定める取得と付与の条件による。
年次有給休暇の付与日数	1暦年につき24週日(週日とは日曜日、日曜日以外の所定休日及び法定祝日を除く暦日)、週5日制の場合は20週日	1年30労働日(1月につき2.5労働日)(労働法典L3141-3)	最低4週間の年次有給休暇を付与(代償手当は禁止)。
年次有給休暇の連続付与	連続12週日の付与を要するが、労働協約等で異なる定めも可能。	連続12労働日を超える有給休暇を、1年に1度以上与えなければならない。但し、連続して取得することのできる有給休暇の最高日数は24労働日。(労働法典L3141-4)	—
年次有給休暇の付与方法	使用者が労働者の希望を配慮した上で決定(使用者に決定権)。但し、従業員代表がある場合には、代表と同意の上で定める。 年次有給休暇の取得可能日数は就労者全体で平均24.8日(フルタイム労働者は平均25.9日)、未取得日数は平均3.2日(同平均3.1日)、すべて年次有給休暇を消化した者の割合は36.2%(同36.8%)。	休暇取得可能時期(労働協約又は団体協定で定めた5月1日～10月31日を含む期間)に労働協約、団体協定の規定又は慣習により付与。これらが無い場合は従業員代表委員の意見聴取後使用者が付与。(労働法典L3141-13)	—
未消化年休の取扱い	休暇は休暇年度内に付与し、取得するものとされているため繰越しは原則として認められない。事業所の都合、又は個人的な都合で繰り越された場合にも翌年3月末までに取得しなければならない。	一部の企業では、日数を限定して持ち越しを認めているが、原則として未消化の有給休暇は消滅する。但し、退職時に未消化の有給休暇は有給休暇手当として支給される。また、「労働時間貯金制度」を業界、グループ企業、企業、事業所レベルでの労使合意に基づき制定できる。これまで1年間に貯蓄できる有給休暇の上限を22日とし、消化の有効期限を5年間とする規定があったが、「時短緩和法」により撤廃。条項を労使合意のもとに自由に決定できるようになると同時に、労働時間貯金の現金化(企業による休暇の買取)も可能となった。	—

資料出所 労働政策研究・研修機構(2012.3)「労働時間規制に係る諸外国の制度についての調査(資料シリーズNo.104)」報告書、中窪裕也(1995)「アメリカ労働法」,「労働時間の設定に関する指令」(1993年11月23日の労働社会相理事会指令)、山口浩一郎他(1988)「変容する労働時間制度」、日本労働研究機構(1994)「労働時間制度の運用実態」、日本:労務行政研究所「平成26年労働法全書」、厚生労働省ウェブサイト、イギリス:Gov.uk、ドイツ:連邦労働社会省及び法務省、フランス:労働省及び政府公共サービスサイト、EU:欧州委員会及び各国ウェブサイト等

7. 労働組合・労使関係・労働災害

Trade Union, Industrial Relations
and Occupational Accidents

7-1 労働組合組織率の推移

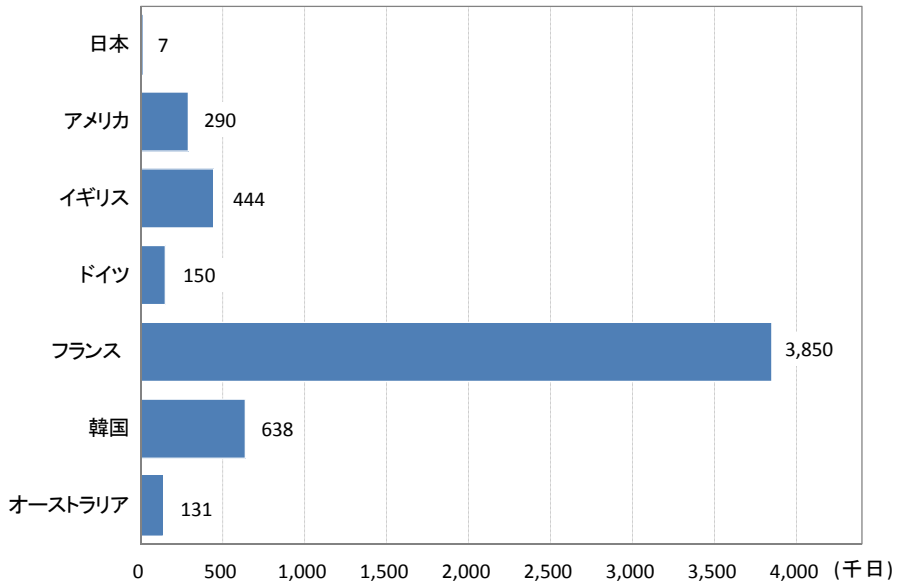


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第7-1表 労働組員数・組織率(各国公式統計)」(p.217)を参照。

2013年の主要国の労働組合組織率は、イギリスが25.6%で最も高く、次いでドイツ19.4%、日本17.7%、オーストラリア17.0%、アメリカ11.3%、韓国10.3%となっている。

1995年から2013年までの時系列変化をみると、ほとんどの国で組織率は低下傾向にある。同期間に、ドイツは16.6%、オーストラリアは15.7%、組織率が低下した。

7-2 労働争議による労働損失日数（2013年）



▶ グラフの資料出所については、「第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数」(p.219)を参照。

(注) フランスは2010年の数値。

各国の労働争議統計が採用する定義が異なるため厳密な国際比較ができないことに留意が必要である。2013年の労働損失日数はアメリカが29万日、韓国64万日、イギリス44万日、ドイツ15万日、オーストラリア13万日となっている。フランスは2010年の統計で385万日であった。一方、日本は労働損失日数が7千日と極めて少ない。

長期的にみると、多くの国で労働損失日数は減少傾向にある。しかし、ひとたび大規模な労働争議が発生すると、それに伴って労働損失日数が跳ね上がるため、各国の値は年によってバラツキが大きい。

第7-1表 労働組合員数・組織率（各国公式統計）

Table 7-1: Trade union membership and density rates (national official statistics)

		(千人/thousands, %)							
		1995年	2000	2005	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ¹⁾	JPN								
組合員数/Membership		12,614	11,539	10,138	10,078	10,054	9,961	9,892	9,875
組織率/Density rates		23.8	21.5	18.7	18.5	18.5	18.1	17.9	17.7
アメリカ	USA								
組合員数/Membership		16,360	16,258	15,685	15,327	14,715	14,764	14,366	14,528
組織率/Density rates		14.9	13.5	12.5	12.3	11.9	11.8	11.3	11.3
イギリス	GBR								
組合員数/Membership		7,113	7,119	7,050	6,710	6,530	6,396	6,455	6,449
組織率/Density rates		32.4	29.8	28.6	27.4	26.6	26.0	26.0	25.6
ドイツ ²⁾	DEU								
組合員数/Membership		11,242	9,740	8,344	7,831	7,737	7,702	7,697	7,693
組織率/Density rates		36.0	29.0	22.8	20.3	19.9	19.3	19.2	19.4
フランス	DEU								
組合員数/Membership		1,780	1,781	1,779	1,812	1,823	1,830	1,835	—
組織率/Density rates		8.7	8.0	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	—
韓国	KOR								
組合員数/Membership		1,615	1,526	1,506	1,640	1,643	1,720	1,781	1,848
組織率/Density rates		13.8	12.0	10.3	10.1	9.8	10.1	10.3	10.3
シンガポール ³⁾	SGP								
組合員数/Membership		235	314	450	526	550	588	613	655
組織率/Density rates		13.8	14.5	19.4	17.6	17.7	18.2	18.3	18.8
マレーシア ³⁾	MYA								
組合員数/Membership		707	734	761	806	803	970	902	915
組織率/Density rates		9.2	7.9	7.6	7.4	6.8	7.9	7.1	6.9
フィリピン	PHL								
組合員数/Membership		3,587	3,788	1,910	1,985	1,714	1,779	1,833	1,884
組織率/Density rates		30.2	27.2	11.7	10.6	8.7	8.7	8.5	8.5
オーストラリア	AUS								
組合員数/Membership		2,252	1,902	1,912	1,835	1,788	1,835	1,840	1,748
組織率/Density rates		32.7	24.7	22.4	19.7	18.3	18.4	18.2	17.0

資料出所 日本:厚生労働省(2014.12)「労働組合基礎調査(時系列表)」

アメリカ:U.S.Bureau of Labor Statistics(2014.1) *Union Members in 2013*イギリス:ビジネス・イノベーション・技術省(2014.5) *Trade Union Membership 2013*ドイツ:ハンス・ベックラー財団(<http://www.boeckler.de/>)2015年1月現在フランス:OECD Database(<http://www.oecd-ilibrary.org/>)2015年1月現在韓国:雇用労働部(<http://www.moel.go.kr/>)2015年1月現在シンガポール:労働省(2014.6) *Singapore Yearbook of Manpower Statistics 2014*マレーシア:統計局(2014.12) *Statistics Yearbook Malaysia 2013*, 労働力調査フィリピン:労働雇用省(<http://www.bles.dole.gov.ph/>)2015年1月現在オーストラリア:統計局(2014.6) *Employee Earnings, Benefits and Trade Union Membership*

(注) 1) 2011年の組織率は、総務省統計局「労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計」による2011年6月分の推計値及びその数値を用いて計算した値。時系列比較の際は注意を要する。なお、2014年の組合員数は約985万人、組織率は17.5%。

2) 組合員数はDGB(独労働総同盟)、DBB(独官吏連盟)、CGB(独キリスト教労組連盟)の合計。

3) 組織率は政府公表の組合員数を、政府公表の雇用者数で除した値。

第7-2表 労働組合組織率（ILOデータベース）

Table 7-2: Union density rates according to the ILO Union Database

		(%)							
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本	JPN	21.3	18.8	18.3	18.2	18.5	18.3	18.0	17.9
アメリカ	USA	13.5	12.5	12.1	12.4	12.3	11.9	11.8	11.3
カナダ	CAN	32.6	31.6	30.7	31.0	32.6	32.3	31.9	31.4
イギリス	GBR	29.8	28.3	27.8	27.1	26.9	26.3	25.7	25.8
オランダ ¹⁾	NLD	28.0	27.6	25.9	25.7	* 19.2	* 18.2	—	—
デンマーク ²⁾	DNK	86.9	85.6	—	80.5	82.3	83.9	83.2	83.6
スウェーデン ³⁾	SWE	100.8	95.7	85.1	82.1	83.8	83.0	80.6	80.9
フィンランド ³⁾	FIN	105.6	* 75.0	* 73.0	* 72.0	* 71.0	* 72.0	* 68.0	* 75.0
ノルウェー ⁴⁾	NOR	70.8	71.7	70.1	69.6	71.0	71.7	71.6	71.8
オーストリア	AUT	* 45.7	* 40.3	* 36.2	* 35.1	* 34.6	* 34.3	—	—
スイス	CHE	22.0	24.5	23.7	21.1	20.8	20.6	20.2	19.8
アイルランド ⁵⁾	IRL	38.0	34.1	31.5	32.1	32.7	32.6	31.0	29.5
中国	CHN	92.0	138.5	169.2	184.2	31.6	33.5	36.4	41.2
香港 ⁶⁾	HKG	* 21.5	* 20.6	* 21.1	* 21.5	* 22.5	* 23.2	* 23.6	* 23.7
台湾	TWN	* 38.5	* 37.0	* 35.8	* 36.1	* 37.8	* 37.3	* 34.8	* 34.9
韓国	KOR	11.6	9.9	10.6	10.3	10.0	9.7	9.9	—
シンガポール ⁷⁾	SGP	16.8	32.2	31.7	32.9	* 33.0	* 32.8	34.6	35.5
マレーシア	MYS	10.7	10.0	10.3	10.1	9.9	9.1	8.5	9.3
フィリピン ⁸⁾	PHL	27.2	11.7	11.0	10.9	10.6	8.7	8.7	* 8.5
インド	IND	19.4	32.9	—	—	—	—	—	—
オーストラリア	AUS	24.7	22.4	18.3	18.5	19.1	18.1	18.4	18.2
ニュージーランド	NZL	22.7	20.9	20.9	20.6	21.4	20.8	20.8	20.5

資料出所 ILO (2014.3) *Trade Union Membership 2014*, ILO (2011.11) *Social Dialogue Indicators 2008-09*, ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 2014年12月現在

(注) 原則、賃金俸給者を対象。国によってデータ収集手法、定義、計算手法が異なるため、時系列・各国間の厳密な比較はできない。

無印 …各国公式統計に基づきILOが割合を算出・公表。

* …各国公表値をILOが再公表。

1) 2009年以降は15～64歳を対象。

2) 2005年の欄は2004年の数値。

3) スウェーデン、フィンランドの値が一部100%を上回るのは、雇用者数よりも組合員数が多いことによる。

4) 2005年以前は16～74歳、2007年以降は15～74歳を対象。

5) 2000年の欄は2001年の数値。

6) 2000年の欄は1999年の数値。

7) 2005年の欄は2004年の数値。

8) 登録された組合の報告データに基づく。

第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked

労働争議件数/Number of labour disputes		(件/cases)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ¹⁾	JPN	118	50	54	52	48	38	28	38	31
アメリカ ²⁾	USA	39	22	21	15	5	11	19	19	15
カナダ ³⁾	CAN	378	260	206	188	158	175	148	282	—
イギリス ⁴⁾	GBR	212	116	142	144	98	92	149	131	114
ドイツ ⁵⁾	DEU	67	270	542	881	454	131	158	367	1,384
フランス ⁶⁾	FRA	1,427	699	—	—	—	—	—	—	—
イタリア ⁷⁾	ITA	966	654	667	621	889	—	—	—	—
スウェーデン ⁸⁾	SWE	2	14	14	5	6	7	2	6	—
ロシア ⁹⁾	RUS	817	2,575	7	4	1	—	2	6	3
香港 ¹⁰⁾	HKG	5	1	3	4	7	3	2	1	7
韓国 ¹¹⁾	KOR	250	287	115	108	121	86	65	105	72
マレーシア ¹²⁾	MYS	11	3	2	2	4	2	0	0	0
タイ	THA	13	9	5	7	5	3	14	12	11
インドネシア	IDN	273	96	150	146	149	82	196	51	239
フィリピン ¹³⁾	PHL	60	26	6	5	4	8	2	3	1
インド ¹⁴⁾	IND	771	456	389	421	345	371	370	447	194
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	700	472	135	177	236	227	192	204	219
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	21	60	31	23	31	18	12	10	6
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	525	299	316	411	518	446	554	873	—

労働争議参加人員/Number of workers involved		(千人/thousand people)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ¹⁾	JPN	15	4	21	8	4	2	2	1	2
アメリカ ²⁾	USA	394	100	189	72	13	45	113	148	55
カナダ ³⁾	CAN	143	199	66	41	67	57	91	137	—
イギリス ⁴⁾	GBR	183	93	745	511	209	133	1,530	237	395
ドイツ ⁵⁾	DEU	7	17	106	154	28	12	11	22	67
フランス ⁶⁾	FRA	211	60	—	—	—	—	—	—	—
イタリア ⁷⁾	ITA	687	961	906	669	267	—	—	—	—
スウェーデン ⁸⁾	SWE	0	1	4	13	1	3	0	5	—
ロシア ⁹⁾	RUS	31	85	3	2	0	—	1	1	0
香港 ¹⁰⁾	HKG	0	0	1	1	1	0	290	150	1,306
韓国 ¹¹⁾	KOR	178	118	93	114	81	40	33	134	—
マレーシア ¹²⁾	MYS	3	1	0	0	0	0	0	0	—
タイ	THA	6	3	1	2	1	2	7	4	8
インドネシア	IDN	126	57	135	212	94	2	55	14	32
フィリピン ¹³⁾	PHL	21	8	1	1	2	3	4	0	0
インド ¹⁴⁾	IND	1,418	2,914	725	1,484	1,626	1,062	645	—	—
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	325	241	36	173	89	55	134	143	132
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	3	18	4	—	9	—	2	5	0
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	3,834	2,023	1,438	2,043	1,568	1,583	2,050	1,772	—

第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数（続き）

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked (cont.)

労働損失日数/Number of days not worked		(千日/thousand days)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ¹⁾	JPN	35	6	33	11	7	23	4	4	7
アメリカ ²⁾	USA	20,419	1,736	1,265	1,954	124	302	1,020	1,131	290
カナダ ³⁾	CAN	1,644	4,148	1,771	876	2,169	1,209	1,351	904	—
イギリス ⁴⁾	GBR	499	157	1,041	759	455	365	1,390	249	444
ドイツ ⁵⁾	DEU	11	19	286	132	64	25	70	86	150
フランス ⁶⁾	FRA	581	1,997	1,553	1,419	1,662	3,850	—	—	—
イタリア ⁷⁾	ITA	884	907	930	723	—	—	—	—	—
スウェーデン ⁸⁾	SWE	0	1	14	107	2	29	0	37	7
ロシア ⁹⁾	RUS	236	86	21	29	0	—	0	2	0
香港 ¹⁰⁾	HKG	1	0	8	1	1	0	1	0	13
韓国 ¹¹⁾	KOR	1,894	848	536	809	627	511	429	933	638
マレーシア ¹²⁾	MYS	6	5	0	0	1	0	0	0	—
タイ	THA	226	46	12	51	6	50	212	39	93
インドネシア	IDN	1,281	766	1,161	1,546	844	11	234	29	131
フィリピン ¹³⁾	PHL	319	123	12	39	7	34	4	1	1
インド ¹⁴⁾	IND	28,763	29,665	27,167	16,684	13,297	17,932	4,975	—	—
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	469	228	50	197	133	127	242	273	131
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	11	30	11	—	14	—	5	79	0
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	28,558	28,911	29,641	17,927	15,879	33,116	42,720	47,707	—

資料出所 日本：厚生労働省(2014.12)「労働争議統計調査(時系列表)」

その他：ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat>) 2015年1月現在，厚生労働省「海外情勢報告」，各国統計局及び労働省ウェブサイト

- (注) 1) 件数は半日以上のス(同盟罷業)及び作業所閉鎖件数。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 2) 1,000人未満の争議，1日に満たない争議を除き，件数及び参加人員は当該年に開始された争議。
- 3) 半日以上継続し，かつ，労働損失日数が10労働日以上上の争議。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 4) 1日に満たない争議，10人未満の争議を除く(但し，労働損失日数が100労働日を超える場合は含まれる)。件数は政治的スを除く。
- 5) 参加人員10人以上，全日以上上の争議。
- 6) 2007年以前はロックアウトのみ。争議件数は事業所単位。労働争議件数及び参加人員の2005年は2004年の値。2008年以降は従業員10人以上の全ての事業所が対象。
- 7) 2009年はストライキのみ。労働損失日数は1日7時間労働を基準として計算。
- 8) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 9) 半日に満たない争議を除く。
- 10) 民間部門を対象。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 11) 2011年以降は8時間に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 12) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 13) 1日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 14) 政治的なス及び10人未満の争議を除く。
- 15) 10日に満たない争議を除く。各年12月の公表値。
- 16) 件数は，労働損失日数が5日に満たない争議を除く。部分ス及びロックアウトを含む。労働損失日数は1日8時間を基準として計算。
- 17) DIEESE *Balanço das Greves* (各年版)による。ストライキのみ。件数は，参加人員が不明のものを含む。損失日数は，1日8時間を基準として計算。

第7-4表 労災被災者数・労働損失日数

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost

		(千人/thousand people)(千日/thousand days)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ¹⁾	JPN									
負傷者数 ^{a)}		132.1	118.8	120.0	118.0	104.6	106.6	116.9	118.5	117.1
死亡者数 ^{b)}		1.9	1.5	1.4	1.3	1.1	1.2	1.0	1.1	1.0
アメリカ ²⁾	USA									
負傷者数		1,664	1,235	1,159	1,356	1,239	1,191	1,181	1,154	1,162
死亡者数		5.9	5.7	5.7	5.2	4.6	4.7	4.7	4.6	4.4
カナダ	CAN									
傷病者数		392.5	337.9	317.5	307.8	260.3	249.9	249.5	245.4	—
死亡者数		0.9	1.1	1.1	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0	—
イギリス ³⁾	GBR									
負傷者数		161.6	148.0	138.3	133.2	122.7	116.7	111.3	80.4	77.6
死亡者数		0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
労働損失日数 ^{c)}		8,065	6,297	6,248	4,694	5,056	4,358	4,320	5,222	4,723
ドイツ ⁴⁾	DEU									
負傷者数		1,513	1,030	1,055	1,063	974	1,045	1,007	—	—
死亡者数		1.2	0.9	0.8	0.8	0.6	0.7	0.7	—	—
フランス	FRA									
負傷者数		743.4	699.2	720.2	704.0	651.5	658.8	—	—	—
死亡者数		0.7	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	—	—	—
労働損失日数		30,684	33,252	35,871	48,821	36,697	37,195	—	—	—
イタリア ⁵⁾	ITA									
負傷者数		651.8	555.5	525.6	499.2	—	—	402.9	—	—
死亡者数		1.2	0.9	0.8	0.8	—	—	0.6	—	—
労働損失日数		15,595	13,109	12,697	11,802	—	—	9,748	—	—
スウェーデン	SWE									
負傷者数		39.3	31.7	29.7	28.3	25.8	28.3	28.7	29.9	30.5
死亡者数		0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
労働損失日数		1,355	—	—	—	—	—	—	—	—
ロシア	RUS									
負傷者数		147.4	74.7	63.1	55.8	44.1	45.7	41.8	38.6	33.9
死亡者数		4.4	3.1	3.0	2.6	2.0	2.0	1.8	1.8	1.7
労働損失日数		4,295	2,499	2,719	2,721	2,179	2,188	2,111	1,841	1,687
中国 ⁶⁾	CHN									
負傷者数		4	—	754	947	948	1,135	1,195	1,167	—
死亡者数		11.7	—	3.5	4.3	4.5	5.2	5.8	6.3	—
香港	HKG									
負傷者数		57.9	44.1	43.8	41.7	39.4	41.7	40.4	39.7	37.8
死亡者数		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
労働損失日数		530	408	390	358	331	333	311	306	299
韓国	KOR									
負傷者数		69.0	85.4	90.1	95.8	97.8	98.6	93.3	92.3	91.8
死亡者数		2.5	2.5	2.2	2.1	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
シンガポール	SGP									
負傷者数		3.4	3.4	10.0	11.0	10.8	10.3	10.1	11.1	11.8
死亡者数		0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
労働損失日数		49	51	617	643	664	533	565	583	630

a) number of workers non-fatally injured as a result of occupational accidents; b) number of workers fatally injured, where death occurred; c) number of days lost by cases of occupational injury.

第7-4表 労災被災者数・労働損失日数（続き）

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost (cont.)

		(千人/thousand people)(千日/thousand days)								
		2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
マレーシア ⁷⁾	MYS									
負傷者数		94.0	61.2	56.3	54.1	55.2	57.6	43.1	41.3	41.5
死亡者数		1.0	—	—	—	1.0	1.1	0.5	0.3	0.3
労働損失日数		2,038	—	—	—	—	—	2,756	2,922	3,141
タイ	THA									
負傷者数		50.1	57.1	53.8	—	0.1	0.1	—	—	5.1
死亡者数		0.6	1.4	0.7	—	0.6	0.6	—	—	113.0
インドネシア ⁸⁾	IDN									
負傷者数		—	—	83.7	94.7	96.3	98.7	99.5	103.1	—
死亡者数		—	—	1.9	2.1	2.1	2.2	2.2	2.4	—
フィリピン ⁹⁾	PHL									
負傷者数		26.3	—	20.3	—	17.6	—	20.5	—	—
死亡者数		0.2	—	0.1	—	0.1	—	0.2	—	—
労働損失日数		203	—	139	—	122	—	169	—	—
インド ¹⁰⁾	IND									
負傷者数		6.3	4.3	6.0	32.6	31.6	30.0	—	—	—
死亡者数		1.4	1.8	2.1	1.4	1.5	1.5	—	—	—
労働損失日数		4.8	2.8	3.1	—	—	—	—	—	—
オーストラリア ¹¹⁾	AUS									
負傷者数		127.3	105.4	97.8	98.7	97.5	92.3	94.7	105.5	100.1
死亡者数		0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
労働損失日数		4,268	—	—	—	—	—	—	—	—
ニュージーランド ¹²⁾	NZL									
負傷者数		20.8	26.6	26.1	26.5	22.5	20.2	—	15.4	—
死亡者数		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	—	0.0	—
労働損失日数		1,391	1,935	2,027	1,974	1,653	1,385	—	1,054	—
ブラジル ¹³⁾	BRA									
負傷者数		323.6	—	—	—	—	—	636.1	—	—
死亡者数		2.5	—	—	—	—	—	2.9	—	—

資料出所 日本:厚生労働省(2014.5)「平成25年労働災害発生状況」

その他:各国政府資料, 厚生労働省「海外情勢報告」, ILOSTAT Database (2015年1月現在)

- (注) 1) 負傷者数は4日以上 の休業を伴うもの。2011年の数値は, 東日本大震災を直接の原因とするものを除く。
- 2) 死傷者数は2007年までは民間企業のみ。2008年より民間企業及び政府機関の合計。11人未満の農場を除く。
- 3) 4月から翌年3月までの年度の数値。雇用者を対象。3日以上 の休業を伴うもの。
- 4) 2008年以前は, 4日以上 の休業を伴うもの。死亡者数は, 労災後1か月以内の死亡者数。
- 5) 2008年以前は4日以上, 2011年は2日以上 の休業を伴うもの。
- 6) 2000年はILO統計による件数(公的機関のみを対象)。2007年以降は「中国労働統計年鑑」による件数。
- 7) 2005～2010年は社会保障機構(SOCSO)による報告件数。外国人労働者を除く。
- 8) 負傷者数の2007年以降は給付件数。
- 9) 20人以上の事業所を対象。2009年以降は民間企業を対象とし, 1日以上 の休業を伴うもの。
- 10) 2008年以降は工場における負傷者・死亡者数。
- 11) 年度の数値。2008年以前は6日以上, 2009年以降は1週間以上 の休業を伴うもの。
- 12) 年度の数値。負傷者数は2008年以前は6日以上, 2009年以降は1週間以上 の休業を伴うもの。死亡者数は被災後1年以内に死亡したもの。
- 13) 2011年の負傷者数は1日以上 の休業を伴うもの, 死亡者数は当該年に発生した件数。

第7-5表 労働災害の度数率

Table 7-5: Incidence rates of occupational accidents

日本 JPN		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013
度数率 ¹⁾	Incidence rates								
調査産業計 ²⁾		Total industries surveyed							
事業所規模(常用雇用者数)		Establishment size=number of regular employees (persons)							
100+		1.82	1.95	1.75	1.62	1.61	1.62	1.59	1.58
30-99		3.52	3.34	3.07	2.88	2.57	2.59	2.74	2.87
総合工事業 ³⁾		Contractors							
		1.10	0.97	1.89	1.09	1.56	0.85	0.83	1.25

資料出所 厚生労働省(2014.11)「平成25年労働災害動向調査」

(注) 1) 「度数率」とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。

度数率=(労働災害による死傷者数/延べ実労働時間数)×1,000,000

「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、休業1日以上を負傷または疾病(但し、疾病は、いわゆる災害性疾病に限り、業務上の疾病であっても、食中毒、伝染病及び疾病の発生が遅発性のものは除く)及び死亡をいう。なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

2) 調査産業計には総合工事業は含まない。2008年より医療・福祉(一部の業種に限る)を、2011年より農業を含む。

3) 総合工事業とは、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億9,000万円以上の工事現場である。事業所規模100人以上。

アメリカ USA

度数率 Incidence rates	2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013
産業計								
Total private industries surveyed ³⁾	6.1	4.6	3.9	3.6	3.5	3.4	3.4	3.3

資料出所 U.S.Bureau of Labor Statistics(2014.12) *Workplace Injuries and Illness 2013*

(注) 1) フルタイム労働者100人の年間延労働時間(20万労働時間=100人×40h×50週)当たりの傷病者数(死亡者数は含まない)の比率。

度数率=(負傷者数/延べ労働時間数)×200,000

2) 傷病者数は、休業1日以上を負傷者をいう。

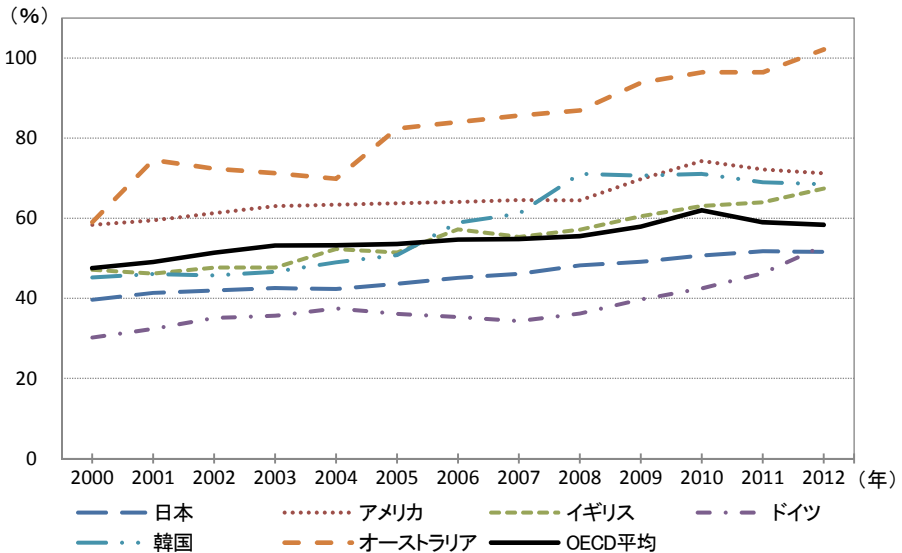
3) 調査対象は1人以上の労働者を雇用している事業所が対象である。

(但し、農漁生産のみ11人以上の労働者を雇用している事業所が対象)

8. 教育・職業能力開発

Education and Human Resources Development

8-1 高等教育への進学率（大学型高等教育機関）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1表 高等教育機関への進学率」(p.228)参照。

高等教育機関への進学率の国際比較は、各国の教育制度が異なっているため容易ではない(「第8-2表 各国の学校系統図」参照)。

OECDは、毎年発行する『Education at a Glance』において、各国の高等教育機関への進学率を、大学型高等教育(日本では大学学部に対応)と非大学型高等教育(日本では短期大学及び高等専門学校、専修学校専門課程に対応)に分けて掲載している。

上のグラフは、各国の大学型高等教育機関への進学率を示している。OECD平均の大学型高等教育機関への進学率は、2000年の47.6%から2010年には62.0%まで上昇したが、その後は経済危機の影響により低下傾向にある。2012年は58.3%となり、2000年の47.6%から10.7ポイント、1995年の38.6%から約19.7ポイント上昇している。

2000年から2012年の間に、日本の大学型高等教育機関への進学率は12.0ポイント上昇した。同じ期間に、オーストラリアは43.2ポイント、韓国は23.3ポイント、イギリスは20.3ポイント、ドイツは23.0ポイント、アメリカは12.8ポイント、進学率が上昇している。

非大学型教育機関への進学率は比較的低く、OECD平均で2000年が15.6%、2012年が18.1%である。2012年の各国の進学率は、日本が28.4%、韓国が36.0%、ドイツが21.8%、イギリスが19.7%などとなっている。

第8-1表 高等教育への進学率

Table 8-1: Entry rates into tertiary education

(%)

		大学型高等教育 ^{1) 2)} / Tertiary-type A education (ISCED 5A)									
		1995年	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本 ³⁾	JPN	31.4	39.6	43.7	45.1	46.1	48.2	49.1	50.7	51.8	51.6
アメリカ	USA	57.1	58.4	63.8	64.1	64.6	64.5	69.8	74.3	72.2	71.2
イギリス	GBR	—	47.1	51.5	57.2	55.4	57.2	60.5	63.1	64.0	67.4
ドイツ	DEU	25.8	30.2	36.1	35.3	34.4	36.2	39.7	42.5	46.3	53.2
フランス	FRA	—	—	—	—	—	—	—	—	39.4	40.8
イタリア	ITA	—	39.2	56.0	55.8	52.9	51.4	49.7	49.1	48.3	47.2
オランダ	NLD	43.6	53.3	58.6	58.1	60.1	61.8	62.8	65.5	64.9	65.3
ベルギー	BEL	—	—	33.4	34.9	30.0	30.5	31.0	32.7	33.5	33.6
デンマーク	DNK	40.3	52.2	57.1	58.9	57.5	59.5	55.4	65.4	70.7	74.2
スウェーデン	SWE	57.1	67.2	76.0	76.0	73.1	65.2	68.2	75.9	71.9	60.3
フィンランド	FIN	39.0	71.2	73.2	76.3	71.2	69.7	68.6	68.1	68.4	66.0
ノルウェー	NOR	59.2	67.4	72.8	70.1	70.2	71.3	77.0	76.2	75.6	76.7
ロシア	RUS	—	—	67.0	65.5	65.8	81.1	80.1	76.8	71.8	69.3
オーストリア	AUT	27.2	33.6	37.1	40.0	41.5	47.0	45.3	53.5	52.2	52.7
スイス	CHE	17.0	29.2	36.8	37.8	39.0	38.0	41.3	43.7	43.8	44.4
アイルランド	IRL	—	32.0	44.6	40.1	44.4	46.0	51.2	55.9	51.0	53.9
アイスランド	ISL	—	65.6	74.2	78.3	73.1	73.2	77.0	93.2	80.8	79.7
ギリシャ	GRC	14.8	29.8	43.1	49.2	43.3	42.4	—	—	40.0	39.9
スペイン	ESP	—	46.9	43.3	43.6	42.9	42.6	46.1	51.5	53.1	52.0
チェコ	CZE	—	24.7	41.4	49.8	53.7	56.9	59.2	60.3	60.5	59.8
スロバキア	SVK	28.2	36.7	59.5	68.2	74.0	72.2	68.8	65.2	61.3	61.5
ポーランド	POL	35.9	64.6	76.4	77.9	78.2	82.7	85.4	84.2	80.5	79.4
ハンガリー	HUN	—	54.7	67.6	66.0	63.2	57.0	52.5	53.8	52.0	53.6
トルコ	TUR	17.6	21.1	27.0	31.0	29.0	30.0	39.9	40.1	39.3	40.7
中国	CHN	—	—	—	—	—	—	16.8	17.2	19.0	18.3
韓国	KOR	40.7	45.2	50.8	58.9	61.2	71.1	70.7	71.1	69.0	68.5
インドネシア	IDN	—	—	—	—	—	—	22.0	22.3	24.3	27.0
オーストラリア	AUS	—	59.0	82.4	84.0	85.7	87.0	93.9	96.5	96.5	102.2
ニュージーランド	NZL	83.4	95.1	76.3	72.2	74.2	74.1	79.8	79.3	76.0	78.4
メキシコ	MEX	—	24.3	26.9	28.0	28.7	30.1	30.8	32.6	33.9	34.1
EU-21平均 (Ave.)		34.7	45.5	52.8	54.1	54.1	54.1	55.9	60.8	57.2	55.7
OECD平均 (Ave.)		38.6	47.6	53.6	54.6	54.8	55.5	57.9	62.0	59.0	58.3

*ISCED: International Standard Classification of Education

資料出所 OECD(2014.9) *Education at a Glance 2014*

(注) 本表における進学率は、各年齢人口のうち高等教育機関に進学する者の割合(年齢別の純進学率)をすべての年齢にわたって合計した値をあらわす。「年齢別の純進学率」とは、各年齢人口のうち、当該年齢で高等教育機関に初めて進学した者の割合を指す。

- 1) 大学型高等教育プログラムは、主として理論中心・研究準備型プログラムで、上級研究学位プログラムへ進学したり、医学や歯学、建築学といった高い技能を要求される専門的職業に従事するのに十分な資格・技能を習得できるようになっている。大学型高等教育プログラムの通算教育年数は、高等教育段階の理論上の期間では、フルタイム換算で3年間となっているが一般的には4年以上であることが多い。これらのプログラムを提供しているのは大学だけではない。逆に、各国で大学教育と認められているプログラムがすべて大学型教育というカテゴリーに分類されるための基準を満たしているとは限らない。
- 2) 大学型高等教育の1995年及び2000年の数値は、上級研究プログラムを含む(ベルギー及びドイツを除く)。
- 3) 日本の大学型高等教育は、大学学部が相当する。

(%)

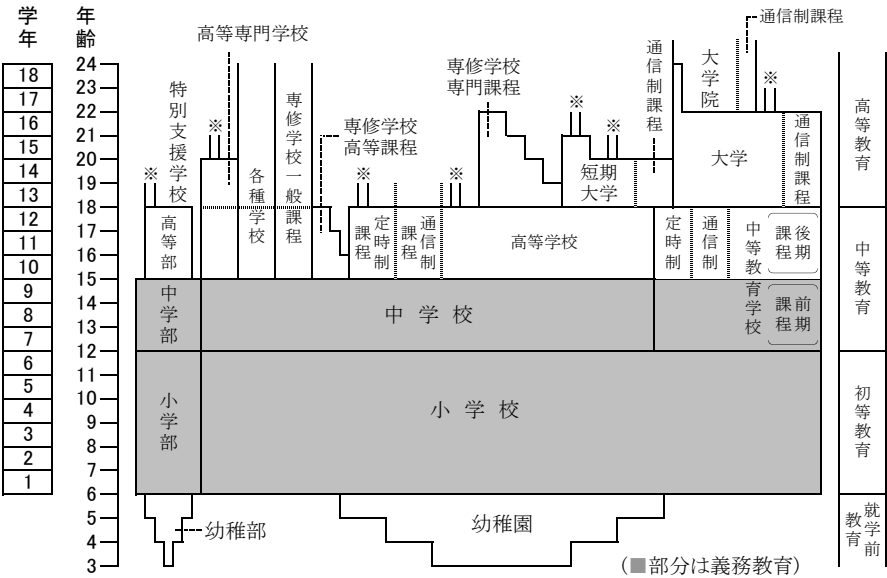
		非大学型高等教育 ⁴⁾ / Tertiary-type B education (ISCED 5B)									
		1995年	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本 ⁵⁾	JPN	32.9	31.6	31.3	32.2	30.3	29.1	27.2	27.0	28.6	28.4
イギリス	GBR	—	28.8	27.8	28.8	29.9	30.3	30.7	26.2	23.3	19.7
ドイツ	DEU	15.2	14.6	13.7	13.3	13.1	13.7	19.0	20.6	21.4	21.8
ベルギー	BEL	—	—	33.7	35.6	37.1	37.0	39.1	38.4	38.4	39.4
デンマーク	DNK	33.4	28.1	22.6	21.9	21.8	21.2	24.6	25.5	26.1	27.6
スウェーデン	SWE	—	6.5	7.2	9.6	8.7	9.9	11.2	11.7	10.8	10.4
フィンランド	FIN	32.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ノルウェー	NOR	4.8	4.9	—	—	—	—	—	—	—	—
ロシア	RUS	—	—	32.7	31.6	30.5	29.7	26.5	28.8	24.8	34.0
オーストリア	AUT	—	—	8.6	7.4	6.5	12.5	13.6	15.6	15.7	16.6
スイス	CHE	28.6	13.8	16.2	15.0	16.3	19.2	20.8	23.3	22.0	23.1
アイルランド	IRL	—	26.1	13.7	21.2	20.9	19.9	25.3	28.3	23.9	19.9
アイスランド	ISL	—	9.8	7.4	4.0	3.0	5.8	3.5	3.7	4.3	2.8
ギリシャ	GRC	4.8	21.5	12.6	31.0	22.8	26.4	—	—	31.3	22.8
スペイン	ESP	3.2	14.9	21.9	21.2	20.8	21.7	23.4	25.7	27.8	31.5
チェコ	CZE	—	8.9	8.5	8.6	8.5	9.0	8.1	8.7	9.3	8.9
スロバキア	SVK	0.7	2.9	—	—	—	0.9	1.0	1.0	1.2	1.4
ポーランド	POL	1.0	1.0	1.3	1.4	1.5	1.3	1.1	1.1	0.9	0.8
ハンガリー	HUN	—	1.5	10.5	10.2	10.7	11.9	13.9	15.9	17.2	16.4
トルコ	TUR	9.3	9.0	18.8	20.7	20.8	22.6	29.8	27.5	27.5	30.3
中国	CHN	—	—	—	—	—	—	19.4	18.7	19.4	19.1
韓国	KOR	26.6	51.1	47.6	49.8	49.6	37.8	36.1	36.3	37.1	36.0
インドネシア	IDN	—	—	—	—	—	—	4.6	4.7	3.7	3.6
ニュージーランド	NZL	43.9	52.0	49.9	45.8	44.6	43.9	46.8	46.8	44.4	40.1
メキシコ	MEX	—	0.9	2.0	2.0	2.0	2.2	2.4	2.7	2.9	3.1
EU-21平均 (Ave.)		11.3	11.1	15.5	15.9	15.2	13.9	14.5	14.8	15.2	14.4
OECD平均 (Ave.)		16.9	15.6	18.4	18.4	18.4	17.1	18.2	18.6	18.6	18.1

4) 非大学型高等教育プログラムは、通常、大学型高等教育プログラムよりも修業年限が短く、就業に直接結びつく、実践的、技術的及び職業技能に焦点を絞ったプログラムである。それぞれのプログラムの中で、基礎理論を教える場合もある。プログラムの通算教育年数は、高等教育段階のフルタイム換算で最低2年間である。

5) 日本の非大学型高等教育は、短期大学及び高等専門学校(4～5年)、専修学校専門課程が相当する。

第8-2-1表 日本の学校系統図

Table 8-2-1: School system, Japan

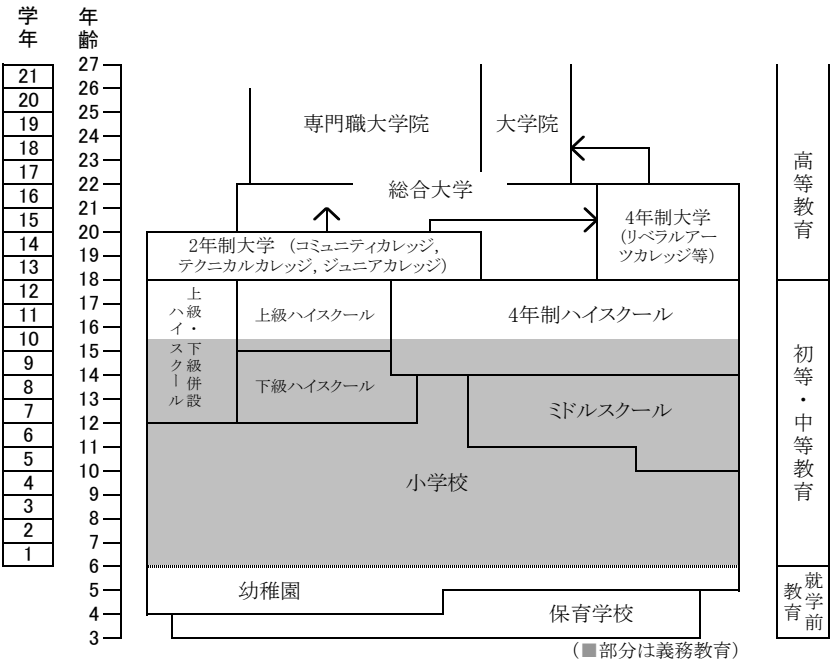


資料出所 文部科学省 (2014.10)「平成26年版諸外国の教育統計」

- (注) 1) ※印は専攻科を示す。
2) 高等学校, 中等教育学校後期課程, 大学, 短期大学, 特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

第8-2-2表 アメリカの学校系統図

Table 8-2-2: School system, USA



資料出所 文部科学省(2014.10)「平成26年版諸外国の教育統計」

就学前教育:幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。

義務教育:就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を7歳とする州が最も多いが、実際にはほとんどの州で6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。義務教育年限は9～12年であるが、10年とする州が最も多い。

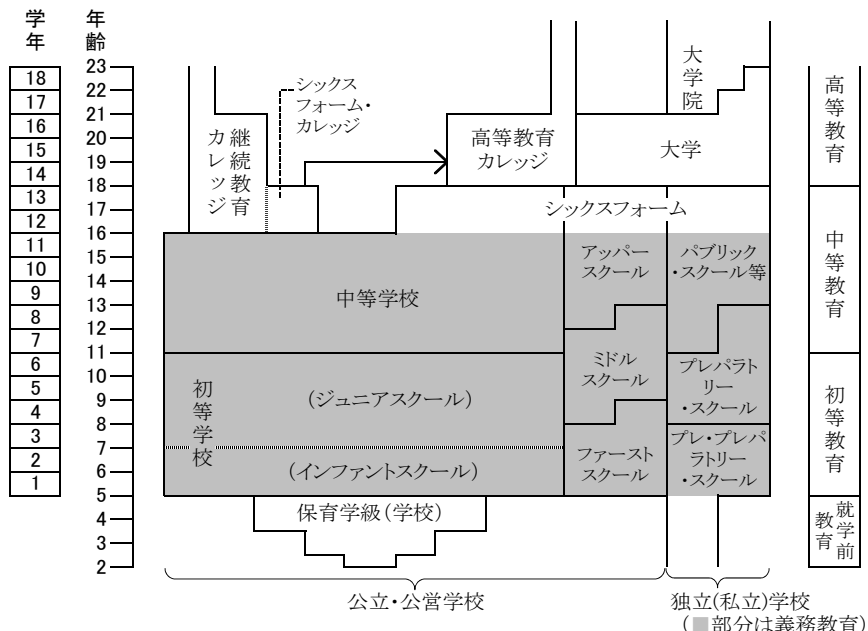
初等・中等教育:合計12年であるが、その形態は6-3(2)-3(4)年制、8-4年制及び6-6年制、5-3-4年制、4-4-4年制など多様である。沿革的には、今世紀初めには8-4年制が殆どであったが、その後6-6年制、次いで6-3(2)-3(4)年制が増加し、最近ではミドルスクールの増加にともない、5-3-4年制が一般的である。このほか、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。2010年の公立初等学校における形態別割合をみると、3年制又は4年制小学校6.8%、5年制小学校34.1%、6年制小学校15.0%、8年制小学校8.5%、ミドルスクール17.8%、初等・中等双方の段階にまたがる学校8.4%、その他9.3%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール(3年又は2年制)9.3%、上級ハイスクール(3年制)3.0%、4年制ハイスクール50.2%、上級・下級併設ハイスクール(通常6年)10.1%、初等・中等双方の段階にまたがる学校20.0%、その他7.4%となっている。なお、初等・中等双方の段階にまたがる学校は初等学校、中等学校それぞれに含め、比率を算出している。

高等教育:総合大学、リベラルアーツカレッジをはじめとする総合大学以外の4年制大学、2年制大学に大別される。総合大学は、教養学部、専門職大学院(学部レベルのプログラムを提供している場合もある)及び大学院により構成される。専門職大学院(学部)は、医学・工学・法学などの職業専門教育を行うもので独立の機関として存在する場合(専門大学、専門職大学院大学)もある。

専門大学(学部)へ進学するためには、通常、総合大学又はリベラルアーツカレッジにおいて一般教育を受け(年限は専攻により異なる)、さらに試験・面接を受ける必要がある。2年制大学には、ジュニアカレッジ、コミュニティカレッジ、テクニカルカレッジがある。州立の2年制大学は主としてコミュニティカレッジあるいはテクニカルカレッジである。

第8-2-3表 イギリスの学校系統図

Table 8-2-3: School system, UK



資料出所 文部科学省(2014.10)「平成26年版諸外国の教育統計」

就学前教育: 保育学校及び初等学校付設の保育学級で行われる。

義務教育: 5～16歳までの11年間。

初等教育: 通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は、5～7歳を対象とする前期2年(インファント)と7～11歳のための後期4年(ジュニア)とに区分される。両者は1つの学校として併設されているのが一般的であるが、一部にはインファントスクールとジュニアスクールとして別々に設置しているところもある。また一部において、インファント(スクール)・ジュニア(スクール)に代えてファーストスクール(5～8歳、5～9歳など)及びミドルスクール(8～12歳、9～13歳など)が設けられている。

中等教育: 通常11歳から始まり、7年間続く。最後の2年間は義務教育となるが、就職者もパートタイムの教育・訓練が義務づけられている(2014年～)。公立・公営の中等学校は原則無選抜だが、選抜制の学校(グラマー・スクール)とモダン・スクールに振り分けられる地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。

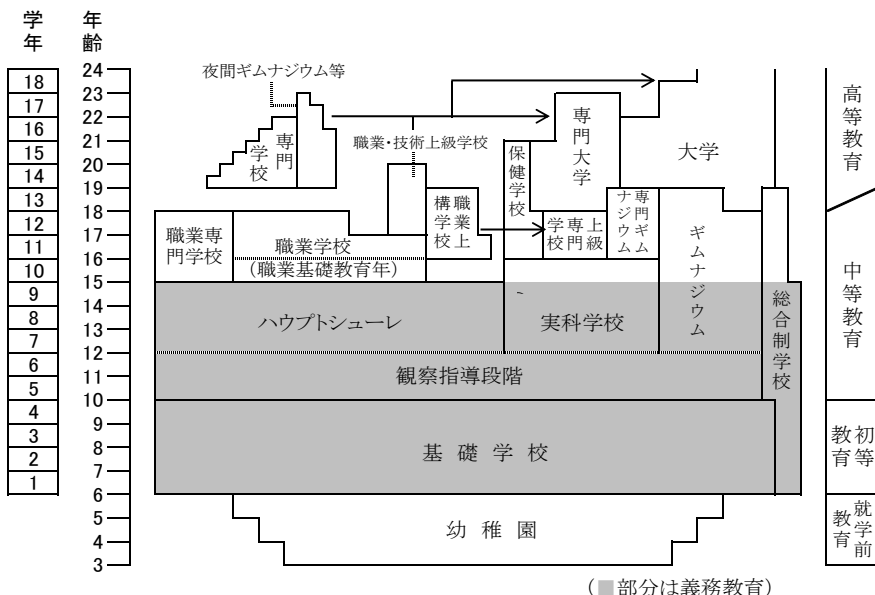
初等・中等学校は、経費負担などの観点から、地方(教育)当局が設置・維持する公立・公営学校及び公費補助を受けない独立学校の2つに大別される。近年、公費により維持されるが設置・運営面で独立校に近いアカデミー(公営独立学校)が増えている。独立学校には、いわゆるパブリック・スクール(11、13～18歳)やプレパラトリー・スクール(8～11歳、13歳)などが含まれる。

高等教育: 大学及び高等教育カレッジがある。これらの機関には、第一学位(学士)取得課程(通常修業年限3年間)のほか、各種の専門資格取得のための短期の課程もある。1993年以前は、このほか、ポリテクニク(34校)があったが、すべて大学となった。また、継続教育カレッジにおいても、高等教育レベルの高等課程が提供されている。

継続教育: 義務教育後の多様な教育を指すもので、一般に継続教育カレッジと総称される各種の機関において行われる。青少年や成人に対し、全日制、昼・夜間のパートタイム制などにより、職業教育を中心とする多様な課程が提供されている。

第8-2-4表 ドイツの学校系統図

Table 8-2-4: School system, Germany



資料出所 文部科学省(2014.10)「平成26年版諸外国の教育統計」

就学前教育: 幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受入れている。

義務教育: 9年(一部の州は10年)間である。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1～2日職業学校に通うことが義務とされている(職業学校就学義務)。

初等教育: 基礎学校において4年間(一部の州は6年間)行われる。

中等教育: 生徒の能力・適性に応じて、Hauptstufe(卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主として進む。5年制)、実科学校(卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職に就く者が主として進む。6年制)、ギムナジウム(大学進学希望者が主として進む。8年制又は9年制)が設けられている。総合制学校は、若干の州を除き、学校数・生徒数とも少ない。

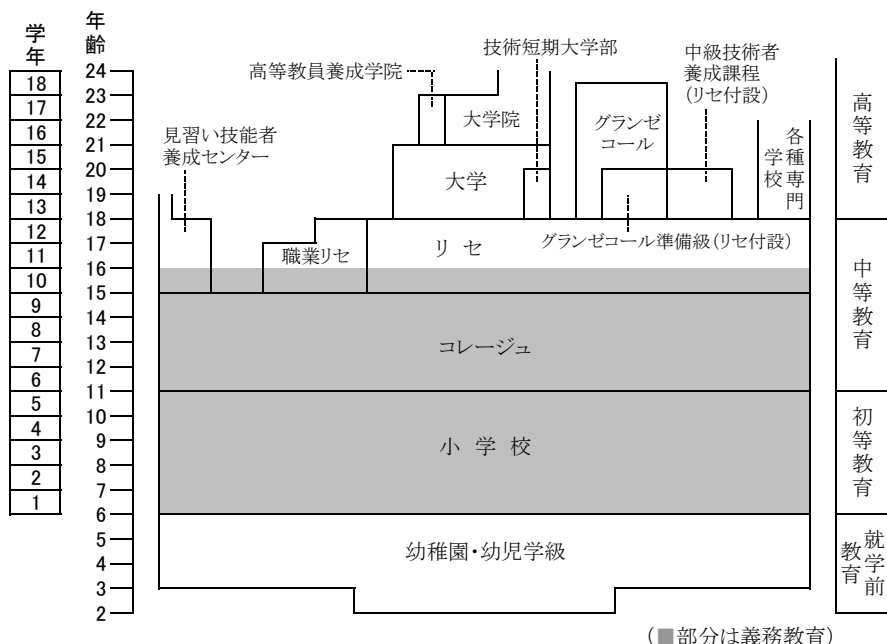
後期中等段階において、上記の職業学校(週に1～2日の定時制。通常3年)のほか、職業基礎教育年(全日1年制)、職業専門学校(全日1～2年制)、職業上構学校(職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学校修了証を授与。全日制は少なくとも1年、定時制は通常3年)、上級専門学校(実科学校修了を入学要件とし、修了者に専門大学入学資格を授与。全日2年制)、専門ギムナジウム(実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制)など多様な職業教育学校が設けられている。また、専門学校は職業訓練を終えた者等を対象としており、修了すると上級の職業資格を得ることができる。夜間ギムナジウム、コレークは職業従事者等に大学入学資格を与えるための機関である。

なお、ドイツ統一後、旧東ドイツ地域各州は、旧西ドイツ地域の制度に合わせる方向で学校制度の再編を進め、多くの州は、ギムナジウムのほかに、Hauptstufeと実科学校を合わせた学校種(5年でHauptstufe修了証、6年で実科学校修了証の取得が可能)を導入した。

高等教育: 大学(総合大学、教育大学、神学大学、芸術大学など)と専門大学がある。修了に当たって標準とされる修業年限は、通常は大学で4年半、専門大学で4年以下とされている。また近年、国際的に通用度の高い学士・修士の学位取得課程(修業年限はそれぞれ3年と2年)も大学や専門大学に設置されている。

第8-2-5表 フランスの学校系統図

Table 8-2-5: School system, France



資料出所 文部科学省(2014.10)「平成26年版諸外国の教育統計」

就学前教育: 幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で行われ、2～5歳児を対象とする。

義務教育: 6～16歳までの10年間で、義務教育は年齢で規程されている。留年等により、義務教育終了時点の教育段階は一定ではない。

初等教育: 小学校で5年間行われる。

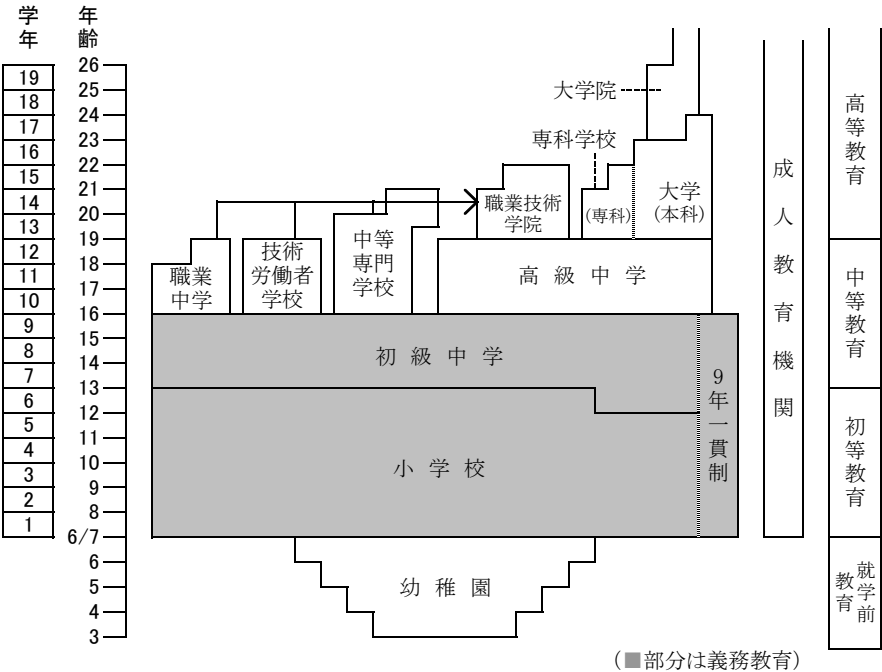
中等教育: 前期中等教育は、コレージュ(4年制)で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる(いわゆる高校入試はない)。後期中等教育は、リセ(3年制)及び職業リセ等で行われる。職業リセの修業年限は2～4年であったが、2009年度より2～3年に改められた。

高等教育: 国立大学(学士課程3年、2年制の技術短期大学部等を付置)、私立大学(学位授与権がない)、3～5年制の各種のグランゼコール、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程(いずれも標準2年)等で行われる。

これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカロレア」(中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格)を取得しなければならない。グランゼコールへの入学にあたっては、バカロレアを取得後、通常、グランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない(バカロレア取得後に、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある)。教員養成機関として高等教員養成学院がある(2013年までは教員教育大学センター)。

第8-2-6表 中国の学校系統図

Table 8-2-6: School system, China



資料出所 文部科学省(2014.10)「平成26年版諸外国の教育統計」

就学前教育:幼稚園(幼児園)又は小学校付設の幼児学級で、通常3～6歳の幼児を対象として行われる。

義務教育:9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立し、施行された。実施に当たっては、各地方の経済的文化的条件を考慮し地域別の段階的实施という方針がとられている。2010年までに全国の約100%の地域で9年制義務教育が実施されている。

初等教育:小学校(小学)は、6年制である。義務教育法には入学年齢は6歳と規定されており、従来の7歳から6歳へ移行中であるが、一部の都市で6歳又は6歳半入学が実施されているのみで、7歳入学の地域はまだ多い。6歳入学の場合、各学校段階の在学年齢は7歳入学の場合よりも1歳ずつ下がる。現在農村部を中心にかなりの地域では5年制となっているが、これらの地域では今後、6年制に延長する方針が示されている。

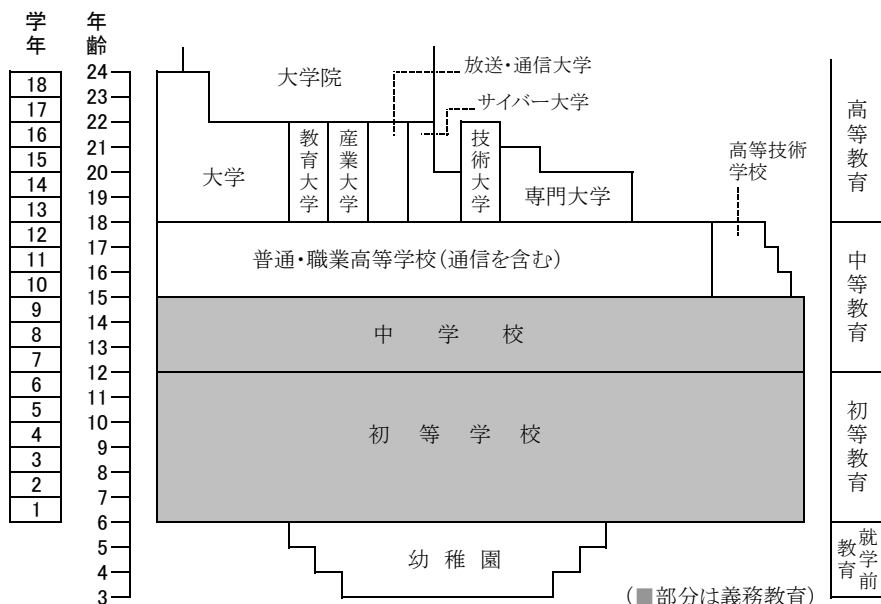
中等教育:初級中学(3～4年)卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高級中学(3年)と職業教育を行う中等専門学校(中等专业学校、一般に4年)、技術労働者学校(技工学校、一般に3年)、職業中学(2～3年)などがある。なお、職業中学は、前期中等段階(3年)と後期中等段階(2～3年)に分かれており、一方の段階の課程しか持たない学校が存在する。図中では前期中等段階の規模が非常に小さいため記述していない。

高等教育:大学(大学・学院)には、学部レベル(4～5年)の本科と短期(2～3年)の専科とがあり、専科のみの学校を専科学校と呼ぶ。また、近年専科レベルの職業教育を行う職業技術学院(従来の短期職業大学を含む)が設置されるようになった。大学院レベルの学生(研究生)を養成する課程・機関(研究生院)が、大学及び中国科学院、中国社会科学院などの研究所に設けられている。

成人教育:上述の全日制教育機関のほかに、労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関(业余学校、夜間・通信大学、ラジオ・テレビ大学等)が開設され、識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

第8-2-7表 韓国の学校系統図

Table 8-2-7: School system, Republic of Korea



資料出所 文部科学省(2014.10)「平成26年版諸外国の教育統計」

就学前教育: 3～5歳児を対象として幼稚園で実施されている。

義務教育: 6～15歳の9年間。

初等教育: 6歳入学で6年間, 初等学校で行われる。

中等教育: 前期中等教育は, 3年間, 中学校で行われる。後期中等教育は, 3年間, 普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は, 普通教育を中心とする教育課程を提供するもので, 各分野の英才を対象とした高等学校(芸術高等学校, 体育高等学校, 科学高等学校, 外国語高等学校)も含まれる。職業高等学校は, 職業教育を提供するもので, 農業高等学校, 工業高等学校, 商業高等学校, 水産・海洋高等学校などがある。

高等教育: 4年制大学(医学部など一部専攻は6年), 4年制教育大学(初等教育担当教員の養成), 及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には, 大学, 教育大学及び成人教育機関である放送・通信大学, サイバー大学, 産業大学の卒業者を対象に, 2～2.5年の修士課程や3年の博士課程が置かれている。

成人教育: 成人や在職者のための継続・成人教育機関として, 放送・通信大学, サイバー大学, 産業大学, 技術大学(夜間大学), 高等技術学校, 放送・通信高等学校が設けられている。

第8-3表 仕事に関連した非公式教育訓練¹⁾の受講率

Table 8-3: Participation rates in non-formal job-related education and training

			(%)		
		(調査年/Year)	受講率 Participation rates		
			計 Total	男 Male	女 Female
アメリカ	USA	(2005)	33.3	30.4	36.0
カナダ	CAN	(2008)	30.6	31.2	30.1
イギリス	GBR	(2006)	30.6	31.4	29.9
ドイツ	DEU	(2007)	38.0	42.4	33.4
フランス	FRA	(2006)	29.0	—	—
イタリア	ITA	(2006)	14.3	15.9	12.8
オランダ	NLD	(2008)	35.7	40.7	30.7
ベルギー	BEL	(2008)	28.5	30.8	26.3
デンマーク	DNK	(2008)	35.0	35.5	34.4
スウェーデン	SWE	(2005)	61.0	62.1	60.0
フィンランド	FIN	(2006)	43.8	39.3	48.4
韓国	KOR	(2007)	10.5	14.6	6.5
オーストラリア	AUS	(2007)	22.5	25.1	19.9
ニュージーランド ⁽²⁾	NZL	(2006)	25.9	27.0	25.2

(参考)

日本 ³⁾	JPN	(正社員/regular employees) (2012)	44.9	48.4	36.8
		(正社員以外 ⁴⁾ /non-regular)	18.9	22.2	17.9

資料出所 日本:厚生労働省(2014.3)「平成25年度能力開発基本調査報告書」

その他:OECD(2011.9) *Education at a Glance 2011*

(注) 1) OFF-JTとOJTの数値(学校教育機関での教育等を除く)。日本を除く。

OECDの定義によると、「仕事に関連した非公式教育訓練」とは、現在あるいは将来の仕事、所得の拡大、キャリア機会の向上、昇進機会の向上等のための知識及び(あるいは)新たな技能の修得、所得の向上、キャリア機会の拡大、及び昇進機会の向上などを目的とするもので、正規の教育ではなくかつ、それに対応した公認の学位取得に結びつかない教育訓練を指す。非公式の教育訓練は、必ずしも教育訓練施設で行われるものに限らない。具体的には、仕事に関連した教育訓練コース、会議、セミナー、公的労働市場プログラムへの参加、遠隔地教育、OJT等。

2) 短時間のセミナー、講義、ワークショップ及び特別講演を除く。

3) 日本の数値は、2012年度におけるOFF-JT受講率。OFF-JTとは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいい、例えば、社内で実施(労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施(業界団体や民間の教育訓練機関など社外の機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど)がこれに含まれる。

4) 常用労働者のうち、「嘱託」、「契約社員」、「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている人などをいう。なお、派遣労働者及び請負労働者は含まない。

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth

学校における職業教育・職業体験	
日本	学校段階からのキャリア教育の推進 ・ 管理運営主体: 厚生労働省, 文部科学省, ハローワーク ・ 対象者及び適用要件: 学生 ・ 具体的内容: (1) キャリア探索プログラム: ハローワークが学校, 産業界と連携し, 企業人等を講師として学校に派遣し, 職業や産業の実態等に関する学生の理解を促す。 (2) ジュニアインターンシップ: 主として高校生を対象に, 在学中に生徒が就業体験を通じて, 自らの適正と職業の関わりを深く考える契機とするインターンシップを実施。事前講習, 就業体験実習, 事後講習を合わせて4日程度。 (3) インターンシップ受入企業開拓事業: 企業側でのインターンシップに対する理解の一層の浸透を図り, 大学生等の職業観, 勤労観を高めることを目的として, 経済団体(日本経団連)との連携の下, インターンシップを受け入れる企業を個別に開拓するとともに, 開拓した企業における学生等の受入の支援, 企業・大学等への情報提供を実施。 (4) キャリア教育実践プロジェクト: 地域の協力体制の下, 中学校を中心とした5日間以上の職場体験「キャリア・スタート・ウィーク」を実施。 (5) 専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン: 小・中学生, 高校生, フリーター等を対象とする職業体験講座, 講習会の実施。
アメリカ	テックプレップ (Tech-Prep) ・ 開始年月: 1990年代 ・ 管理運営主体: テックプレップ推進組織 (Tech-Prep consortium) ・ 対象者及び適用要件: 高校生。11学年(日本における高校2年生)から開始し, 14学年(日本における大学2年生)まで。 ・ 具体的内容: 中等教育の最後の2年間で準学士資格を取得可能な高等教育機関における2年間の教育を結合させた4年一貫教育。当該4年間で, 専門的職業教育科目と, 数学, 自然科学, コミュニケーション科目の双方の履修が義務付けられる。 コーボラティブ教育 (Cooperative Education) ・ 開始年月: 20世紀初頭 ・ 管理運営主体: 各学校及び対象となる事業主 ・ 対象者及び適用要件: 主に12年生(日本における高校3年生) ・ 具体的内容: 主に12年生(日本における高校3年生)を対象とした, 有給の職業実習型の教育であり, 学校での職業教育と並行して行われる。コーボラティブ教育の経験が単位となったり, 学位授与の要件になったりする。 ※ このほか, 「キャリア・アカデミー (Career Academy)」がある。

学校における職業教育・職業体験（続き）	
イギリス	仕事関連学習・就業体験など ・管理運営主体：各学校 ・対象者及び適用要件：14～16歳の全ての学生 ・具体的内容： イングランドの基幹段階4（第10、11学年）の生徒のカリキュラムに組み込まれる。キャリア教育、就業体験や学習支援などの様々な活動が行われている。2012年以降、実施の有無や方法は任意。
ドイツ	普通教育における職業指導 ・管理運営主体：各学校 ・具体的内容： 職業活動体験は、ハウトシューレ（基幹学校）では生徒の義務。レアールシューレ（実科学校）、ギムナジウムでは希望者による任意。職業体験の分野は、レストラン、郡役所、旅行代理店、運送会社、動物保護施設など多岐にわたっている。 ※ ハウトシューレ、レアールシューレ及びギムナジウムは、いずれもグルントシューレ（日本の小学校に相当）修了後に入学する中等教育期間 フレッシュマン支援 ・開始年月：2008年8月30日 ・管理運営主体：連邦労働社会省、学校 ・対象者及び適用要件：若年者に新たに訓練ポストを提供する事業主 ・具体的内容： 普通教育課程から職業訓練への移行過程における若年者に対する個別支援の強化を目的として、全国1,000校において、卒業後の準備指導や職業適性判断、職業オリエンテーリング、職業訓練への移行などに関する学生支援を行う。 各種職業学校 上級学校非進学者の多数が、職業学校（Berufsschule）、全日制の職業専門学校（Berufsfachschule）、専門学校（Fachschule）に進んでいる。
フランス	交互教育 ・開始年月：1989年 ・管理運営主体：学校と企業の産学連携 ・対象者及び適用要件：中・高等教育の学生 ・具体的内容： 若者の能力向上と就職促進のため、学校での教育と職場での訓練を交互に行う。 大学付設職業教育センター（IUP） ・開始年月：1991年 ・管理運営主体：大学 ・対象者及び適用要件：大学生 ・具体的内容： 企業の要求に即した人材育成のため、工学、商学、一般行政、財務管理、情報・コミュニケーションの5専攻が設置され、全教育機関の1/3を企業実習にあてて。修了者には「高度技術者マスタート」の免状が授与される。

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

養成訓練制度その他の訓練制度	
日本	実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム） - 管理運営主体：厚生労働省，文部科学省，（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構，都道府県の職業能力開発施設，専門学校等の民間の教育訓練機関，認定訓練施設等が企業と連携 - 対象者：概ね35歳未満であり，就職活動を続けているが安定的な就業につながらず，日本版デュアルシステムを通じ，就職に向けて職業訓練を受ける意欲のある者（学卒未就職者，無業者，フリーター等） - 具体的内容：企業における実習訓練と教育訓練機関における座学（企業における実習訓練に関連した内容）を並行的に実施し，修了時に能力評価を行う。委託訓練活用型と専門課程（職業能力開発大学校等）活用型がある。 専門学校等における実践的教育の導入の促進 - 管理運営主体：経済産業省，学校，産業界 - 対象者：高専，工業高校等の学生 - 具体的内容：中小企業のニーズに応じた実践的な技術教育プログラムの実施，地域産業界との連携によるものづくり人材育成，目指せスペシャリスト「スーパー専門学校」の拡大 実践型人材養成システム（実習併用職業訓練） - 管理運営主体：厚生労働省，各企業 - 対象者：新規学校卒業者が主たる対象（中途採用も含む15歳以上35歳未満） - 具体的内容：「教育訓練機関における企業のニーズに即した学習（OFF-JT）」と「企業自らにおける雇用関係の下での実習（OJT）」とを組み合わせる研修システム（厚生労働省が認定する6か月以上～2年以下の職業訓練）。 新規学卒者を対象とした職業訓練 - 管理運営主体：厚生労働省（高齢・障害・求職者雇用支援機構含む），都道府県，市町村 - 具体的内容： - 普通職業訓練・普通課程（都道府県，市町村設置の職業能力開発校で実施）：中卒者又は高卒者等に対し，基礎的な技能・知識を取得させるための長期間（1～2年）の課程 - 高度職業訓練・専門課程（高齢・障害・求職者雇用支援機構，都道府県設置の職業能力開発短期大学校，職業能力開発大学校で実施）：高卒者等に対し，将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間（2年間）の課程 - 応用課程（高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発大学校等で実施）：専門課程修了者等を対象にした2年間の訓練
アメリカ	登録養成訓練制度（Registered Apprenticeship） - 開始年月：1937年 - 管理運営主体：事業主団体・労働組合団体の共同，個々の事業主，個々の事業主と事業主団体との共同など - 対象者及び適用要件：16歳以上で各実習プログラムの必要条件を満たす者。但し，危険な業務については18歳以上。 - 具体的内容：実習プログラム（Apprenticeship program）の基準は連邦政府が定める。政府に登録された登録実習プログラムを修了した者には，登録養成訓練制度修了者として，公的にその知識と技術の水準が認証される。参加者は一定の時間は各企業でOJTを受け，その他の時間は，職種に関する教育を教育機関等で受講する。プログラムの期間は平均すると3～4年程度。参加者には事業主から賃金が支払われる。

養成訓練制度その他の訓練制度（続き）

イギリス	アプレンティスシップ (Apprenticeship) ・ 開始年月: 2004年から新制度開始 ・ 管理運営主体: ビジネス・イノベーション・技能省及び教育省 ・ 対象者及び適用要件: 16歳以上 ・ 具体的内容: 事業主の下で働きながら訓練を受け、資格取得や技術の習得などを旨とする。 (1) アプレンティスシップ (Apprenticeship) 職務能力・技術的知識に関するQCFレベル2(非熟練に相当)の資格取得及び基礎技能等の習得 (2) 上級アプレンティスシップ (Advances Apprenticeship) 職務能力・技術的知識に関するQCFレベル3(技術職/熟練工/工芸職/監督職に相当)の資格取得及び基礎技能等の習得及び就業に要する基礎技能等の習得 (3) 高度アプレンティスシップ (Higher Apprenticeship) 職務能力・技術的知識に関するQCFレベル4以上の資格取得 トレイニーシップ 16～24歳を対象に、6週～6か月間にわたり訓練プロバイダーによる就業準備訓練、就業体験、また必要に応じて英語・数学の学習や追加の訓練などを実施。
ドイツ	職業養成訓練生制度 (養成訓練制度(Ausbildung)) = 「デュアルシステム」(Deualensysystem) ・ 開始年月: 19世紀初頭 ・ 管理運営主体: 企業及び職業学校 (Berufsschulen) ・ 対象者及び適用要件: 年齢制限はなく、基幹学校 (ハプトシューレ) を修了した者が多く参加するが、ギムナジウムから参加する者もある。社会人や高等教育を終了した者も参加できる。義務教育 (9～10年間) を修了していなくとも、門戸は開かれている。 ・ 具体的内容: 若年者を主対象に、企業がその職場で実施する職業訓練と、職業学校等の教育機関での学習とを同時に行い、良質な若年技能労働者を養成する。事業主は養成訓練生との間で職業訓練契約を結び、職業訓練を施す。ドイツの若年者の職業生活への移行に際し、長期にわたって支柱を担っている。 裁量給付 (連邦雇用エージェンシー(BA)の裁量により給付が認められるもの) ・ 2007年もしくはそれ以前に普通教育課程を修了し、(a)2007年もしくはそれ以前から連邦雇用エージェンシーに登録して職業訓練機会を探し続けていた実科学校 (レアルシューレ) 修了者、(b)2年以上職業訓練機会を探し続けていた後期中等課程修了者、(c)職業訓練を提供する事業主の倒産・廃業・閉鎖により職業訓練の中断を余儀なくされた訓練生で、本人に問題があつて訓練機会のあっせんが困難な者——に対し、職業訓練法に定める職種において新たに職業訓練機会を提供した事業主を対象として、連邦雇用エージェンシーの裁量により支給。

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

養成訓練制度その他の訓練制度（続き）	
フランス	養成訓練契約(Contrat d'apprentissage) ・ 開始年月: 1986年法律改正 ・ 契約締結可能な雇用主: 公的部門も含む全ての事業主。社会保険料雇用主負担の一部免除などの優遇措置あり。 ・ 対象者及び適用要件: 義務教育を終了した16～25歳の若年者、26歳以上の若年障害者等(2006年の法律改正で、14歳以上16歳未満でも、養成訓練を受けることが可能となった) ・ 具体的内容: CAP(職業適格証)に加えて、高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため、理論教育を年間400時間以上受講しつつ、企業で賃金の支払いを受けながら、実地訓練を行う。使用者は年齢及び養成訓練生となつてからの年数に応じて、SMIC(最低賃金)の25～78%以上の賃金を支払う。
	熟練契約(Contrat de professionnalisation) ・ 開始年月: 2004年10月 ・ 契約締結可能な雇用主: 全ての企業(国、地方自治体、行政機関を除く)。国からの手当支給あり。 ・ 対象者及び適用年齢: 16～25歳、26歳以上の求職者、積極的連帯所得手当(RSA: revenu de solidarité active)などの各種福祉手当の受給者 ・ 具体的内容: 期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を締結。被雇用者となつた者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。
情報提供をはじめとする就職支援	
日本	新規学卒者の就職支援 ・ 管理運営主体: 厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク ・ 対象者: 新規学卒者及び卒業後3年以内の既卒者等 ・ 具体的内容: (1) 学生と中小企業のマッチングを一層効果的に実施するため、大学等にジョブサポーターの相談窓口の設置又は出張相談の拡充を行う。また、管内に大学が所在するハローワークに「新卒応援ハローワーク」又は「新卒応援ハローワークランチ」を設置。 (2) 卒業までに就職が決まらなかった既卒者に対し「未就職卒業生への集中支援2013」に取り組み、卒業後もジョブサポーターによる個別支援を実施。 (3) 一定の労務管理の体制が整備されており、若者のための求人を出し、若者(35歳未満)の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行う「若者応援企業宣言」事業を実施。
	若年者のためのワンストップサービスセンター(通称:ジョブカフェ) ・ 管理運営主体: 各都道府県(内閣府、厚生労働省、経済産業省による支援及び産業界、教育界との連携の下で民間も活用:「若者自立・挑戦プラン」) ・ 対象者: 若年者 ・ 具体的内容: 各地域の特色を活かして就職セミナーや職場体験、カウンセリングや職業相談、職業紹介などさまざまなサービスを実施。また、保護者向けのセミナーも実施。現在、46の都道府県が設置。ハローワークを併設しているジョブカフェもある。

(次頁に続く)

情報提供をはじめとする就職支援（続き）

日本	ジョブ・カード制度 ・管理運営主体: 厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク ・対象者: 正社員経験が少ないフリーター、母子家庭の母などで正社員となることを目指している者 ・具体的内容: (1) ジョブ・カードを活用した、きめ細かいキャリアコンサルティングを通じた意識啓発やキャリア形成上の課題の明確化を行う。 (2) 企業実習と座学などを組み合わせた実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）を提供する。 (3) 職業訓練での企業からの評価結果や職務経歴をジョブ・カードとしてとりまとめ、就職活動やキャリアアップに活用する。 非正規労働者のキャリアアップ支援（キャリアアップ助成金制度） ・管理運営主体: 厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク ・対象者: 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった企業内の非正規雇用労働者 ・具体的内容: (1) 企業内での非正規労働者のキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取り組みを実施した事業主に対して助成する。 (2) 正規雇用等転換、人材育成、処遇改善、短時間正社員、短時間労働者の週所定労働時間延長、などのコースがあり、有期労働者を正規労働者に転換した場合は、中小企業の場合1人当たり50万円、大企業の場合1人当たり40万円などの助成金が支給される。 情報提供の促進 パソコンや携帯電話からインターネットを利用して容易に求人情報を入手することができる官民連携した雇用情報システム「しごと情報ネット」を運営。ハローワークを利用したことがない者も含めて、新規大学卒業者等に対して、就職活動に役立つ様々なイベントの情報や新規学卒者等を募集する企業の求人情報等をインターネットにより提供する「大卒等就職情報WEB提供サービス」も行っている。
アメリカ	O'NET (Occupational Information Network/Online) ・開始年月: 1998年10月 ・管理運営主体: 国立O'NET協会 (O'NET Consortium) ・具体的内容: インターネット上で公表されている (http://online.onetcenter.org) 職業に関する総合的なデータベース。求職者が自分の経験や能力を活かせる職業がどのようなものか検索することができる。 ※ このほか、就職困難な若者を対象とした「WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Program)」がある。第8-5表 (p.246)を参照。

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

情報提供をはじめとする就職支援（続き）	
イギリス	全国キャリア・サービス 2012年4月より、19歳以上を中心に全ての年齢層に対する情報提供やガイダンス窓口として設置された。面談によるアドバイスが提供されるのは19歳以上からで、19歳未満の者は電話・メールによる問い合わせのみ。なお、就学中の児童(13～18歳)に対しては教育機関が同種のサービス提供の責任を担う。また、無業者(NEET)に対しては地方自治体が支援の責任を負う。 コネクションズ・サービス ・ 開始年月: 2001年4月 ・ 管理運営主体: 従来は中央省庁が所管していたが、2008年より地方自治体に移管。学校や企業、NPO法人などの連携により運営。 ・ 対象者及び適用要件: 13～19歳までのイングランド在住の若者 ・ 具体的内容: パーソナル・アドバイザーが、学校において情報提供・ガイダンスを行うほか、義務教育終了後も若者に接触し、支援を行う。早期からの総合的サポートシステムであり、教育、職業選択、差別、健康問題、住宅、ドラッグやアルコール、家族関係等若者のあらゆる問題に対して支援を行う。このほか、電話、電子メール等により若者からの相談も受け付けている。但し、地方自治体予算の削減によりサービスを廃止する自治体が増加している。
ドイツ	仕事に関する博物館 バーデン・ヴェルテンベルク州のマンハイムには、州立の「技術と労働の博物館」がある。同館では、繊維技術機械工業の発達、自動車製造、科学と電気技術、エネルギー、鉄道と道路、技術と医学の7領域の技術史をコンセプトに、働く人々の生活と技術を体験・検分できるよう展示が工夫されている。また、バイエル州ミュンヘンにある「ドイツ博物館」は、農業、鉱業、航空工学から、鉄道、機械、宇宙に至るまで、ドイツの科学技術を若い世代に引継ぎ、学ばせるための博物館である。これらの施設では、若年者を含め、人々が職業に対する具体的なイメージを持つことができるよう工夫がなされている。 職業情報センター(BIZ) 各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心として、職業養成訓練や学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている。
フランス	しごと館(Cité des métiers) 職業選択の参考となる情報、(職業)訓練の検索、職業生活の転換(転職)・求職に関する情報、体験機会の提供等の機能を有し、常時、予約なしで個別相談を受けられ、無料の就職フォーラム等に参加することができる。 地域ミッションセンター及び受入・情報・指導常設センター(PAIO) ・ 開始年月: 1989年 ・ 管理運営主体: 国、地方公共団体 ・ 対象者及び適用要件: 16～25歳の若年者 ・ 具体的内容: 社会的生活・職業訓練への参入に向けて個別指導を行うため、専門のカウンセラーを配置し、適職発見支援、求人情報の提供、求人企業との個別面接の機会提供、求職活動指導等さまざまな支援を行う。 ※ このほか、「国立教育・職業情報機構(ONISEP)」、「青少年情報・資料センター(CIDJ)」、「青年情報センター(CIJ)」、「進路情報・指導センター(CIO)」及び「職業訓練推進・資料・情報センター(CARIF)」がさまざまな情報提供を行っている。

資料出所 厚生労働省、文部科学省、経済産業省、内閣府ウェブサイト、労働政策研究・研修機構(2009.7)「資料シリーズNo.57 欧米諸国における公共職業訓練制度と実態」、厚生労働省「海外情勢報告」、各国労働省ウェブサイト等

第8-5表 困難な状況にある者に対する施策

Table 8-5: Measures to tackle the employment challenges

日 本	若者等の就労促進 ・管理運営主体：厚生労働省，都道府県労働局，ハローワーク ・対象者：フリーター，無業者等 ・主な施策： 1. フリーター等の正規雇用化の推進 (1) ハローワークにおけるフリーター等の支援 個別支援など専門的支援を中核として，トライアル雇用の活用や職業訓練の活用促進等により，就職氷河期世代も含めたフリーター等の就職支援を一層強化する「若者ステップアッププログラム」を推進する。特に，大都市部には，その効果的な実施のための拠点を設置する。通常の職業相談・職業紹介，求人開拓等に加え，担当者制によるきめ細かな個別支援，予約制による職業相談・職業紹介，模擬面接，履歴書・職務経歴書の作成指導，継続的な求人情報の提供，来所が途絶えた際の来所勧奨等を実施。 (2) ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施 若年者のためのワンストップサービスセンター（通称：ジョブカフェ）で，各地域の特色を活かして就職セミナーや職場体験，カウンセリングや職業相談，職業紹介などさまざまなサービスを実施。また，保護者向けのセミナーも実施。現在，46の都道府県が設置。ハローワークを併設しているジョブカフェもある。 (3) トライアル雇用制度の活用による就職支援 トライアル雇用とは，働いた経験が少ないことから，期間の定めのない雇用（常用雇用）での就職に不安のある者を対象に，ハローワークの紹介により，常用雇用への移行を前提として原則3か月間その企業で試用雇用として働いてみる制度。受け入れた事業主は対象者1人当たり月額最大4万円（最長3か月間）の奨励金を受給できる。 2. ニート等の若者の職業的自立支援の強化 「地域若者サポートステーション事業」（サポステ）の設置拠点を拡充（2014年：全国で160か所）するとともに，アウトリーチ（訪問支援）による支援窓口への誘導体制を整備し，ニート等の若者の職業的自立支援を強化する。サポステでは，キャリア・コンサルタントなどによる職業的自立に向けた専門的相談，各種就職支援プログラム（職場体験など），各種セミナーを通じた啓発，他の若者支援機関への誘導，などの支援事業を多くは無料で実施している。 新卒者の就職支援 ・管理運営主体：厚生労働省，文部科学省，経済産業省 (1) 新卒応援ハローワークのジョブサポーターと大学のキャリアカウンセラーの連携を一層密にする等，学校の協力により，未内定の学生・生徒の情報を学校と新卒応援ハローワーク等で共有し，ジョブサポーターが電話等により新卒応援ハローワーク等への利用を呼びかけるなどにより，未内定の学生・生徒に対し，一貫した就職支援を行う。 (2) 未内定の学生・生徒のために，中堅・中小企業を中心とした就職面接会を開催。また，若年者のためのワンストップセンター（ジョブカフェ）において，未内定者等向けにカウンセリング等を実施するとともに，就職面接会等を開催。 (3) 卒業予定の大学等の学生及び既卒3年以内の未就業者を対象に，書類選考等なしで，面談が設定されるマッチングサービスを実施。また，ホームページ上で，直接応募を受け付けている企業についても掲載。 (4) 大学等のニーズに応じ，未内定の学生の多い大学に対して，ジョブサポーターによる出張相談・セミナーを重点的に行うなど，大学等と連携した支援を実施。 (5) 学校と連携し，未内定の学生・生徒をもつ保護者に就職の現状に対する理解を求めるとともに，学生・生徒に対して新卒応援ハローワークや最寄りのハローワークでの就職支援について，啓発文書の送付により周知し，支援を受けることを勧めてもらう。 (6) 主要な民間就職情報サイトに対し，ジョブサポーターや新卒応援ハローワーク等の周知のためのバナー掲載について協力を要請し，協力を得て，未内定の学生への周知を徹底する。 (7) 全国の中でも，特に大学が集積している東京都で，東京新卒応援ハローワークを拡充するとともに，新たに支援拠点を増設し，ラストスパートを支援する。
--------	---

第8-5表 困難な状況にある者に対する施策（続き）

Table 8-5: Measures to tackle the employment challenges (cont.)

アメリカ	ジョブ・コア(Job Corps: 宿泊型若年者集団教育訓練) ・開始年月: 1964年 ・管理運営主体: 連邦労働省のジョブ・コアの本部(National Job Corps Office), 6か所の地区管轄支部(Region Office)及び全米122か所のジョブ・コアセンター ・対象者及び適用要件: 16～24歳までの経済的に不利な立場にある青少年 ・具体的内容: 参加者は、原則として寮に宿泊し、社会生活を営む上での基本的なしつけから、読み書き、算数などの基礎的な学習及び職業訓練を受ける。参加費は基本的に無料。さらに、毎月小遣いが支給される。参加期間は、原則として最長2年間。研修中に高校卒業あるいはGED(高校卒業者と同様の素養を身につけていることの証明書)の資格を取得可能。 WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Program) ・開始年月: 1998年 ・管理運営主体: 連邦労働省が資金提供し、各州政府が実施 ・対象者及び適用要件: 14～21歳の就職困難者 ・具体的内容: 公共職業安定所であるワンストップ(キャリア)センター(One-Stop Career Center)と提携した地方公共団体で実施される、14～21歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して給付金を提供するプログラム
イギリス	[長期失業者・就労困難者等] ワーク・プログラム ・開始年月: 2011年6月 ・管理運営主体: ジョブセンタープラス ・対象者及び適用要件: 25歳以上で失業期間が12か月超、または18～24歳の若年者で9か月以上失業状態にあり、求職者給付を受給している者。非常に不利な条件から早期の参加が必要な者(大きな困難を抱える若者、ニート、犯罪歴のある者)、就労不能給付から最近移行した者については3か月。また、健康上の問題を抱え、就労にはリハビリ等を要する者。 ・具体的内容: 対象者の就職及び就職後の定着支援を民間に委託、支援内容は委託先事業者に一任、実績に応じて委託費を支払う。2014年6月までに参加した161万人のうち、継続的な就労(6か月、困難を抱える若者は3か月)に結びついた参加者数は33万人。ワーク・プログラムにより職を得られなかった失業者は、ジョブセンタープラスで再び集中的に支援。 [障害者] ワーク・チョイス 任意参加のプログラムで、仕事探しの支援や就職・仕事の継続に関する支援のほか、参加者の必要に応じて職業訓練等も実施。 成人向け宿泊型訓練 18歳以上の失業者に対して、居住地域で適切な職業訓練コースが利用できない場合に提供される。全国9か所のプロバイダーが資格取得に向けた訓練などを実施。 アクセス・トゥ・ワーク 就業に必要な装備や交通手段などの費用を補助。 ※ このほか、ジョブセンターに障害者雇用アドバイザーを設置、求職や職業訓練を支援。

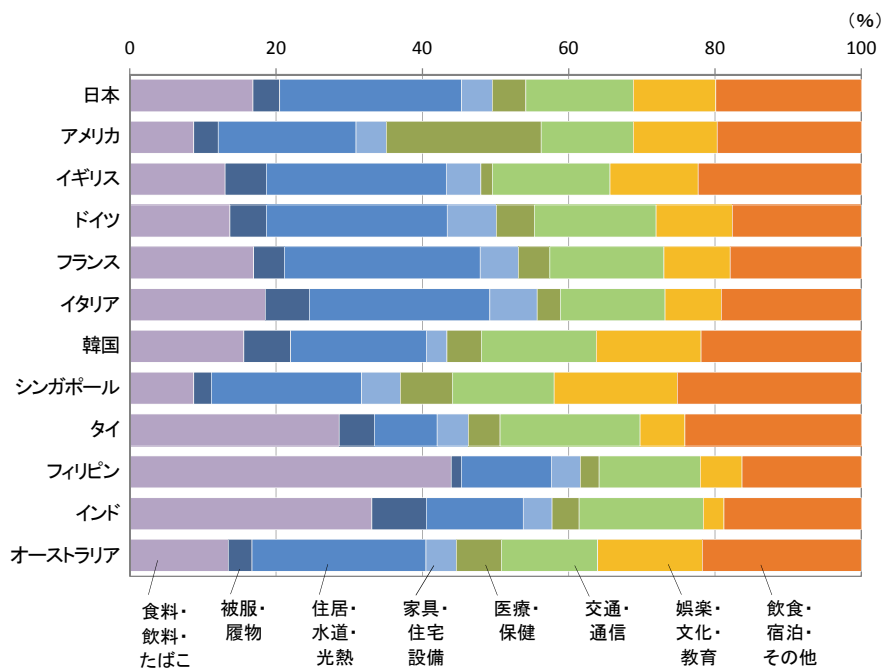
ドイツ	初期職業資格付与 (Einstiegsqualifizierung: EQ) 企業において若年者が就業前に作業経験を得ることを目的とするプログラム。プログラム実施企業は、訓練に参加する若者と契約を交わし、就業体験を修了すると参加者は管轄団体から証明書を交付される。使用者が支払う手当に充当する助成を連邦雇用エージェンシーが行う。職業紹介の見通しが限定される若年の養成訓練志願者や必要条件とされる養成訓練成熟度に十分に達していない若年者が主な対象で、年齢制限はない。被訓練者の平均年齢は19.41歳で移民を背景に持つ者が全体の3割を占める。 特別な支援を要する対象グループ向け職業資格認定プログラム (BQF) 不利な境遇にある若年者及び移民の教育訓練状況を改善するために導入されたプログラム。2006年末で第1フェーズが終了したが、引き続きBIBB(連邦職業訓練研究機構)職業訓練における不利な境遇の若者支援のための優良規範センター(GPC)においてフォローアップされている。 労働機会提供 (1ユーロジョブ) 各種給付を受領しつつ、就職しない者を早期に労働市場に参加させるために導入された制度。労働習慣がなくなった長期失業者に対して、僅少ながら手当を与えて就労経験をさせ、失業状態から脱却させることが目的。主に市町村での福祉の作業などに従事。なお、失業給付IIを受給する25歳以下の若年失業者がこれを拒否すると、最悪の場合、失業給付の全額の支給が停止される。これまで年間10億ユーロの予算が投入されてきたが、早期再就職という本来の政策目的と異なり、いつまでも1ユーロジョブにとどまり正規労働への移行が進まないとの批判があった。そのため、1ユーロジョブの対象となる失業者への措置として、今までは利用制限はなかったが、2012年により、5年間で24か月間までの利用制限が課されることとなった。また、1ユーロジョブ対象者を提供する福祉団体等には、今までは措置費用として対象者一人当たり最大500ユーロが一括金として支給されていたが、150ユーロに削減される。
フランス	雇用同伴契約 (Contrat d'accompagnement dans l'emploi, CAE) ※雇用支援(諸)契約 (Les contrats d'aide à l'emploi) とは異なる。 ・開始年月: 2005年5月1日 ・管理運営主体: 雇用局 (Pôle emploi) ・対象者及び適用要件: 長期的な失業で就職が困難な者 ・具体的内容: ・長期失業者等の社会参入の難しい者を一時的に公共部門(地方自治体の組織、公的サービス提供法人等非営利団体)で雇用することを通じて社会の参加を支援。雇用主が国と結ぶ契約には、職業訓練を行うことを入れることが強く推奨されている。 熟練契約 (Contrat de professionnalisation) ・開始年月: 2004年10月 ・契約締結可能な雇用主: 全企業(国、地方自治体、行政機関を除く)。国からの手当支給あり。 ・対象者及び適用年齢: 16~25歳、26歳以上の求職者、生活保護制度RSA (revenu de solidarité active) などの各種福祉手当の受給者 ・具体的内容: ・期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を締結。被用者となった者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。 社会生活参入契約 (CIVIS) ・開始年月: 2005年4月 ・管理運営主体: 国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う。 ・対象者及び適用年齢: 16~25歳で低水準の資格・学業修了証(「バカロレア+2年、すなわち一般教養課程修了」の学位以下のもの)しか持たない若年者 ・具体的内容: ・対象となる若年者と国の間で契約を交わし、就職計画の実現に向けた行動の内容を規定し、個人指導も含めた就業支援を行う。

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト、イギリス:Gov.ukウェブサイト、その他:労働政策研究・研修機構(2009.7)「資料シリーズNo.57 欧米諸国における公共職業訓練制度と実態」等

9. 勤労者生活・福祉

Worklife and Welfare

9-1 家計消費支出の構成（2013年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第9-2-2表 国内家計最終消費支出の構成比」(p.254)を参照。

(注) タイ・フィリピンは2012年，インドは2011年度，オーストラリアは2012年度。

家計消費支出は，国内総支出の6割近くを占めているため，その国の国民生活や産業活動の実態を把握するための参考となる指標である。特に消費支出に占める食料費の割合は，一般に所得レベルが高いほど低い値となることが知られており，実際，国内総生産(支出)額(USドル換算値)が高い国ほど低い割合になっていることがわかる。

日本の消費支出に占める食料費の割合は，1970年代は30%ほどであったが，2013年には16.8%に低下した。これは，所得水準の向上や余暇時間の増大，消費の多様化等によって，住居関係費や教養・娯楽費等の割合が高くなってきているためである。この傾向は，いずれの先進諸国でも強く現れている。

先進諸国は，「食料・飲料・たばこ」の占める割合が，10～20%前後と低い，フィリピン(43.9%)，インド(33.1%)，タイ(28.6%)等の国では高い。これに対して，先進諸国は「住居・水道・光熱」費の占める割合が高くなっている。

第9-1表 家計・対家計民間非営利団体(NPISH)の受取と支払の構成(2013年)
 Table 9-1: Composition of households and NPISH*, resources side/uses side, 2013

		(%)							
		受取側 計 Resources side	雇用者 報酬 ^{a)}	営業 余剰 ^{b)}	混合 所得 ^{c)}	財産 所得 ^{d)}	社会負 担及び 社会保 障 ^{e)}	その他 の経常 移転 ^{f)}	年金基 金準備 金の変 動 ^{g)}
日本	JPN	100.0	56.9	9.2	3.8	6.1	19.2	5.3	-0.5
アメリカ	USA	100.0	53.2	8.5	10.5	13.3	14.3	0.3	—
カナダ	CAN	100.0	61.8	0.1	14.1	11.2	11.4	1.4	—
イギリス	GBR	100.0	50.8	7.3	5.7	9.6	19.1	3.9	3.6
ドイツ	DEU	100.0	50.6	4.0	8.4	14.9	17.5	3.0	1.7
フランス	FRA	100.0	52.9	8.2	5.7	6.2	21.6	5.3	0.0
イタリア	ITA	100.0	40.0	8.6	15.5	11.3	21.7	2.7	0.1
オランダ	NLD	100.0	54.1	0.4	8.9	8.4	20.5	4.0	3.8
ベルギー	BEL	100.0	54.5	6.3	6.7	8.1	20.8	2.8	0.7
デンマーク	DNK	100.0	54.9	3.9	4.6	6.2	21.8	4.5	4.2
ロシア ¹⁾	RUS	100.0	68.9	0.0	10.0	4.8	14.6	1.5	0.1
中国 ^{2) 3)}	CHN	100.0	68.2	15.8	—	5.8	8.6	1.6	—
韓国 ^{1) 3)}	KOR	100.0	55.2	14.8	—	12.5	7.7	8.6	1.1
オーストラリア ¹⁾	AUS	100.0	56.1	8.7	9.2	11.1	9.8	5.2	—
メキシコ	MEX	100.0	30.4	9.6	9.1	38.7	3.4	5.7	3.0
		支払側 計 Uses side	最終消 費支出 ^{h)}	財産 所得 ^{d)}	社会 負担及 び社会 保障 ^{e)}	所得・富 等に課さ れる経 常税 ⁱ⁾	その他 の経常 移転 ^{f)}	貯蓄 (総) ^{j)}	年金基 金準備 金の変 動 ^{g)}
日本	JPN	100.0	67.4	0.5	17.2	6.1	4.3	4.6	—
アメリカ	USA	100.0	69.0	5.2	6.6	10.0	1.2	8.0	—
カナダ	CAN	100.0	67.9	3.8	5.7	13.8	1.7	7.1	—
イギリス	GBR	100.0	64.3	1.3	16.2	11.2	2.5	4.4	—
ドイツ	DEU	100.0	55.7	1.4	20.6	9.1	2.5	10.8	0.0
フランス	FRA	100.0	55.3	1.0	21.1	9.8	3.3	9.5	0.0
イタリア	ITA	100.0	60.2	1.1	15.2	12.2	3.4	7.8	0.0
オランダ	NLD	100.0	49.0	1.1	28.6	8.6	4.3	8.4	0.0
ベルギー	BEL	100.0	53.6	0.7	21.4	14.1	1.9	8.3	0.0
デンマーク	DNK	100.0	51.7	3.3	8.4	29.6	3.6	3.4	0.0
ロシア ¹⁾	RUS	100.0	68.8	0.9	11.1	5.8	2.1	11.2	—
中国 ²⁾	CHN	100.0	51.8	2.6	6.7	1.9	1.2	35.8	—
韓国 ¹⁾	KOR	100.0	65.3	4.4	12.6	5.4	5.4	6.9	0.0
オーストラリア ¹⁾	AUS	100.0	63.7	6.2	0.7	13.0	2.8	13.5	—
メキシコ	MEX	100.0	75.8	0.0	5.7	3.7	1.3	13.4	0.0

* Non-profit institutions saving households

a) Compensation of employees; b) Operating surplus, gross; c) Mixed income, gross; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; f) Other current transfers; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves; h) Final consumption expenditure; i) Current taxes on income, wealth, etc.; j) Saving, gross.

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “National Accounts Statistics” 2015年1月現在

日本:内閣府(2014.12)「2013年度国民経済計算確報」

(注) 各項目の数値は、受取計又は支払計に対する割合。

1) 2012年の数値。

2) 2011年の数値。

3) (受取側の)営業余剰は混合所得を含む。

第9-2-1表 国民一人当たり目的別国内家計最終消費支出（2013年）
Table 9-2-1: Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose, 2013

		(実額/at current prices)				
		家計最終消費支出 Final consumption expenditure		食料・飲料 ・たばこ ^{a)}	被服・履物 ^{b)}	住居・水道・ 光熱 ^{c)}
日本(千円)	JPN	2,247		378	82	559
アメリカ(USドル)	USA	35,055		3,063	1,178	6,602
カナダ(カナダドル)	CAN	28,552		3,677	1,182	7,056
イギリス(ポンド)	GBR	16,685		2,174	945	4,101
ドイツ(ユーロ)	DEU	17,964		2,459	899	4,441
フランス(ユーロ)	FRA	17,681		2,995	745	4,722
イタリア(ユーロ)	ITA	16,194		3,006	969	3,996
オランダ(ユーロ)	NED	16,850		2,519	853	4,014
ベルギー(ユーロ)	BEL	17,619		2,975	805	4,480
デンマーク(DKKクローネ)	DEN	158,693		23,908	6,875	47,979
スウェーデン(SEKクローナ)	SWE	177,714		28,580	8,303	47,452
ロシア ¹⁾ (100ルーブル)	RUS	2,083		798	191	211
香港(HKドル)	HKG	210,343		34,607	36,939	33,736
韓国(千ウォン)	KOR	13,881		2,166	886	2,579
シンガポール(SGPDollar)	SGP	26,211		2,295	629	5,383
マレーシア ¹⁾ (リンギ)	MYS	16,652		3,741	476	2,510
タイ ¹⁾ (バーツ)	THA	108,185		30,984	5,192	9,278
フィリピン ¹⁾ (ペソ)	PHL	81,048		35,617	1,122	9,986
インド ²⁾ (ルピー)	IND	41,614		13,773	3,106	5,508
オーストラリア ³⁾ (AUDollar)	AUS	36,385		4,910	1,170	8,654
ニュージーランド ³⁾ (NZDollar)	NZL	27,652		5,712	1,123	6,683
メキシコ ¹⁾ (ペソ)	MEX	87,501		22,742	2,602	17,849
		家具・ 住宅設備 ^{d)}	医療・保健 ^{e)}	交通・通信 ^{f)}	娯楽・文化・ 教育 ^{g)}	飲食・宿泊・ その他 ^{h)}
日本(千円)	JPN	94	102	331	253	447
アメリカ(ドル)	USA	1,463	7,412	4,422	4,010	6,906
カナダ(カナダドル)	CAN	1,558	1,247	5,140	2,872	5,821
イギリス(ポンド)	GBR	787	268	2,679	2,009	3,721
ドイツ(ユーロ)	DEU	1,206	932	2,990	1,876	3,162
フランス(ユーロ)	FRA	931	753	2,757	1,602	3,168
イタリア(ユーロ)	ITA	1,046	515	2,318	1,251	3,092
オランダ(ユーロ)	NED	873	632	2,731	2,020	3,208
ベルギー(ユーロ)	BEL	1,054	1,035	2,475	1,583	3,211
デンマーク(DKKクローネ)	DEN	7,691	4,510	21,388	18,251	28,090
スウェーデン(SEKクローナ)	SWE	8,904	6,224	27,574	20,396	30,279
ロシア ¹⁾ (100ルーブル)	RUS	105	79	362	125	213
香港(HKドル)	HKG	17,959	9,124	16,568	18,891	42,519
韓国(千ウォン)	KOR	388	654	2,186	1,982	3,041
シンガポール(SGPDollar)	SGP	1,394	1,867	3,639	4,418	6,586
マレーシア ¹⁾ (リンギ)	MYS	947	429	3,288	1,331	3,931
タイ ¹⁾ (バーツ)	THA	4,625	4,682	20,710	6,619	26,094
フィリピン ¹⁾ (ペソ)	PHL	3,208	2,066	11,225	4,608	13,216
インド ²⁾ (ルピー)	IND	1,634	1,539	7,078	1,162	7,813
オーストラリア ³⁾ (AUDollar)	AUS	1,515	2,245	4,782	5,219	7,889
ニュージーランド ³⁾ (NZDollar)	NZL	1,389	636	4,384	3,229	4,290
メキシコ ¹⁾ (ペソ)	MEX	4,673	3,547	19,683	5,314	11,091

資料出所及び注釈は第9-2-2表(p.254)参照。

第9-2-2表 国内家計最終消費支出の構成比（2013年）

Table 9-2-2: Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose, 2013

		(%)								
		家計最終消費支出	食料・飲料・たばこ ^{a)}	被服・履物 ^{b)}	住居・水道・光熱 ^{c)}	家具・住宅設備 ^{d)}	医療・保健 ^{e)}	交通・通信 ^{f)}	娯楽・文化・教育 ^{g)}	飲食・宿泊・その他 ^{h)}
日本	JPN	100	16.8	3.7	24.9	4.2	4.6	14.7	11.3	19.9
アメリカ	USA	100	8.7	3.4	18.8	4.2	21.1	12.6	11.4	19.7
カナダ	CAN	100	12.9	4.1	24.7	5.5	4.4	18.0	10.1	20.4
イギリス	GBR	100	13.0	5.7	24.6	4.7	1.6	16.1	12.0	22.3
ドイツ	DEU	100	13.7	5.0	24.7	6.7	5.2	16.6	10.4	17.6
フランス	FRA	100	16.9	4.2	26.7	5.3	4.3	15.6	9.1	17.9
イタリア	ITA	100	18.6	6.0	24.7	6.5	3.2	14.3	7.7	19.1
オランダ	NED	100	14.9	5.1	23.8	5.2	3.8	16.2	12.0	19.0
ベルギー	BEL	100	16.9	4.6	25.4	6.0	5.9	14.0	9.0	18.2
デンマーク	DEN	100	15.1	4.3	30.2	4.8	2.8	13.5	11.5	17.7
スウェーデン	SWE	100	16.1	4.7	26.7	5.0	3.5	15.5	11.5	17.0
ロシア ¹⁾	RUS	100	38.3	9.2	10.1	5.0	3.8	17.4	6.0	10.2
香港	HKG	100	16.5	17.6	16.0	8.5	4.3	7.9	9.0	20.2
韓国	KOR	100	15.6	6.4	18.6	2.8	4.7	15.7	14.3	21.9
シンガポール	SGP	100	8.8	2.4	20.5	5.3	7.1	13.9	16.9	25.1
マレーシア ¹⁾	MYS	100	22.5	2.9	15.1	5.7	2.6	19.7	8.0	23.6
タイ ¹⁾	THA	100	28.6	4.8	8.6	4.3	4.3	19.1	6.1	24.1
フィリピン ¹⁾	PHL	100	43.9	1.4	12.3	4.0	2.5	13.8	5.7	16.3
インド ²⁾	IND	100	33.1	7.5	13.2	3.9	3.7	17.0	2.8	18.8
オーストラリア ³⁾	AUS	100	13.5	3.2	23.8	4.2	6.2	13.1	14.3	21.7
ニュージーランド ³⁾	NZL	100	20.7	4.1	24.2	5.0	2.3	15.9	11.7	15.5
メキシコ ¹⁾	MEX	100	26.0	3.0	20.4	5.3	4.1	22.5	6.1	12.7

a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

資料出所 日本:内閣府(2014.12)「2013年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2015年1月現在

その他の国:UN Database(<http://data.un.org/>)2015年1月現在

人口(第9-2-1表で使用):IMF Database(<http://elibrary-data.imf.org/>)“IFS”2014年8月現在

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。(第9-2-1表, 第9-2-2表)

各項目の数値は、家計最終消費支出に対する割合。(第9-2-2表)

1) 2012年の数値。

2) 2011年度の数値。

3) 2012年度の数値。

第9-3-1表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本、2013年）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age of household reference person (Japan, 2013)

		(円/Yen)					
年齢階級 age group	計 Total	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～
総世帯 All households							
1.世帯人員(人)	2.44	1.51	2.99	3.22	2.75	2.27	1.89
2.有業人員(人)	1.09	1.10	1.34	1.47	1.66	1.11	0.44
3.消費支出	251,576	173,750	246,700	294,238	306,116	259,035	204,715
3a.食料	59,375	43,225	55,778	67,777	67,357	62,599	51,548
3b.住居	19,344	30,766	28,148	20,341	17,803	17,685	15,503
3c.光熱・水道	19,831	9,202	17,170	21,270	22,410	21,103	19,364
3d.家具・家事用品	8,716	3,985	8,030	8,868	9,635	9,840	8,227
3e.被服・履物	9,976	8,682	11,321	13,584	12,456	9,487	6,572
3f.保健医療	11,007	4,070	8,871	9,718	10,577	13,212	12,227
3g.交通・通信	34,937	27,978	42,177	44,227	48,793	35,572	19,434
3h.教育	8,088	972	9,697	23,462	16,601	1,186	585
3i.教養娯楽	25,935	19,015	25,917	33,208	27,534	27,670	20,691
3j.その他の消費支出	54,366	25,855	39,591	51,783	72,949	60,682	50,563
勤労者世帯 Households with earners							
1.世帯人員(人)	2.76	1.50	2.95	3.22	2.86	2.40	1.93
2.有業人員(人)	1.51	1.10	1.34	1.48	1.79	1.64	1.33
4.経常収入	461,361	313,642	432,570	528,733	533,343	365,535	318,533
5a.勤め先収入	437,619	310,169	417,294	513,614	522,400	289,897	181,275
5b.事業・内職収入	2,040	208	1,406	1,589	2,414	4,097	4,660
5c.他の経常収入	21,695	3,266	13,870	13,531	8,514	71,518	132,598
3.消費支出	280,642	174,017	250,039	300,408	324,223	285,960	253,551
3a.食料	63,089	43,434	55,779	68,214	69,878	65,956	56,879
3b.住居	22,312	30,458	28,360	20,836	18,180	18,849	14,725
3c.光熱・水道	19,508	9,029	17,025	21,162	22,627	21,592	19,082
3d.家具・家事用品	8,591	3,921	8,096	8,757	9,705	9,964	10,033
3e.被服・履物	11,883	8,786	11,317	13,642	12,647	10,508	8,013
3f.保健医療	9,835	3,917	8,940	9,990	11,075	12,384	12,356
3g.交通・通信	45,699	28,141	43,934	46,567	52,800	47,318	36,753
3h.教育	13,916	951	9,664	23,657	19,159	2,451	566
3i.教養娯楽	28,409	19,180	26,219	34,193	28,019	27,699	24,316
3j.その他の消費支出	57,399	26,200	40,706	53,390	80,131	69,238	70,828
6.非消費支出	87,604	51,564	76,640	104,348	109,334	62,718	46,806
6a.直接税	37,415	17,091	30,167	45,773	47,956	28,154	29,902
6b.社会保険料	50,102	34,330	46,393	58,467	61,309	34,503	16,901
6c.他の非消費支出	87	143	79	108	69	60	3

1.Number of persons per household (persons); 2.Number of earners per household (persons); 3.Consumption expenditures (3a: Food; 3b: Housing; 3c: Fuel, light and water charges; 3d: Furniture and household utensils; 3e: Clothing and footwear; 3f: Medical care; 3g: Transportation and communication; 3h: Education; 3i: Culture and recreation; 3j: Other consumption expenditures); 4.Current income (5a: Wages and salaries; 5b: Income from self-employment and piecework; 5c: Other current income); 6.Non-consumption expenditures (6a: Direct taxes; 6b: Social insurance premiums; 6c: Other non-consumption expenditures items).

資料出所 総務省(2014.2)「平成25年家計調査(家計収支編)詳細結果」

(注) 1世帯当たり平均1か月間の収入及び支出。総世帯は二人以上の世帯と単身世帯を合わせた世帯。

9 勤労者生活・福祉

第9-3-2表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世帯、2013年）
Table 9-3-2: Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households, 2013)

	計 age total	～24歳	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～
	(人/persons)							
世帯人員 Average number of persons per household	2.5	2.0	2.8	3.4	2.7	2.1	1.9	1.6
18歳未満の子供の数 Children under 18 years old	0.6	0.4	1.1	1.4	0.6	0.2	0.1	1) ¹⁾
有業人員 Earners	1.3	1.3	1.5	1.6	1.6	1.3	0.7	0.2
	(ドル/dollars)							
税引き前所得 Income before taxes	63,784	27,914	59,002	78,385	78,879	74,182	53,451	34,097
税引き後所得 Income after taxes	56,352	26,559	53,178	69,152	68,048	63,312	48,742	32,744
消費支出 Average annual expenditures	51,100	30,373	48,087	58,784	60,524	55,892	46,757	34,382
食料 Food	6,602	4,698	6,197	7,920	7,907	6,711	6,020	4,144
アルコール飲料 Alcoholic beverages	445	379	489	443	545	465	400	232
住居 Housing	17,148	10,379	17,207	20,619	19,001	17,937	15,639	12,314
被服 Apparel and services	1,604	1,513	1,832	1,960	1,826	1,563	1,222	768
交通 Transportation	9,004	5,672	9,183	10,519	10,782	9,482	7,972	5,149
保健医療 Healthcare	3,631	943	2,189	3,188	3,801	4,378	5,188	4,910
娯楽 Entertainment	2,482	1,243	2,214	2,958	3,070	2,651	2,488	1,422
個人ケア製品・サービス Personal care products and services	608	342	538	672	723	638	619	491
読書 Reading	102	46	60	105	88	132	146	127
教育 Education	1,138	2,055	1,019	903	1,970	1,241	349	280
煙草 Tobacco products and smoking supplies	330	219	309	331	447	438	258	89
雑費 Miscellaneous	645	207	577	643	686	841	672	571
寄付 Cash contributions	1,834	473	970	1,440	2,007	2,382	2,391	2,817
個人年金・保険 Personal insurance and pensions	5,528	2,203	5,304	7,081	7,672	7,033	3,392	1,068

資料出所 U.S.Department of Labor(2014.9) *Consumer Expenditures in 2013*

(注) 1年当たりの収入及び支出。

1) 値が小さすぎるため非表示。

第9-3-3表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世帯、2012年）
Table 9-3-3: Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households, 2012)

	計 age total	～29歳	30～49	50～64	65～74	75～
平均世帯人員 Weighted average number of persons per household	2.3	2.5	2.9	2.3	1.8	1.4
					(人/persons)	
粗所得 Gross weekly household income	720.0	618.0	872.0	840.0	530.0	367.0
賃金・俸給 Wages and salaries	468.0	482.0	706.3	562.8	100.7	14.7
事業所得 Self-employment	57.6	30.9	78.5	100.8	21.2	(3.7)
財産所得 Investments	21.6	0.0	17.4	25.2	26.5	18.4
年金 Annuities and pensions	64.8	(0.0)	0.0	67.2	174.9	132.1
社会保障給付 Social security benefits	100.8	55.6	61.0	67.2	206.7	198.2
その他 Other sources	7.2	43.3	8.7	8.4	0.0	(0.0)
消費支出 Total expenditure	489.0	472.9	577.6	531.7	410.5	267.4
食料・飲料 Food and non-alcoholic drinks	56.8	43.1	63.2	61.9	56.5	41.4
酒類・たばこ・麻酔薬 Alcoholic drinks, tobacco and narcotics	12.6	10.5	13.1	16.4	12.0	6.0
被服・履物 Clothing and footwear	23.4	21.9	28.3	28.3	16.6	9.2
住居 ¹⁾ ・燃料・動力 Housing, fuel and power	68.0	113.7	76.6	59.1	49.9	44.1
家財・家事サービス Household goods and services	28.5	22.6	31.0	33.8	25.8	19.6
健康 Health	6.4	2.3	5.6	6.2	7.4	10.9
交通 Transportation	64.1	57.3	76.7	77.0	53.2	23.1
通信 Communication	13.8	14.5	16.5	14.3	10.9	7.9
娯楽・文化 Recreation and culture	61.5	45.6	69.6	70.3	66.7	30.7
教育 Education	6.8	12.5	9.4	6.7	(2.1)	(0.1)
外食・外泊 Restaurants and hotels	40.5	42.2	47.3	45.7	32.9	18.9
雑費 Miscellaneous goods and services	38.4	34.3	45.8	41.1	32.7	23.1
その他 Other expenditure items	68.3	52.4	94.5	70.9	43.8	32.5
一人当たり週平均支出 Average weekly expenditure per person	208.7	192.7	196.4	235.8	229.3	187.7

資料出所 National Statistics of UK (2013.12) *Family Spending, 2013 edition*

(注) 週平均世帯収入及び支出。括弧内の数値は20世帯未満の報告であるため、注意を要する。

1) 住宅ローンの利子支払、地方税及び北アイルランド地方税を除く。

第9-3-4表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出(ドイツ、全世帯、2008年)
 Table 9-3-4: Household income and expenditure by age of household reference person (Germany, all households, 2008)

(ユーロ/Euro)									
	計 age total	～24歳	25～34	35～44	45～54	55～64	65～69	70～79	80～
総収入 Gross income	3,707	2,020	3,571	4,597	4,522	3,802	2,820	2,707	2,485
勤め先収入 Wages and salaries	2,056	1,415	2,718	3,249	3,100	2,207	242	51	(22)
事業所得 Self-employment	239	(23)	186	354	389	324	129	33	(10)
財産所得 Investments	385	53	162	383	435	482	499	452	391
公的移転収入 Public transfer income	842	301	337	450	441	635	1,711	1,927	1,855
その他 Other sources	183	226	166	160	157	153	238	242	206
消費支出 Total expenditure	2,245	1,378	1,993	2,489	2,490	2,309	2,182	2,119	1,841
食料・飲料・たばこ Food, drinks, tobacco	321	196	268	366	375	334	299	288	239
被服・履物 Clothing and footwear	106	77	105	133	125	102	84	78	56
住居・光熱 Housing, fuel and power	731	449	608	774	781	765	752	753	709
家庭用品 Interiors, goods and items	113	51	104	130	123	131	107	98	83
保健 Health	94	31	50	73	82	93	131	154	161
交通 Transportation	328	214	349	395	401	337	272	226	160
通信 Communication	65	66	78	75	74	63	52	47	40
教養・娯楽 Recreation and culture	255	144	205	281	277	258	279	267	189
教育 Education	20	28	28	33	26	16	6	3	(5)
宿泊・飲食店 Restaurants and hotels	113	66	107	125	121	114	106	111	91
その他 Others	99	57	91	106	105	98	96	96	108

資料出所 Der Statistisches Bundesamt (2010.12) *Einkommens und Verbrauchsstichprobe 2008, Heft 4-5*

(注) 括弧内は調査サンプルが少ないため、統計データとしては不詳である。

第9-4表 家計・対家計非営利団体 (NPISH) の金融資産総額

Table 9-4: Financial assets of households and NPISHs*

	2005年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 (1兆円) JPN (billion yen)	1,638	1,615	1,521	1,548	1,561	1,547	1,602	1,706
アメリカ (10億ドル) USA (billion dollars)	45,475	52,974	45,999	48,618	52,906	53,879	58,083	64,986
イギリス (10億ポンド) GBR (billion pounds)	4,071	4,387	4,161	4,400	4,694	5,058	5,240	5,271
ドイツ (10億ユーロ) DEU (billion euros)	4,198	4,436	4,303	4,474	4,660	4,714	4,952	5,152
フランス (10億ユーロ) FRA (billion euros)	3,172	3,689	3,487	3,774	3,994	4,029	4,234	4,429

* Non-profit institutions saving households

資料出所 日本:内閣府(2015.1)「2013年度国民経済計算確報」

アメリカ:The Federal Reserve Board(2014.12) *Financial Accounts of the United States*

イギリス:The Office for National Statistics (2014.10) *National Accounts -The Blue Book 2014-*

ドイツ:Deutsche Bundesbank(2014.6) *Financial Accounts for Germany*

フランス:Banque de France(2014.4) *Annual National Financial Accounts*

第9-5表 国民負担率 (対国民所得比)

Table 9-5: Tax and social security burden as a percentage of national income

					(%)
	年	租税負担 Tax burden	社会保障負担 Social security burden	計(国民負担率) Total (national burden rates)	
日本	JPN	2014	24.1	17.5	41.6
		2011	22.7	17.1	39.8
アメリカ	USA	2011	23.3	7.5	30.8
イギリス	GBR	2011	37.0	10.7	47.7
ドイツ	DEU	2011	29.5	21.7	51.2
フランス	FRA	2011	36.7	25.2	61.9
スウェーデン	SWE	2011	47.5	10.7	58.2

資料出所 財務省ウェブサイト(<http://www.mof.go.jp/>) 2014年6月現在

(注) 日本:2011年度は実績, 2014年度は見通し。

その他:2011年実績。

第9-6表 公的社会支出（対GDP比）及びその内訳（2011年）

Table 9-6: Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP, 2011

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE
分野別社会支出額 (括弧内は対GDP比)	各国通貨(10億単位)/At current prices in national currency, in billions in percentage of GDP (%)					
老齢給付 Old-age	49,155 (10.4)	930 (6.0)	93 (6.1)	223 (8.6)	249 (12.5)	327 (9.4)
遺族 Survivors	6,810 (1.4)	109 (0.7)	1 (0.1)	53 (2.0)	35 (1.7)	16 (0.4)
障害・業務災害・傷病等 Incapacity-related	4,799 (1.0)	217 (1.4)	38 (2.5)	53 (2.0)	34 (1.7)	149 (4.3)
保健 Health	36,287 (7.7)	1,229 (8.0)	118 (7.7)	209 (8.0)	172 (8.6)	232 (6.7)
家族 Family	6,389 (1.4)	111 (0.7)	61 (4.0)	57 (2.2)	59 (2.9)	127 (3.6)
積極的労働市場政策 Active labour market programmes	914 (0.2)	19 (0.1)	6 (0.4)	21 (0.8)	19 (0.9)	43 (1.2)
失業 Unemployment	1,405 (0.3)	122 (0.8)	6 (0.4)	31 (1.2)	31 (1.6)	15 (0.4)
住宅 Housing	547 (0.1)	46 (0.3)	23 (1.5)	16 (0.6)	17 (0.8)	16 (0.4)
その他の社会政策分野 Other social policy areas	2,551 (0.5)	138 (0.9)	3 (0.2)	4 (0.2)	13 (0.6)	24 (0.7)
合計 Total	108,857 (23.1)	2,920 (19.0)	350 (22.7)	667 (25.5)	628 (31.4)	947 (27.2)
分野別構成比						
老齢現金給付	45.2	31.8	26.6	33.5	39.7	34.6
遺族	6.3	3.7	0.4	7.9	5.5	1.6
障害・業務災害・疾病等	4.4	7.4	10.8	7.9	5.4	15.7
保健	33.3	42.1	33.8	31.3	27.4	24.5
家族	5.9	3.8	17.5	8.5	9.3	13.4
積極的労働市場政策	0.8	0.7	1.7	3.1	3.0	4.5
失業	1.3	4.2	1.7	4.6	5.0	1.6
住宅	0.5	1.6	6.7	2.5	2.6	1.6
その他の社会政策分野	2.3	4.7	0.7	0.6	2.0	2.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Social Expenditure”2015年1月現在

(注) OECDにおける各社会支出項目の定義は以下のとおり。

老齢: (1)現金給付(年金, 早期退職年金等), (2)現物給付(高齢者に対するホームヘルプ・在宅介護サービス等)

遺族: 遺族年金及び葬祭諸費

障害・業務災害・疾病等:

(1)現金給付(障害年金, 業務災害・疾病年金, 業務災害・疾病休業手当その他の手当金),

(2)現物給付(ホームヘルプ・在宅サービス, リハビリサービスその他の現物給付)

保健: 患者治療・ケア, 医薬品, 予防医療等現物給付

家族: (1)現金給付(扶養家族手当, 出産休暇, 両親育児休暇その他の現金給付), (2)現物給付(デイケア・在宅サービスその他の現物給付)

積極的労働市場政策:

雇用職業サービス・行政, 職業能力開発, 若年施策, 雇用助成, 障害者雇用対策等

失業: (1)現金給付(失業補償給付又は解雇手当, 労働市場に関連する事由による早期退職給付), (2)現物給付

住宅: (1)現物給付(住宅支援その他の給付)

その他の社会政策分野(生活保護等):

(1)現金給付(低所得世帯への所得支援その他の現金給付), (2)現物給付(社会的支援サービス: 食事補助等, その他の現物給付)

第9-7表 GDPに占める労働市場政策への支出(2012年)

Table 9-7: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP, 2012

				積極的措置 Active measures						消極的措置 Passive measures		
				公共 職業サ ービス	職業 訓練	雇用 インセ ンティ ブ	リハビ リテー ション と 雇用 イン セン ティ ブ	保護 及び 援助 雇用 イン セン ティ ブ	直 接 的 雇 用 創 出	創 業 イ ン セ ン ティ ブ	所得 補助 ・無 業 援 助	早期 退職
	合計 Total			a)	b)	c)	d)	e)	f)		g)	h)
日本	JPN	0.55	0.21	0.05	0.05	0.06	0.00	0.04	0.00	0.34	0.34	0.00
アメリカ ¹⁾	USA	0.53	0.12	0.03	0.04	0.01	0.03	0.00	0.00	0.40	0.40	0.00
カナダ ¹⁾	CAN	0.83	0.24	0.10	0.08	0.00	0.01	0.01	0.01	0.59	0.59	0.00
イギリス ²⁾	GBR	0.71	0.41	0.33	0.02	0.01	0.01	0.04	0.00	0.30	0.30	0.00
ドイツ	DEU	1.68	0.69	0.34	0.22	0.03	0.03	0.03	0.03	0.98	0.93	0.05
フランス ³⁾	FRA	2.35	0.90	0.25	0.34	0.03	0.09	0.13	0.04	1.45	1.45	0.01
イタリア	ITA	2.07	0.45	0.11	0.15	0.18	0.00	0.00	0.01	1.61	1.53	0.08
オランダ ⁴⁾	NLD	2.90	0.98	0.33	0.11	0.03	0.45	0.05	0.00	1.92	1.92	0.00
ベルギー	BEL	2.89	0.81	0.21	0.15	0.23	0.14	0.07	0.00	2.08	1.40	0.68
ルクセンブルク ⁵⁾	LUX	1.27	0.62	0.05	0.04	0.36	0.01	0.15	0.00	0.65	0.50	0.15
デンマーク ⁶⁾	DNK	3.80	2.10	0.36	0.74	0.39	0.61	0.00	0.00	1.70	1.43	0.27
スウェーデン	SWE	1.99	1.33	0.31	0.09	0.65	0.26	0.00	0.01	0.66	0.66	0.00
フィンランド	FIN	2.48	1.03	0.16	0.52	0.15	0.10	0.09	0.01	1.45	1.38	0.07
ノルウェー	NOR	0.89	0.54	0.12	0.15	0.10	0.17	0.00	0.00	0.35	0.35	0.00
韓国 ⁷⁾	KOR	0.61	0.32	0.02	0.07	0.04	0.04	0.12	0.02	0.30	0.30	0.00
オーストラリア ⁸⁾	AUS	0.80	0.29	0.15	0.03	0.01	0.07	0.02	0.01	0.51	0.51	0.00
ニュージーランド ⁹⁾	NZL	0.65	0.29	0.10	0.13	0.01	0.05	0.00	0.00	0.37	0.37	0.00

a) PES and administration; b) Training; c) Employment incentives; d) Sheltered and supported employment and rehabilitation; e) Direct job creation; f) Start-up incentives; g) Out-of-work income maintenance and support; h) Early retirement.

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Public expenditure and participant stocks on LMP” 2015年1月現在

(注) 1) 2012～2013年にかけての年度の数値。

2) 2010～2011年にかけての年度の数値。イギリスの北アイルランドのデータは不完全である。

3) 職業訓練は、カテゴリーに当てはまらない費用を含む。

4) 職業訓練は、訓練参加者への失業手当を含む。直接的雇用創出は失業者や非労働力化した個人に対する社会扶助手当を含む。

5) 2011年の数値。

6) 早期退職における早期退職手当は、受給者が失業状態から制度を利用した場合のみが対象。

7) 公共職業サービスは、雇用支援センターにおける公務員の人件費を含まない。

8) 2011～2012年にかけての年度の数値。公共職業サービス以外の積極的措置は所得支援給付を含まない。

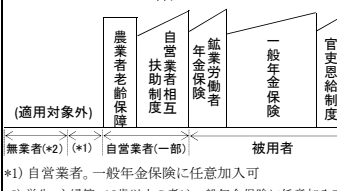
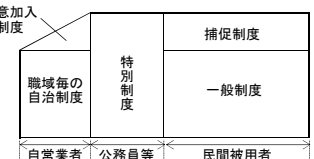
9) 職業訓練は、訓練参加者への失業手当は含まれない。

第9-8表 公的年金等制度

Table 9-8: Public pension schemes

制度体系	日本 2階建て	アメリカ 1階建て	イギリス 2階建て
対象者	全居住者(日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、すべて公的年金制度への加入が義務づけられている) 公的年金加入者数:6,736万人(2013年3月末)	一般被用者(連邦政府職員等一部職種を除く)及び一定所得以上の自営業者は原則強制加入。一定所得未満の自営業者及び無業者は対象外。	基礎年金(1階部分):一定所得以上の一般国民(一般被用者及び自営業者)は強制加入で、それ以外(無業者含む)は任意加入。 国家第2年金(2階部分):基礎年金に強制加入する一般被用者は原則強制加入。自営業者及び無業者は対象外。
保険料率	(厚生年金の一般被用者)17.474%(2014.9～:労使折半) ※第1号被保険者(国民年金)は定額(2014.4～:月当たり1万5,250円)	被用者:4.2% 事業主:6.2% 自営業者:10.4%(2011年)	賃金の25.8% 被用者:12.0% 事業主:13.8%(国家第2年金加入者の国民保険料)
支給開始年齢	国民年金(老齢基礎年金):原則65歳。60歳からの受給もできるが年金額は減額。70歳まで受給を遅らせると年金額は増額。 厚生年金の報酬比例部分:60歳(2013年から段階的に引上げ、男性は2025年までに、女性は2030年までに65歳)。	66歳(2011年) ※2003～2027年にかけて65歳から67歳に引上げ中。62歳から年金を受給することは可能だが、誕生日に応じて減額される。1967年生まれから満額支給が67歳になり、62歳で受給する場合は年間支給額が30%減額される。	男性:65歳 女性:62歳 ※女性を2018年までに65歳に引上げ後、男女とも2020年までに66歳、2028年までに67歳への引上げを予定。
加入期間 ¹⁾ 国庫負担	原則として25年以上 ¹⁾ 基礎年金給付費の1/2(11.8兆円:2014年度予算ベース)	10年以上 なし	男性:11年、女性:10年以上 原則なし ※最低所得保障制度はある
繰り上げ(早期)支給制度	あり。国民年金(老齢基礎年金)は本人が希望すれば60～64歳で受給可能。但し、繰上げ年齢に応じて基礎年金額が一定の率で減額。	あり。追加要件はない(年金の受給要件である最低加入期間を満たせばよい)。繰上げ期間が36か月までは約0.56%/月、36か月以降は約0.42%/月減額(62歳まで繰上げた場合は約23.3%減額)。	なし
年金受給中の就労	賃金と年金額に応じて年金額の一部又は全部が支給停止。60～65歳までは賃金と年金額の合計額が28万円を上回る場合、賃金の増加2に対し年金額1を停止し、賃金が48万円を超える場合、賃金が増加した分だけ年金額を停止。65～70歳までの間は賃金と年金額の合計額が48万円を超える場合、賃金の増加2に対し、年金額1を停止(但し、基礎年金は全額支給)。また、70歳以降についても、60歳台後半と同じ取扱い(但し、保険料負担はなし)。	満額支給開始年齢後:在職していても年金額の減額はなし。 満額支給開始年齢前(繰上げ支給時):在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合、賃金額に応じて減額。	在職していても年金額の減額はなし。

(注) 1) 最低限必要となる被保険者期間。日本は2015年10月から10年に短縮される予定。

	ドイツ	フランス
制度体系	1階建て  (適用対象外) 無業者(*2) (*1) 自営業者(一部) 被用者 *1) 自営業者。一般年金保険に任意加入可 *2) 学生・主婦等。16歳以上の者は一般年金保険に任意加入可	(強制加入部分は原則として)2階建て  任意加入制度 職域毎の自治制度 特別制度 捕捉制度 一般制度 自営業者 公務員等 民間被用者
対象者	一般被用者及び自営業者の一部(手工業者, 芸術家など)は強制加入。その他の自営業者及び無業者は任意加入可能。	被用者は強制加入。無業者は任意加入不可能。(無年金者や年金を含めた所得が最低限の生活には不十分である高齢者は、無拠出制の高齢者最低所得保証給付 Minimum Vieillesseに頼ることができる)
保険料率	18.9%(労使折半, 2013年1月1日～)	以下は一般制度の1階部分の保険料率(2015年1月1日より) 被用者は、38,040ユーロ/年までの給与に対して6.85%, 全給与に対して0.3%。 使用者は、38,040ユーロ/年までの給与に対して8.5%, 全給与に対して1.8%。
支給開始年齢	65歳 (2012年から2029年にかけて、65歳から67歳へ段階的に引上げ) ※2014年7月1日より、1952年以前生まれで、かつ45年以上保険料を支払ったことを証明できる者は63歳から満額受給が可能。 なお、1953年生まれから、年ごとに支給開始年齢が2か月ずつ遅くなるため、1964年生まれの人から65歳支給開始となる。	制度により異なるが、原則として60歳。2011年7月1日以降、段階的に引き上げられ、2017年には62歳へとなることが決定されている。満額受給開始年齢は、1953年生まれの場合、61歳2か月、1954年生まれの場合、61歳7か月、1955年生まれの場合、62歳(2017年1月1日から)である(2010年の公的年金制度改革による)。また、満額受給に必要な保険料拠出期間は、年齢により異なるが、40～43年間。
加入期間 ¹⁾	5年以上	3か月以上
国庫負担	保険料引上げ率に応じて自動的に改定。水準は、2012年で総支出の27.8%, 総収入の23.6%。	※財源の64.2%(2011年, 以下同様)は労使拠出の保険料であるが、雇用促進のための社会保険料雇用主負担免除分の国庫による補填(財源の1.1%), 不動産収入などに賦課される租税(同10.1%), 高齢連帯基金による拠出(同18.8%, 同基金の財源の大部分は一般福祉税)など、財源に占める労使拠出の保険料以外の比率は高まる傾向にある。
繰上げ(早期)支給制度	あり。長期加入者、長期失業者又は高齢パートタイム労働者については63歳からの老齢年金の繰上げ受給が認められている。女性、重度障害者、長期日雇鉱山労働者については一定の条件下で60歳からの支給が認められている。	職業活動を17歳以前で開始し、満額受給に必要な保険料拠出期間+2年以上の長期にわたって就業活動に従事した者は、60歳以前で公的年金を受給することが可能。(長期就業者に対する早期支給は、2003年より可能となり、2010年に、再改正された)
年金受給中の就労	通常の年金支給開始年齢に至る前に完全年金として老齢年金を受給する者は、年金減額なく月450ユーロまでの追加報酬を得ることができる。通常の年金支給開始年齢(2013年においては65歳2か月)に達した者については、追加報酬限度額を考慮する必要はない。	65歳以上の労働者と完全年金(フルペンション)の受給権を持つ60歳以上の労働者は、収入に関係なく、年金を満額受給できる(2009年1月1日から)。上記の条件を満たさない場合でも、年金額と賃金額の合計が引退(年金支給開始)直前の賃金額を超えない場合、年金額は減額されない。同様に、上記の条件を満たさない場合でも、自営業者(非賃金労働者)として就業する場合、一般制度による年金を受給することは可能である。

資料出所 日本:厚生労働省, 日本年金機構ウェブサイト, アメリカ:社会保障庁ウェブサイト, イギリス: Gov.uk 等ウェブサイト, ドイツ:企業年金連合会(2008.12)「企業年金に関する基礎資料」, 連邦労働社会省(BMAS), 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「年金と経済Vol.31 No.1」, ドイツ年金保険庁ウェブサイト, 厚生労働省「2013年海外情勢報告」, フランス:CNAV年次報告書, URSSAF, 政府公共サービス, 国立統計経済研究所(INSEE), 年金改革に関する政府ウェブサイト

第9-9表 企業年金等制度

Table 9-9: Corporate pension schemes

	日 本			アメリカ
	厚生年金基金	確定拠出年金	確定給付企業年金	
設 立	(1)厚生労働大臣の認可 (2)単独設立・連合設立: 1,000人以上の加入員; 総合設立:5,000人以上 の加入員 (3)加入員の 同意 (4)設立母体の財 政基盤の安定性 (5)代 行給付の水準を上回る 給付内容等の確保 (厚生年金基金は、厚生 年金法等の一部を改正 する法律により、同法が 施行された2014年4月以 降は新設できなくなっ た)	年金の規約について、 厚生労働大臣の承認が 必要。企業型(労使合意 のもと掛金は企業が拠 出)と個人型(掛金は個 人が拠出)とがある。	企業が法人格のある 企業年金基金を 厚生労働大臣の認可 を受けて設立する 「基金型」と、労使合 意の年金規約を制 定し、厚生労働大臣 の承認を受ける「規 約型」の2つがある。	企業の任意 (エリサ法に企業年金が満 たすべき最低条件を規 定)
加 入 資 格	厚生年金の適用事業所 に使用される被保険者。 加入者数:420万人 (2013年3月末)	企業型:実施企業に勤 務する従業員(国民年 金第2号被保険者) 個人型:自営業者等(国 民年金第1号被保険者) 加入者数:439万人 (2013年3月末)	厚生年金保険の被 保険者等。年金規 約において加入者 資格を定めることが できる。 加入者数:796万人 (2013年3月末)	21歳から1年以上の勤務を 法定。
支 給 開 始 年 齢	厚生年金に同じ(代行部 分)。加算型の加算部分 は自由。	最初の拠出からの経過 年数に応じ60～65歳。	原則として60～65歳 の範囲で年金規約 に定める年齢(老齢 給付)。	65歳を超えない範囲で繰 上げ、繰下げ(法定)あり。
給 付 水 準	代行部分(老齢厚生年 金の報酬比例部分)及 び上乗せ(プラスアル ファ)部分。プラスアル ファ部分は、代行部分 の1割を上回る水準(代 行部分は、老齢厚生年 金の報酬比例部分に同 じ)。	拠出した掛金が個人毎 に区分され、加入者 それぞれが自己責任の もとに運用商品を選び 、掛金と運用収益の結 果をもとに給付額が決 まる。	基準に従い規約で 定めるところにより算 定した額。	定額・定率等給付設計は 企業によって異なるが、公 的年金と合わせ、従前賃 金の60～70%を保障。
公 的 年 金 制 度 と の 調 整	公的年金に上乗せされ る(プラスアルファ部 分)。	公的年金に上乗せされ る。	公的年金に上乗せ される。	次の2つの方法がある。 (1)控除方式＝全体の給 付水準から公的年金給付 相当額部分を差し引いた 残りを支給。 (2)超過方式＝公的年金と 企業年金を合わせた給付 額が所得の一定水準にな るよう、公的年金の上限以 上の報酬に高い給付乗率 を適用。

(注) 「適格退職年金」は2001年の確定給付企業年金法の成立に伴い、2012年3月末に制度が廃止された。但し、いわゆる閉鎖型の適格退職年金契約のうち、事業主が存在しないもの及び厚生年金保険未適用事業所の事業主が締結しているものについては、適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置が講じられている。

	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
設立	企業の任意 (社会保障年金法に付加年金からの適用除外の条件を規定)	企業の任意 (老齢企業年金改革法に企業年金が満たすべき最低条件を規定)	年金貯蓄プラン Plan d'épargne pour la retraite collectif (PERCO) 各企業(制度導入は任意)	民間労働者には次の企業年金(職域年金)制度がある。両制度とも労組と企業連盟(SN)との全国労働協約に基づく。 (1)ITP(職員退職年金):ホワイトカラー対象 (2)SAF・LO(労働者退職年金):ブルーカラー対象
加入資格	条件なしが多くなりつつある。	20歳に達してから5年以上の拠出期間	年金貯蓄プランを導入している企業に勤める賃金労働者(勤続3か月以上) (任意)	(1)ITP:25歳以上(ITP1, 拠出建制度)。1978年以前の出生者は旧給付建制度(ITP2)を摘要。 (2)SAF・LO:25歳以上
支給開始年齢	大部分が65歳 (女性60歳)	65歳(女性60歳)	年金受給開始時	制度上は55歳から受給が可能だが、大部分が退職時(平均65歳)から支給を受ける。
給付水準	一般的には、 [最終給与又は再評価後全期間平均給与]×乗率[1/80～1/60]×加入年数[40年加入で最終給与の50%以上]	一般的なものとしては、 最終給与×乗率×勤続期間により、公的年金と合わせて最終給与の65～75%となる。	運用結果による(運用方法は賃金労働者自身が選択する)。 労働者自身の拠出額は、最高で年間給与の4分の1。 雇用主による拠出は、最高で年間6,007.67ユーロ(2014年)	(1)ITP1:満額の老齢年金は所得基礎額の7.5倍までの部分に10%、7.5～20倍までに65%、20～30倍までに32.5%を給付。 (2)SAF・LO:2012年からITP2と同じ。
公的年金制度との調整	同じ期間国の制度に加入した場合の付加年金の給付を下回らないことを条件に、公的年金の付加年金部分から適用除外される。	公的年金に上乗せされる。 (公的年金と合わせて最終給与の65～75%となる。)	特になし	公的年金に上乗せされる。(ITPは公的年金と合わせて最終賃金の70%を目標としている)

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト

アメリカ・イギリス・ドイツ:企業年金連合会(2009)「企業年金に関する基礎資料(平成21年12月)」

フランス:政府公共サービスサイト、保健省(2009.4) *L'épargne retraite en 2007*, 労働省ウェブサイト等

スウェーデン:スウェーデン企業連名(SN)ウェブサイト, *Statutory and collective insurance schemes for the Swedish labour market 2014*

第9-10表 社会保障負担料率（2014年）

Table 9-10: Employer-employee social security rates, 2014

		(%)				
		年金 Pension	医療 Medical care	介護 Nursing care	雇用 Employment	その他 Others
日本	JPN	17.474 ¹⁾	10.0 ²⁾	1.72 ³⁾	1.35 ⁴⁾	なし
	労 / employee	労使折半			0.50	
	使 / employer				0.85	
アメリカ	USA	12.4 ⁵⁾	2.9 ⁶⁾		3.36 ⁷⁾	なし
	労 / employee	6.2	1.45		使) 全額負担 3.36 ⁷⁾	
	使 / employer	6.2	1.45			
イギリス	GBR	25.8	税財源の ため なし		国民保険制 度に統合	なし
	労 / employee	12.0 ⁸⁾				
	使 / employer	13.8				
ドイツ	DEU	18.9	15.5 ⁹⁾	2.05	3.0	なし
	労 / employee	労使折半	8.2	労使折半		
	使 / employer		7.3			
フランス (民間部門の場合)	FRA	老齢保険		主に 税財源		家族 手当 ¹³⁾
		17.25	13.55		6.40	住宅支援基 金への拠出
	労 / employee	6.80 ¹⁰⁾	0.25 ¹¹⁾		2.40 ¹²⁾	
	使 / employer	8.45 ¹⁰⁾	1.75 ¹¹⁾		4.00 ¹²⁾	5.4
			12.80 ¹²⁾			0.1

資料出所 日本:厚生労働省, 日本年金機構, 全国健康保険協会ウェブサイト

アメリカ:社会保障庁及び連邦労働省ウェブサイト

イギリス:歳入関税庁ウェブサイト

ドイツ:連邦労働社会省ウェブサイト, 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「年金と経済 Vol.31 No.1」

フランス:国立統計経済研究所(INSEE), 雇用局, 社会保障費徴収機関(URSSAF)ウェブサイト

- (注) 1) 厚生年金の一般被保険者の保険料率(2014年9月分から適用)。2017年まで年1回改定。
 2) 全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)による全国平均の保険料率。医療保険料率は都道府県ごとに異なる(9.85~10.16)。この料率は2012年3月分から適用。(2013, 2014年度は据置き)
 3) 40~64歳までの第2号被保険者の保険料率。2014年3月分から適用。
 4) 「一般の事業」における負担率。日本の雇用保険料率の詳しい説明については「第4-8表 失業保険制度」の財源の項(p.152)を参照。
 5) 2013年から。Affordable Care Act施行後, 高額所得者には0.9%が加算された。
 6) メディケアパートAを指す。
 7) 連邦, 州ともに課税対象額を超える年間賃金の総額に対して料率がかけられる。また, 連邦は6.0%の料率だが, 期日前に支払うことで割引かれて0.6%になり, 州の料率や課税対象額は州ごとに異なる。よって, 全米レベルで統一した料率はなく, 「3.36%」は事業主の収めた税額が賃金総額のうちのどれだけかを占めるかという数字をあらわしている。なお, 数字は2014年の推計値。
 8) 週153~805ポンドの所得に対する保険料率。これを超える所得に対しては, 2%の保険料がかかる。
 9) 医療保険料率は, 2009年1月1日から15.5%に引き上げられたが, 特別措置として, 2009年7月1日から18か月14.9%に引き下げられた。2011年から再び15.5%となり, 労:8.2%, 使:7.3%の振り分けとなった。
 10) 37,548ユーロ/年までの給与に対する割合(2014年)。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。
 11) 対全給与。
 12) 150,192ユーロ/年までの給与に対する割合(2014年)。
 13) フランスの家族手当には, 児童手当のみならず出産手当, 育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため, その他に計上。

第9-11表 公的扶助制度

Table 9-11: Public assistance systems

	日本	アメリカ	イギリス
制度(根拠法)・目的	生活保護制度(生活保護法:1950年制定,最終改正2014年) 生活困窮者に対し,最低限度の生活を保障するとともに,自立を助長する。 ・財源:国(3/4)及び自治体(1/4) ・扶助の種類:生活扶助,教育扶助,住宅扶助,医療扶助,介護扶助,出産扶助,生業扶助,葬祭扶助 必要に応じて1種類以上の扶助が受けられる(1種類の扶助受給を単給,2つ以上を併給という)。医療扶助,介護扶助は現物給付で,それ以外は金銭給付が原則。	貧困家庭一時扶助(TANF) ・根拠法:社会保障法 ・管理運営主体:州 ・財源:連邦及び州の一般財源 ・対象者:未成年の児童,妊婦のいる世帯等 ・給付内容:州ごとに決定(その他の扶助) (1) 補足的保障所得(SSSI) 対象:高齢者,障害者等 (2) メディケイド 対象:貧困家庭の児童,妊婦等 (3) 補助的栄養支援プログラム(SNAP,旧フードスタンプ) 所得水準が連邦の基準を下回る世帯等が対象 (4) 一般扶助 州,自治体の独自扶助(勤労所得税額控除) ・所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付(実際は給付)	所得補助 ・根拠法:社会保障拠出・給付法,社会保障管理法 ・管理運営主体:雇用年金省,財源は国の一般財源 ・対象:一人親等 ・給付内容:家族構成等を勘案 雇用・生活補助手当(所得連動) ・根拠法:2007年福祉改革法 ・管理運営主体:雇用年金省,財源は国の一般財源 ・健康上の理由により就労困難な低所得者が対象,健康状態により就労関連活動グループと要支援グループに区分 (その他の扶助) (1) 住宅給付 賃貸住宅居住者に賃貸料を補助 (2) 地方税給付 地方税額を減免¹⁾ (3) 税額控除 就労や子供の有無により税を還付 (4) 年金クレジット 高齢者に対する最低所得保障
被保護世帯数	1,618,196世帯 (2014年12月)	貧困家庭一時扶助(TANF) 161万2千世帯(2013年度)	—
被保護者数(千人)	2,170(被保護実人員) (2014年12月)	補足的所得保障 8,363(2013年12月) メディケイド 59,100(2013年度) 貧困家庭一時扶助(TANF) 3,712(2013年度) SNAP 46,536人(2014年度)	・所得補助,雇用・生活補助手当(所得関連) 2,141 ・住宅給付 5,053 ・地方税給付 5,911 ・年金クレジット 2,505 (グレートブリテン,2012年度)
基準額(月額)	生活扶助(2014年度) (冬季加算,児童養育加算,母子加算を含む) ・1級地-1(東京都区部等)における標準4人世帯(33歳,29歳,4歳):165,840円 ・1級地-1(東京都区部等)における高齢単身世帯(68歳女):81,760円	補足的所得保障(2015年) ・1人当たり 733ドル ・夫婦当たり 1,100ドル SNAP ・1人当たり 125.35ドル(2014年)	所得補助(2014年) ・18~24歳の単身者 57.35 ・25歳以上の単身者 72.40 ・18歳以上のカップル 113.70 雇用・生活補助手当(2014年) ・就労関連活動 101.15 ・要支援 108.15 (単位はすべてポンド/週) ※ このほか,家族構成等で加算
総支給額(国及び地方)	生活保護費 3.7兆円 (2012年度)	補足的所得保障(2013年) 534億ドル メディケイド(2013年度) 連邦 2,622億ドル, 州 1,942億ドル SNAP 738億ドル(2014年度) TANF 166億ドル(2013年度)	・所得補助,雇用・生活補助手当(所得連動) 97.8億ポンド ・住宅給付 238.9億ポンド ・地方税給付 49.2億ポンド ・年金クレジット 75.1億ポンド (グレートブリテン,2012年度)

第9-11表 公的扶助制度（続き）

Table 9-11: Public assistance systems (cont.)

	ドイツ	フランス
制度(根拠法) ・目的	社会扶助(Sozialhilfe) ・根拠法令:社会法典第XII編 ・管理運営主体:地方自治体 ・財源は自治体の一般財源(高齢期及び稼得能力減少・喪失時の基礎保障については2014年以降は連邦政府が100%負担すべく、段階的に地方公共団体に供与する連邦負担割合の引上げが行われている)。 ・制度の対象者は、就労能力のない生活困窮者(資力調査による) ・中心的な給付は生計扶助。高齢期及び稼得能力減少・喪失の場合は特定給付。このほか、健康扶助、障害者のための編入扶助、介護扶助等の特別な需要に応じての給付(特別扶助)がある。	積極的連帯所得手当(RSA) ・根拠法令:社会福祉・家庭法典 ・管理運営主体:家族手当金庫(CAF), 農業社会共済(MSA), 県, 雇用年金省 ・財源:国の一般財源 ・制度の対象者:25歳以上、もしくは1人以上の子(胎児を含む)がいる25歳未満のフランス居住者。所得のない者に対し、「最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、社会参入を手助けする」制度として、RMI(社会参入最低所得手当)及びAPI(単親手当)に代わり、2009年6月1日より全国的に導入された。職に就くと手当の支給が止められたRMIに対し、RSAでは、最長で3か月間、就労所得とRSAを同時に取得できる。
被保護世帯数	—	222万9千世帯(2013年6月末現在)
被保護者数(千人)	・生計扶助 332(2011年末) ・高齢期及び稼得能力減少・喪失時の基礎保障 844(2012年) ・特別扶助 373(2011年末)	4,700(2013年6月末現在)
基準額(月額)	・通常給付は失業給付II基準月額と同額。 ・他に住居費・暖房費等別途支給。	RSAの定額金 世帯の収入、構成人数等により設定(2015年1月現在) ・単身者 - 子なし:513.88ユーロ - 子1人:770.82ユーロ - 子2人:924.98ユーロ - 子2人目以降: 1人増えるごとに205.55ユーロが加算 ・カップル・夫婦 - 子なし:770.82ユーロ - 子1人:924.98ユーロ - 子2人:1,079.14ユーロ - 子2人目以降: 1人増えるごとに205.55ユーロが加算 ※給付額は、(定額金+世帯の就労所得の62%)—(家族手当等による世帯収入+定額の住宅援助)により計算される
総支給額(国及び地方)	—	—

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」

日本:厚生労働省「平成26年版厚生労働白書」、同省ウェブサイト

アメリカ:保健社会福祉省(DHHS)、農務省各ウェブサイト

イギリス:Gov.ukウェブサイト

フランス:政府公共サービス及び家族手当金庫(CAF)各ウェブサイト等

(注) 1) 地方税給付は2013年3月末で廃止、自治体に実施権限を移管。

第9-12表 育児休業制度

Table 9-12: Childcare leave schemes

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制定法	育児介護休業法 (1995年制定, 最終改正2014年)	家族・医療休暇 法(1993年)	雇用関係法 (1999年)	両親手当及び両親 時間に関する 法律	労働法典 L1225-47, L1225-48, L1225-50
対象者	1歳未満の子を養 育する全ての男女 労働者(日々雇用 者を除く)。一定の 範囲の期間雇用者 は対象。	男女労働者(実 親, 養親, 監護 者)	男女被用者(実 親, 養親を問わ ない)	子を自ら自宅で 監護又は養育す る労働者	男女労働者。実親, 養親, 継親子の扶 養権を引き受けた者
請求権行使の要件	(1)雇用された期間 が1年以上の男女 労働者 (2)子が1歳に達す る日を超えて引き 続き雇用されること が見込まれる者	当該事業主に12 か月以上雇用さ れていたこと。過 去12か月の労働 時間が1,250時 間以上であるこ と	1年以上勤務し ている者	両親の一方でも 双方共同しても 可	子の出生又は3歳未 満の養子を取りの 日に最低1年の勤務 を証明すること
期間	子が1歳まで。原則 1回。父母がともに 取得するなど一定 の要件を満たす場 合は1歳2か月まで 延長可能。保育所 に入所できないな どの場合には1歳6 か月まで延長可 能。 3歳までの子を養 育する労働者につ いて, (1)短時間勤 務制度(1日6時間) を設けること, (2)労 働者の請求で所定 外労働の免除を制 度化すること, を事 業主の措置義務と する。 3歳から小学校就 学前までの子を養 育する労働者に関 して, 育児休業制 度または勤務時間 短縮等の措置に準 じて, 必要な措置 を講じる事業主の 努力義務あり。	生後, 養子縁組 後又は監護幹旋 後12か月の間に 12週間。但し, 夫婦が同一事業 所に雇用されて いる場合は, 夫 婦で合わせて12 週間。取得期間 の分割, 時間単 位での取得が可 能。	子が5歳に達す るまで18週間。 子に障害のある 場合は, 18歳に 達するまで18週 間。また養子の 場合, 18歳に達 するか養子の期 間が5年に達す るかいずれか 早い方で18週 間。	子が3歳になるま で最長3年間。 使用者の同意を 得れば, 最後の 1年分を子が8歳 になるまでの期 間に繰延べ可 能。	子が3歳に達するま での間。最初は1年 間の育児休業を取 得でき, その後2回 更新できる(満3歳で 終了)。しかし, 子が 重度の病気・事故・ 障害を負った場合 は, 休業期間を延長 できる。 休業中, 「乳幼児迎 え入れ手当(= Paje) 」のCLCA(活 動自由選択補充措 置)から, 第1子は6 か月間, 第2子以降 は3歳までの間, 賃 金補助(完全休業で Pajeの基礎手当を 受給していない場 合, 月額576.24ユー ロ(金額は2015年)) の受給が可能。 2006年7月以降に生 まれた第3子以降を 対象に, 休業期間を 1年間に短縮する代 わりに賃金補助が約 5割増で受取可能な 選択肢(Colca=選 択的活動自由選択 補充措置)を創設。

第9-12表 育児休業制度（続き）

Table 9-12: Childcare leave schemes (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
形態	全日休暇	1日又は1週間の労働時間短縮	1週間を単位とし（障害を有する子の場合は1日単位も可）、年間4週間まで。但し、労働協約又は労働契約でこれと別の定めも可。	育児休業の期間中も、使用者の同意を得て週15～30時間の範囲でパート就労可。	子が3歳になるまで、(1)1～3年休職する、(2)パートタイム労働（週16～32時間）に移行する、(3)職業教育を受ける—のいずれかの方法又はその組合せ。
請求予告期間	育児休業開始予定日の1か月前（1歳～1歳6か月までの育児休業の場合は2週間前）	休暇開始日の30日前まで	21日前	遅くとも期間開始の7週間前に文書により使用者に要求	産休に連続する場合、休業開始1か月前。その他の場合、休業開始2か月前。
解雇・不利益取扱	育児休業の申出をし、又は育児休業をしたことを理由とする解雇その他不利益な取扱の禁止	育児休業の権利行使に対する干渉、抑圧、拒否、不利益取扱の禁止	解雇は不公正解雇制度上の救済を受ける。不利益取扱の禁止	育児休業請求以降終了まで解雇禁止。但し、特別の場合には、雇用に関する管轄最上級官庁等が例外的に解雇を許容する宣言を発することができる。	育児休業を理由に解雇することはできないが、それとは関係のない場合（例：経済解雇）はできる。
復職	事業主に対し休業中の待遇及び休業後の賃金、配置、その他労働条件に関する事項を予め定め、労働者に周知させるための措置を講ずる努力義務が課せられている（指針において、育児休業後においては、原職又は原職担当者に復帰させることが多く行われていることに配慮すべき旨規定されている）。	休暇前と同じ仕事又は同等の仕事への復職の権利を有する。	以前と同じ職又はそれが不可能である場合には、適切かつ妥当な他の職に復帰できる。	以前と同じ又は同等の職へ復帰できる。	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる。
担保方法	苦情・紛争について援助・調停、公表制度・過料	使用者による損害賠償	雇用審判所への争訴提起	労働裁判所、使用者による損害賠償	使用者による損害賠償、解雇手当金等の支払い
有給・無給	規定なし	無給	無給	両親手当を支給	無給

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
休業期間中の社会保険の取扱	休業中、被保険者としての資格は継続するが、保険料は、被保険者分、事業主負担とも免除される。	医療給付は休業中も継続。	休業中の保険料は免除される。但し、事業主からの現金手当や、一定額を超える現金以外の補助に対しては、保険料の支払義務が生じる。	生後最大14か月になるまで「両親手当」を支給(従前手取賃金の67% ¹⁾ 。上限1800ユーロ、下限300ユーロ ²⁾ 。父母両方が入れ替わり休業した場合は、14か月間「両親手当」を請求できるが、片親だけが休業した場合は、12か月間まで(単独親権を有し、出産前に被用者として保険料を支払っていたシングルマザーは14か月)。最低休業期間はそれぞれ2か月(2009年より)。祖父母にも受給権あり。	年金について算定基礎となる。
中小企業の取扱	従業員100人未満の企業には改正法の一部について2年間の適用猶予期間が置かれたが、2012年7月から全面施行。	従業員50人未満の事業主は適用除外	なし	労働時間の短縮は、職業訓練中の者を除き、通常、15人を超える被用者を雇用する使用者に対してのみ請求できる。15名以下の場合、使用者の同意が必要。	すべての事業所について休業制度を完全に実施(1995年1月より)
その他	育児休業を取得した一定の条件を満たす労働者に対し、休業取得前の賃金月額の67%(2014年度から)が支給される育児休業給付制度がある。国は、事業主等に対して育児休業制度の環境を整備するため雇用管理等についての相談及び助言、給付金の支給その他必要な援助を行っている。	介護、労働者本人の病気のための休暇も取得できる。	6歳未満の子を持つ親の育児取得率:11%(2011年)	2007年1月施行。労働時間の短縮請求には、勤続6か月が必要。完全休業する場合、事業所は、当人の有給休暇を1年につき、1/12短縮できる。パート就業時は、これが認められない(17条)。2012年に生まれた子に対する父親の両親手当受給割合:29.3%(2012年1月～2014年3月)	休業中又はパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはならない。

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」、内閣府(2007)「平成19年版少子化社会白書」、日本:厚生労働省ウェブサイト、アメリカ:連邦労働省ウェブサイト、中窪裕也著(1995)「アメリカ労働法」、イギリス:Gov.uk等ウェブサイト、ドイツ:連邦家庭・高齢者・女性・青少年省及び統計局ウェブサイト、フランス:労働省ウェブサイト

- (注) 1) 2011年1月から、新たに2011年予算関連法(HBeglG 2011)に基づき、1200ユーロを超えた場合、超過2ユーロにつき0.1%ずつの下限65%まで補填率が引き下げられた。
2) 連邦社会裁判所2013年6月27日判決に基づき、同日から、「出産ごと」ではなく「子どもごと」に両親手当が支払われることになった。これにより、多胎出産の両親は、その子どもの数だけ両親手当を請求することが可能になった(2009年1月1日まで、遡及して請求することが可能)。

第9-13表 育児に対する経済的支援(児童手当等)

Table 9-13: Financial support for childcare, including child benefits

	日本		イギリス	
種別	児童手当 ¹⁾	扶養控除(所得税, 住民税)	児童給付	児童税額控除
根拠法令	児童手当法(1971年)	所得税法(1965年), 地方税法(1950年)	1975年児童給付法	2002年税額控除法
管理運営主体	市区町村(公務員は所属庁等で実施)	国税庁, 都道府県, 市区町村	歳入関税庁	
財源	国, 地方(都道府県, 市町村), 事業主拠出金で構成(国 57.4%, 地方 34.8%, 事業主 7.7%, 2013年度予算ベース)		一般財源	
受給(適用)要件	15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父母, その他の保護者	(控除対象)扶養親族のうち, その年12月31日現在の年齢が16歳以上の者	16歳未満(フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳まで)の子を扶養している者。 収入が年間で5万ポンドを超える所得者を世帯に含む場合は, 減額措置あり	収入等に応じた減額措置あり
給付(控除)内容	(1) 所得制限額未満の者: 3歳未満は月額1万5000円, 3歳以上小学校修了まで(第1子・第2子)は月額1万円, 3歳以上小学校修了まで(第3子以降)は月額1万5000円, 中学生は月額1万円 (2) 所得制限額以上の者: 当分の間の特例給付月額5000円 ※ 所得制限額は年収960万円未満(夫婦・児童2人世帯)を基準に設定, 2012年6月分から適用		第1子 20.50ポンド/週, 第2子以降 (1人当たり) 13.55ポンド/週 (2014年)	家族控除 545ポンド/年, 児童加算 (1人当たり) 2,750ポンド/年 (2014年) 障害を持つ児童の場合はさらに加算あり。
備考	保育料は手当から直接徴収が可能, 学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能(いずれも市町村が実施するかを判断)			

(注) 1) 日本の2010年から実施されていた「子ども手当」は2012年3月31日をもって廃止され, 同年4月から児童手当法に基づく児童手当に戻った。

	ドイツ			フランス	
種別	児童手当	育児追加補助金 (Kinderzuschlag)	児童控除	家族手当	乳幼児迎え入れ 手当の基礎 手当
根拠法令	1996年租 税法62条 及び児童 手当法	児童手当法	1996年租税法	社会保障法典 L521-1～L521-3	社会保障法典 L531-1
管理運営 主体	家族金庫(連邦雇用エージェンシー内に付設), 監督指揮権は, 連邦家庭省にある。		税務署	全国家族手当金庫(CNAF)	
財源	一般財源 (連邦: 74%, 州・市町村: 26%)			企業の拠出金: 43.8%, 一般福祉税など租税: 22.1%, 諸手当に対する国及び県の負担金: 21.9% (全国家族手当金庫(CNAF)の主な財源, 2012年)	
受給(適用)要件	18歳未満(失業者は21歳未満, 学生は25歳未満, 障害者は無制限)の子を扶養している者			20歳未満の子を2人以上扶養している者(所得制限なし)	2014年3月までに生まれた子を持つ親についてはすべて基本手当が給付されるが, 2014年4月1日以降に生まれた子を持つ親については, 所得に応じて制限がある。
給付(控除)内容	第1子・第2子は月184ユーロ, 第3子は月190ユーロ, 第4子以降は1人につき215ユーロ(2013年現在)。	子1人につき月額140ユーロ。10学年修了までの児童生徒に対し, 新学年の学用品購入用にさらに年1回(8月)100ユーロを追加支払い(2009年8月より)。	・ 子1人につき, 夫婦合計で7,008ユーロ(2013年)。内訳は年額2,184ユーロ(夫婦の場合4,368ユーロ)の児童扶養控除と, 年額1,320ユーロ(夫婦の場合2,640ユーロ)の「監護・養育教育控除」。 ・ このほか, 養育にかかった費用については, 2012年以降, 親子の境遇にかかわらず課税対象から控除される。	子の年齢や数に応じて決まる。11歳未満の子2人の場合, 月額129.35ユーロ(2015年1月1日現在)	原則, 月額184.64ユーロ(2015年1月1日現在)
備考	児童手当が児童扶養控除が有利なほうが適用されるほか, 社会保障上の優遇措置がある。また, 2歳以下の子を持つ非就業, 不完全就業(週30時間以下の就業)の者(両親休暇取得中の者)も受給可能。			上記以外に様々な家族給付があるほか, 税制上又は年金上の優遇措置がある。	

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」, 日本: 厚生労働省, 内閣府, 財務省ウェブサイト, イギリス: Gov.uk ウェブサイト等, ドイツ: 連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ウェブサイト, フランス: 家族手当金庫(CAF), 政府公共サービスウェブサイト

第9-14表 保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置

Table 9-14: Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children)

	日本	ドイツ	フランス
種別	保育所	託児所 ¹⁾	集団託児所
設置運営主体	市区町村、社会福祉法人、株式会社、NPO、学校法人等(認可方式)	地方自治体、教会、福祉団体等	市町村、民間、非営利団体
財源	国、都道府県、市区町村及び利用児童の保護者	設置費用は、州が50%、自治体が25%、設置主体が25%を負担 ²⁾	市町村に対しては、家族給付全国公庫から補助金が支給される。非営利団体は、市町村からの補助金を受給できる。
料金	児童の年齢、世帯の所得税額・住民税額などによる。	州毎に定められる。	パリ市の運営する保育所の場合、1人1か月30～570ユーロ(親の所得に応じて変わる)。因みに、パリ市内の民間保育所の料金は1人1か月1,500ユーロ程度。
利用者	0歳～小学校就学までの児童	0～3歳児	0～3歳児。市町村立の保育所の場合、当該自治体の住民でなければ利用できない。
利用状況	保育所の利用児童数は、226万6,813人、待機児童は2万1,371人(2014年4月1日現在)	3歳未満の児童に係る全日制保育サービスの利用者は、全独で59.7万人。これは全体の29.3%に当たるが、2013年3月時点で保育サービス利用希望者は39.4%に達し、なお拡充を必要とする状況にある(2013年3月1日現在)。	3歳未満を対象とした集団託児所(Crèches collectives)の受入人数は81,390人(2012年)。2007年に政府が実施した調査では、3歳未満の乳幼児の11%が託児所に預けられている。
3歳未満児のうち、認可された保育サービスを利用する者の割合	27.3% (2014年4月1日現在) 0歳児 11.4% 1～2歳児 35.1%	[3歳未満] ・ 29.3% (2013年3月1日現在) ・ 保育サービスの充実度の違いにより、利用率も、旧東ドイツ地域の各州(40～50%超)と旧西ドイツ地域の各州(20%程度)とで大きな差。 [3歳～就学前] ・ 93.6% (2013年3月1日現在) ※ 2013年8月1日以後、満1歳以上6歳未満の子どもすべてに保育サービスを利用するための法的請求権を保障。法的請求権がすべて実現可能になるまで、政府は毎年、その実施状況を報告。	[3歳未満] ・ 集団託児所や認定保育ママなど各種の保育サービスが充実、3歳未満児の約半数が利用 ・ 認定保育ママの利用に対する保育費用補助など、家族給付制度が財源的にも保育を支えている [3歳未満児に対する保育の定員割合] 15.7%(2012年) [3歳～就学前] ・ 3歳以上の子どもの幼稚園(保育学校)への就学を保障

資料出所 日本:厚生労働省(2014.9)「保育所関連状況取りまとめ(平成26年4月1日)」
 ドイツ:Statistisches Bundesamt, BMFSFJ, 厚生労働省「海外情勢報告2013」
 フランス:DREES(2009.2) *L'offre d'accueil collectif des enfants de moins de 6 ans en 2007*,
 同(2009.6) *Les dépenses pour la garde des jeunes enfants*, 厚生省(2014) *L'offre d'accueil des enfants de moins de 3 ans en 2012*

- (注) 1) 託児所のほか、複合保育所(Kindertagesstaette)がある。これは、(1)3歳児未満を対象とする託児所(Kinderkrippe)、(2)3歳以上就学前の保育所(Kindergarten)、(3)就学児童保育施設(Hort)の3つの複合施設のことである。
 2) 2005年1月より、保育整備法が施行され、連邦政府は州及び市町村(Kommune)に対し、失業扶助及び社会扶助の見直しによる経費削減等により浮いた費用から、毎年15億ユーロを児童保育の整備に利用することが可能になった。

第9-15表 障害者雇用対策

Table 9-15: Employment measures for the disabled

	日本	ドイツ	フランス
根拠法	障害者の雇用の促進等に関する法律	社会法典第9編(SGBIX)	労働法典L5212-1～, L5213-1～
対象者	身体障害、知的障害または精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、職業生活を営むことが著しく困難な者。	・ 重度障害者(障害の程度50以上の者) ・ 重度障害者とみなす者(障害の程度が30以上50未満で、障害が職業上影響を及ぼす場合) ・ 障害が重度でない青年及び若年成人を加える(2004年「重度障害者職業訓練就労促進法」制定に伴い新たに対象となる、障害のある若者の職業訓練や職業あつせんに力点)	身体的、知的、精神的機能又は感覚器官の機能の悪化により雇用を獲得し維持する可能性が現実には減退している全ての者。雇用義務制度の受益者の範囲は、CDAPH(障害者権利自立委員会)によって障害を持つ者として認定された労働者、労働災害あるいは職業病の犠牲者、障害年金の有資格者、障害者手帳の保有者、成人障害者手当(AAH)受給者、旧軍人及びそれと同様の者。
雇用主への規制	[法定雇用率の義務づけ] (2013年4月からの規制) 常用雇用労働者数が50人以上の一般民間企業事業主に対し、その常用雇用労働者数の2.0%以上の身体障害者又は知的障害者の雇用義務が課される(国、地方公共団体、特殊法人等2.3%、都道府県等の教育委員会2.2%) ¹⁾ 。	法定雇用率は、民間部門・公共部門ともに5%。雇用率の対象事業所は、従業員20名以上の企業及び公的な部門である(社会法典第9編71条1項)。法定雇用率未達成の場合企業は納付金を納付する。なお、中小企業については、従業員規模に応じて納付金額を軽減する規定が置かれている。	賃金労働者が20人を超える公共・民間事業主に対し、6%の障害者雇用の義務付け。雇用率を満たさなくても4つの代替的手段(納付金制度における拠出金、保護的労働セクターとの下請契約、研修での障害者の受入れ、労使協定による雇用プログラム)をとれば満たしたものと認める。但し、保護的労働セクターとの下請契約、研修での障害者の受入れの利用には上限がある。
手続き等	[負担金の徴収方法] 法定雇用率未達成の民間企業事業主は、不足1人につき5万円の障害者雇用納付金を納付する(常用労働者200人超)²⁾。 [助成方法] 政府は、障害者を雇用するために職場環境を整備したり、適切な雇用管理を行ったりする事業主に費用を助成している。常用雇用労働者数が200人を超える事業主で雇用率を超えて障害者を雇用している場合に、超えて雇用している障害者の人数に応じて障害者雇用調整金(超過1人当たり月額2万7000円)を支給。常用雇用労働者数が200人以下の事業主で一定数(各月の常用雇用労働者数の4%の年度間合計数または72人のいずれが多い数)を超えて障害者を雇用している場合に、一定数を超えて雇用している障害者の人数に応じて報奨金(超過1人額2万1000円)を支給。	[負担金の徴収方法] ・ 州の社会統合事務所が、雇用率の達成状況により、負担調整賦課金を事業主から徴収する。 ・ 障害者の作業所に仕事を委託した事業主は、請求された金額の50%を負担調整賦課金から控除できる。 [助成方法] ・ 州の社会統合事務所は負担調整賦課金の20%を連邦の負担調整賦課金基金に納付。州の社会統合事務所は、負担調整賦課金を用いて、障害者の必要に応じて職場を改築したり設備を整備する費用や障害者を雇用するために特別に大きい支出を必要とする場合の費用等に助成する。 ・ 連邦に納付された負担調整賦課金は連邦雇用機構に必要な財源に充当。	[負担金の徴収方法] 使用者は、毎年雇うべき障害者1人につき決められた拠出金(法定最低賃金(SMIC)時給の400～600倍、従業員数により20名以上、200名以上、750名以上と区分)を障害者職業参入基金管理運営機関(AGEFIPH)に納付する。3年以上にわたり障害者を1人も雇用していない場合には、制裁的納付金(法定最低賃金(SMIC)の1500倍)が科される。 [助成方法] AGEFIPHが拠出金を使用者から徴収し、一般雇用されている障害者の賃金保障、就業している障害者やその使用者に対する一括払いの統合助成金、雇用継続のための資金、職場改善のための資金として助成している。

第9-15表 障害者雇用対策（続き）

Table 9-15: Employment measures for the disabled (cont.)

	アメリカ	イギリス
根拠法	「障害を持つアメリカ国民法」(1990年制定)により、雇用、公共交通、公共的サービス、電気通信の分野において、一般企業や事業者に対し、障害者の雇用やバリアフリー化を義務付け、義務が果たされなければ、障害者は差別として事業主を訴えることができることとし、障害者の機会均等を保障している。	「1995年障害者差別禁止法」及び「2010年平等法」により、雇用、商品及びサービスの提供、並びに住宅供給の分野において障害者の権利を保障するとともに、教育、公共輸送機関における障害者の利便性にも配慮し、総合的に障害者に対する差別を禁止することを定めている。
対象者	個人の主たる生活活動の一つ以上を著しく制限する身体的・精神的機能障害がある者。(機能障害の経歴がある者、機能障害を持つとみなされる者も含む。)	通常の日常生活活動を行う能力に対して相当程度のかつ長期的悪影響を及ぼす身体的又は精神的機能障害のある状態の者。
雇用主への規制	〔雇用における差別禁止〕 15人以上を雇用する事業主は「有資格の障害者」を障害ゆえに差別してはならない。事業主は「不当な難儀」をもたらす場合を除き、応募する又は雇用される障害者のために「妥当な環境整備」をとらなければならない。	〔雇用における差別禁止〕 障害者は、障害に基づく差別(直接差別)のほか、障害を持たない他の者と同等の規定等の適用を受けることで不利益を被る場合(間接差別)や、障害に関する雇用主・従業員もしくは第三者(顧客等)からの嫌がらせ、差別的な扱いに関する不満や苦情の申し立てに対する報復的な扱いなどからも保護される。事業主は、障害従業員もしくは将来の障害従業員のために、建物の物理的な特徴や雇用協定について「合理的な調整措置」をとらなければならない。
手続き等	〔申立の仕組み〕 雇用差別がある場合は、障害者等は申立を180日以内に雇用機会均等委員会(EEOC)に行う。EEOCは調査を行い申立が正当であれば雇用主にその行為を止めるように命令、非公式に和解を行うこともするが、成功しなければ訴訟に持ち込むことが可能。近年EEOCでは、代替的な制度として、仲裁の仕組みを設置。	〔申立の仕組み〕 雇用差別がある場合には、障害者等は雇用審判所に申立を行うことができる。また、助言斡旋仲裁局(ACAS)は、相談を受け、あっせんを行うことができる。

資料出所 厚生労働省ウェブサイト、「平成26年版厚生労働白書」(2014年9月)、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター(2012年4月)調査研究報告書No.110「欧米の障害者雇用法制及び施策の動向と課題」

フランス:永野仁美(2009)「フランスの障害者雇用政策」季刊労働法225号

- (注) 1) 短時間労働者は1人を0.5人と換算。重度身体障害者及び重度知的障害者については、フルタイムで1人雇用すれば2人、短時間雇用している場合は1人と換算。なお、精神障害者(手帳所持者)は、雇用義務ではないが、雇用率の算定に含めることができる。
- 2) 2010年4月に施行された改正障害者雇用促進法により100人超の事業主は2015年4月から対象となる。

第9-16表 一日当たり生活時間配分

Table 9-16: Main structure of daily average time use

(時間. 分/Hours. minutes per day)							
	日本	アメリカ ¹⁾	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	韓国 ²⁾
	JPN	USA	GBR	DEU	FRA	SWE	KOR
(男 Male)							
個人的ケア ^{a)}	10.56	10.31	10.38	10.53	11.56	10.16	10.52
睡眠 ^{b)}	8.05	8.37	8.33	8.23	8.56	8.03	7.50
身の回りの用事と食事 ^{c)}	2.51	1.54	2.05	2.30	3.00	2.14	3.02
仕事と仕事中の移動 ^{d)}	4.57	4.14	3.26	2.51	3.16	3.57	4.04
学習 ^{e)}	0.52	0.29	0.35	0.34	0.31	0.13	1.29
家事と家族のケア ^{f)}	1.08	2.19	2.08	2.10	2.16	2.33	0.39
自由時間 ^{g)}	4.47	6.09	5.37	6.02	4.58	5.28	4.46
ボランティア活動 ^{h)}	0.05	0.20	0.09	0.16	0.16	0.13	0.00
他の自由時間 ⁱ⁾	4.42	5.49	5.28	5.46	4.42	5.15	4.46
うちテレビ ^{j)}	2.29	2.59	2.40	2.02	2.12	2.02	1.51
移動 ^{k)}	1.17	—	1.27	1.26	1.00	1.27	1.53
うち通勤 ^{l)}	0.33	—	0.25	0.21	0.20	0.21	0.40
その他 ^{m)}	0.04	0.17	0.09	0.05	0.03	0.06	0.16
(女 Female)							
個人的ケア ^{a)}	11.06	10.56	10.57	11.11	12.11	10.42	10.53
睡眠 ^{b)}	7.54	8.48	8.40	8.30	9.10	8.12	7.50
身の回りの用事と食事 ^{c)}	3.12	2.08	2.18	2.41	3.01	2.30	3.02
仕事と仕事中の移動 ^{d)}	2.27	2.57	1.56	1.34	1.55	2.40	2.22
学習 ^{e)}	0.50	0.27	0.35	0.32	0.30	0.18	1.21
家事と家族のケア ^{f)}	4.02	3.39	3.47	3.50	4.12	3.44	3.09
自由時間 ^{g)}	4.20	5.43	5.12	5.31	4.18	5.09	4.24
ボランティア活動 ^{h)}	0.04	0.23	0.12	0.14	0.12	0.12	0.02
他の自由時間 ⁱ⁾	4.16	5.20	5.00	5.17	4.06	4.58	4.22
うちテレビ ^{j)}	2.20	2.32	2.17	1.46	2.02	1.45	1.53
移動 ^{k)}	1.09	—	1.21	1.17	0.51	1.20	1.34
うち通勤 ^{l)}	0.18	—	0.14	0.11	0.13	0.16	0.23
その他 ^{m)}	0.07	0.18	0.10	0.05	0.03	0.07	0.18
調査年月 Reference period	2011.10	2011.1～ 2011.12	2000.6～ 2001.9	2001.4～ 2002.4	1998.2～ 1999.2	2000.10～ 2001.9	2009.9
対象年齢 Reference age	10歳～	15～	10～	10～	15～	20～84	10～

a) Personal care; b) Sleep; c) Eating and other personal; d) Job and activities related to employment; e) Gainful work, study; f) Domestic work and care; g) Free time; h) Volunteer work and help; i) Other free time; j) TV; k) Travel; l) Travel to/from work; m) Others.

資料出所 総務省統計局(2012.12)「平成23年社会生活基本調査(調査票B)」

(注) 国により定義の相違があるため、比較には注意を要する。

1) 移動は関連する目的の行動に含まれる。

2) 買い物は関連する目的の行動に含まれる。

第9-17表 生活・社会・文化水準

Table 9-17: Indicators of national power and social infrastructure

	単位 Unit	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	ロシア RUS	中国 CHN	韓国 KOR
エネルギー輸入量 ¹⁾ Imports of commercial energy	100 万t	(2010年) 415					(石油換算/oil equivalent) 23	383	247
研究・開発費(政府の財源割合) ²⁾ % of gross domestic expenditure on research and development financed by government	%	(2011) 16.4	(2011) *33.4	(2011) *32.2	(2010) 30.3	(2010) *37.0	(2011) 67.1	(2011) 21.7	(2011) 24.9
インターネット利用率 ³⁾ Internet users	%	(2012) 79.5					(100人当たり/per 100 persons) *53.3	*42.3	84.1
道路延長 Length of the road network	1000 km	(2010) 337	(2010) 6,545	(2010) 420	(2010) 644	(2010) 1,028	(2009) 983	(2010) 4,008	(2009) 105
千人当たり自動車保有台数 ⁴⁾ Vehicles in use (per 1,000 persons)	台	(2013) 583	(2010) 797	(2010) 519	(2010) 572	(2009) 598	(2009) 271	(2010) 58	(2009) 355
医療費支出(対GDP比率) ⁵⁾ Total health expenditure (% of GDP)	%	(2011) 9.3	17.9	9.3	11.1	11.6	6.2	5.2	7.2
公的医療費支出の割合 ⁶⁾ Public health expenditure (% of total health expenditure)	%	(2011) 80.0	45.9	82.7	75.9	76.7	59.7	55.9	57.3
医師数 ⁷⁾ Physicians	人	(2006-2011) (人口千人当たり/per 1,000 population)							
		2.1	2.4	2.8	3.7	3.4	4.3	1.8	2.0
病床数 ⁷⁾ Hospital beds	台	(人口千人当たり/per 1,000 population)							
		13.7	3.0	3.0	8.3	6.6	9.7	3.8	10.3
交通事故件数 ⁸⁾ Road accidents	件	(人口10万人当たり/per 100,000 population)							
		(2010) 569.5	494.1	248.1	352.5	103.4	140.5	16.4	475.9
公的財政支出教育費(対GDP比) ⁹⁾ Public expenditure on educational institutions (% of GDP)	%	(2010) 3.6	(2010) 5.1	(2010) 5.9	(2009) 4.5	(2010) 5.8	(2010) 4.1	(2010) —	(2010) 4.8
テレビ保有世帯率 % of households with a television	%	(2008) 98.9	(2005) 98.9	(2006) 99.0	(2009) 95.0	(2009) 98.6	(2010) 100.0		(2011) 98.9
二酸化炭素排出量 ¹⁰⁾ CO2 emissions from fuel combustion	100 万t	(2011) 1,186	5,287	443	748	328	1,653	7,955	588

資料出所 総務省統計局(2014.3)「世界の統計2014」

* …暫定値又は推計値

- (注) 1) 商用一次及び二次エネルギーのすべてに関する輸入量。フランスはモナコを含む。
2) 当該国内で使用された研究費。外国から割り当てられた資金で実施される研究・開発を含む。中央・地方政府を対象(政府系非営利団体を含む)。アメリカは資本支出の全て又は一部を除く。
3) 原則として、各国の調査報告による。国により、インターネット・サービス・プロバイダー加入者数に基づく推計値の場合がある。日本は総務省「通信利用動向調査」による。
4) 日本は総務省統計局「人口推計」及び国土交通省「自動車保有車両数月報」による。
5) 医療費支出: 公的支出と私的支出の合計。予防・治療に関する保健サービス対策、家族計画活動、栄養指導活動及び緊急援助を含み、水道・衛生対策を除く。
6) 公的医療費支出: 政府(中央及び地方)支出、健康保険基金支出及び海外からの借入・贈与(国際機関及び民間非営利団体からの寄付を含む)。
7) 医師数、病床数: 2006～2011年の期間内で得られる最新の数値。医師は医療活動に従事する総合医及び専門医。病床数は病院(公的・民間・総合・専門)及びリハビリテーション施設における入院患者用のベッド数。
8) 道路上において、車両の交通によって発生した、人の死亡又は負傷を伴う事故の件数。物的損害のみの事故を除く。極めて短い区間での複数車両による衝突事故は1件と数える。
9) 教育機関への家計支出に対する公的補助及び国際財源からの直接教育支出を含む、国内総生産に対する割合。国及び地方政府が支出した教育費で、学校のために直接支出された経費のほか、学生生徒に対する報奨金、民間機関が行う教育訓練など(商工・労働団体による成人教育、見習訓練における企業実習など)への補助金及び授業料などとして学校に支払われた奨学金を含む。日本は4月から翌年3月の学校年度。
10) 燃料燃焼によるもののみであり、全ての二酸化炭素排出量とは異なる。フランスはモナコを含む。

第9-18-1表 生活時間（正規雇用者）

Table 9-18-1: Workday/Holiday time use (regular employees)

	単位 Unit	(平均値/Average)							
		日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		335	138	329	264	355	305	309	190
<出勤日/Working day>									
起床時刻 ^{a)}	(h:m)	6:39	6:21	6:17	6:21	6:40	6:45	6:50	6:51
自宅をでる時間 ^{b)}	(h:m)	7:36	7:54	7:30	7:44	7:42	7:55	7:43	8:08
出社時刻 ^{c)}	(h:m)	8:27	8:45	8:20	8:27	8:24	8:36	8:30	8:48
始業時刻 ^{d)}	(h:m)	8:47	8:59	8:29	8:36	8:32	8:43	8:53	9:10
終業時刻 ^{e)}	(h:m)	18:51	17:59	17:03	16:59	17:25	17:30	18:37	18:08
退社時刻 ^{f)}	(h:m)	19:16	18:11	17:13	17:07	17:31	17:38	19:07	18:29
帰宅時刻 ^{g)}	(h:m)	20:12	19:08	18:05	17:56	18:14	18:20	20:01	19:15
就寝時刻 ^{h)}	(h:m)	23:49	23:42	22:43	22:38	22:54	22:52	23:35	23:33
(在社中の)食事時間 ^{k)} (分/minutes)		47.0	49.4	42.9	42.3	48.3	49.2	54.4	55.3
(在社中の)休憩・休息時間 ^{m)} (分)		27.9	24.0	6.4	5.6	12.0	10.9	29.8	26.4
(在社中の)残業時間 ⁿ⁾ (分)		101.0	40.7	35.6	16.1	32.4	15.4	50.4	21.3
家で仕事をする時間 ^{o)} (分)		5.4	23.6	26.6	34.7	16.0	20.8	26.2	73.2
炊事・洗濯・買物など	(分)	15.4	94.5	53.1	98.7	30.5	76.8	24.1	76.9
家事にあてる時間 ^{p)}									
自動車の洗浄・家屋修理など	(分)	1.4	1.4	27.5	16.4	15.3	3.5	12.2	16.3
にあてる時間 ^{q)}									
子どもに関わる時間(世話、	(分)	26.1	55.8	84.7	108.1	53.8	84.8	37.8	61.6
しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}									
家族の看護・介護にあてる	(分)	1.1	1.7	29.0	43.6	—	—	18.0	31.5
時間 ^{s)}									
<休日/Day off>									
起床時刻 ^{a)}		8:35	8:22	8:30	8:28	9:07	8:57	8:49	9:06
就寝時刻 ^{h)}		23:13	22:57	23:06	22:59	23:07	22:57	23:43	23:10
家で仕事をする時間 ^{o)} (分)		14.9	35.3	57.1	59.6	35.8	42.7	65.4	159.4
炊事・洗濯・買物など	(分)	58.8	166.4	117.4	188.6	72.7	155.7	80.7	164.2
家事にあてる時間 ^{p)}									
自動車の洗浄・家屋修理など	(分)	26.5	12.8	93.0	53.8	77.2	28.9	47.5	38.7
にあてる時間 ^{q)}									
子どもに関わる時間(世話、	(分)	135.5	140.0	203.3	251.6	152.4	217.0	138.4	180.6
しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}									
家族の看護・介護にあてる	(分)	4.0	1.7	63.0	68.3	—	—	58.6	66.9
時間 ^{s)}									

a) Ringing up time, b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; h) Bedtime at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home; p) Household chores such as cooking, washing, and shopping; q) Washing the car/ repairing the house; r) Children (such as childcare, upbringing, education, play); s) Family nursing/ care giving.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-18-2表 生活時間（非正規雇用者）

Table 9-18-2: Workday/Holiday time use (non-regular employees*)

	単位 Unit	(平均値/Average)							
		日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		67	176	30	60	30	63	56	82
<出勤日/Working day>									
起床時刻 ^{a)}	(h:m)	6:59	6:47	7:20	6:42	6:56	7:04	6:51	7:00
自宅をでる時間 ^{b)}	(h:m)	8:06	9:43	9:34	8:49	8:26	8:49	8:21	8:57
出社時刻 ^{c)}	(h:m)	9:02	10:15	8:41	9:25	9:18	9:25	9:02	9:37
始業時刻 ^{d)}	(h:m)	9:19	10:19	8:53	9:32	9:27	9:34	9:25	9:55
終業時刻 ^{e)}	(h:m)	18:08	16:05	17:56	16:03	17:45	16:40	18:54	18:28
退社時刻 ^{f)}	(h:m)	18:24	16:18	18:11	16:08	17:52	16:49	19:09	18:43
帰宅時刻 ^{g)}	(h:m)	19:31	16:54	18:58	16:47	18:44	17:26	19:57	19:26
就寝時刻 ^{h)}	(h:m)	23:37	23:10	23:16	22:41	22:19	22:40	23:52	23:29
(在社中の)食事時間 ^{k)} (分/minutes)		52.8	27.8	34.7	25.0	47.3	47.6	47.9	48.2
(在社中の)休憩・休息時間 ^{m)} (分)		30.1	13.4	7.0	6.9	9.5	10.3	33.8	28.4
(在社中の)残業時間 ⁿ⁾ (分)		48.3	8.8	25.3	14.5	25.7	13.9	26.6	21.1
家で仕事をする時間 ^{o)} (分)		8.4	26.2	84.7	41.7	29.5	43.3	50.7	95.6
炊事・洗濯・買物など	(分)	24.3	138.8	72.1	128.5	48.1	90.0	42.5	85.5
家事にあてる時間 ^{p)}									
自動車の洗浄・家屋修理など	(分)	0.4	3.1	28.0	11.3	12.5	5.5	23.8	17.1
にあてる時間 ^{q)}									
子どもに関わる時間(世話、	(分)	37.5	106.6	91.1	164.2	51.3	118.4	50.7	63.3
しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}									
家族の看護・介護にあてる	(分)	0.0	1.4	36.8	66.1	—	—	23.7	25.7
時間 ^{s)}									
<休日/Day off>									
起床時刻 ^{a)}		8:56	8:09	8:25	7:51	8:54	8:46	8:50	8:43
就寝時刻 ^{h)}		23:00	23:18	22:21	23:27	23:20	22:54	24:10	23:30
家で仕事をする時間 ^{o)} (分)		33.7	42.3	69.7	64.5	26.0	61.8	83.6	196.3
炊事・洗濯・買物など	(分)	63.1	185.5	143.0	209.3	92.8	170.1	97.0	184.3
家事にあてる時間 ^{p)}									
自動車の洗浄・家屋修理など	(分)	29.0	10.4	97.9	28.9	78.2	31.1	55.5	40.7
にあてる時間 ^{q)}									
子どもに関わる時間(世話、	(分)	148.7	183.4	199.1	313.8	154.0	262.9	123.8	160.6
しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}									
家族の看護・介護にあてる	(分)	4.0	5.8	45.9	112.5	—	—	61.7	55.2
時間 ^{s)}									

*included: part-time, dispatched, contract, commissioned employees, and temporary workers.

a) Ringing up time, b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; h) Bedtime at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home; p) Household chores such as cooking, washing, and shopping; q) Washing the car/ repairing the house; r) Children (such as childcare, upbringing, education, play); s) Family nursing/ care giving.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-18-3表 生活時間（正規雇用者・非正規雇用者計）

Table 9-18-3: Workday/Holiday time use (employees)

		(平均値/Average)							
	単位 Unit	日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		402	314	359	324	385	368	365	272
<出勤日/Working day>									
自宅をでる時間 ^{b)}	(h:m)	7:41	8:55	7:41	7:56	7:46	8:04	7:49	8:23
出社時刻 ^{c)}	(h:m)	8:33	9:35	8:21	8:38	8:28	8:45	8:35	9:03
始業時刻 ^{d)}	(h:m)	8:52	9:44	8:31	8:47	8:37	8:52	8:58	9:24
終業時刻 ^{e)}	(h:m)	18:44	16:55	17:07	16:49	17:26	17:21	18:39	18:14
退社時刻 ^{f)}	(h:m)	19:08	17:08	17:18	16:57	17:33	17:29	19:07	18:33
帰宅時刻 ^{g)}	(h:m)	20:05	17:53	18:09	17:43	18:16	18:10	20:00	19:18
(在社中の)食事時間 ^{k)}	(分/minutes)	48.0	37.3	42.3	39.1	48.2	48.9	53.4	53.2
(在社中の)休憩・休息時間 ^{m)}	(分)	28.2	18.1	6.4	5.8	11.8	10.8	30.4	27.0
(在社中の)残業時間 ⁿ⁾	(分)	92.3	22.8	34.7	15.8	31.9	15.2	46.7	21.3
家で仕事をする時間 ^{o)}	(分)	5.9	25.0	31.5	36.0	17.1	24.6	29.9	79.9
<休日>									
家で仕事をする時間 ^{o)}	(分)	18.1	39.3	58.2	60.5	35.0	46.0	68.2	170.5

b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-19表 ジェンダー不平等指標 (GII) ¹⁾

Table 9-19: Gender Inequality Index

		2000年	2005	2010	2013	(順位/Rank)
スロベニア	SVN	—	0.141	0.131	0.021	(1)
スイス	CHE	0.100	0.084	0.067	0.030	(2)
ドイツ	DEU	0.132	0.117	0.097	0.046	(3)
スウェーデン	SWE	0.062	0.053	0.050	0.054	(4)
デンマーク	DNK	0.079	0.068	0.068	0.056	(5)
オーストリア	AUT	0.160	0.129	0.121	0.056	(5)
オランダ	NLD	0.078	0.069	0.050	0.057	(7)
イタリア	ITA	0.184	0.175	0.123	0.067	(8)
ノルウェー	NOR	0.106	0.085	0.075	0.068	(9)
ベルギー	BEL	0.123	0.104	0.093	0.068	(9)
フィンランド	FIN	0.088	0.089	0.077	0.075	(11)
フランス	FRA	0.182	0.157	0.125	0.080	(12)
チェコ	CZE	0.205	0.153	0.136	0.087	(13)
アイスランド	ISL	0.140	0.121	0.096	0.088	(14)
シンガポール	SGP	—	0.137	0.094	0.090	(15)
スペイン	ESP	0.119	0.118	0.113	0.100	(16)
韓国	KOR	—	0.116	0.102	0.101	(17)
オーストラリア	AUS	0.158	0.139	0.134	0.113	(19)
アイルランド	IRL	0.204	0.195	0.169	0.115	(20)
ポルトガル	PRT	0.189	0.170	0.138	0.116	(21)
カナダ	CAN	—	0.141	0.139	0.136	(23)
日本	JPN	0.136	0.149	0.122	0.138	(25)
ポーランド	POL	0.208	0.160	0.164	0.139	(26)
ギリシャ	GRC	—	0.179	0.160	0.146	(27)
ニュージーランド	NZL	0.191	0.193	0.198	0.185	(34)
イギリス	GBR	0.228	0.216	0.197	0.193	(35)
中国	CHN	0.572	0.219	0.209	0.202	(37)
マレーシア	MYS	0.310	0.290	0.269	0.210	(39)
アメリカ	USA	—	0.288	0.285	0.262	(47)
ロシア	RUS	0.425	0.351	0.327	0.314	(52)
タイ	THA	0.458	0.405	0.379	0.364	(70)
メキシコ	MEX	0.494	0.428	0.407	0.376	(73)
フィリピン	PHL	0.477	0.458	0.430	0.406	(78)
ブラジル	BRA	0.515	0.473	0.446	0.441	(85)
インドネシア	IDN	—	0.551	0.508	0.500	(103)
インド	IND	—	0.621	0.590	0.563	(127)

資料出所 United Nations Development Programme (2014) *Human Development Reports 2014*

(注) 1) ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index) とは、リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)、エンパワーメント、そして経済活動への参加の3つの側面で、ジェンダーに基づく不平等がどの程度存在するかを表す指数である。値は0(完全に平等)から1(完全に不平等)までの数字で表わされる。

リプロダクティブ・ヘルスの状況は、妊産婦死亡率と15-19歳の女性1,000人当たりの出生数で測定する。エンパワーメントの状況は、立法院の議席に占める男女別割合と中・高等教育への進学状況を基準とする。経済活動への参加状況は、労働市場への参加率で判断する。2000年は84、2005年は135、2010年は137、2012年は146、2013年は187か国を対象。

参 考

労働統計機関一覧

(注) 掲載機関の都合によりURLが変更される場合がある。最新の各国労働統計機関のリンク集については、労働政策研究・研修機構ウェブサイト (<http://www.jil.go.jp/foreign/link/>) を参照されたい。

----- 国際機関等 -----

国際労働機関 (ILO) —International Labour Organization

<http://www.ilo.org/>

EU統計局 (EUROSTAT) —Statistical Office of the European Communities

<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>

国際通貨基金 (IMF) —International Monetary Fund

<http://www.imf.org/>

経済協力開発機構 (OECD) —Organization for Economic Co-operation and Development

<http://www.oecd.org/>

国際連合 (UN) —United Nations

<http://www.un.org/>

国際復興開発銀行 (世界銀行) —World Bank

<http://www.worldbank.org/>

----- 各国・地域の統計機関 -----

[日本]

総務省統計局 —Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

<http://www.stat.go.jp/>

内閣府 —Cabinet Office

<http://www.cao.go.jp/>

厚生労働省 —Ministry of Health, Labour and Welfare

<http://www.mhlw.go.jp/>

[アメリカ]

アメリカ労働省 —U.S. Department of Labor (DOL)

<http://www.dol.gov/>

アメリカ労働統計局 —U.S. Bureau of Labor Statistics (BLS)

<http://www.bls.gov/>

[カナダ]

カナダ統計局 —Statistics Canada

<http://www.statcan.gc.ca/>

[イギリス]

イギリス統計局 —Office for National Statistics (ONS)

<http://www.ons.gov.uk/>

[ドイツ]

連邦統計局 —Federal Statistical Office

<http://www.destatis.de/>

[フランス]

国立統計経済研究所 —National Institute for Statistics and Economic Studies (INSEE)

<http://www.insee.fr/>

[イタリア]

国立統計研究所 —National Institute of Statistics (ISTAT)

<http://www.istat.it/>

[オランダ]

オランダ統計局 —Statistics Netherlands (CBS)

<http://www.cbs.nl/>

[ベルギー]

ベルギー統計局 —Statistics Belgium

<http://www.statbel.fgov.be/>

[ルクセンブルク]

国立統計経済研究所 —The National Institute for Statistics and Economic Studies (STATEC)

<http://www.statistiques.public.lu/>

[デンマーク]

デンマーク統計局 —Statistics Denmark

<http://www.dst.dk/>

[スウェーデン]

スウェーデン統計局 —Statistics Sweden (SCB)

<http://www.scb.se/>

[アイスランド]

アイスランド統計局 —Statistics Iceland

<http://www.hagstofa.is/>

[アイルランド]

アイルランド中央統計局 —Central Statistics Office Ireland

<http://www.cso.ie/>

[スイス]

スイス連邦統計局 —Swiss Federal Statistical Office

<http://www.bfs.admin.ch/>

[スペイン]

国家統計局 —National Statistics Institute

<http://www.ine.es/>

[ロシア]

連邦国家統計局 —Federal State Statistics Service

<http://www.gks.ru/>

[中国]

中国国家统计局 —National Bureau of Statistics of China

<http://www.stats.gov.cn/>

中国人民銀行 —The People's Bank of China

<http://www.pbc.gov.cn/>

[香港]

香港統計局 —Census and Statistics Department - Hong Kong

<http://www.censtatd.gov.hk/>

[台湾]

国家統計資料庁（台湾） —National Statistics, R.O.C.(Taiwan)

<http://www.stat.gov.tw/>

[韓国]

韓国統計庁 —Statistics Korea (KOSTAT)

<http://kostat.go.kr/>

大韓民国銀行 —The Bank of Korea

<http://www.bok.or.kr/>

[タイ]

タイ王国統計局 —National Statistical Office Thailand (NSO)

<http://www.nso.go.th/>

[シンガポール]

シンガポール統計局 —Singapore Department of Statistics

<http://www.singstat.gov.sg/>

[マレーシア]

マレーシア統計局 —Department of Statistics Malaysia

<http://www.statistics.gov.my/>

マレーシア工業開発庁 —Malaysia Industrial Development Authority (MIDA)

<http://www.mida.gov.my/>

[インドネシア]

インドネシア中央統計庁 —Statistics Indonesia

<http://www.bps.go.id/>

[フィリピン]

フィリピン国家統計局 —National Statistics Office, Republic of the Philippines

<http://web0.psa.gov.ph/>

[インド]

インド統計局 —Census of India

<http://www.censusindia.net/>

[オーストラリア]

オーストラリア統計局 —Australian Bureau of Statistics

<http://www.abs.gov.au/>

[ニュージーランド]

ニュージーランド統計局 —Statistics New Zealand

<http://www.stats.govt.nz/>

[ブラジル]

ブラジル地理・統計院 —Brazilian Institute of Geography and Statistics (IBGE)

<http://www.ibge.gov.br/>

[メキシコ]

国家統計・地理局 —National Institute of Statistics and Geography (INEGI)

<http://www.inegi.org.mx/>

データブック国際労働比較（2015年版）

2015年3月 第1刷発行

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

（編集） 国際研究部

TEL 03-5903-6274 FAX 03-3594-1113

（販売） 研究調整部 成果普及課

TEL 03-5903-6263 FAX 03-5903-6115

印刷・製本 富士プリント株式会社

©2015 JILPT

ISBN978-4-538-49046-5

ISBN978-4-538-49046-5
C3033 ¥1500E



9784538490465

定価(本体1,500円+税)



1923033015003